塩鰊及び塩鮭に適用される市場管理法。

目次

	頁
ビー・シー州塩鰊業の沿革	一
ビー・シー州塩鮭業の沿革	九
塩魚に市場管理法適用の提案、その報告及び日系業者宛の撤文（一九三四・九・一三）	一五
市場管理法の対策	二二
管理局聴問会暑記其の他	二三
スティヴンス商相と会見	三七
塩魚市場管理令実施の経表	四〇
枢密院令二五六〇号（英文）	四一
B.C.州地方局委員、其の他	四三
地方局諮会（第一回）（地方局諮会は合計二七回催されたが、総べて日順に記録してあるため目次にはこれらを称暑する。）	四四
委員長と内談（西海岸工場に関して）	五四
塩鰊生産費者諮会（東海岸の部）	五五
塩鰊生産割当原案	五八
塩鰊生産割当に関する木村委員の意見	四九
漸定生産割当、其他	五二
委員長と内談（西海岸工場に関して）	五四
塩鰊生産費者諮会（東海岸の部）	五五
塩鰊生産割当原案	五八
松山委員の手紙の要点	六〇
木村委員の意見（市況に関して）	六一
木村委員の意見（各港宛限定量に関して）	六八
CSHEの「指市販」活動（日本の部）	七二
CSHEの上海地区宛「指取引	八〇
上海宛塩鰊の一部神戸陸揚げの件	八五
幹事特報（一）	八八
幹事特報（二）	八九
木村、委員長と内談	九一
風評の正誤、調査	九三
塩鰊生産表（一九三四―三五年度）	九四
塩鰊、官許輸出商別各港宛契約出荷表（CSHEの部）	九八
同前（白系三輸出商の部）	九九
塩鰊、輸入港別受入箱数表（比例を示す）	
塩鰊、輸出商別取扱箱数表（比例を示す）	

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-1
www.nikkeimuseum.org

目次（続）

頁

塩鮭出荷一覧表（一九三四年度）（比例を示す） 九七
日、加間の貿易問題 九八
CSHE、代表団を日本に派遣 一〇〇
東京米鮭組合主催座談会 一〇一
代表団「要人」と的談の概要 一〇二
代表団、外務省訪問 一〇四
カナダ公使館訪問 一〇六
代表者、塩鮭取扱業者一般と会見 一〇六
代表者、再度外務省に出頭 一〇七
代表者、商工省訪問 一〇七
代表団神戸に向う 一一〇
代表団、神戸塩鮭販売組合員との座談会 一一一
再度神戸組合員と懇談会 一一一
神戸駐在カナダ領事館を訪問 一一二
代表団東京に戻る 一一二
日本政府通商権護法発動 一一二
外務省に岩永書記官を訪問 一一三
若松通商局長を訪う。（岩永氏とも面談 一一三
代表団帰館見学 一一五
日魯漁業株式会社訪問 一一五
総合局特別委員と塩鮭取扱業者の公式会談 一一六
特別委員神戸に向う。 一一七
神戸塩鮭組合員との懇談会 一二
特別委員上海に向う 一二
特別委員香港に向う 一二
特別委員上海に戻る 一二
木村再度日本を訪い神戸に滞在 一二
木村再度東京に戻る 一二
岩永書記官を訪問 一二
木村帰加の途につく 一二
木村訪日中に於ける総合局の動き 一二

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-2
www.nikkeimuseum.org

参

目次（続）　頁

神戸塩鮮販売組合の一括取引契約確認さる。　一二七
神戸組合の一括取引契約無期限に延ばる。（但し完結）　一二八
地方局は塩鮮の生産休止を決定。　一二九
地方局、塩鮮生産業者の収益均衡を計る。　一三〇
西印度諸島、塩鮮需要調査失敗に終る。　一三三
収益均衡案に関する木村委員の意見。　一三四
天産物市場管理法は「密法違反」の意見。　一三五
西海岸生産者等の態度に関し、木村委員長と協議。　一三六
市場管理法（オタワ）違反に関する大審院の意見書。　一三七
地方局は暫時旧法に依つて運営を決定　一三八
塩鮮生産割当、現実出荷、各社に分与、現実生産量、協訳一覧表。（1935 1936）　一三九
塩鮮各港別出荷一覧表（付、輸出商取扱高、東西海岸生産量内訳。（1935 1936）　一四〇
塩鮮出荷の一覧表（購入者別、契約取扱店別）（一九三五―三六年度）。　一四一
塩鮮生産割当（付、割当に関する木村委員の意見、及び塩鮮輸出会社の調定。）（1935）　一四二
塩鮮生産一覧表（一九三五年度期）　一四三
塩鮮出荷、並に委托一覧表（一九三五年度期）　一四四
塩鮮荷受一覧表（一九三五年度期）　一四五
塩鮮生産、出荷仕訳表（一九三五年度期　一四六
節子生産出荷表（一九三五年度）　一四七
官許輸出商、塩鮮取扱高一覧表（一九三五年度期）　一四八
塩鮮受託先きの変動に関する短評。　一四八
塩鮮受託先きの変動に関する木村委員の意見。　一五〇
「参考書」に対する批評と付随する事項。　一五〇
委員長、木村委員と午餐、意見の交換を行う。　一五〇
塩鮮生産割当及び市販総量（一九三六年度期）決定　一五一
塩鮮生産割当表（一九三六年度期）　一五一
塩鮮生産割当不服申立てに関する木村の意見。　一六〇

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-3
www.nikkeimuseum.org

目次（続）

CSHEとSSEが催した夕食会　一六二
神戸造船販売組合代表団来晩、知事局を訪う。　一六三

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-4
www.nikkeimuseum.org

塩鰊及び塩鮭に適用された「市場管理法」

▲ビーライ州塩鰊業の沿革

日系人が当州にボツボツ移つて来た頃、沿岸一帯に鰊は獲る豊富であつて、産卵期に入り群来する時節には、後から後から引続き来襲する為め、初期のものは浜辺に揚げられ死魚の堤を築き、海浜は臭気鼻をつく状態であつたが、その利用法を敢て顧る者はなかつたとの事である。

一九〇〇年、田端力松氏は晩香波港内で鰊の浮遊するのを見て、これに投網し予想外の収益を得たと聞いた。

一九〇二年頃迄は有親氏はナナイモ市にて稍々大規模に鰊漁を開始、豊漁の為め地方の鮮魚需要を満して、なおかつ剰余が夥しいので、魚油、魚肥の製造に移り、かなりの成績をあげたらしいが、食用魚を肥料の原料に流用してはならぬと法律を以て禁止されたと伝えられている。(塩蔵もされたことと想像されるが確認せぬ。)(又、塩鰊製造業者一号は一八九七年―明治三十年―吉富邦三、森音次郎、両氏共同という話を耳にしたことがあるが調査の途は見つからない。)

一九〇三年田端力松氏は市内の一支那商と提携、ナナイモ市で塩鰊を生産し、当地在留支那人の需要に充て、剰余約百屯を生じたので、これを上海に輸出試売した処、予期以上の成績をあげたので、これに力を得、翌年から逐年輸出量を加増した。この間、田村商会の後援もあり、又一時共同者として高橋菊助氏を迎えたこともあり、(佐野清忠氏と共同にて田端商会神戸支店をも経営した。)一九〇六年には約七千屯を生産、輸出したと聞いた。(注、後年田端氏は塩鰊業の開拓者として日本塩業協会から褒状を与えられた。)

(注、後年日系人の新業に参加する者が加増した。)

一九一八年―日系人塩鰊生産者は渉外及び政治面対策の必要上、同業者組合を創設し、これを日系塩鰊業者(組合)と称した。支部系、永生号(葉永茂)は日系人の下請者を雇傭し、漁者や工場就働者の大部分は日系人ゆえ、この組合に加入し、第二世界大戦直前まで日系人と行動を共にした。(往て以後本項中にある諸計数には日系として明示する。)

(注、この日系塩鰊業者組合が後年加奈陀塩鰊輸出販売組合に成長、臨機に生産協定の提結、或は又、共同販売も時々試みた。そしてこれが更に強化され加奈陀塩鰊輸出販売株式会社に改組され、共同生産並に全面的な共同販売の機関となつたのである。)

戦後断業に着目する日系、白系の事業家は続出し、漁船、営業設備等は逐年完備され、最盛期、一九二八―二九年(漁期は大体九月初旬から翌年二月末、禁漁期迄)には五三、七七四屯が産出された。

これが輸出先は

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-5
www.nikkeimuseum.org

神戸（消費市場は朝鮮、台湾、北支方面）　二、七一四瓲
上海　一九、二三二瓲
香港　一五、〇〇〇瓲
大連、天津、青島　五、〇〇〇瓲
福州（フクチュウ）、厦門（アモイ）、汕頭（スワトウ）　八〇〇瓲
合計（輸出量）　五二、七四六瓲

（注）右輸出量と総生産高と相違する点については第3頁21－24行目を参照。
なお、右総輸出量の東洋漁業と売上金額は米貨二、一四二、五四三弗にのぼった。

生産内訳は次の通りであった。

日系（暁香波島東海岸方面）

田端商会（田端力松）　四、七三九瓲
田中商会（田中三吉）　四、一一〇瓲
星永商会（星永寿吉、嘉祥治三郎）　四、二九三瓲
MORESBY ISLAND FISHERIES, LTD.（大出竹次郎、松山豊蔵）　九、七八四瓲
PACIFIC SEA PRODUTS, LTD（白石数市）　三、二七九瓲
CONICHAN SALTERY（鈴木廉蔵）　三、四七九瓲
SUNRISE TRADING CO.（新田嘉太郎、酒井愛之助）　一、五〇〇瓲
WING SANG CO.（永生号）（葉永茂）　二、六〇〇瓲

（注）一九二九年、B.C. FISH SALTERIES, LTD.（向井政太郎、太田琴太郎）及び EAST COAST FISH CO.（怡利公司、澳川成太郎）の二社が暁香波島東海岸にて生産に着手、一九三二年、SUNRISE TRADING CO.（新田嘉太郎、酒井愛之助）は廃業した。又、同年田端商会は永生号と共同生産を為し、田端氏は一九三三年より CANADIAN SALTERIES, LTD.（杉山岩吉、福山千吉、田端力松）に入社し、同社が旧田端商会の塩蔵工場を買取り、以後引続き操業した。

日系（暁香波島西海岸方面）

RITHERDON BAY PACKING CO. LTD.（田端力松）　六二一瓲
VINCE & CO. LTD.（井西長之助）　四七四瓲
GREEN COVE SALTERIES LTD.（大出竹次郎、桂野良男）　八二二瓲
CHAMISS BAY PACKING CO. LTD.（松山豊蔵）　一、六〇四瓲
小計（日系、東西海岸総産高）　三七、三一五瓲

（注）一九三二年、RITHERDON BAY PACKING CO. LTD.（田端力松）は閉業した。
又、西海岸方面の鰊群来の不順、原価高等の関係上 VINCE と CHAMISS BAY の二工場は GREEN COVE と共同生産の申約を結び同年以後閉鎖された。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-6
www.nikkeimuseum.org

白系(暁香波島東海岸方面)

B. C. PACKERS, LTD.	二、一〇〇〇㌧
CANADIAN FISHING Co. LTD.	二、二五〇㌧
PACIFIC FISH PRODUCTS, LTD. (G. ATHANS)	一、六五〇㌧

(注) 一九二〇年、PACIFIC FISH PRODUCTS, LTD. は閉鎖した。

白系(暁香波島西海岸方面)

B. C. PACKERS, LTD.	二、七〇〇㌧
BUTTERFIELD, MACKIE & Co. LTD.	八〇〇㌧
WATSON BROS. LTD.	一、五五〇㌧
BLACKWELL FISHERIES, LTD.	五五〇㌧
COAST PACKERS, LTD.	五二〇㌧
NELSON BROTHERS FISHERIES, LTD.	五五〇㌧
A. B. C. PACKING Co. LTD.	一〇〇㌧
SOMERVILLE CANNERY (F. MILLERD)	七四八㌧
ISLAND PACKING Co. LTD.	二二四㌧
ORION FISHING & PACKING Co. (P. WALLACE)	一、九六九㌧
TOQUART FISHERIES, LTD.	五二八㌧
小計(白系東西海岸総産高)	一六、四五九㌧

(註) 西海岸方面の白系生産者も日系と同様の理由に依り、一九三二年概収されらの工場を閉鎖した。但し NELSON BROS. のみは一九三三年東海岸方面に進出した。

◎合計総産高　五二、七七四㌧

但し右の内二八㌧は大鮮釣用餌(HALIBUT BAIT)に充当せられ、又、一〇〇〇㌧は囲(カコイ)鯨として、次期迄出荷を延期した。

従て、総輸出量は五二、七四六㌧であった。

日、白生産比例は左の通りであった。

日系関係の生産高　三七、三一五㌧　即ち総産高の六九・三九パーセント

白系関係の生産高

一六、四五九㌧	三〇・六一パーセント
合計総産高 五二、七七四㌧	一〇〇・パーセント

又、暁香波島東、西海岸の産出比例は次の通りであった。

東海岸方面の生産高　三九、九八四㌧　即ち総産高の七四・三六パーセント

西海岸方面の生産高　一三、七九〇㌧　〃　二五・六四パーセント

合計総産高　五三、七七四㌧　一〇〇・パーセント

(注) 一九二八年、西海岸のバークレイ、サウンドやヌーツカ、サウンド水域一帯では塩蔵用鮭

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-7
www.nikkeimuseum.org

(チヤム)は非常な豊漁であったが、鰊の群来は僅少であったので、殆んど全部の日系工場は早期に閉鎖され、その剰余力は東海岸方面に注がれた。

無謀な乱獲は勿論不漁を招くが、東海岸方面では乱獲は行われなかった。然し、不可抗力な自然に依る年毎の豊漁、不漁の現象は免れず、従て、生産量の増減は幾分あった。処が、斯くも外貨獲得に資する日系塩鰊業者を俟つものは、意外にも、執拗な排日宣伝に左右され次から次にと発布される不利な法規(漁業関係は領の管轄、生産面は州法)であった。

(注)これらの法規やその対策については稿を改めて認めたいと思っている。

さて、茲まで開発され、発展の途をたどってきた斯業に逐年幾らか宛の頽勢の兆しが生じてきた。それは

一、湘州事変前後、又、引続いて起った北支問題等に拘わる支那の排日貨。

二、支那の内乱に起因する不安と、経済的疲弊。

三、水害、或は干魃の為め農産物の不作に依る購買力の低下。

四、支那政府の銀回収、銀価値下りに伴なう為替相場の下落。

等に禍いされたものであって、(二)に関しては或る程度対策を講じ得たものの、其他は全く対応不可能な事柄ばかりであった。

一九三〇年全支に亘る社会不安情勢の他に、前年来稍々弱気であった上海及び香港の為替相場は益々暴落を続けるので、往来通り自由販売主義を経続するの不利を悟った日系塩鰊業者組合員は、相談の結果、支那方面宛ての売掛出(SALES OFFER)の途を二店に限る了解に達した。これに依り、乱売は一時免れたものの、漁期末が近づくに従い、手持品売捌きの不安にかられた一部組合員は、内密に、白系仲買商を通じて了解値段を下廻る売約をした為に、折角の試みも初期の効果は得られなかった。しかし、終期まで了解値段の維持に心掛めたものが、売り急ぎをしたものに比べて、幾分好結果を得たことは、後年、生産者一般に良い教訓を与えた模様であった。

上海事変以来、の支那各地の排日貨は、一九三二年に入り益々熾烈度が加わり、露領産塩鰊、樺太、北海道、朝鮮産塩鰊や塩鯣(イワシ)等に連れて加奈陀産塩鰊もまた排貨の運命に陥った。然し為替相場は暴落を続け、その反面上海に於ける輸入税率は即騰したので、塩鰊生産に着手することに非常な危険が生じない状態になった。

(注)一九二八―二九年、来貨四九・七五万は香港の一〇〇万に該当、上海のそれは来貨六〇・七万

一九三一―三二年 〃 二二・一七万 〃 一〇〇万 〃 上海 〃 〃 二八・七万

又上海の輸入税は、二八―二九年は一定割来貨二・二八万であったものが、三一―三二年

には一〇・〇七弗に昇騰（香港はフリー・ポートである故、無税。）

同業者組合員は鮪資、放漫の結果、生産量を一四、〇〇〇屯に制限し、共同販売並に或る程度の共同生産を為すこと、剰余生魚は組合を通じ魚油、魚肥専用迄に捌き、又排日貨の対策は幹事に一任することを決議した。そこで、従来の組合を「加奈陀塩鮭輸出販売組合」に改組し、この新組合と各生産者が生産割当、及び共同販売激約書を取りかわした。（組合長は松山豊蔵、幹事は木村岸三であった。）排日貨対策は色々曲折はあったが、一応難点は打開された。生産工場は東西両岸に五ケ所と、西海岸に一ケ所にわり法めた。そして、剰余生鮭の販売も大体満足出来る程度の契約成立をみた。

一九三二年度のビー・シー産塩鮭の総生産出量は、西海岸の白系の生産にかかわる五一〇屯を加え、合計一四、五八三屯であった。

支那の為替相場下落の結果、カナダの「行桟」（支那人は鮭を「鮭」と呼称していた。）は段々と高価なものとなるので、為替関係上有利な運輸（現、タイ国）其他東南アジア諸国よりの塩干魚の輸入量が漸増されつつあった。この傾向が更に進展すれば、消極的には「海林」は支那人の食卓から姿を消し、その嗜好はやがて忘れられてしまうことを危惧した日系塩鮭業者は、何とかして対支輸出の経続に勉める必要があった。生産量は僅少であり、利潤とては殆どなかったであろうが、兎に角前述の目的は果たした訳であった。

一九三三年度には前年度の経験を活かして、統制案を更らに強化し、共同生産に依る原価の低減を計り、共同販売方法を踏襲すべきであったが、何分にも大部分の組合員は斯業開拓以来の荒波（競争）を乗り越えてきた人達故、合理化は寧ろ窮屈とさえ考え、ボイコットの脅威がなければ各自自由に生産と販売に携わりたいという意見が過半数をしめた。依て、組合との協約を解除し、組合は単に剰余生鮭の販売丈けを取扱うことに決した。（注、同年の組合長は喜福祥治三郎、幹事は木村岸三。）

一九三三年度には前年度の経験を活かして、統制案を更らに強化し、共同生産に依る原価の低減を計り、共同販売方法を踏襲すべきであったが、何分にも大部分の組合員は斯業開拓以来の荒波（競争）を乗り越えてきた人達故、合理化は寧ろ窮屈とさえ考え、ボイコットの脅威がなければ各自自由に生産と販売に携わりたいという意見が過半数をしめた。依て、組合との協約を解除し、組合は単に剰余生鮭の販売丈けを取扱うことに決した。（注、同年の組合長は喜福祥治三郎、幹事は木村岸三。）

一九三四年、一月二十六日、全組合員会議の上、生産統制、共同生産、及び共同販売の実行化を決議し、組合を「加奈陀塩鮭輸出販売株式会社」に改組、各自の持株は生産割当決定の際に使用する基本数字に依ることとし、左の通り役員を選挙した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-9
www.nikkeimuseum.org

社長　白石数市
副社長　鈴木廉蔵
専務取締役　木村岸三
常務取締役　松山豊蔵
会計幹事　杉山岩吉

そして細目に亘る具体案は社長、専務力及び各株主（会社）を代表する首席事務員の特別決議に委ねることに決した。この特別決議は数回催されたが、二月十日、愈々成案を得て、各出資者（或は会社）全部と株式会社間に契約書が取りかわされた。

契約書の概要はたの通りであった。

一、下記署名者は「加奈陀塩鰊輸出販売株式会社」（CANADIAN SALT HERRING EXPORTERS, LTD.）或はビ・シー州登記所（REGISTRAR OF COMPANIES）が認可する名儀の合資株式会社（以後販売会社と略称）を設立すること。

株券発行許可額（即ち認可資本）は五万弗に限定し、一株の価格は百弗宛とすること。

本契約書の署名者（会社を含む）全部は販売会社設立の認可あり次第、左の株数に準じ販売会社に仕払をなし、各々の株券を入手すること。

松山商会（松山豊蔵）	二〇株
大出弥三郎（大出竹次郎）	二〇株
PACIFIC SEA PRODUCTS EXPORTERS LTD.（白石数市）	二〇株
EAST COAST FISH Co. LTD.（怡利公司、興川成太郎）	二四株
鈴木廉蔵	二〇株
田中商会（田中三吉）	二二株
嘉祥商会（嘉祥治三郎）	二二株
CANADIAN SALTERY, LTD.（杉山岩吉、福山千吉、田端力松）	二二株
向井政太郎（並に太田琴太郎）	二〇株
GREEN COVE SALTERIES LTD.（大出竹次郎、樫野眞男）	三二株
未発行分（即ち保留）	一九八株
合計	五〇〇株

二、各株主（会社）はその生産品（塩鰊）全部を販売会社を通じてのみ輸出、販売すること。

各株主（会社）は販売会社が決定した総生産額を各々持ち株の比例に準じて生産し、又、販売会社が総生産額を変更した場合は、これに従い増、減を按分し各自の生産割当を改正すること。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-10
www.nikkeimuseum.org

三、暁香旅島東海岸方面の生産者（株主、会社）の出荷割当は当該者（会社）の生産割当を用い尽すまでは、船積み毎に一定期日の各自手持既製量を東海岸の総既製量に基き按分比例に依り、「販売会社」が決定すること。又、西海岸の生産者（株主、会社）の出荷割当については、東海岸の例にならい、別途に西海岸に適用するものを「販売会社」が決定すること。

（例、船積一一、〇〇〇包、東海岸全株主の総既製量一五、〇〇〇包、株主"A"の手持既製量一五〇〇包の場合は、即ち $\frac{1500}{15000} \times 11000 = 1100$ "A"の出荷割当。）

又、東西海岸両方面の生産者（会社）が同一船に積荷する場合は両方面の総既製量に基き、先ず東、西海岸の積出し量を比例に依り決定後、個々の出荷割当が前述の方式にて算定されること。

「販売会社」は共同販売制度を設け、一船毎に販売先、及び輸出先の多寡、販売値段、及び（仲買口銭を含む）出荷費用の高低如何に拘わらず、これを単一積出荷物とみなし、売上、及び出荷諸費用を共同計算方式にて按分し、「販売会社」の口銭一包（五箱）当り一弗を差引き、その残高を各供給者（会社）に決済すること。

(A)三、生産者（会社）は可及的優良品を製造し、出荷割当に準じ、これを大洋航路船積取港まで自費を以て回漕すること。

生産者（会社）が若しも品質不良とか箱いたみのものを出荷した為めに損害を生じた場合は、その損害は当該供給者（会社）が直接負担すること。又船積み前に品質不良と鑑定された場合は、「販売会社」はその荷物に限り、取扱い方を拒否することができる。

(B)三、売上金取立不能、或は不可抗力に依る損害は、各生産者（会社）全部がその年度の生産割当、乃至はそれに依り生産した量の比例に準じ、分担すること。

四、「販売会社」は、若しも生産者（会社）が超過生産を為した場合は、その超過量を一包（正味二、一〇〇封度）東洋諸港渡（この場合の輸出港決定権は「販売会社」に在り）金一五弗宛にて引取り、その中より口銭五箱当り一弗宛を差引き、販売し、保して、その利益は「販売会社」の剰余勘定に繰り入れる権利を有する。

尚、若しも「販売会社」が剰余勘定を処分する場合には、前述超過生産量に付いては何等考慮は払われないこととする。

五、この協約書の署名者（会社）はその関係する、或は代表するものの塩鰊生産品全部「販売会社」を通じてのみ輸出、販売することを契約し、「販売会社」を通ぜずに輸出販売する塩鰊生産業、製造者（会社）或は塩鰊販売商に、直接乃至は間接に何等の利害関係を有せず、又求めないことを誓約する。

右項に違反したと視られるもの（会社）は七日間の期限なく臨時株主総会に於て

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-11
www.nikkeimuseum.org

釈明する機会は与えられるが、若し当該者（会社）以外の全株主が契約違反と認定、決議した場合は、以後「販売会社」を通じて輸出、販売を為す恩典を喪失すること。

併して「販売会社」はその幹事に当該違反者（会社）の全持株転売先方を指図すること、並に当該違反者（会社）は右幹事の転売する権能を承認し、転売行為に必要な委任状を幹事に付与したことを茲に誓約する。

又、右転売される株券は一株五〇弗宛とし、その仕払いを受領した当該者（会社）は以後「販売会社」に何等関連は無く、その恩典、当座割当、配当等一切は該株の購買者（会社）が継承することに異議のないことをも茲に確約する。

尚又、右記転売に際し、当該違反者（会社）以外の「販売会社」の株主（会社）全員は、各々その持株の比例に準じ、該処分株を購買することができる。

この協約の署名者（会社）はその協約実行の保証として、向後二年間各々の持ち株全部を「販売会社」の幹事に委管すること。そして、全株主（会社）の総意に依り、この項目を更に二年間延長することも出来る。

六、「販売会社」設立の認可を得た後、「販売会社」の責任者はこの協約書に署名し、以て本協約に加盟した証左とすること。

この協約書は署名者（会社）及びその後継者（会社）或はその管理人（会社）又は受託者（会社）が恩典を受け、義務を負う約制を慣習的に継承するものとする。

七、塩鰊業者（会社）にて上記金額に同意し、「販売会社」の全株主（会社）の賛成を得た場合は未発行分の株券を購入し、「販売会社」に参加出来るものとする。

以上。

右協約書の概要に基き、「販売会社」の定款を顧問弁護士ウイリアムス氏（Mr. WILLIAMS, K.C. OF WILLIAMS, MANSON & TAYLOR）に作成して貰い、これを添付して、会社設立認可の申請書を二月十三日英居政府に提出した。

（註、ウイリアムス弁護士は一九二八年、サマービル鑵詰会社（SUMMERVILLE CANNERY - MR. FRANCIS MILLER）の旧帆船トルミー号（S.F. TOLMIE）に対する浮揚工場鮭札発給拒否を不当として、これを提訴し、ビー・シー州検事総長と了解の上に州内の大審院を経ず、直接オタワの大審院にて判審を受け、勝訴の判定を得たのである。恰もその頃日系漁者は鮭札削減を不当として訴訟を提起していたので、オタワ政府は右判決を引例し、一九一四年制定の「漁業法」を明確化する為め、英国枢密院に控訴して、その判をあおいだのである。）

一九三四年三月十六日付けにて「加奈陀塩鰊輸出販売株式会社」設立の認可を得たので「販売会社」の代表が協約書に署名し、同書は愈々有効化されたのである。

東洋方面の為替相場は幾分回復の徴候が見え、当初の統制販売機構は完備したので、発展には程遠いにしても、先行きは楽観できると見ていた。処が八月中旬突如、塩鮭、塩鰊に「天産物市場管理法」が適用される件が惹起した。（この対策については「塩鮭の沿革」を記した後認める。）

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-12
www.nikkeimuseum.org

◎ビー・シー州塩鮭業の沿革。

一八七九―八〇年(明治十二、一三年)頃、日系移民が初めて鮭ギルネット漁に従事して以来、チャム(Chum)(俗にドッグサーモン)はその鑵詰市場が殆どなく、従て漁夫は折角網にかけたものの大部分を又河中に投棄した模様であつた。

一八九二年(明治二五年)、林貞之丞氏はこのチャム鮭を廃物利用の意味で塩漬けにして、日本に送出したのが、加奈陀産塩鮭(日本では米鮭と呼称されている。)の嚆矢と伝えられている。又、一八九五年には約一〇、〇〇〇尾(フレザー河物の標準十箱に換算して約一六〇箱)が日本に輸出されたと記録されている。この塩鮭が日本に於て嗜好に適したに起因して、漸時製造輸出を試るものが増加して一時盛況を極めた。

一九一四年、第一世界大戦当時、欧洲方面に多量の鑵詰食料品を需したので、チャム鮭もまた多く製鑵された。その為めに一般に普及し、価格も比較的に低廉である関係上、段々と市場が広まり、遂いにはその原料確保上、塩鮭業とは対抗的な立場となつたのである。

茲に一九二五年以降の塩鮭生産量を示すと左の通りである。(一箱約四五。封度詰)			
一九二五年	三六、二八五箱	此、白人の生産分	一、六〇〇箱
一九二六年	三六、三九五〃	〃 〃	二、〇〇〇〃
一九二七年	二〇、九三八〃	〃 〃	六〇〇〃
一九二八年	四五、四九三〃	〃 〃	一、八〇〇〃
一九二九年	一八、八九四〃	〃 〃	八〇〇〃
一九三〇年	二六、三一三〃	〃 〃	一、二五〇〃
一九三一年	八五、二二三〃(米)	〃 〃	八、〇〇〇〃
一九三二年	三一、七一五〃	〃 〃	二、八九〇〃
一九三三年	一八、七二八〃	〃 〃	八七六〃

(注、右年度計数中に白人の生産にかかわるものも合されているが、その中には日本人が白人の鑑札を利用して生産したもの、又は時前買付け契約をして白人に製造させたものが大部分であつた模様である。そして、これらの計数が後年日系人生産者にとり、禍いしたとも思われる。)

(尖、一九二一年には前年度までのチャム鑵詰総数手持品が多量に有つた為め、州内全部の鑵詰会社はこれの生産を全然見合せた。多数の日系人は「漁者」(従来の根拠地以外の漁区にも遠出し)に恩を売るのはこの時とばかり、塩蔵に力を注いだ。そして、これに刺戟された一部日系人は米国コロンビア河辺のアストリア(ASTORIA, ORE.)とかティラムーク(TILLAMOOK, ORE.)にまで出張して、約四、二〇〇箱の塩鮭を製造した。従て、この数も鮭産額に合んで史上未曾有の八五、二二三箱が日本に輸出された。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-13
www.nikkeimuseum.org

爾来塩鮭と筋子は殆ど全部が委托販売の商習慣に依存していた故、大量生産を見越して、早期に日本側の最低売値保証を得たもの以外は、これ丈けの大量を生産し、原価の低減を計ったものの、結果的には日本の価格低下に依り、損失を招いた者が多かったと聞いた。

塩鮭の複産物として製造された筋子の生産量は左の通りである。但し、全数量中には鮭の料理に廻し出た筋子以外に、鑵詰会社より買入れの原料により産出されたものも含む。（一函約一二〇封度詰）

一九二五年	六、六三四函	
一九二六年	一一、三五八〃	
一九二七年	六、八八九〃	
一九二八年	一六、八六九〃	
一九二九年	一二、六〇四〃	
一九三〇年	八、八〇九〃	
一九三一年	一七、〇〇六〃	
一九三二年	八、五八〇〃	
一九三三年	一〇、四七二〃	

（注、白人の筋子生産者無し。）

扨て、計数を一九三三年まで列記したが、一九二六年に遡り沿革の稿を続けよう。

塩鮭業者間には同業者組合とてはなかったが一九二六年頃から対外的な問題には臨機に集合していた。日本政府の取扱い方改善とか、出荷費用の低減運動等に付き屢々と集合することが潜すにつれ、一九三〇年、加奈陀塩鮭業者組合（SALT SALMON PACKERS' ASSOCIATION OF CANADA）を組織した。加盟者（会社）は

吉田慎也
松山商会（松山豊蔵）
向井商会（向井政太郎、太田琴太郎）
土屋一
小島福太郎
雑本商店（雑本国松）
RIVER FISH CO. LTD.（責任者、大津源二、峰岡統雄）
下野四郎右エ門
高橋儀兵衛
GREEN COVE SALTERIES LTD.（大出竹次郎、樫野真男）
田中商会（田中三吉）

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-14
www.nikkeimuseum.org

田端商会（田端力松）

VINCE & CO. LTD.（吉西長之助）

田中元吉

HOWE SOUND FISHERIES LTD.（杉山岩吉、福山千吉）

役員は左の通りであった。

組合長　吉田槙也

副組合長　田中三吉

会計　下野四郎左エ門

幹事　木村岸之

一九三一年、（鹽鮭生産量の表にて簡単な注釈を付したが）州政会評の鑵詰会社は

チャム鮭の繰越手持品過多の都合上、該種の製鑵を殆んど見合せた。そして漁者等

との連携を保つ為めに、従来は対抗的立場にあった日系鹽鮭業者に、好条件を以て

その工場を提供し、鹽鮭の生産に当らせる様に勉めたので多数の日系人はそれらの

提案を受諾したのである。（注、チャム製鑵は平均五〇、〇〇〇函の処、当年は五六、一九一函に減産）

これに呼応して、ビー・シー州政府では、漁者や工場就働者の失業防止策として、

従来鹽鮭工場の鑵札料金は一、五〇〇串であったものを五〇〇串に低減し、又鮭鹽蔵が

鑵詰業或は鹽鮭業と並業される場合は、前記二種（即ち、鑵詰或は鹽鮭）の工場鑵札料

に単に追徴金五串を仕払えば鹽鮭生産一の許可な鑵札を下付した。又鮭や着網繰業

鑵札料五〇串宛は免除された。

須政府では、従来各漁区に於て一定の中着網繰業数を超過した場合は、魚族の保

存上、該漁区内の繰業短縮を計る意味で、禁漁期日を加増したものであるが、当年は

豊漁を理由に、この不文律を施行せなかった。依て、漁獲は弥が上にも加増したのである。

斯様にして鹽鮭生産工場は例年に比して倍増し、豊漁を喜ばれし、終了し

米国、コロンビア河流域にすぐ遠出した鹽鮭業者もあって、遂いに史上最高の八五、二二二函

の鹽鮭が日本に送荷されたのである。

鑵詰で、日本地では経済界の不振に依る一般的な不況に加えて、重要な鹽鮭消費地

の一とされている東北地方は飢饉に見舞れた。又、日本の為替相場は下落したので、

鹽鮭の市場は特に悲観状態であった。

元来日本に於ける鹽鮭の需要地は往時は地製の七〇を消費していた地方に限られ

れており、従てその食習慣上、東北、信越及び関東の各地方で販売されていた。

市場調査はその販売に先ず先きの取扱店に依って幾分計数に相違があり、

伸々的確な数を得ることは困難であったものの、大体に於て最大

限度は左の通りと聞いていた。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-15
www.nikkeimuseum.org

青森県　二〇〇箱
秋田県　五〇〇〃
宮城県　四〇〇〃
山形県　二〇〇〃
福島県　四、七〇〇〃
新潟県　七、五〇〇〃
茨木県　七、〇〇〇〃
栃木県　二、八〇〇〃
長野県　一、一〇〇〃
東京及び隣接県　一〇、五〇〇〃
合計　三五、〇〇〇〃

そして各浦費地に嗜好上の特色があり、河鮭大形赤斑、鳥鮭大形赤斑、鳥鮭白ケ（銀毛）、或は鳥鮭小形黒斑、と云う様に各々と地方に依り、一般に向くものが異るのである。

節子も右記各地方の需要に当てられるが、関東地方の消費が断然に多量にのぼるとの印象を受けていた。

前述のように約三五、〇〇〇箱程度の市場に二倍以上の数量を輸送したもの故、一部は冷蔵庫に入れたものの、勿論段々と安値を呼び、一般に求鮭の紹介範囲を広めたに止まり、一九三一年度の塩鮭生産業は営利的には遂に不振に終つたのである。

一九三二年「加奈陀塩鮭業者組合」を「米鮭製造輸出組合」と改称した。

前年度の轍を踏まない様、又日本の冷蔵庫にある残存品の点にも考慮し、生産統制を計ることと、一の及的に共同生産の方法を講ずることを申合せた。

最後的総生産量は日本の輸入業者組合と協議の上決定することとして、五月四日、一と先ず左の通りの基本数字に依る生産割当仮協約をした。

松山商会（松山豊蔵）　二、〇〇〇箱
GREEN COVE SALTERIES LTD.（大出竹次郎、程野眞男）　二、〇〇〇〃
向井商会（向井政右衛門、太田琴右衛門）　二、〇〇〇〃
VINCE & CO. LTD.（寺西長之助）　一、〇〇〇〃
田端商会（田端力松）　二、五〇〇〃
田中商会（田中元吉）　二、〇〇〇〃
HOWE SOUND FISHERIES LTD.（杉山岩吉、福山千吉）　二、〇〇〇〃
田中元吉商店（田中元吉、田中松三）　一、五〇〇〃
土屋一、小島橋右衛門、共同経営　一、五〇〇〃
吉田慎也　一、〇〇〇〃

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-16
www.nikkeimuseum.org

羅李国松	一、〇〇〇箱
小計	一九、五〇〇〃

班組合員にて事情上速急に数量決定が不可能なものは、一応約早期に決定に加わることとし、右小計の他に四、一〇〇箱を左の生産者の割当として見積つた。

RIVER FISH CO. LTD. (責任者、大津源三、峰岡綾雄)	一、五〇〇箱
中村長助	一、〇〇〇箱
山本宕蔵	五〇〇箱
酒井定太郎	五〇〇箱
下野四郎左エ門	四〇〇箱
中井安一郎	二〇〇箱
小計	四、一〇〇箱
総計	二三、三〇〇箱

減産をする話があれば、二方に局外者の逃出するものが生ずる原理とでも云おうか、生産期間近になつても統制協定案は仲々纏らなかつた。又当年持ちリバー、フイッシ会社は対漁者関係の空気上、組合を脱退した程であつた。フレザー河、ノースアームのテラノバ鑵詰工場(TERRA NOVA (CANNERY)(当時休業中で解面下は総べてその付属する親会社の工場に回送されていた。)の日系漁者は塩鮭を生産することになつたし、又グレン、ローズ鑵詰工場(GLEN ROSE (CANNERY)(これも休業中で、テラノバと同じ状態にあつた。)の日系漁者等も塩蔵を決定した。従て、従来日系漁者の一部過渡物と謂入れつつあつた数名の組合員は減産する事が困難な立場に陥つた。如上の情勢に鑑み「米鮭組合」は生産統制案の実施を見合わせたのであつた。

一九三六年の塩鮭総生産額は鮭小箱詰め四、四三二箱と白スプリング塩蔵並箱詰め二、四〇一箱を合わせ総計三一、七一三箱であつた。(注、但し鮭小箱は並箱の約三割に該当する故、これに準じて換算すれば、二六、五九箱となり、現実量の総生産額は白スプリングを合み、二九、九四〇箱と称するのが妥当と思える。)

伏せ生産統制案を事情上撤廃した年ゆえ、異つた角度から見える様、以下出荷主に準じた表を以て明示する。

主荷の主	鮭並箱	鮭小箱	白スプリング	合計
松山商会(松山、大出裡野、太田向井、寺西)	六、二七九	七〇六	三〇〇	七、二八五
HOWE SOUND FISHERIES LTD. (松山福山)	一〇	三、七〇八		三、七一八
田端商会(田端)	一、八八三			一、八八三
吉田演也	一、〇八四		一、二三九	二、三二三
小島商会(小島、土屋)	一、六二一			一、六二一

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-17
www.nikkeimuseum.org

	(鮭缶箱)	(鮭小箱)	(白スプリング)	(合計)
雑賀岡松	八一一		一四一	九五二
下野四郎左エ門 共同経営	五四〇		一〇〇	六四〇
山本岩蔵(代理村尾)	三〇〇			三〇〇
田中商会(田中三吉)	八五〇			八五〇
嘉祥商会(嘉祥) 共同経営	三五二			三五二
RIVER FISH CO. LTD (漁者組合分を含む)	二、二七九		五九九	二、八七八
田中元吉	七八一		二二	八〇三
中村長助	三、六六一			三、六六一
酒井庄太郎	一五〇			一五〇
古屋商店	一、三七七	一八		一、三九五
BIRKS, CRANFORD, LTD.	二、八九〇			二、八九〇
土産民手荷物便	一二			一二
合計	二四、八八〇	四、四三二	三、四〇一	三、七一三

当年は漁者が拡張した千ヤム鏡の減産はなく、三〇六、七六一函が製缶された。

(注、これに漏した鮮魚は二五三〇、七七八尾と推定、程て塩蔵に廻した千ヤムを一、九二七、七四四尾と見て合計四、四五八、五二二尾が消化された訳である。)

幸い収地に於ける前年度よりの冷蔵庫在庫品は新荷到着までに消費されていたが、その半面、沿海州、カムチャツカ、千島産塩鮭(所謂北洋物)は平年よりは多量であったのが、米鮭販売面の成績は悪かった。

一九三二年はチヤムの不漁年で漁獲高は三、六三九、〇〇〇尾余であった。各鏡詰会社は全力を尽した結果、二九三、六三〇函(二四二、四四八尾)の製缶を得た。塩鮭は白スプリング一、〇六四箱と鱒(PINK SALMON)七〇一箱を合み総計一八、七二八箱に過ぎなかった。(注、総計数のうち松山商会系統の生産者が八、九六七箱を産出したのは顕著であった。尚、この年、田端商会は閉業し、その塩鮭工場の一部であったヌーツカ湾のターシス、パッキング会社(TAHSIS PACKING CO. LTD.)はハウサンドと漁業会社(杉山、福山)と連携した。)

一九三四年八月中旬、大体塩蔵の準備が完成された頃、突然塩鮭と塩鮭に天産物市場管理法」適用の話が擡頭したのである。その当時、両生産業者並に日本の輸入商各店に配布した報告書を、そのまま次に再録してから、対策の模様を記述することとしよう。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-18
www.nikkeimuseum.org

▲日系塩鰊及塩鰊業者と市場管理法

市場管理法が塩鰊及び塩鰊に適用される場合は日系同業者一般に関係に不利を来たす点は予め推察せし處であるが既に白人製造業者は従来同品の生産に従事し居らざりし者までも語らい日系製造業者を壓迫すべく方法を講じつゝあり、生産業の向上を計るべく制定されたる該法を悪用するも甚だしく日系同業者の歿期到来せしは言を要せず

茲に先般来塩鰊及塩鰊に関聯する州漁業大臣並にCMA塩魚、魚肥部委員との会見概要を左参考までに記述し出考慮を煩す次第である。

◎州漁業大臣ピアソン氏と加奈陀塩鰊輸出株式会社代表者会見概要

八月十四日漁業次官アレキサンダー氏より電話を以て「漁業大臣ピアソン氏今年度の貴社販賣方針を聴取したしとの事故代表者を派遣せられたし」と申越しあり、十六日再度電話を以て「日曜十七日(金曜日)午前九時迄に出頭せられたし」と督促ある。

十七日加奈陀塩鰊輸出販賣株式会社代表者、松山豊藏、鈴木康藏、木村岸三の三名漁業大臣を訪ふ。

(以下会談概要)

ピアソン氏「市場管理法に依り塩鰊の輸出販賣統制をなしたき旨CMA(Canadian Manufacturers' Association)より申込みあり本官としても塩鰊事業が確実有利でありたき旨耳にし白人製造業者の意見を聴取せし處日系同業者が競争乱賣する故採算立たずとの事、白人生産業者が事業に携はると否とに拘らず斯る風評ある事は産業の見地より甚だ遺憾に思ふ、依てCMAより提案あらし此の際是非握握して塩鰊産業の向上発展を計られん様希望する。且つ又領政府に於ては鰊を肥料原料にするも差支無しとの意見なるも州政府としては肥料の相当高値に賣れるとせば魚に換算すれば塩藏魚より得る収入の比でなく又労働方面より見るも就働人員を多数に要する塩藏業を奨励するが当然であるとの見解を有するものであつて此の点よりしても塩鰊事業の発展を切望する次第である。尚ほCMAの提案は製造割当は白人製造業者五割、日系

2

製造業者五割とローカルボードは白人製造業者の代表五名日系製造業者の代表五名とし、皇室七名が生産輸出販売等総べての統制に当るとの事である。本官は貴社株主が該案に満足せしめものとは予め推察し居るが不満の際はオタワ政府の係官に陳情書を送り本官にも其の写を送附せられたし、該陳情書に依り考慮する積りなり。』

『此の代表』

『此の如く塩鰯の開拓は日系人に負う所甚大にして近年殆ど捨て顧みる者不能と見ゆる際とかく需要地の関心(インタレスト)を繋ぐべく又一方漁者、労働者の窮状をも考慮し年々連続的に吾等の事業を経営し来たりしものなり。

一九三二年度の経営はその一適例なり。

塩鰯を競争的に出荷販売しつゝあり事は有れども之れは独り日系業者のみでなく白人も同様であつた。又或る場合仲買商の空売りに煽られ乱調を来たした事も事実である。それが故に是等の点を矯正すべく本社が創立されたものであつて本社株主は近年殆ど総生産額中九割以上を生産しつゝあり、残余の人々とも協調して最善を期する考えなり。

支那市場に於ては塩鰯の値段は大体に於て下落と云うより寧ろ取引量の減じたるは事実なるも之れは為替安の関係なり。又需要の減じたる理由は支那が経済的に疲弊して居る為の上輸入税は漸時高率となり、一方支那近海の漁業が発達せし事と競争品が比較的安値に出廻りつゝある為めであつて必ずしも日系製造業者の失敗に帰因するものでなく従て白人製造業者が日系製造業者のみを排撃する事は甚だ当を得て居ないと思う。

CMA提案の製造割当比例は如何なる基準に依るものやや不明なるも白人は主として晩香波島の西海岸に製造場を有し、日系人は多く東海岸に依る。然して近年西海岸の漁獲は不順、且つ僅少である。塩鰯の収入にのみ頼る日系人が生産を年々経続しつゝある際、他の罐詰、魚肥等製造の餘暇を利用し理論上割安なる原価を以て塩鰯の生産が出来得る立場に在るもの白人が塩鰯を生産せざる理由の最も重要なる一因は魚の群来が不順なる為め事実上原価が却つて高くなる故であると思う。従つて前述割当比例に依り生産する場合は西海岸に於ては予定数量の生産が疑問視される一方にて東海岸は年来順調に漁獲が有り平均の場合は漁期中途にして予定数量に達せる為め魚群あるも漁を中止し

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-20
www.nikkeimuseum.org

3

漁者、及就働者を解雇するの止むを得ざる事態に陥ると
その弊害を生ずると思ふ。
尚ほ又日台折半となる製造割当が公平なるものと仮定
してもローカルボートの構成が立対式にては到底円満且つ公
平なる統制が出来得るや甚だ疑問とする處である。
兎に角帰晩の上CMAに照会し其の結果必要に應じては
陳情書を提出する事とする。」
ピアソン氏「競争品に関しては既た上海駐在の商務官より
報告があり、何の点まで信頼すべきやは不明なるも正確なる
報告とすれば左程心配する必要なしと思ふ。
晩香波島西海岸が乱獲されしや否やは不明なれ共、漁獲
の不順なる事は知悉して居る。
本日はCMA幹事ドルトン氏も列席する筈の處フレザー河の鮭
問題あり止むを得ず帰晩され故、此帰晩の上は一の及的に
CMAとの交渉の進捗を計られたし、
尚ほ会の始めから製造所鑑札下附の權限は本官に
在り、既に鑵詰工場の鑑札は限定と居る有様にて塩鰊製
造場のみ従来下附せし者に限り発給する所存である。
尚ほ又今年より塩蔵所の就働人員の五割は必ず白人と
する條件にて鑑札を下附する故旨遵守せられたし」

◎CMA幹事ドルトン氏及CMA塩魚魚肥部委員と
加奈陀塩鰊輸出販賣株式会社代表者会見纏まる。

八月十七日 英府に於て州漁業大臣と会見の際の了解に基く
加奈陀塩鰊輸出販賣株式会社を代表し木村岸三（未鮭製
造輸出組合幹事）CMAにドルトン氏を訪ふ、ドルトン氏以外にCMA書記ウ
イズロウ氏並にCMA塩魚魚肥部委員
ムレイ氏（ビーミーパッカース代表）　クローフォード氏（日本アングロフィッシュ代表）
グロール氏（ディープベイパッキング代表）　ローセンバーグ氏（ヌッカパッキング代表）
ネルソン氏（ネルソン漁業会社代表）
の諸氏列席す。

（以下会談概要）

ムレイ氏「我々白人製造業者は市場管理法を塩鰊にも適用
して貰らふべく政府に申請する積りにて統制概案を州漁業大
臣ピアソン氏に提出したが同大臣より漁業を既に聞かれし
事と思ふ。それにつき貴組合員（白人側は組合と認定せし
損様）の意見を聞きたし」
木村「概案を漁業大臣より聞き及びしも萬一貴方提案と
相違せる点あっては後日意見の相違を生ずる場合もあるやも

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-21
www.nikkeimuseum.org

4

計られず依って本日貴方より直接概要を聴取し日系製造業者に計りたき希望故此説明をなす」

ドルトン氏「製造割当は大体白人五割日系人五割と了解し、ローカルボートの代表者は白人より五名、日系人より弐名とする」

木村「製造割当は如何なる基礎に依られしや」

ドルトン氏「貴組合員は約十名との事、当方には十名あり、即ちB.C. Packers (Canadian Fishing, Northern Packing, Nelson Bros Fisheries, Deep Bay Packing, North West Fisheries, Great Packing, Imperial Packing, Northern Packing, Blackwell Fisheries 等) 依って折半せしものなり」

木村「貴述十名中従来塩鮭の生産に従事せず然も塩鮭に対し特別投資なき者も有るが之等を如何して割当をなすは如何」

ドルトン氏「前述十名は水産方面に相当投資あり、然る處塩鮭事業が見込薄の為め手控えせしものにて有望なれば生産する用意は何時にても出来る故当然製造割当に扱う権利ありと思う」

木村「製造割当五対五の比例を公平なりとの仮定し然もローカルボートを構成する代表者が五対五と云う貴方提案は公平なるものと思われざや」

――稍暫く沈黙なり――

ドルトン氏「加奈陀政府が加奈陀の天然資源に依り生産されし物品を法令に依り統制する場合白人投資家が平一に考慮優待される事は当然と思う」

ネルソン氏「吾々は塩鮭も該ボートに於て統制する意向なり」

木村「先日某府にて漁業大臣と面談せし際は全然塩鮭に言及されず従って塩鮭をも含む事は予期せざりと處なり、然し貴方提案が塩鮭をも含み同ボートに於て統制するものならば甚だ概略し承りたし」

ドルトン氏「塩鮭も塩鯨と同様塩魚として取扱うべき性質のものである、生産割当は之れも五割宛日白にて折半し、同ボートにて統制する計画である」

木村「小生の関係する米麩製造業組合は十九名の日系会員を有し従来日本向輸出塩麩の為め金額を製造しつゝありしが貴方十名に対する当方十九名、然も割当が日、白五割宛とは貴方提案を甚の儘吾が組合員に伝達するも異存へなるや」

ドルトン氏「異存へなし、白人製造業者の為め全部は醸造業に従事し居る関係上年々麩も相当多量に取扱い故塩麩が醸造と比較して有利の際は何時にても塩蔵に転業する

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-22
www.nikkeimuseum.org

5

の能性あり、然して塩蔵するには罐詰工場或は魚肥工場の一部を使用せば他に設備の必要なく、事実ろると思ふ」

木村「塩鮭の製造割当は各積量を基礎とされし様に聞え塩鰊は今存の数に依られし如く見ゆるが承諾とは思はず、現在の日本市場の需要を満たす程度の塩鮭は白人のみにて製造するも尚且つ餘裕あり、然し特に酌量して日系に五割の製造高を割当てたる次第なり」

木村「今度の総生産額は如何にして決定するや」

トルトレ氏「ロカルボートにて市場を調査し、需要に應じて今度の総産額を決定し、然る後各製造業者に割当を為す」

木村「各自の生産を割当決定は必ず従業前と思ふが然らば後日に於て生産見合せを為せる製造業者に損害せし事は如何にするや」

ムレイ氏「ロカルボートの権限にある」

木村「ロカルボートに於て貴約後不幸にして引渡すべき荷物が出来ざる場合は一般的連帯責任を負ふべきや」

トルトレ氏「貴約は総べて Budget の條件なればその負担なし」

木村「塩鰊は従来仲買商が空買をなし應々引渡不能に陥りし為め近年は出荷の保証をなさずば先物契約をせざる有様なり、これに関する御意見如何」

ネルソン氏「鰊はミスモノなり如何なる場合と雖も絶対出荷の保証せず」

木村「品質不良に依る損害は如何にするや」

トルトレ氏「出荷の立直検員に據るとす」

木村「売値は如何に決定するや、期節を過ぎて一定の値段を主張するや又は月毎或は船毎に決定するや」

ドルトレ氏「従来は月毎に下押しとなる傾向あり止むを得ずと思ふが、兎に角ロカルボートに一任する外なし」

木村「ロカルボートの費用は如何にするや」

ムレイ氏「ロカルボートを構成する代表者は総べて名誉職とす、他に一名の専門家及び数名の事務員を雇傭するが勿論に塩鰊の生産総額を参万噸とし一噸宛弐五拾銭を徴する事としても壱万五千弗となり充分と思はれる」

木村「各自出荷の比例に依り分担する様に聞えるが、然らば剰餘を生じし場合は如何の處分するや」

トルトレ氏「剰餘金はその年度の出荷の比例に應じ拂戻すか或は次年度へ繰越すかはロカルボートの意見に委す」

木村「大体貴方提案は判明したに依りなれば吾が組合員に傳達する、際に Contract Basis の有りし際は如何」

ムレイ氏「其の際はトルトレ氏に届出でられたし」

（以上）

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-23
www.nikkeimuseum.org

6.

以上大体会見経過を記述せしが日系を要するに州漁業大臣ヒアリー氏は日系同業者の立場を相当了解し管理法実施に対しても日白同業者相互の理解ある共同を希望し徒らに日系壓迫を表明するが如き口吻を洩らさざるも帰来CMA幹事及CMA塩魚肥部委員に会見するに及びて彼等の日系壓迫排撃の計画は明かに鋒鋩を表し来り、先きに漁業大臣をして日系代表と会見せしめたる事実も単に彼等の計画の全貌を先ず州漁業大臣の口を借りて吾人に傳達せしめ以て壓迫の第一撃を加うる計画に過ぎざるが如き観あり、

（殊に州漁業大臣の言辞中却て吾人に同情を有するものの如くにもよる）

CMA委員の言の如く市場管理法の塩魚適用を政府に申請すべくならば統制案の概要を作成するに当りても当然実勢力と統制を有し加うるに斯業に経験を有する日系同業者を除外して眞の統制案は作成し得かるべく、生産割当の如き塩鰯に於ては工場数に平等に、塩鮭は対水産業投資額の比に依りて割当る等、其他ローカルボード組織の不公平なる弊害の理論の外に超越せる机上の空論のみにして一として実際に適用し得べき点を見出し得ず、

塩鰯ピース州年産総額（過去五ケ年間平均）

内日系工場（十五ケ所）合計（但し七ケ所全部人種混合）　三二、六一〇噸

内白人工場（十一ケ所）合計　二八、四六七噸

塩鮭ピース州年産総額（過去五ケ年間平均）　四、一四三噸

内日系工場（十九ケ所）合計　三九、五九九箱

内白人工場（一五ケ所）合計　三六、三九一箱

（白人工場は殆ど全部缶詰鮭魚肥と兼業）　三、二〇八箱

斯の如くなる時に於て斯界の為めには殆ど手段を選ばざる彼等白人業者はあらゆる用度より手段を講じ従来黙許の形なりし過業者はあらゆる用度より手段を講じ従来黙許の形なりし過業者並に塩蔵場鑑札問題にまで悪辣なる威嚇懐柔を肆にして吾人多数の同業者を壓迫し製造全部の統制を独断専人と策動しつゝあり、

従来二十名に近き日系業者の手に依りて殆ど全額を製産せしピース州の塩鮭の如きも彼等の計画の如くなれば期年ならずして全滅の憂を見るべく茲に吾人は断然旦等の攻撃に対して堂々戦を宣し彼等の悪辣なる計画を一擲して日系同業者の基礎を確立し斯業の安定を計画するの止むを得ざるにまでたる次第なり、

尚ほ需要地に於ける製品販売にも多年経験を有する有力

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-24
www.nikkeimuseum.org

7.

なる邦人代理人を排して白人のみをして経営せしめんとし、市場管理の実施に関しても彼等は常に時期を急ぎ或る筋より確聞する處に依れば吾人の反対其他の思惑を顧慮しローカルボードの組織を表面上白人二日本人二政府指定一として漁業全部を管理せしむる事とし、本年より直ちに実施し吾人をして抗争の機を失なはしめんと計画しつゝありとの事、斯の如く彼等の辛辣なる計画、策動眞に黙視するに忍びざるものあり、若しこの儘に推移して袖手彼等のなすがまゝに任ずる時は単に漁業のみならず総べての他の日系経営の産業にも重大なる関係を及ぼすべきやを見るまでも明かなり。

吾人としては漁業に対する市場管理法の適用はなお少なくも時期尚早く到底完全なる準備をなし得ざるは明らかなる次第なれば宜敷く実施を千九百廿五年度に延期し其の二年間の時日を以てし出来得る限り研鑽調査を慎重にして完全に近かき法規を設るは製造業者は勿論産業自体に取りても有利なるものと思考するものなり。

（一九二四年九月十二日）

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-25
www.nikkeimuseum.org

△市場管理法の対策

扨て「天産物市場管理法」(以後「管理法」或は「管理令」と略称)実施対策に関し、日系塩鮭両業者は数回会合の結果、「今年は既に時期を失しているので、実施を一ケ年延期し、充分研鑽と言わ、同時に消費地側の調査、並に各取扱業者との諒解を遂げた上、実行に移すことが賢明である。」との意見に到達したので、この旨を加答陀製造業者組合(以後「C.M.A.」と略称)に移牒したが、C.M.A.はこの案に反じなかつた。

もともとオタワ政府の「市場管理法」は連邦各州が実施していた「天産物市場管理法」と比較すると「程」の立場にあつた。各州では農産物市場の乱調に依る農家の疲弊を救う為めに、逸早く、これ等管理制をしき、麦、酪農品、鶏卵、ポテトー等とゝもつた農産物の生産及び販売の統制を計つたが、これら主産物が州外移出とか、国外輸出向きの場合は、全然管理不可能な立場にあつた。つまり法理上、各々の州内に於ける消費向きのものみに対する生産、販売統制権に限られていると解釈されたからである。

そこでこの間隙(ギャップ)を埋める為めに、オタワ連邦政府の援助を仰ぎ、所謂領政府の管理法が制定され、これが州外移出と国外輸出向きの農産物統制、販売を包含する役目を果すことになつたのである。(注、一般的にはこれら管理局を、領のものは中央局"CENTRAL BOARD"、州のそれは地方局"LOCAL BOARD"と異称されていた。C.M.A.の塩魚統制提案当時はベネット首相(RT. HON. R.B. BENNETT, PRIME MINISTER)が総裁として帥いる保守党がオタワ政府を構成していた。概して保守党政権は英国依存の態勢が強く、国内産業援助の為めには、保護関税政策を講ずる傾向があつたと思う。従てC.M.A.の提案は寧ろ農産物に適用されていた管理法を、塩魚関係に転用するものではあつたが、そのタイミングは一面時宜を得たものと云われよう。(注、ベネット氏は四年ぶりの復帰で総選挙を宣し、敗戦の結果、政界から引退、英国に帰国した。そして加答陀に於ける功労に依り爵位を授かつた。)

日系塩蔵業者はこの状態下でC.M.A.と交渉を重ねても効果はあがらず、却つて鮭漁期に入つたことゝて、九月二十四日、所管ケイヤ農務大臣(HON. ROBERT WEIR, MINISTER OF AGRICULTURE)宛の陳情書を作成、一と先ずこれを郵送し、続いて木村岸三と両業者の代表として、オタワに派遣することを決した。二十六日、農務大臣宛に代表者派遣の予告電信を発し、急ぐので必要な参考書類を取り纏め即夜出発した。(この時は汽車便よりなくて、オタワまでは四昼夜を費した。)オタワ行きの客は車内に三名いた。「旅は道づれ」の諺通り、すぐに言葉を交した結果、その中の一人はビー・シー州検事総長付き次官、ペプラー大佐(COL. PEPLER, DEPUTY ATTORNEY GENERAL OF B.C.)であることが判つた。オタワ行きの任務については多くを語ろうとしないので、当方も簡単に陳情に来たことだけ話し、車中は雑談のみに過した。

(休職陸軍)
木村は

翌二十七日、ゴールデン駅（GOLDEN B.C.）で、「農務大臣より可及的早期に管理司長に会見されたい、と至急電があった。」旨晩帝より電信連絡があった。

九月三十日、午後十一時過ぎオタワに到着、シャトー、ローリエイ（CHATEAU LAURIER）に投宿した。翌朝、事前連絡に従い、或る要人（注、当人の了解に基き氏名は暫く秘に付す）に面接した。開口一番、先ず旅の疲れをねぎらって、直ぐ引続き「日系人は二重国籍を与えられると結束するが、それが弛緩すると、又我がままを出すらしく、もとのバラバラになる可能性を持つ。」と喝破されたのには頭が下がった。近年は自発的に共同生産及び共同販売も試みた結果、今年二月株式会社を設立し、愈々強力な販売統制が一の能になった旨を説明した後、陳情書の内容を簡単に述べた。その結果、政治色を帯びた者を依頼することは、寧ろ不利を招く恐れがある故、これを避けることを勧め、弁護士ニューカム氏（MR. F.F. NEWCOME, K.C. OF NEWCOMBE & CO.）を紹介して呉れ、早速同氏と熟議を重ねた。

ニューカム氏に陳情書の写しを渡し、既に今期は管理法実施の時期を失している点、白系生産者が多方の要に賛同すれば一年丈け民間統制を試みる用意のあること、又塩鮭取引の特異性等、大体概念を与えた。これに依り、同氏は農務大臣に面接、その意向を探り、四日頃、代表者と公式会見の機会を得ることにした。

二日、ニューカム氏は農務大臣を訪ねたが、閣議多忙の関係で、近日中には未だ公式会見の約束は不可能、然し管理法の件は急を要する故、翌新四日に、管理司の聴問会に出席して貰いたいと希望された由であった。これを例の「要人」に伝えた処、「あの老人は魚に関する知識が全然ないので、面会を避けていると見える。若しそうとすれば、面談しても一利も得られない故、先ず管理司員に先ず印象づけることが急務であろう。あの大臣には後日面談の機は出来よう。」との旨であったので、聴問会に出席することを約した。

△管理司聴問会暑記、其の他。

一九三四年十月四日、於農務省会議室、自午後二時二〇分、至五時二〇分、出席者　管理司長バートン博士（DR. G.H.S. BARTON, CHAIRMAN OF CENTRAL MARKETING BOARD）及び司員二名、

ビー、シー州漁業政庁管理司代表ペプラー大佐、

漁業次官ファランド氏（MR. W.A. FOUND, DEPUTY MINISTER OF FISHERIES）

私にオブザーバーとして東部大学の経済学教授　四名

日系塩鮭、塩鮭業者代表、木村岸三

日系塩鮭、塩鮭業者顧問弁護士、ニューカム氏。

先ず司長は「先般来、C.M.A.塩魚及び魚油、魚肥部から塩魚つ塩業の安定化を計る第一として、これらの生産並に販売を管理法に基く統制方の提案があり、

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-27
www.nikkeimuseum.org

それと審議したが、今日は日系人塩魚生産業者の代表木村氏を迎えて、更らにこの産業に対する智識をいろめ、管理局としての方針を決定したいと思う。ついては相互に忌憚のない質問や参考になる意見を述べて貰いたい。」と挨拶してから日系人代表とニューカム弁護士を紹介した。

ニューカム氏は局長の許可を得た後、日系側から農務大臣に提出した陳情書に簡単に言及し、塩蔵業の開発過程並に現在日系業者が計画し、既に実行準備が完成している統制案について述べた後、「聞く処に依れば、C.M.A.の提案中には地方局(LOCAL BOARD)の構成、生産割当並に販売の針上に不公平と見られる点があるとのこと、若し事実とすれば、産業を危くする原因となろう。従て斯業を管理法に依って統制する場合には、公平を期する意味にて、斯業の損益に関係のない人のみによる地方局と構成し、一の政的に既存の生産者及びその取引先きの立場を尊重する様勧めて貰いたい。」旨を述べ、遠慮なく日系代表者と質疑の応答に移ることを勧めた。

以下質問と応答を簡単に記述する。

局員A「木村氏は生産者か？損益に直接関係があるか？」

木村「否、以前は生産者の雇傭事務員として勤めたことはあるが、現在はC.S.H.E.の専務取締役と米鮭製造輸出組合(以下S.S.E.A.と略称)の幹事を兼任している。」

局長「先刻ニューカム氏から地方局構成に対する希望を述べられたが、現在統制下にある産物関係の諸地方局は総べて斯業に携わる人々によって構成されている。従って、若し塩魚に管理法を適用する場合は、これ又、塩魚関係者が地方局局員に当ることが不文律のように思うが如何？」

木村「この件について、ビー、エー州漁業局長ピアソン氏と面談した際、C.M.A.は白系局員五名、日系局員二名と提案していると聞いたが、事実か？」

局長「そう云う話はあったと思うが、現在統制されている産業の地方局は政府指名の委員長一名、業者の選出にかかわる委員四名として居り、委員長は議決権を有するのみとしているのだ。この法式をふむことになると思う。」

局員A「日系人の委託送荷が激増中に悪影響を招来したと聞くが、全部委託か、又は一部分か？」

木村「日系丈けが委託送荷をしている様な印象を受けるが、先ずこれを否定しておく。必要ならば白系の行った委託の証拠書類を随時から取り寄せて提供することもできる。塩鮭は何十年来の慣習で殆ど全部が委託されている。又加奈陀産のものも入荷される以前にこれらも数倍量の北洋物が日本に出廻り、これらの値立てが加奈陀産の価格を左右する理由にも依る。塩鱒も一部委託するが、これは大体朝鮮と台湾向きのものであって、これもまた、日本産の塩鮭や塩鱒の関係に

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-28
www.nikkeimuseum.org

よるものである。

同員B「近年漸次に塩鰯の生産量が減退したのは、採算が主な為め、白系が事業に携わらない故と聞くが事実か？」

木村「然らず。農務大臣宛のステートメントの写しを見て戴けば判然とするが要するに支那の経済的疲弊と、農作物の不作等に依る購買力の低下が理由である。日系が従事して、白系は生産せぬように見えるが、これは単に表面左様に見えるだけであって、実際には日系の大部分は鰯が早期に群来する暖香波島東海岸で経過し、白系の繰業する西海岸は漁獲量が遅い。従て需要が僅少の場合は、東海岸漁れの丈けでそれを満すから、白系は塩蔵の機会を失う訳である。但し白系には魚油や魚肥の生産一の能であるが、日系にはそれに従業する経私は下付されない。尚ほ又塩鰯減産の理由としては、日系が自発的に生産制限を行っているからであって、このステートメントに含まれている。」

アシスタント「神戸に輸出される塩鰯が、全部委託形式で、支那に転送されると聞いたが事実か？」

木村「誤報である。元来神戸送りの大部分は朝鮮、台湾及び少量が大連や天津迄方で消費されている。稀に上海で見受けられの際は同地の支那商が神戸から購入すると聞いたが、これは非常に珍らしいことである。支那駐在の如何なる商政官に各港別の通関数量を照会されて、それとこのステートメントにある各港別直輸出量と比較されれば、神戸から支那宛転送の物が如何に僅少であるかが判然とする。」

アシスタント「台湾転送の物の全部が更らに厦門、福州、汕頭等に密輸入されると聞いたが、如何？」

木村「それは茶、加何には、絶対に密輸入行為はないと断言出来ないのと同じ意味で、少量の密輸入は否定しない。尚近々例としては、上海送りの塩鰯が通関されたが、これは非常時に於ける大型運搬汽船に頼らず、多数のジャンクが支那から物品を運び、その帰国便の途中の一部として廃棄の危険なき塩鰯を割安に運搬することは想像される。然し、これらジャンクの台湾入港は、同地の税関が厳重に取締るので帰港に際しても正規な手続うを経ることになる。その上、北清事変の関係各国は、支那の輸入税の一部がその賠償金見替わりとなる為め、各々自国人を各地の税関吏としており、これらが目を光らしてある故、密輸入の機会は殆どないものと思う。」

ガーバー「先刻から何回かステートメントにある日を繰返えされるが、我々にもその写を配布して戴らえますか？」

木村「誠に失礼、司員の方々が所持されているのを見て、あなた方の手元にもあるものと思っていた。
　でわこれを一部づつ差上げませう。」とそうてステートメントを配布し、司長に「さして時間はかからぬと思う故、オブザーバー各位が通読される間、質問を差控えて戴きたい。尚ほ又、これは全部の方々に最初に告げることを失念していたが、ステートメント中に明示してある如く生産品のものであつて、生魚に換算する場合は約三〇パーセントを加算すべきである。」と話したので、司長はこれに應じ、暫く休憩を宣した。休憩後再び質疑應答を経続した。

司員A「支那に於ける加奈陀産塩鰊の競争品は、その出廻り時期が異ると聞いたが、如何？」

木村「朝鮮物は殆ど同時期、樽物は春期に産出されるが、冷蔵庫を利用し、加奈陀品より幾分早く市場に出されている。露領産塩鱒は稍々早く製造されるが、市場に輸出されたものであつて、従来の塩鰊需要の一部を目下奪食されつつある。尚ステートメントには記載されていないが、最近シヤムヤビルマ(BURMA)方面からグチの塩干魚が支那に輸出されていると聞いたが、これは将来加奈陀塩鰊の大脅威となるように思う。」

司員B「これら競争品の品質は加奈陀塩鰊と比較して如何？」

木村「露領産塩鱒は問題外として、朝鮮物は甘塩で幾分勝る。樽太産は同格なれども魚形は大きい。北海道製は所謂ツブ鰊(ニシン)と称し、良質なる上に竹箱詰めの点が特に行届いている。」

アウンド「日系業者の庇備する漁者は給料制に依らず、利益のある際は仕払うが、それが無い場合は代償なしと聞くが、如何？」

木村「誤報である。開拓時代ならば、あったことであろうが、一九二〇年、私が斯業の会社に就職以来、業界でそうゝう出来事のあったことを聞かない。昨年度の月給は食付き七五円より八〇円であつて、一部支給日以外に應々ボーナスを与える場合もあった。」

ペプラー「当社関係の業者の投資額は如何の程か？」

木村「各店異れども塩鰊業者の直接必要な投資としては、工場及びその設備に大体二万円、中古網船(TWIN SCREW BOAT)三隻二万乃至二万五千円、テンダー、スカウト、アバ(浮子)漕船等一万五千円、オープン、スカラ五隻(すり七隻)各々八、九百円宛、漁網四五千円は最少限度に必要故、各々投資している。」

司員A「これらの工場や漁具は他に利用法はないか？」

木村「東海岸と西海岸に一ケ所宛塩鰊工場と兼用している。漁船とテンダー船丈けが鰊漁期(但し八月末迄)傭船できるのみである。」

司員B「自家は塩物並業と聞くが、塩鰊の専業者はないか？」

木村「往時はあったが、現今では皆罐詰とか魚油、魚肥生産と兼業である。但し

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-30
www.nikkeimuseum.org

カナディアン、フィッシュレング会社はナナイモ市に塩鮭専業の工場を所有している。」

司会A「白系は塩鮭事業が好調で多忙の為め生産見合せ中と聞くが如何？」

木村「それは先き程も云ったように、表面の現象である。最大の原因は魚油、魚肥の生産に利潤がある事由、ビー、シー州漁業局は鮭が食用魚である故、塩鮭市場が飽和状態になるまで、魚油、魚肥の製造を許可せない方針をとっているからであろう。もう一つ、小さな理由としては鮭の酵素が不順な区域であるので、塩鮭の成るが風鮮な立場にある為めとも思う。」

司会B「数年来、利益を見ずとおっしゃったが、如何？」

木村「一九二九年以前には相当あったと思うが、近年利潤が少ないことは事実である。」

司会A「貴社関係の業者はインカム、タキスを仕払っているか？」

木村「無論払っていると確信している。但し、民間合資会社（PRIVATE COMPANIES）であるからで仕払金額は公表されていない。」

司会A「現存しているの塩鮭業者もあろうが、これらは損失を蒙った結果、落伍したものか？」

木村「未熟又は不生産的な漁者を雇傭した結果、或は不漁に煩いされたり、芳しくは過度な拡張を計り、資金欠乏に依ると思う。」

オブザ、一「主として日系の経営している東海岸にも不漁はあるか？」

木村「漁期は九月中旬から次年の二月末迄であり、年によって密漁期が異る折りはあるが、不漁とては一九二〇年以来二回あった丈けである。」

オブザ、一「未熟な漁者雇傭の経験は？」

木村「漁業法が改訂されて、漁者の半数は白人乃至は土人を雇傭せねばならなくなった年、新規雇傭の者は、機船式線業に不馴れな為め、暫くの間困ったことがあった。」

オブザ、一「何故白、土人の馴れた漁法を用いなかったのか？」

木村「東海岸の線業は潮流の速い海峡で行われる関係上、単船式中着網（SINGLE SEINE）では漁獲が六ヶ敷いからである。将来、漁獲法が進歩すれば単船式線業も一の餅となるであろう。」

オブザ、一「東海岸で単船式による経営を試みたことはあるのか？」

木村「有る。一九二八年、ただ一期丈け西海岸の工場監督として赴任した折り、鮭は豊漁であったが、鰊は一向に群来せないので、十一月早々工場を閉鎖し、漁者と就働者を東海岸に廻すことにした。処が就働者はこれを拒み、一時休漁した。が、ただ一組不漁を予言した漁夫等丈けが東海岸に赴いた。この単船式漁船の白人船長は西海岸では最有能と認められていた者であって、東海岸でも漁夫の人数割りにすれば、相当な成績を揚げたのであるが、明る二月初旬、重労働には堪えかねるとて、又西海岸に出漁した。」

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-31
www.nikkeimuseum.org

オデガ、「東海岸では平均して順調に漁獲があるのに比べて、何故西海岸では不順なのか？」

木村「理由はわからないが、東海岸で漁獲されるものと、西海岸のそれとは魚群が異ることは、水産試験所で研究の結果判明している。一九二四年、西海岸に於ては二万二千瓲の漁があったが、その後は年々漸減し、一九三三年には二千八百瓲に低下した。処が、東海岸では一九二四年は不漁にて一万五千瓲を得たまでであるが、其の後は一九三二年（書者が自発統制を行い、一万一千瓲に制限した。）を除き、例年大体二万乃至四万瓲の漁獲を得ている。先年或る水産学者の意見を聞いたが、それに依ると、この種の鰊は回遊魚とは異る故、乱獲すれば無論其の後は早速に減少をまぬかれず、が同時に漁獲を極度に制限すれば、これ又減少する。理由は餌料不足の関係だ、魚体が弱つたり、幼魚が育たないからである。後で所謂ハッピー、ミデイアム量に基き、例年漁獲を継続すべきであるとされた。この説は学術的には未だ裏付けられてはいないが、今後研究の結果、事実と証明されたら、東海岸のハッピー、ミデイアム量は、出漁三万七千五百瓲程度という訳である。」

司長「貴社関係の会社は各々名義は異るが単一資本ではないのか？」

木村「一、（但し東西海岸に一ケ所宛工場を所有する。）を除く以外は各々単独資本である。」

司員A「貴社関係の各会社個々に対する生産割当は如何にして決定されるか？」

木村「過去五ケ年の生産額、工場投資高、その容積量、歴史等を考慮し、各々の基準数字が作成してある。そして、年度の総生産量を決定後、基準数字の比例に依り、各々の生産割当を決定することになっている。」

司長「以前は組合であったものが、現在は株式会社に改組されている。会社にした方が、何かに有利な点があるのか？」

木村「組合であっても徳義上何等かわりはないが、会社の方が商業化しているように見え、株金の払込がある為め、支那商の信用度が高くなるからである。」

司長「支那商と直接取引しているか？邦人仲買の為め、日系は直接取引不能の立場に陥つていると聞いたが？」

木村「支那商の常顧客は一軒あり、例年相当多量な輸出契約を締結している。処が対支貿易に携る者が、如何なる輸入商の手を経る場合と雖も軽視してならないことは一般支那商（該取引に連結されていない商人をも含む）の信用をかち得る手段を講ずべきことである。これは心理的（PSYCHOLOGICAL）なものではあるが、その輸入商の背景（BACK GROUND）を為す、加奈陀側の輸出商とか生産者が信頼するに足ると見られることは、取りも直さず加奈陀品を一般支那商が安心して取扱い、その販路が拡張されることに繋がるからである。加奈陀産塩鰊が一時邦人仲買の対象つになるも心憂されたことはあるが、鰊は加奈陀生れ、漁者は白、土人及び日系を雇い此日帰

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-32
www.nikkeimuseum.org

人であり、工場就働者も漁者と同じ立場のものばかりである故、この証明書に依り、支那で消費されている。なお無論、支那駐在の加奈陀領事官、或は輸入商が米国貨幣の場合は米国領事からも証明書を発行して貰い、それらの書を支那商に回付しているのである。」と云つてこれら証明書を出席者の回覧に供した。

オブザ、ニ「生魚は各生産会社が従漁に当るのか、それとも買い入れる場合もあるか？」

木村「日系中に漁業鉱私を下付されているものが二軒あり、これらは直接従漁している。他は白、土人船長が下請けして従漁する。生魚を購入することは甚だ稀である。」

オブザ、ニ「漁者及び工場就働者は日、白何れなのか、又東、西海岸のそれに思い当る点があるか？」

木村「西海岸に従業している日系会社の漁者は全部白、土人であり、工場就働者の五割以内は日系人雇傭が一の能な法規故、これがまもられている。東海岸に於ては漁者、就働者双方とも白、土人五割、余は日系人にて可、と制定されている。」

司長「市場管理法に依り統制した場合、従来よりは好価が得られるか？」

木村「現今の情勢より見て、恐らく変りはないものと思う。理由はステートメントにある通り一般的な経済界の不安、支那国内の疲弊、為替相場の下落、輸入税の即騰等悲観材料のみである。現在準備完成されている我々の自発的民間統制案は、支那商を心理的に刺戟するところが少なく、極力最大限度の値が得られるものと確信している。司長には詳細に判明していると思うが、現に施行中のビー、シー州ポテート管理法につき支那系の農者や取扱人が管理局に反抗態度をとっている。その結果ホセの一部の農者を刺してはいるであろうが、荷捌きは渋滞勝ち、産物の一部を放棄する有様で、産業全体としては好結果を得ているとは思えない。従て、これをバロメーターとして見ると、支那系人の反抗が鎮つて、支那の情勢が好転した場合始めて強制管理法の効果があらわれるものと思つている。」

司長「今年の売値の見込みは如何？」

木村「昨年と大体同程度と思う。為替差額と輸入税即騰が禍いせねば最良と思わねばならない。」

フアウンド「昨年八月恢室が成立し、市価が稍々安定したものの、その後この恢室が破れ、乱売に終つたと聞いたが事実か？」

木村「或る程度事実である。昨年、日系組合に於て統制恢室が成立し、売約量丈けを生産し、残余の漁獲は魚油、魚肥工場に売却した。この恢室を持続すべきであつたが、昨今或る仲買商が多量な売約が一の能な旨を大いに宣伝した為め、恢室を破棄し市場に乱調を来たした。終漁期も近に約四千屯の在荷のを出し、一時各々困却したしたのは事実である。然しこれが為め、現在のように恢調精神が強固になり、相互の信頼を基盤として株式会社が創立され、共同生産販売が一の能になつた

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-33
www.nikkeimuseum.org

ことは、喜ばしいと思う。

司長「ニューカム氏はローカル・ボードの構成を公平なる代表制度に依ることを主張されたが、代表者は如何なる制度を以て公平と見られるか？」

木村「特に案の用意はない。ただ公平をもって公平と見る丈けである。」

ニューカム「ボードの委員数に対する司長の意見を述べて貰えば、回答に都合がよいと思う。」

司長「伏うに五名としては如何？」

木村「全員を生産者から選ぶ場合には当社関係会社申より三名を選出したい。理由は生産者数、生産量並びに他に比較して多く、市場の関係もある故当然と思う。」

司長「生産割当に対する意見は如何？」

木村「我々が適用した方法に依るもよいと思うが、日系生産者は雇法と、魚油、魚肥と並業の為め塩蔵関係の投資額甚だ多額と見られる故、伏々ば、単に現存工場の過去五ケ年とか、十年間の生産記録に依り基礎数字を決定するのも一方法と思う。」

司員A「ステートメントに一九三三年の総産量二五、六〇七瓲、内当社関係会社の生産量三四、〇八八瓲と明記してあるが、これらの生産記録は如何なる方法で得られたか？」

木村「漁業省は検査の上、品質証明書を発給して居り、例年その記録を発表するので、これを参考にして毎年記録している。この他に各船積各港向け積荷、各地輸入商の取扱量並び船会社とか、通関記録などを取調べて編纂している故、必要ならば近日中に提出する。」

アラルド「割当を十五年間の生産記録を基礎にしては如何？以前は日系も相当塩蔵せずに参与していたと聞いたから。」

木村「それは何年遡っても良いと思う。開拓当時は鑑札制度もなかったし、無論品質検査法もしかれていなかったので漁業省に当時の記録はあるまいが、漁業省の記録が編纂されるようになってからなら、何時からでも差支えないものと思う。」

司長「左様な古い記録が得られようか？」

木村「捜して貰らえば、案外古いものも見あたるかも知れぬ、無ければそれでよい。」

ニューカム「至難なことと思う。日系人に対する漁業鑑札が削減されるまでは、塩魚生産は殆ど日系のみが参与していたと印象を受けている。日系鮭ギルネット漁者の鑑札も削減されたと聞いた。」

司長「何故削減したのであろう？」

ニューカム「理由は知らないが、経験を有する日系漁者を除き、未熟な欧洲移民の一部に対しては、将来帰化することを条件として漁業鑑札を発給したのは事実である。」

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-34
www.nikkeimuseum.org

フアウンド「欧州移民に職業を与え、経験を得させる為め、その他色々の事情に依り、止むを得ず日系の鮭札が剥滅されたものと了解されたい。」

ニューカム「東西両岸が西海岸に比較して、鮭の群来が早いこと、漁獲が確実で且つ量も多いと聞いたが、これらの点につき漁業当局の意見を伺いたい。」

フアウンド「いづれも事実である。」

司長「その点日系は誠に幸いと云えよう。」

木村「開拓時代から永年苦労して、塩鮭業に最適な区域と見て投資した訳である。然し、今期は出漁を延期している為め、或る程度機械を払うことになると思う。」

フアウンド「塩鮭業は東西両岸で開拓されたもので、依然として有利な立場にあることは事実である。そして沿岸連係の点でも西海岸に比べて恵まれている。」

司長「塩鮭を統制して、販売契約のみに頼ることは不可能であろうか?」

木村「絶対不可能と断言はできぬが、何印(ブランド)と云つても漁獲区域や時期に依つて魚形、魚彩、或は鮭肉の色合い、塩蔵の硬軟度等の関係で各々消費地が異る故、必然的に当中顧客との連繋の関係で取扱業者もまた異るのである。従て好価を得るには相当数にのぼる輸入業者を当地に招き現品を見せる必要が生ずるように思う。でなければ比較的安値にしか売れないであろう。正当な代価を得るには、従来通り委託制度に依り、慣習通り横浜倉庫で品質実見会(テイ)を催した後、仕切り精算を得ると共ねばなるまい。」

司長「塩鮭産業は雑詰業者の邪魔になるか?」

木村「一九三二年にはチヤム雑詰製造が見あわされたので、止むを得ず殆ど全部を塩蔵した結果塩鮭業者皆望は皆、或る程度の損失を蒙つたことがある。塩鮭は大体チヤムに限られており、雑詰業に充程侵入するとは思わぬ。大部分の塩鮭業者は数隻宛の中曳網船を所有していて、その漁獲物を塩蔵している。ただフレーザー河にだけはギルネット漁法のことと、幾分その可能性はあろうが、実際は漁期末の物が消費地にては歓迎される関係上雑詰工場閉鎖後に多く塩蔵される。従て対抗(クラッシ)する場合は少くないと思う。」

フアウンド「早ろクラッシすれば自然に漁者の収入が加増されるので、漁業者としてはその方が望ましい。」

木村「元来塩鮭はチヤムの雑詰帯亜が無い結果創始されたもので、雑詰工場閉鎖後にもなお且つ漁者が収入を得る点があると思考されたい。今年は北洋の豊漁、農産物の不作、薬の安値と云う如き陸物にとつては悪条件が揃つているので、特に見込薄と思う。」

司員A「北洋物と加奈陀チヤムの比較は如何?」

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-35
www.nikkeimuseum.org

木村「北洋物の魚形は加奈陀物の約七割五分、外見は銀色にて、肉の色が良い為め東京及びその近県では特に歓迎される。又近年荒巻と呼ぶ薄塩物が多量に産出され、北海道函館の冷蔵庫を利用して、消費される支那宛送荷されている。この製法は目切れが少ないので、冷蔵庫保管費用以上の増収がある。且つて、西海岸の日系生産者が該製法を用い、美府の冷蔵庫を利用したことがある。試験的のもの故、私も手傳い、態々西洋冷蔵運賃の特別割引の契約を得て、輸出したことがある。成績は良かったが、西洋冷蔵運賃同盟率(CONFERENCE RATE)を仕払うては採算が立たず、連続出来なかった。」

オブザ、三「冷凍鮭にして輸出しては如何?」

木村「それも試みられたことがある。最初は当地の既製品を輸出したが、頭が落してあったので、所謂お頭付きでなの為めに大失敗に終った。次回は西海岸物を頭付きにして、これもまた美府の冷蔵庫を利用したことがある。試験的輸出をしたが、引合わなかった。」

司会A「東洋向きに塩鱒を製造しては如何?」

木村「北洋では相当大量に生産されている。加奈陀でも小量宛ではあるが数回試みられた。その後たしか一九三〇年か三一年に、バークス氏(MR. G. A. BIRKS OF BIRKS, CRAWFORD, LTD.)が香港向けの契約を得て、これをアナレス島で日系人(佐藤惣右エ門氏)が下請け製造した。バークス氏の依頼で品質調査に赴き、香港送荷としては塩まわりが軟かく見えたので、箱詰めの際幾分手塩を増す様に注意した。その時の話では鱒詰に不適当な物だけを塩蔵したが、それでも無価が高く香港渡し(C.I.F.)一缶三七、八弗程度では利潤は殆どないと聞いた。」

司長「時間は未だ充分あるから遠慮なく質問と応答を経続されたい。」

オブザ、四「管理局側の質問完結後、暫くの時間を与えて貰いたい。」

司長「今からでも宜敷い。」

オブザ、四「先刻局員の質問に対し、代表者は、心理的な関係上、一定取引きに関連していない支那商であっても、なお且つこれ等の信用度を高くすることに依って加奈陀を経済的に利する。民間統制の方が支那商を心理的に刺戟する処が少ない。又折角のポテートーの市場管理に、当国内の支那系人が反抗態度を持していることを話されたが、支那人の心理がもう少し理解できるように話して貰いたい。」

木村「浅学で充分に説明できないが、最善を尽して見る。当国内で経験したこと、及び対支取引得た智識以外のものは、且つ日本で学んだことのある晩市支那紙大漢日報主筆馮氏と漢文に明かるい友人に貰うものであることを、前もって断っておく故、この点承知されたい。支那人は一般的に当時から文明と持った大国に生まれていることを誇りとしている。自らを中華人と称し、他は総べて北狄、西夷、南蛮、東洋人と

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-36
www.nikkeimuseum.org

と呼び、故にその誇りと大国人の尊大さを忍め、外には広い標度を示して、此処に態面を重んずる民族である。そして、特に団結力が強く、同族間に於ける宣伝と極度に信頼されるに至って、直接又は間接に取引のない支那商であっても、これらの信頼を得ることは、この信頼度が一般大衆に伝わる効果がある。しかじかの物品は信用できると末端まで伝えられるのである。

他の商品でも同じことと思うが、塩鮭は先ず輸入商があり、その商店には(外商の場合)必ず支那人の買弁(COMPRADOR)が雇傭(但し給料制度に依らず、総取引額の概ね二パーセント程度の口銭で売上金額の責任を果たす。)されている。中間取扱業組合(FISH GUILD)が大体四段階介在する。茲にこれらを仮りにA、B、C及びDの四組合と呼び、各組合には五乃至八商店程度が加入している。処がAは必ず輸入商から購入しBに売り、BはCに、CはDにのみ売る拘束があり、この段階は絶対に跳越せない組織になっている。この組織を経て漸く卸商に渡り、それから小売商が入手するのである。然もこれが一輸入商に対する一系統であって、仮りに五大輸入商があれば、大体の場合三系統の繋りがあるのである。且て或る輸入商が上海の一大有力者を極秘に頼み該系統の簡単化を計ろうとしたが、上からは勿論のこと、下から働きかけても遂に成功しなかった。理由はこの繋り間に生じている信用度と、大体一年に単に二回の決済期という習慣が守られているのであって、その半面六月末と十二月末(何れも旧正)には必ず決済せねば、体面が保てぬことになる訳である。その際失踪しても、新に信用度を築くことは殆ど不可能で、余生を転々と苦力として送るほか途はないのである。

扨て仮室して、当方では一〇産業を管理法に依り統制し、数量を限定し、価格の変動を防ぎ、買人にもこれが有利である故、断々の代理店と契約されるようと先方に伝える。先方は他店から求めようと云う。その店は公認されていない故公認代理店から購入されたいと伝えても連繋を乱す上に体面を失うという心理で、遂いに取引を見合せることになるらしい。これはボテートー管理法実施を見た印象であるが、仮令統制業が新時代の経済原理であることに気づいても、支那人はやはり永年に亘って生じた取引系統である故、この慣習を固持すると云うのであるらしい。又同時に如何に取引条件や品質の相違はなくても、農家はその一室の取扱店に、取扱店はどこそこの農家の物をと云うように取引先きの選択権が持てぬことは、体面を失い、誇りを傷つけられたという心理に陥るものと想像される。」

オブザ、四、「支那人は皆、誇りを持つといわれたが、行商人とか、洗濯業者が愁眉(レルギー)に叩頭するのを見ると誇りらしい処はミジンもないように思えるが？」

木村「それは見解の相違もあろう。支那人は独立心が非常に強い。従て行商人で

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-37
www.nikkeimuseum.org

あつても店主、洗濯業者も独自の店主ならず、又、土地を持つて野菜を作つている者も主派を地主であり、農家の多人である。つまり昔風にいえば地回一城の主である。叩頭するのは各々その職業、その物に対してであると思考している。

支那に"以夷征夷"という諺がある。これは、外国人で支那を侵す者があれば、他の外国人を用いてこれを征する意であると聞いた。そして、この巧妙な手段が不能に終つた場合は、侵入者を支那の大海が呑む(つまり支那の大衆がこれを同化してしまう。)と信じられている。

先年、数年支那に滞在した一白系人が帰加したので、その歓迎会が催され、それに出席した。時間が迫つても主客は見えず、開会時間三〇分を経過して漸く来席した。この時隣席の支那系友人が、「支那に数年居住した為めに大人振つて態々遅刻するとは苦々しいことだ。」と小声で話した。そして、これは支那でも悪弊であると気づいているものもあるが、大人ほど遅刻する古い習慣を今も踏襲している。然し、未だ支那人になりきらない外国人が、然も外国でこの悪弊を街うようでは、みんなにヒンシュクされる。」と付け加えた。ここに支那人としては古い習慣は支那人であるが故に捨てきれず、許されもする。然し、往時から培われて来た支那の文明や習慣のホンの一部を知つたにすぎぬ外国人が、この習慣を模倣することは笑いぐさに値いすると云うのであろう。我々外国人としては、支那人にこのような心理があると云つて留意せねばなるまいと思つた。」

木村「浅学なため、ヘタな英語で失礼した。」

オブザーバー「余程以前に経済と心理は微妙にからむと耳にしたが、仲々興味ある話を聞いた。」

木村「承知した。」

オブザーバー「仏語調の私の英語よりは聞きよかつたことと思う。」

木村「余りほめて貰うと、今後英語を勉強しなくなることが恐ろしい。」

司長「必要な点は大体聴取したと思うが、他に質問は？……無ければこれをもつて一応閉会する。この件については充分研究を重ね、最善を期す考えである。尚、代表者には必要に依つて更に意見書とか、参考書類の提出方を願むかも知れぬ旨、予め承知されるよう願む。」

昼食あと数日滞在されるよう願む。

翌五日ニューカム氏に相談した。その結果、

一、日系人に依て開拓された産業であり、東洋をその消費市場としている。

二、漁者や就働者の大体半数は日系といつても皆帰化人であり、あと半数は白人である。

以上。

右会談中の司長、司員及び漁業次官の各質問を再検討すると、多分に日系が誹謗されていることが感受されるので、更に意見具陳書を提出することを決し、

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-38
www.nikkeimuseum.org

三、必需品は加奈陀商社より購入し経済的にも貢献している。

四、既に自発的に生産、販売機構は成立し、日系以外の生産者にも参加の手を延べている。

五、右(四)に基き今春以来各地の販売区域の了解も得て、輸出量の

仮決定も見ている。

六、今期市場管理法を実施することに依り、輸入業者を混乱させ、紛糾を招き、購買者の信用を失墜する。そして、管理令が寧ろ不利な立場に陥る恐れがある。

七、日系は出荷を延期している為め既に損失を生じているが、白系は何等犠牲を払っていない。依って、差別待遇と非難される恐れもある。

上記の実状に鑑み、市場管理法実施を一ケ年延期し、取扱業者に充分理解の機を与え、来期より整然とした出発することが産業全体の為めに有利である。

(付制に依り)

とう主旨の意見書作成を決定した。ニューカム氏はこれを完成し、午後三時三〇分局長バートレ博士に手交した。(注、この意見書の写は別文のまま 1 員に添付)

二日、通産省に旧知のホイットモア氏(MR. A.T. WHITMORE, SECRETARY, WESTERN DIV.)(マニトバ以西、四州)を訪ねた。市場管理法施行の対策かとおもって、「或る人から聞いた処に依ると、塩魚に管理法を適用するよう白系業者から提案があったが、単に抽象的な云いがかりを付けているに過ぎぬらしく見え、所管大臣は魚のことは全然判らず、困惑しているらしい。その半面、日系側は充分調査して、克明な統計や参考書類を提出して、整然とした理論で管理局の聴聞会に望んだとのことだが、成り行きは如何な模様か?」と尋ねられた。「評判は良いかも知らぬが、タイミングの点で楽観は出来ない。今春民間統制が日系間に成立し、既に東洋方面の取扱業者とも色々な解を深めているのに、急で破棄したら、信用を失うことになる。日系人が信用を失墜したと、一部白系は喜ぶかも知れぬが、事実はアベコベで、準備不充分のまま管理法を適用すれば、東洋の取扱業者はマユツバものと断定する故、効果はあがらぬ。この様な東洋人の心理は、白系の大部分にとっては解けない謎だろう。若し、無理押しに今期から管理法を施行すれば、塩魚産業は発展どころではなく、衰微を招き、将来滅亡するかも知れぬ。」と話し、聴聞会でアメリカン氏が「フレーザー河の鑵詰業者と塩鮭業者の間にクラッシのあることが望ましい。」と述べた真意を察知よと思ったが、これはホイットモア氏を苦しめる結果になると再考、中止した。「バートレ博士は農務次官になる筈だ。農務大臣に面会したければ、アポイントメントをつくる。」とおっしゃってくれたので、早速これを頼んだ。その後二件案の水産界の事務を済ませ合い時をすごした。

度々、管理局長に面会したが、未だ考慮中とのことなので、農務大臣に会い、準備不足のまま管理法を実施することの不利なる点を一応印象づけることに勤めたが、功果があるようには見えなかった。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-39
www.nikkeimuseum.org

困難のうちに時日が経過するので、又例の有力者の援助を求め、同氏が農務大臣に面会して、更らに目系の把握している点を充分説明してくれることの快諾を得た。そして、この会見の結果、大臣には管理局から詳細に報告されてはいるが、多く語ろうとしないことが判明した。

九日、午前中にニューカム氏に面会し、漁業管理の件はまだ閣議には上程されていないことを知らされた。「管理局長や局員等は日系に相当好意を寄せてはいるが、政治情勢から考慮すると、残念ながら、今期から実施建策を強いられる危険性が多分にあると見做さざるを得ない。若し局がこれを建策すれば、農務大臣は閣議にかけ、実施を決定する筈であるが、何かの理由で遅滞しているらしい。これは閣員中に重要な地位をしめるものが旅行中である為めらしく、事実とすれば、この閣員は恐らくスティヴンス商相（HON. H. H. STEVENS, MINISTER OF TRADE AND COMMERCE）をさすものに相違ないと推察する。」と聞いた。

同日午後晩市より英文にて、「去る十五日枢密通り全漁者は出漁した。輸出用船腹も契約し、他の諸準備も完成した。貴地に於ける連絡機関を払っていると既に言明してあるし、又漁業省が調査すれば真疑が直ぐに判明する事柄は避けるべきである。どこまでも正攻法で進むことを決心し、早速晩市事務所に電話をかけ、鈴木慶蔵氏に委細な報告をした。同氏の話では会社の顧問弁護士ライリアム氏の意見で、管理法実施如何に拘らず、漁期を失することは相当に不利であるから出漁を決した。又或る方面よりの勧告では、スティヴンス商相に面談することが得策であるとの事で考慮されたい、とのことであった。既にニューカム氏との会談もあったものとて、これを承諾した。

直ぐにニューカム氏に電話の旨を伝え、「要人」にも連絡した。同氏は商相と面会する（そして如何なる場合にも日系を公平に取扱う旨を商相に出しておくことを勧められたので早速この旨出掛けた。）ことは当初からの主張としていた処であって、若しも強引に管理法を実施するような場合は、ビー、シー、州保守党の最有力者と親交なされる商相に、これが不利な点を具陳強く印象づけて置かねばならぬと計画していたとの話であった。心なぐさうつ手紙を商相に出しておくことを勧められたので早速この旨出掛けた。

十一日早朝、例の「要人」から「同道して商相に面会する積りでいたが、急にモントリオールへ行くと、商相に面談後至急帰晩する旨を晩市事務所に打電した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-40
www.nikkeimuseum.org

十一日午後十時「政府は地方局委員長をC.M.A.から選出する噂がある。地方局委員会議の上、これを選定する様、変更方奔走を願む。」と来電があつた。先ず政府が地方局委員長を任命し、委員長が業者全般の会合を催し、そこで地方局委員（業者の代表）四名を選出して、地方局が構成されるということは既に九日通話したにも拘らず、この点が充分理解されていないか、又はこの法式の変更が可能という意見に基き提案してきたものと推察した。十二日早朝ニューカム氏を訪ねて、これに対する意見を叙した。同氏は「地方局構成には既に範例がある。従つてその過程を阻むような提案をすることは賢明な策ではない。」と注意された。

ステイヴンス商相と会見

十月十二日、午前十時過ぎ商相を訪れた。既に他の面会人六名が待機していたが、某氏は早速商相の室に招じ入れてくれた。挨拶をしてから、汝等に多忙に見受けられる故、都合によつては午後にユックリ時間を与えて貰らつては如何と尋ねた処、「暫く旅行した為め色々と輻輳もしているが、これが政治家の一端である。この会談は自分も望んでいたもので、又職責の一つであるから、決して時間に制限はつけないからその積りで充分意見の交換をしよう。」と云つてくれた。そこで、ニューカム氏から管理局長に差出した意見書の概略を述べ、「既に時機が遅れた為め日系は相当な打撃を受けているにも拘わらず、彼等の自発的統制案に白系の参加を誘導して、全業者間相互の信頼度を深めるよう動めている。当初C.M.A.提出の地方局構成案に基だ不公平と見られる点があつたので、強引に今期から管理法を実施することに依り、差別待遇のシコリは起らずとも、若しも日系人に疑念を抱かせば、将来波瀾をさえ惹き起す恐れがなきとも云えぬ。それにも増して大切なことは、市場方面に於て充分な理解を与える時日が無い為めに、買人側の理解が得られず、失敗に終る危険性が多分にある。依て今期は一と先ず民間統制を行い、充分な研究を遂げた上、より以上完備した政府の管理法を実施するとすれば、消費地に於ける不要要素をのぞき、塩魚の立場は増進すると思う。」点を縷々話したのを、商相は頷きながら聞いてくれた。そして、「C.M.A.一部門提案に拘わる地方委員会構成の件は局長の注意に依り既に修正された。審議する運びになつたが、これは過渡的であつて、決して日系人の差別待遇を目的としたではなく、産業全体の即応計画であることをよく諒解されたい。当局としては統制販売に目覚め、既に一応実施の経験を有する日系塩魚業者があることを喜びとしている訳であ

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-41
www.nikkeimuseum.org

今後多数の産業にも統制を計画しているので、第一段階で不公平な取扱いがあったと断定されては総べてが蹉跌に瀕する恐れがあるので、管理局としては非常に慎重な態度でこれに当っている。従て、若し実施と決定した場合は日系塩魚業者全部の救済と必要と思われる恵告を与えられるよう願う次第である。なお、ヒューイー（商相は暫く呼ぶ）（加盟製造業者組合西部四州の幹事長ドルトン氏 MR. HUGH DALTON, SECRETARY GENERAL, WESTERN DIVISION, CANADIAN MANUFACTURERS' ASSOCIATION）は日系代表者のオタワ滞在中に来市し、管理局の聴問会に同席の希望であったが、旅行の途上各市に立ち寄らねばならぬ関係上、同に合わぬと申越して来た。昨夜致着し、シャトーに投宿する予定と聞いた故、午後には来訪すると思う。貴意の点を充分伝え、若し統制実施の場合は、C.M.A.側が総べての点に公平を期するよう注意しておく。又実施の際万一不公平な取扱いを受けた場合は、遠慮なく直ぐ当方に通報されれば、必ず適宜な処置を講ずることを確約しておく。」とのべられた。この会話に依り、ドルトン氏が地方局委員長に任命される一の能性が濃厚と洞察したが、それは言語に表わさず、永らく時間をさいて貰ったことを謝し、「今夜帰晩の途につく所存である。若しドルトン氏に寸暇があれば、一応面会してはと思うが貴意は如何？」と尋ねた処、「それは好機会に気付かれた。ヒューイーはC.M.A.の用件の都合で、帰晩が数日遅れると思う故、若し来訪したら、是非時間を繰合せて面談することを勧めよう。」とえつて握手した。

午後、ホイットモア氏に帰晩の挨拶をし、アランド氏にも伝言方を頼んだ。ニューカム氏に今後の商相と会談の模様を報告し、管理局の動向は晩市に通報して貰うよう依頼した。それから、「要人」の留守宅を訪れ、裏面からの後援を謝し、帰晩の挨拶を述べておいた。宿に帰って、デスクでメッセージを受取ったら、ドルトン氏からのものであった。早速C.M.A.オタワ支部で連絡し、晩餐を共にする約束をした。午後五時、晩市より「出来得る限り努力する、本日総べて決定する旨、吉報を得た。出来得れば帰りそう。」と受電したのでニューカム氏に照会した処、誤報であることが判明した。しかし旅程を変更する必要はなかった。

午後六時から食卓を囲み、ドルトン氏と会談に移った。同氏は塩魚に対し管理法適用の場合は地方局委員長に就任方の相談を受けたが、他の輸出向産業多数に亘り漸時適用される計画故、これらの委員長をも勤めねばならぬ立場になると想像されるので、トロント市C.M.A.本部に於て充分打合せ後でなければ、諾否の決定はできない、と語った。そこで、管理局の聴問会や商相との会見の折りに話し点を繰返し、今期から統制を実施することは地方局委員会が非常な難局

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-42
www.nikkeimuseum.org

当面することを述べた末、「尚ほ此に実施決定の際は日系業者に対する不当な圧迫とか、不公平な割当と誤解することの無いよう、特に留意されたい。」と話した。ドルトレ氏は商相からも色々と意見や注意すべきことを聞いたが、若し実施されるとなれば、協定統制が其後引続き為される他の輸出産業管理の範例となる訳であるから、差別的な圧迫とか、不公平な取扱いという声の起らぬように勧めること、特に業者間の信頼度を篤くし、円滑な運営方法をもたらすことに留意すべき点を強調し、「これに依て、昨年君が勧告したことを回顧し、充分理解した故、若し委員長の席をしめる場合があれば、是非とも補佐して貰いたい。」と述べ、かたく握手をかわし、別れた。

（注）一九三二年、ビー、シー、パッカースの社長から、「例年英国に於て、日魯漁業会社の製品が消費される頃を見はかり、当州産鮭罐詰の販売強化遂行に勉めているが、日魯物が我々の予想より遥かに多量にのぼり、失敗とかさなっている。これは入手する生産量の報告に杜撰な点があるからであると推察される故、是非援助されたい。」と依頼を受けた。各方面を調査した結果、日魯漁業会社の製罐量はビー、シー、パッカース社の報告と合致しているが、この他に沖獲、北千島、樺太、及び少量ながら北海道、青森宮城両県に於て製罐されており、総量はビー、シーのそれを遥かに計数調査に入手する日魯漁業がその一手販売代理店を通じて売捌いておる。そして全販売額の見返りに空罐用材（TIN PLATES）を英国から購入している実情であった。これを報告して、日魯との販売協調を勧めた処、同業者間に依然として日本鮭のメめ出しを主張するものもあると思うから、是非C.M.A.罐詰部門で説明して貰いたい、とのべられた。そして出席者は少なかったが、簡単ながら報告会議が催された。その席上、「日魯漁業が始ど全部の日本製鮭罐詰の販売を司どっている為め、つい日魯の製罐量調査を依頼されたのであろう。依って調査側では日魯の実際量を報告したまでのことと思われる。処が日魯漁業以外に、相当数にのぼる大小罐詰会社があり、ビー、シー量を凌駕している。処も輸出鮭罐詰代見返りとして、鮭罐用以外の空罐資材までも購入している実情であるから、これら日本物を英国市場から排除する企ては無謀に見え、決して成功しないと思う。寧ろ日、加双方が接近しあい、如何して両国の総生産量を有利に売捌くかと云う点までに到達すべきである。業者間相互に信頼感が生ずるように勉めねば双方共不利を招くと思う。これは又余談であり、既に考慮されているかも知らぬが漁業各会社は漁者の教育普及の要があると思う。日本の沖獲り繰業は広い大海原で行われている。母船（工船）が数隻の漁船をいきいて一船団を為し、数船団が出漁している。そしてこれら各船団間で、天候、風速、潮流、水温、塩度、水色の濃淡、魚のかかる深度、魚獲の数量等を無線

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-43
www.nikkeimuseum.org

電信で連絡しあって、各々試験したり、漁区を変更して効果をあげていると聞いた。当地の漁者も他の漁者がとらねば、自分の網にかかると云う様な狭い料見を持たず、互に研究しあい、連絡を保ち、好結果をあげるよう勉めることが望ましい。なお、日本の工船がアラスカやビーレーの鮭を漁獲していると漁業界で問題視されているが、公海で操業されている為め、今の処如何ともすることが出来ぬらしい。ただ後らに漁獲しても効果はなかろうが、研究の上、これらの鮭族が太平洋西部沿岸のものと、又は西部沿岸のものとがカムチャツカ方面のものと交流（どの程度公海で）するとかを裏付け出来ればよいと思う。（公海で遊弋しつつ成長する）資源を一方的に手中におさめることは、やがて無に帰する訳であるから、必然的に米、加、日露四ケ国間に魚族保護協定を締結する気運が生じ、これが完結されたら、魚族保存が一能となり、皆が永久に漁獲できることになると思う。」と述べたことがあった。ドルトレ氏が回顧した。」と云ったのは、これを指したのである。

十月十二日、夜半にオタワを立ち十三日早朝帰晩した。総費用は旅行費、滞在費、諸費用一切を含めて、九五一弗九四仙であった。約一週間分としては格安すだが、これについては最適な「要人」の後援があったこと、又従来法治国の問題を専門的に取扱って来たニューカム氏が、興味ある始めての経験であったとして、弁護士料を低減してくれたことに負うものであり、最大の感謝を捧げねばなるまい。

早速其の後の模様を電報を以てニューカム氏に照会した処、「今週中には決定せぬ。充分連絡を保っている故、遅滞があれば直ぐ通報する。」と返電があった。

十月十六日、C.M.A.本拠門中の米国宛輸出向の屋根板（WESTERN RED CEDAR SHINGLES）を管理法に依り統制することが閣議で決定した旨の報を得たので、塩魚の問題も近々閣議に上程されると予想された。

▲塩魚管理令実施の発表

一九三四年十月二十三日、ニューカム氏より左の通り電信を入手した。

「管理局は塩魚統制案を昨日決定した。これに依ると、ビー、シー州板取港渡し塩鮭五五、〇〇〇瓲以内、塩鮭二〇、〇〇〇瓲以内、総べて現金取引きの上は積荷完成と同時に効力化する信用状設定制度に依る。漁業者の品質証明書を以て購買者を保護すること。地方局の構成は、C.M.A.の選定する委員二名、CSHEの選定するもの二名、即ち委員長は統制さるべき製品の生産及び販売に投資関係なきもの一名を漁業次官が選定すること。全委員は十月三日以前に任命され、委員長は二対二の場合議決権を有する。既存の販売店にして地方局の規定に応ずるものを差別する権能なし。加奈陀商務局は年度の需要高を通報すること。即ち割当は不公平なきよう毎期決定すること。地方局は各地に市価の通報及び一般的代理事務を司どる代理店を選定

41.

すう権能があるにと。次に。官報は完成され次第郵送する。
に此で手続きあつた事態に、備々な直面せねばならぬことになつた。
十四二十日にオータワから送つて二十五日位までに発送された官報を入手した。次にこの
「枢密院令」は十月二十二日に掲載する。

THE CANADA GAZETTE

PUBLISHED BY AUTHORITY

OTTAWA, MONDAY, OCTOBER 22, 1934

ORDER IN COUNCIL

[2560]

AT THE GOVERNMENT HOUSE AT OTTAWA

Saturday, the 20th day of October, 1934.

PRESENT:

HIS EXCELLENCY THE GOVERNOR GENERAL IN COUNCIL

WHEREAS the Minister of Agriculture reports that a representative number of persons engaged in the production and marketing of dry salt herring and dry salt salmon, the product of British Columbia, have filed a petition to have approved a scheme for the marketing of these products;

That the said petition was referred to the Dominion Marketing Board, and after having amended the same the said Board recommends the approval of the scheme hereto appended; and

That the annual production of dry salt herring varies up to approximately 55,000 tons and of dry salt salmon up to approximately 20,000 tons, the whole of which is exported;

Therefore His Excellency the Governor General in Council, on the recommendation of the Minister of Agriculture and pursuant to the provisions of section 2 (e) of the Natural Products Marketing Act, 1934, is pleased to designate and doth hereby designate the aforesaid dry salt herring and dry salt salmon produced in British Columbia as natural products, to which the aforesaid Act shall apply;

Further, in view of the foregoing, His Excellency in Council on the same recommendation and under the authority conferred by the Natural Products Marketing Act, 1934, is pleased to approve and doth hereby approve the attached scheme for the regulation of the marketing of dry salt herring and dry salt salmon produced in the Province of British Columbia; the said scheme to become and be effective on and from the twenty-second day of October, 1934.

E. J. LEMAIRE,
Clerk of the Privy Council.

—

SCHEME

UNDER THE NATURAL PRODUCTS MARKETING ACT, 1934

To regulate the Marketing of Dry Salt Herring and Dry Salt Salmon produced in the Province of British Columbia.

INTERPRETATION

1. In this scheme, unless the context otherwise requires:—

(a) "Marketing" includes the preparing for market, and the buying or selling or otherwise disposing of a product and the shipping of a product for sale or for storage and subsequent sale, and the offering of a product for sale, and the contracting for the sale or purchase of a product, whether the shipping, offering or contracting be, to or with a purchaser, a shipper or otherwise.

(b) "Producer" means a person owning and/or operating a plant for producing dry salt herring and/or dry salt salmon.

(c) "Product" means dry salt herring and dry salt salmon, or any variety, grade or size thereof.

(d) "Season" means the period during which the taking of herring and salmon and the salting of same is permitted under regulations of the Government of the Dominion or of the Province of British Columbia

—

plus such added period as may be necessary to permit of the marketing of the product.

DESTINATION OF THE SCHEME

2. There shall be a control and regulation of the marketing of the dry salt herring and/or dry salt salmon, contemplating and including the establishment of a cash market f.o.b. British Columbia shipping ports for the marketing of all the dry salt herring and/or dry salt salmon produced in British Columbia (varying in quantity in past years up to approximately 55,000 tons per annum of herring and 20,000 tons per annum of salmon) and all orders for the regulated product shall be accompanied by irrevocable letters of credit the proceeds of which shall be available upon the delivery of the goods to the ocean steamer. Certificates of inspection shall be issued by the Department of Fisheries of the Dominion of Canada for the protection of purchasers.

CONSTITUTION OF THE LOCAL BOARD

3. (1) There shall be a Local Board to be known as the British Columbia Salt Fish Board and which shall consist of:—

(a) Two persons to be appointed annually by the Meal, Oil and Salt Fish Section of the Canadian Manufacturers Association (British Columbia Division).

(b) Two persons to be appointed annually by the Canadian Salt Herring Exporters Limited.

(c) A Chairman to be appointed by the Dominion Deputy Minister of Fisheries who shall not be directly engaged or have any financial interest in the production or sale of the regulated product.

(2) Members of the Local Board, including the Chairman, shall be appointed within two weeks of the approval of this scheme, and, in each succeeding year, prior to the end of August of that year.

(3) In the event of absence or incapacity of a member of the Local Board an acting member may be appointed by the Meal, Oil and Salt Fish Section of the Canadian Manufacturers Association (British Columbia Division) or by the Canadian Salt Herring Exporters Limited, whichever appointed the absent or incapacitated member.

CONTINUED ON PAGE 42.

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-45
www.nikkeimuseum.org

42.

EXERCISE OF POWERS BY THE LOCAL BOARD

4. (a) The head office of the Local Board shall be located in Vancouver, British Columbia.

(b) Meetings of the Local Board shall be called by the Chairman and reasonable notice thereof shall be given by telegraph, telephone or post; furthermore any three members of the Board may call a meeting by giving reasonable notice by post; any meeting may adjourn from time to time.

(c) Any business of the Local Board may be conducted by correspondence or by telegram, and any vote taken by correspondence or by telegram shall be as effective and binding as if taken at a meeting of the said Board regularly called, and shall be recorded in the minute book.

(d) If at any meeting the Chairman is not present the meeting shall elect a temporary chairman.

(e) Any three members of the Local Board shall constitute a quorum.

(f) The Secretary shall be the chief executive officer of the Local Board.

(g) Questions arising at any meeting of the Local Board shall be decided by a majority of the votes of the members present, and in the case of an equality of votes at such a meeting the member acting as Chairman shall have a second or casting vote.

(h) Orders or determinations of the Board shall be proved by the signature of the Secretary under the seal of the corporation.

(i) Minutes shall be kept of the proceedings of the Local Board and any such minutes shall be signed by the Chairman and the Secretary.

(j) Copies of all minutes, orders and determinations of the Local Board, together with a statement of the quantity and of the basis for determination of the quantity of the regulated product which shall be marketed by each licensee, shall be forwarded forthwith to the Dominion Marketing Board.

(k) All moneys received by the Local Board shall be deposited in a chartered bank of Canada.

(l) The Local Board shall keep proper books of account and, in particular, shall within thirty days after the end of each season, make out a balance sheet and an income and expenditure account, and shall cause them to be audited by such chartered or other accountant as the Local Board may appoint.

(m) After the auditor has reported thereon, and in any case within three months of the close of the season, the balance sheet and income and expenditure accounts of the Local Board shall be sent to the Dominion Marketing Board; such reports shall be accompanied by the report of the Local Board as to the operation of the scheme during the season.

(n) Service of any determination, order or notice may be effected by registered post.

TOLLS AND CHARGES

5. The Dominion Marketing Board may establish a separate fund in connection with the scheme of regulation and for the purposes of such scheme may impose charges and tolls in respect of the marketing of the whole or any part of the regulated product not exceeding 15 cents per box, which charges and tolls shall be payable by such persons engaged in the production or marketing of the regulated product as the Board decides.

POWERS OF THE LOCAL BOARD

6. For the purposes of the scheme of regulation, the Dominion Board shall authorize the Local Board to exercise the following powers:—

(1) To regulate the time and place at which, and to designate the agencies through which the regulated product shall be marketed, to determine the manner of distribution, the quantity and quality, grade or class of the regulated product that shall be marketed by any person at any time, and to prohibit the marketing of any of the regulated product of any grade, quality or class; in the exercise of this power the Local Board shall not discriminate against any established marketing agency which complies fully with the orders or determinations of the Local Board.

(2) To conduct a pool for the equalization of returns received from the sale of the regulated product.

(3) To require all persons engaged in the production or marketing of the regulated product to obtain a licence from the Local Board to market, export or ship the regulated product, which licence shall be subject to cancellation by the Local Board for violation of any order or determination of the said Board.

(4) To ascertain after consultation with Canadian Government Trade Commissioners and in the light of such other authentic information as may be obtainable, the approximate quantity of the product which can be marketed each season.

(5) To determine for each season on an equitable basis and without discrimination, the amount of the regulated product which may be marketed by each licensee, having regard to the total quantity to be marketed as ascertained pursuant to the next preceding paragraph, and to make such adjustments in this connection as may from time to time be necessary during each season.

(6) To require full information relating to the production and marketing of the regulated product from all persons engaged therein and to require periodic returns to be made by such persons and to inspect the books and premises of such persons and to require the filing with the Local Board of copies of invoices, contracts, bills of lading, accounts and other documents with respect to the regulated product marketed.

(7) To act as the agent of the Dominion Marketing Board to collect charges or tolls imposed.

(8) To disburse on account of organization, operation and other necessary expenses of the Local Board, any fund or reserve created by charges or tolls imposed in connection with the scheme of regulation.

(9) To employ such persons as are necessary for the purposes of the Local Board.

(10) To appoint from time to time an agent or agents in any place outside of Canada to keep the Local Board advised as to current prices of the regulated product and as to other matters relevant to the marketing of the regulated product in such places, and generally to act as the agent or agents of the Local Board. 17-2

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-46
www.nikkeimuseum.org

地方局委員（B.C.州）

漁業次官は既に十月二十四日地方局委員長としてドルトン氏を任命し、又C.M.A.魚肥、魚油、塩魚部は二十五日臨時総会を催し、左の通り地方局委員を選定したと内報を得た。

委員　ムレイ氏（MR. SAMUEL K. MURRAY, OF B.C. PACKERS LTD.）

仝　　ネルソン氏（MR. RICHARD NELSON, OF NELSON BROTHES FISHERIES LTD.）

他に補欠として、（但し記名順に従い委員の代行をする。）

補欠　ローゼンバーグ氏（MR. SIDNEY M. ROSENBERG, OF CANADIAN FISHING CO. LTD.）

仝　　ドーアゼイ氏（MR. T. J. DORSEY, OF NOOTKA PACKING CO. LTD.）

仝　　ロード氏（MR. HARRY D. LORD, OF A.B.C. PACKING CO. LTD.）

十月二十六日、C.S.H.E.幹事宛にドルトン氏より「二十五日付領市場管理局幹事ホッパー氏よりの電信に基き、貴社より地方局委員二名並に必要数と思われる補欠委員を選定の上、これらを報告して貰いたい。」と来信あり、更に官報入手次第郵送する旨電話で連絡があつた。

枢密院令に依れば、これの発布後二週間以内に地方局委員を選出することになつており、今後は地方局の討議に移る訳であるから、C.S.H.E.は三十日に臨時総会を開催し、左の委員と補欠を挙げ、これをドルトン氏に通報した。

委員　木村岸三（C.S.H.E.専務取締役）

仝　　松山豊蔵氏（松山商会代表者）

補欠　鈴木康蔵氏（COWICHAN SALTERIES 代表者）

仝　　白石数市氏（PACIFIC SEA PRODUCTS EXPORTERS LTD. 代表者）

仝　　吉田慎世氏（S.S.E.A. 代表者）

なお、二十六日付にてオタワのホッパー幹事（MR. W.C. HOPPER, SECRETARY, DOMINION MARKETING BOARD）よりも官報「二五六〇号」二十五部を入手したので、返信にドルトン氏宛通報の写を添付した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-47
www.nikkeimuseum.org

処で、茲に一つ困ったことが既に決行済となっていた。

それはウイリアムス弁護士の意見に基き、日系は十月五日から出漁し、C.S.H.E.は約一、二〇〇瓲の塩鰯売約を完結し、出港済となっていることである。即ち、

平安丸積　二〇〇瓲　CIF　神戸、一瓲当り三八・弗

青筒船テインダリアス(TYNDAREUS)積　約五〇〇瓲　CIF　香港、〃　四〇・弗

仝　二〇〇瓲　CIF　上海　〃　三七・弗

仝　約三〇〇瓲　CIF　神戸　〃　三七・弗

そして、十一月積出しとして、若し管理法が実施された場合管理局の承認を

付帯条件として、

青筒船イキシオン(IXION)積　六〇〇瓲　CIF　香港一瓲当り三四・弗

仝　六〇〇瓲　CIF　上海　〃　三二・弗

プレジデント・ゼファーソン(PRESIDENT JEFFERSON)汐都積取三八〇瓲　CIF　香港　〃　三六・五〇弗

明宇丸積　五〇〇瓲　CIF　神戸　〃　三二・七五弗

広隆丸積　五〇〇瓲　CIF　神戸　〃　三二・七五弗

氷川丸積　三〇〇瓲　CIF　神戸　〃　三二・五〇弗

合計(契約済)　二、八八〇瓲　(売価は総べて米貨に依る)

上記二項は無論管理法が効力化される以前になされたものであるから法律を犯した訳ではないが、通商省の品質証明書は発給されており、各船会社からは積取りのニュースは出たであろうし、「管理法実施遅延の虚を衝いた」という一種の感情を白系は さしはさむであろうことである。その半面「今期は既に時期が遅れているにも拘わらず、無理矢しに管理法実施にもち込んだ」と日系は見ている故、今後この感情のもつれを如何にして融和することであろうかと心痛された。

▲地方局集会（十一月二日午前十時三十分より、於C.M.A.会議室）

出席者、ドルトン委員長、小村委員、松山委員、ムレイ委員、ネルソン委員及び幹事代理、ウインズロー氏(Mr. R.M. WINSLOW, ACTING SECRETARY)

一、集会招集を承認。

二、「秘密院令第二五六〇号」が提示され、議事録に編入を決す。

三、委員長及び各委員の信任関連書類が提示され、各々承認、該書類全部を議事録に編入方を決す。

四、領管理局と委員長間に取りかわされた電報も提出され、これに依て地方局構成が

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-48
www.nikkeimuseum.org

法律上有効化した証左を得たので、これらの議録編入を決す。

五、地方局の事務所をマインス、ビル、西ペンダー街四〇二 (B.C. MINING BUILDING, 402 WEST PENDER ST. VANCOUVER, B.C.) の一室に開設すること、レントは一ケ月三十弗迄とし、電話を架設すること。(動議、ムレイ、木村) 承認。

五A、ウインズロー氏を幹事に任命し、必要な事務員は地方局委員会の承認を経て雇傭すること。(木村、ネルソン) 承認。

五B、今期の会計監査は計理士バター、アンド、シーエン (BUTTAR & CHIENE, CHARTERED ACCOUNTANTS) を招聘し、その報酬は委員長に一任すること。(ネルソン、木村) 承認。

五C、事務所用シール (SEAL)、帳簿、文房具其他必要品並に印刷物代等の出費を認める こと。(松山、ムレイ) 承認

六、取引銀行はロイヤル、バンク (ハステングス街とホーマー街の角) 支店とし、小切手は総べて幹事がその署名に当り、委員長、或は委員長不在の場合は委員の一名が副署すること。(ネルソン、松山) 承認。

七、勘定書は総べて委員会に提示し、その承認を経て支払うこと。(ムレイ、木村) 承認

X (緊急動議) 予算審議の必要があるが、これの審議に先ちこち、委員長と幹事に暫時退出して貰いたい。(ムレイ、木村) 委員長と幹事は動議を了承、一時退室。

八、委員長の calling を三千六百弗とし、幹事の月給を百二十五弗として、両氏の承諾を得ること。(委員四名にて審議、合意の上、該案に委員長と幹事の承諾を得て通過)。

八A、予算」

組織費	一、六〇〇・〇〇弗
レント	三六〇・〇〇〃
電話代 (一五〇弗及び長距離用三六〇弗)	五一〇・〇〇〃
電信代 (国外用を含み)	六〇〇・〇〇〃
文房具、印刷代等	三〇〇・〇〇〃
事務手伝報酬	六〇〇・〇〇〃
幹事俸給	一、五〇〇・〇〇〃
委員長俸	三、六〇〇・〇〇〃
雑費、臨時費並に準備金	五、九三〇・〇〇〃
合計	一九、〇〇〇・〇〇〃

委員長がその任務上要した実費、或は委員が地方局の要務を帯びてなす旅行等の費用は臨時費又は準備金より支出すること。

右を地方局運用上の指導予算とすること。(ムレイ、松山) 承認

九、市場税として、塩鮭缶に塩鮭各一箱に付き十五仙宛を各出荷主、又はその代理人より徴収の上、出荷許の証を発給すること。(ムレイ、松山) 承認

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-49
www.nikkeimuseum.org

(委員長は右市場統徴収の確認付与方と領市場管理局に電信を以て申請すること。)

午後十二時三十五分、委員長は休会を宣し、午後三時十五分より続会することを宣言した。以上

午前中出席した全員が再び集合、午後三時三十分より続会を開いた。

一、午前中の議事録の下書きが提出され、字句の修正がなされた。

二、「鑑札」の点を審議し、在漁庁々に依り、生産者死の鑑札と、輸出販売商に発給されるものと、二種に区別されることが指示されている点を明確にした。

三、各定期航路船の出帆表入手は簡単であるが不定期船のものも必要なので、これの出帆並に大凡の東洋着港期日の調査を幹事に依頼した。

四、「販売価格基準」の審議をなし、C.I.F.(商品価格、保険料、運賃を含む)東洋各港渡しとして各々値立をする了解に達し、最終的定義については更らに審議を重ぬることにした。

五、今期(一九三四―三五年)「塩鰊総生産量」につき種々審議の結果、二万五千瓲に限定すると決定した。

六、「販売値段」を審議したが、C.S.H.は既に十月物約二、二〇〇瓲を契約、出荷済なので、十一月以後出荷されるものの値段を次回に審議することに決した。

午後五時三十分、委員長は休会し、明朝九時三十分集合することにした。(以上)

(委員長は「水村氏にはタ食の借りがあるから今夕はそれを払い戻したい。任務上の実費には決して繰入れないから皆でタ食を共にしたい。」と云い、ムレイ氏は先約があったので、ドルトン、松山、ネルソン及び水村の四名でタ食をした。)

十一月三日、午前九時三十分、昨二日と同じ人員が集合し会議を催した

一、塩鰊生産量総計二万五千瓲のうち、その六割を東海岸に、四割を西海岸で生産することを。(動議、ムレイ、ネルソン)

塩鰊生産総量のうち、その六割、五分を東海岸に、三割五分を西海岸に於て生産すること。(修正動議、松山、水村)

採決の結果修正動議は敗れ、本一動議が通過した。

(委員長は漁期中随時再検討して右項の改革を計ることが望ましいと示唆した。)

二、各工場に対する塩鰊生産割当問題を審議したが、懸案を要するので、決定を延期した。

(ムレイ委員は他に面会の予約があり、退場した。)

三、「塩鮭の件」、今期は既に生産、輸出されたものが相当多量にのぼるに鑑み、輸出許の制を実施する丈けに止め、

(イ)各生産者宛に、生産鑑札及び輸出鑑札(何れも無料)の申請を

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-50
www.nikkeimuseum.org

すること、及び今後は輸出に先きだち、輸出許可証を要する点につき、出張方を幹事に委任した。

(ロ)右の旨新聞紙上にも広告掲載方を幹事に一任した。

(ハ)塩鰯業者に出荷済のもの報告を要することを通告、市場統制の強化を督促し、併せて総税済の上は、仮輸出許可の証(PRO-FORMA EXPORT PERMIT)を発給することを幹事に委任した。

四、生産者鑑札、輸出販売商鑑札、及び輸出許可の証の様形作成の件を幹事に委任した。

(ドルトン氏呼出しあり退場、指名に依り木村が委員長代理となる。)

五、「領事館或は商務官の証明節約の件」。塩鰯の出荷が割当制に依る為め、合剤され、必然的に漁業省発給の品質証明書が数枚にのぼる関係上、単一取引きであっても多数の証明書を要するので、これの節約方法として、漁業省に陳情し数枚のものを一通に纏めにした写を作成して貰うこと。

(ドルトン氏帰堂、委員長席につく。)

六、「C.S.H.E.塩鰯売約の件」。木村は左の報告書を提出し、説明を加えた。

「C.S.H.E.の生産者は管理法の動向を見る為め、漁開始を例年に比べ約三週間延期したが、好漁期(同時に好漁質)を逸するので十月十五日から着業し、既に五千俵余を生産した。そして需要地の引合いに應じて市価を見計らい、左の通り

(イ)売約出荷済　約一、二〇〇俵

(ロ)売約済　二、八〇〇俵(管理法実施の場合は管理局の承認を付帯条件)

(ハ)売約折衝中　七〇〇俵(仝前)

と云う行程にある。最初の様に支那商との交渉は速急には運ばないことであり、二、三仲買商をもかたらい値ぶみした次第である。

塩蔵鰯をタンク内に必要以上長期に保留すれば変質するし、箱詰後これを凡にさらすことは変質、又は油ぬけを生ずる原因となるので、一の及的早期に出荷を要する訳である。

同時にこの荷物はその重量と水分含有の関係上、船底積にされるもの故、少くとも出帆期日の五日以前に船側に回漕の要がある点も充分留意せられたい。

なお、五箱を通称一俵とするが、取引は習慣に基き正味二、一〇〇封度を以て一俵とし、売価も総べて米貨に依るものである。

(イ)売約出荷済

船名	出帆期日	送荷先	箱数	包装	C.I.F.(港)	覚書
平安丸	一〇月三七日	神戸	一、〇〇〇	三八・〇〇		
テインダリアス	二八日	香港	三、五〇三	四〇・〇〇		
仝		上海	一、〇〇〇	三七・〇〇		
仝		神戸	一、四九一	三七・〇〇		

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-51
www.nikkeimuseum.org

(ロ)売約済

イキシオン	一月一四日	香港	一、〇〇〇	三四・〇〇	(仲買扱い)
仝		香港	二、〇〇〇	三四・〇〇	
仝		上海	一、五〇〇	三二・〇〇	(仲買扱い)
仝		上海	一、五〇〇	三三・〇〇	
明宇丸	一四日	神戸	二、五〇〇	三二・七五	
広隆丸	一五日	神戸	二、五〇〇	三二・七五	
氷川丸	一七日		一、五〇〇	三二・五〇	
プレジデント、ゼファソン(砂都積取)	二二日	香港	二五〇	三六・五〇	(仲買扱い)
仝		香港	一、六五〇	三六・五〇	
イキシオン	一四日	上海	一、〇〇〇	三三・〇〇	
氷川丸	一七日	神戸	五〇〇	三二・五〇	
仝		基隆(キイルン)	二、〇〇〇	三五・〇〇	以上。

右報告を審議の結果、売約出荷済のもの及び十一月十四日出帆予定のイキシオン号迄の売約済のものを承認し、又売約折衝中のイキシオン号上海向一、〇〇〇箱が三十三弗迄で締結されたら、これも承認すること、併して明宇丸を含むそれ以後のものは仮り値は再審議を俟つことに決定した。

午後十二時十五分休会し、五日午後四時より続会を催すことになつた。

十一月五日午後四時、委員長、小村、松山、ネルソン、ローゼンバーグ補欠(ムレイ委員の代理)と幹事が集合した。

一、十一月二日及び三日の議事録が提出され、総員の決議にて確認。

二、取引銀行関係の諸書式が提出され(勧業、ネルソン、小村)承認。

三、枢密院令第六項ノ地方局の調査権能ニ関する十月二十一日付領監理局ホッパー幹事よりの来信が提出され、これを議事録に編入することを決した。

四、「輸出許可申請書の雛形が提出され、一揃四枚を発給することを決定。

五、輸出許可申請書の雛形を承認。

(A)右申請書には公証人の証明を要する故、輸出商の便宜を計る為めに、幹事の公証人任命方を委員長に委頼した。

(B)公証料は一通五十仙宛とし、徴収された料金全額は地方局の収入に繰入れること。

六、委任者に発給する鑑札雛形に修正を加え印刷所に回付すること。なお、鑑札申請書は雨しなければならないことと決定。

七、輸出商に発給される鑑札は雛形通り承認。

八、委員長提出のニュース、メデアあて発表の案文を承認。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-52
www.nikkeimuseum.org

九、塩鮭塩鱒の輸出、運搬にあたると思われる各汽船会社に対し、書留郵便を以て、輸出許可の件を通告することを幹事に委任。

一〇、各塩鮭業者に「秘密院令二五二〇」を郵送し、必要な各事項を通告することを幹事に指図した。

二、幹事提示の各印刷物の雛形を承認。

一二、「各工場に対する塩鮭生産割当の件」が議題にのぼり、東浜岸一五、〇〇〇缶、並に西浜岸一〇、〇〇〇缶をその区域内にて経営する各工場の数に従い、各々割当るという意見が多数をしめる空気であった。

委員長は質問に答え、「地方局は生産工場鑑札を取締る（調整する）権能はない。これは洲漁業省の職務範囲に属している。地方局は生産鑑札の下付されていない工場に対して考慮は与えられないが、鑑札を有する真実な（BONA FIDE）生産者を差別待遇することは出来ない。若し鑑札を有する工場が意見を異にし全員に聴取して貰らいたいので暫くの時間が与えられたい。」と云い、委員長の許可を得て、左記の通告を朗読した。

△塩鮭生産割当に関する木村委員の意見。

「私は数年以前から、余りに多数の仲買商が活躍する為めに、売掛供の数量が市場に於て伝えられたり、輸入商に対しては多くの引合い電信を発する為め、かえって生産者に不利を来たすを見、塩鮭に統制販売を要することを痛感した。そして、徐々にC.S.H.E.の生産者と統制販売制に誘導すべく努めつつ、漸く一昨年頃々満足すべき効果を得た。処が、残念ながら昨年は外面からの誘惑と、あやまった市場関係の楽観説が流布され、協約解除を止むをえなくされた。然し、自由販売に依り苦杯をなめた生産者は、いよいよ統制販売の必要を認識して結束を固め、そして白系塩鮭業者ごこの組織に賛同するものも、このワク内加入を歓迎するまでに至っている。

たまたま塩魚に領管理法適用の機運が生じたので、私はオタワに赴き、統制販売の必要性は認識しているが、

イ、今年は領管理法実施の時期が既に遅れている。

ロ、用意不足のまま管理法実施に踏切れば、東浜市場にて管理局の信用失墜の危険がある。

ハ、今年は民間統制に委ね、準備を完成して明年から管理局の発足が望ましい。

と各関係筋の説得につとめたことは委員長も承知のことであろう。

先日生産量審議の際、二万五千缶を現在判明している工場に割当て、生産復活又は新規鑑札下付を受けたものがあった場合は、これらに与える割当高丈け

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-53
www.nikkeimuseum.org

総産量を加増しては如何と云う意見さえも出たが、若し斯様な決定をすれば、東洋市場に収拾不能の混乱をもたらし、管理局の威信失墜を意味すると思う。

もともと管理法は色々な産業をその衰微状態から救い、更に飛躍を計ることを基本として編み出されたものと了解している。従て、若しこれが的確ならば、先ず既存の生産者を援け、産業の安定をみた上で新規の参加者を迎えることが至当であると思われる。

一部白系人の間では、日系漁業者が例年一番乗り揃し、遂に現今の衰微状態を招来した。その証拠に初期輸出のものは相当高価に売捌かれても、段々と下落の途をたどり、白系には生産参与の機会がない。という様な風評があると聞いた。東洋人の日常食品（ステープル、フード）と当局で視なされる塩鮭に価格の変動はあり得ないとする見解に基く成る程うがった風評であり、その為めに日系塩鮭業者は誹謗の矢おもてに立たされている次第である。処が、幾に価格変動不可の避る理由があるのである。東洋ではご祝儀商賣という習慣がある。期節毎に出世のされる色々の魚、野菜、果物等に対し、各商人は相当高値を払い仕入れをはし、消費大衆はこれ又それを承知で、或る程度価格に拘泥せず購い、初物を口にしたという満足感を味わうのである。無論おしなべて収入の少ない東洋の人々故、収入に準じて各階級が各々徐々に求め、何々を何時口にしたと満足するのであるが、下層階級は期末近くになって漸く消費者の仲間入りをする訳である。日系塩魚業者は、それが専業であり、鑑札、或は魚油魚肥の生産に携る途は閉ざされている丈けに、好んで塩鮭を売り崩す立場ではあり得ない。故に価格維持には尚更ら真剣であるが、右の習慣が踏襲されている市場では如何とも手の打ちようがないと云うのが実状である。従てこの委員会では、現今の日系に対する誹謗は的外れであることを充分理解して貰いたい。

いま、委員長が管理法の一部法文を明確にされたが、それに依ると

イ、この管理局には生産鑑札を取締る機能はない。

ロ、生産鑑札を有するものを差別待遇することはできない。

とあった。これに加えて、日系人が他を排除する為めに故意に売り崩しているという印象を経済うけているものは、管理法実施に依り、今後は市価の変動が防止されることを期待し、早速生産参加を計画するものと考えられる。処が市価の漸落は消費層の習慣や、消費大衆の収入の差に依るものであるから管理法を以てしても急速に市価の好転は有り得ない。その結果生産復帰、或は新規に参加したものは出費だおれになり勢い恐れがあると思考される。依て委員会としては、何等かの方法を講じ、少なくとも新規参加するものを思い止まらす要あると思う。

管理法をめぐり、紛叫を重ねている仲は多々あるらしいが、一例としてボテート管理局があげられる。管理法実施の結果を期待し、新規にボテートを植つけた農家が続出し、その管理局では耕作反別（ACREAGE）のみを基準として市場向け出荷量を決定したものと察せられる。処がエーカー当りの収穫量には相違はあろうし、品質も異う、又取引先きの連繋などの

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-54
www.nikkeimuseum.org

特別な事情も今在しているので、品質不良にエダンプ)落ちるものは当然ながら、エーカー当りの収獲が多い為めとか、取引先との交叉(食いちがい)の為めに良質のものも滞貨を生じ、果ては夜陰に乗じて搬出を計る農家あり、これを阻止する番人、続いて法的抗争と、管理局を中心に各農家の醜い争いが繰返えされている模様である。これは管理法の効果を過大評価し、多数の農家がボテート栽培に手をつけた結果と見られる。

管理局がその発足当時に現存するボテート農家のみを一と先ず対象として運営し、市販関係を充分調査の上、徐々に新規農家の参加を許可する方法を採用しておれば紛叫は大体避け得られたであろう。

右の例を見ても心痛されるのは塩魚の生産割当である。塩鮭のみに止まらず、やがては塩鮭割当の件にも当面する時期があるであろうことも考慮に入れ、慎重に考究して塩鱒の割当方針を立てねば、後日塩鮭の割当をなす場合矛盾を生ずるかも知れない。法文に依れば エクイタブル、ベーシス、(EQUITABLE BASIS) 即ち正当、正しき、公平、或は偏見のない基礎にて割当を決定することになっている。依て単に鑑札数だけを基準とする場合は絶対量を各工場に対し平等に按分することになる。延いて私は右の基準が管理法の主旨ではないと断定する。若しも平等に分割すべきものならば明快にパリテイ(PARITY)に依り割当るもの、と示される筈である。

ボテート管理が耕作反別で割当が行われさえも収穫量の相違が紛叫の一原因となっていると見られる。まして漁業にはエーカレジとはある筈はなく、漁者に依て漁獲に寡多があり、豊漁(BUMPER CATCH)所謂ドサの場合には容積量や完備した設備如何に依て生産量が左右される。従て塩魚は鑑札数のみでなく、当然過去の実績、容積量、投資額等を考慮し、これらを含めたものを基準とし、割当と為すべきであると確信している。

茎だクドいようであるが、若し軽はずみに鑑札数のみを基準にして塩鱒の割当を決定すれば、次期には塩鮭の生産鑑札の申請が続出し、不文律に依り平等な割当を強いられる危険がある。斯くては内密に割当を売買するような不徳義者が現われないとも限らぬ。管理法を悪用、或は冒瀆するような行為は未然に防止せねばやがては管理法を破綻に導くと懸念される。

管理局を中心に相寄り相談を重ねるのではなく、何卒一正当な割当範例を樹立して、この問題生産者の協同、協和の機関に守り立てたいと希望している次第である。

以上。

右聴取を終えてから、雷鳴を聞けた。生産に参与する工場の大体の見当はつけられるが確定したものではないので、依て

州漁業省より塩鱒生産鑑札発給の日限を決定するや否や確答を得るよう

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-55
www.nikkeimuseum.org

幹事に指図した。

そして、各工場宛生産割当の審議に移り

イ、西海岸の十工場に各々1,000函宛

ロ、東海岸の十一工場に各々三六四函宛を割当てる、という意見が出て、これが通過するように見えるので、木村は再度立って、

「エクイタブル、ベーシスに依る割当なるものは、平等な割当とは全然異るものであると云う私の理念は的確なものであると信じている。正当な割当基準をつくらねば、協同産業に発展をもたらし、やがてはこれを衰微に導くことが杞憂される。仮て、私は私の持つ割当基準に対する信念を(ここで)撤つことは、委員の職責をけがすものと思っている。如何に歴史一過去の実績を一顧もせないような冷酷、且つ不公正な案の審議に参与することは快しとしない。」と口唇をわなわなさせながら叫んだ。顔面を蒼白にして激昂したので委員長は暫く休憩を宣し、幹事は木村を励めて委員長私室の大机に横たわらせ十五分程休ませた。再び割当の件に戻り、委員長は

「エクイタブル、ベーシスとパリティは異るとする木村委員の解釈は正しいと思う。これは東、西海岸の産出量を決定した際、工場数に依らなかったことを見てもうなづける訳である。正当な割当基準が樹立できれば、これに勝ることはないが、好漁、不漁もあることであって、不動なものに到達するには非常に長期を要する。この点C.S.H.E.が散会を達成したことは実に望ましい。処で、既に生産期に入り、出荷を要するものが有るが、法的順序としては先ず生産割当を決定せねば販売契約も出荷も出来ない。依て、再審議を前提とする漸定的割当をしたいと思う。是非全委員が合意で決定して貰いたい。」と述べたので、

A、州漁業者の最終的な生産価格発給数はまだ判明していない故、

B、再審議を前提として、漸定割当を左の通りとする。

と四委員が合意した。即ち

△漸定生産割当

イ、西海岸(10工場、各々1,000函宛)合計10,000函

	(工場処在地)
NOOTKA PACKING CO. LTD.	NOOTKA
BLACKNELL FISHERIES LTD.	CROLL COVE
B.C. PACKERS LTD	KILDONAN
〃 〃	SAN MATEO
COAST PACKING CO. LTD.	MC CALLUM BAY
NELSON BROS. FISHERIES LTD.	"S.F. TOLMIE"
NORTHERN CHIEF PACKERS LTD.	ECOOLE

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-56
www.nikkeimuseum.org

NORTH WEST FISHERIES LTD. DAVIS ISLAND

GREEN COVE SALTERIES LTD. (日系) GREEN COVE

VINCE & CO LTD. (日系) SARITA BAY

S. TANAKA & CO. LTD. REID ISLAND

T. MATSUYAMA & CO. LTD. NEW CASTLE ISLAND.

CANADIAN FISHING CO. LTD (日系) NANAIMO,

J. KASHO & CO. LTD. 〃 〃

CANADIAN SALTERY LTD. NORTH GALIANO ISLAND.

MORESBY ISLAND FISHERIES LTD. 〃 〃 〃

COWICHAN SALTERY LTD. 〃 〃 〃

PACIFIC SEA PRODUCTS EXPORTES LTD. 〃 〃 〃

YIP SANG CO. 〃 〃 〃

B.C. FISH SALTERIES LTD. OTTER BAY

PACIFIC SEA PRODUCTS EXPORTERS LTD. MAYNE ISLAND

以上。

ロ、東海洋(11上陽丸向け1,N水日記)合計15,000日記

契約は正味2,100封度を以て1俵とし、看貫は積取船側調べ、積高の1割を秤り、二合の風袋を得て、平均目方を算定すること。

販売提案に際しては便宜上五箱を約1俵と視なすこと。

一四、「塩鰊輸出商払い口銭」はC.I.F.値段の四分、但し最底1俵当り1弗(何れも米貨)とし、そしてこの決定の効力化はイキシオン号出帆後、即ち十一月十八日以後とすること。(動議、ネルソン、木村)承認。

一五、「イキシオン号以後の販売値段の件」は次期集会まで延期すること。合意承認。

一六、上海及び香港駐在の加奈陀商務官宛に、地方局が構成され、今期塩鰊の総生産量は二五,000俵に限定を決定、積出済荷物及び積出予定のもの詳報を送電し、同時に天津駐在の商務官には上述より報知して貰うことと委員長に一任すること。合意承認。

午後七時休会し、再集合は委員長の招集に委ねることにした。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-57
www.nikkeimuseum.org

▲委員長と財部の要点（西海岸工場に関して）

十月六日早朝、ドルトン委員長より本社としたい件がある故、是非時間の都合をつけて貰いたいと電話があったので早速会見した。

「西海岸に於て鹽鯨生産鑑札申請をなすものが多数にのぼる気配があり、斯くては経済的操業が不可能な割当しか与えられないことになる。若し名案があれば内密に指示されたい。」とのこと、困惑の色が窺えた。依て

「もともと西海岸では鯨の群来が不順であって、その平均漁獲は東海岸の比ではない。しかし、折りには予想を裏切って、十月初旬チヤム鮭盛漁期中に短期間丈け鯨も漁獲され、工場の一部振り替えに狼狽することもあり、予想は至難である。が、従来、総体的に鑑札割合の補填さえも覚つかない年が度々あって、この危険は殆んど倒年踏んでいると云えよう。日系の生産者と異り、白系は専業であるから、先ず魚油魚肥の鑑札を受けておき、若し鹽鯨製造に着手したら、早速これの鑑札申請をしても時日の余裕はあった訳である。今年挙って早期にこれの申請をするとすれば、これは管理当局の成果を期待し、生産割当を獲得しておくと云うに他ならないと思う。白系は今もって管理法の効果に眩惑されているらしいが、管理法とて奇蹟（ミラクル）は得られないのである。彼等にこの現実をなるべく早く把握させねばなるまい。従て、対策としては洲漁業大臣に

一、鹽鯨工場鑑札発給の日限を定めて貰うこと。

二、鑑札料金をスライデイング、スケール（SLIDING SCALE）制度に改正し、例えば一、〇〇〇㌧以上を生産した場合は千弗、五〇〇㌧までは五百弗、二五〇㌧以下ならば二百五十弗として貰うこと。

そして、地方局としては、各地の商務官に市況と需給、市価の漸次低下が不可抗力である点を瞭かにし、十月以降出荷の物の値段を可及的早期に発表することに依って、或る程度鑑札申請縮出の牽制を計る必要がある。又、一時を糊塗するような運営方法を避け、安定性のある確乎とした方針を荷主せ的に統制に破綻を来たすことを恐れる。」と意見を述べた。

委員長はこれを諒とし、明日の委員会に諮り、最善を期すことを約した。

地方局長、十一月七日、午後四時より。

出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員、ローゼンバーグ補欠、及幹事。

一、十一月五日の議事録が提出され、（動議、ネルソン、木村）承認。

二、「鹽鯨生産割当の件」洲漁業大臣宛に「各操業工場に対する均一割当案に関し、里の論が提出されている。」件に付き明八日委員長は漁業大臣に談合に赴くこと。

（A）ビー、シー、パッカース及びブラックウエル漁業会社（BLACKWELL FISHERIES LTD.）よりの六日付来信を幹事は朗読した。

（B）十一月十五日を日限とし、生産鑑札を下付するよう委員長は洲漁業大臣に通言すること。

合意承認。

(c)塩鰊工場鑑札保有者の会合を左の通り開催し、割当に関する各自の意見を聴取する。

東海岸の部　十一月十二日　午前十時より。

西海岸の部　十一月十三日　午前十時より。

又、右(c)の件を新聞紙上に広告し、判明している生産者には案内状を発送することを幹事に委任する。　合意承認。

三、塩魚輸出運搬における各汽船会社宛発信の雛形、及び汽船会社の表を幹事が提示。　合意承認。

四、「塩鰊販売値段の件」十一月二日、委員会に於て保留されていたC.S.H.E.の売約交渉中のもの(明宇丸以後の分)が指値通りに完結した場合は、これを承認すること。

(A)十二月前半期積出し物は、香港宛　三十二車

上海宛　三十一車

神戸宛　三十一車

但し、プレジデント、ジャクソン号積は一車増しとする。

仍して右値段は十一月八日、午前九時に公表すること。　合意承認。

午後七時三十分休会。

十一月十日、午前中に委員長から極密に左の電話があった。

「塩鰊鑑札申請受付を十一月十五日限りとすることは漁業大臣の承諾を得た。鑑札料金をスライデイング・スケールにする点は考慮する価値は充分あるが、一面収入減のみと視なされる恐れがあり、他面、生産量が僅少の場合は、料金の一部払戻しが得られるとして、申請書が殺到し、需ろ逆効果を生ずる懸念もあるので、大臣はこれを容認にするという意見であった。」

(注、塩鰊の鑑札料金をスライデイング・スケールに変更する件は実現せなかったが、一九三八年、四月五日、州政府は閣議に依り、従来千五百車宛であった鰊鑑札工場の鑑札料金を改正、過去四ケ年の平均生産量に基き、三十五の等級別にし、低は一〇、〇〇〇函以内に対し六五〇車、最高は一八〇、〇〇〇函に対し七、四五〇車、仍して一八〇、〇〇〇函を超過した場合は各五、〇〇〇函毎に二〇〇車宛を追加徴収すると決定した。該法の適用は一九三八年度よりとし次年度からは前年度の実際生産量に準じて料金を徴収することになった。)

△塩鰊生産業者集会(東海岸の部)

十一月十三日、午前十時より、於地方会議室。

出席者、松山豊蔵(松山商会代表)鈴香康蔵(GOICHAN SALTERY LTD.代表)

杉山岩吉(CANADIAN SALTERY LTD.代表)日夏嘉兵衛(田中商会代表)

白石数市(PACIFIC SEA PRODUCTS EXP. LTD.代表)嘉祥治三郎(嘉祥商会代表)

葉求戎(YIP SANG CO.代表)ペイン、R.R.PAYNE(CANADIAN FISHING CO. LTD.代表)

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-59
www.nikkeimuseum.org

ブラックウエル、B.J. BLACKWELL (BLACK WELL FISHERIES LTD. 代表) 地方局幹事、及び本村(オブザーバー)。

一、松山豊蔵氏を議長に推薦する。(動議ベーン、ブラックウエル) 承認。

二、生産割当に付き C.S.H.E. の方式とか、繰業可能な最大限度の割当主張とか、共同生産業等の意見もあつたが、「目下の処、工場鑑札数が不明なるに付き、十六日頃更に集会を催すこと。」合意承認、で閉会された。

(注、西海岸の部は十二月十三日集会を催したが、内容は不明であつた。)

地方局集会　十一月十四日、午前十時より、

出席者、ドルトン委員長、本村、松山、ネルソン各委員、ドーアゼイ補欠 及び幹事。

一、十一月七日の議事録が提示され (動議ネルソン、松山) 承認。

二、十一月十日付にて領管理局幹事より、「地方局が塩魚出荷に先き立ち、市場税として一箱につき十五仙宛を出荷主より徴収する権能の決議案、本日郵送した。」と受電、これを議事録に編入する。承認。

三、「塩魚輸出鑑札の件。今後発給さるべきものの申請は総べて事前に本委員会の承認を要すること。(動議松山、ネルソン) 承認。

(A) 塩鮭輸出鑑札を雑本国松に、塩鮭及び塩鱒輸出鑑札をシエーファー、ハガート商会 (SHEFER-HAGGART, LTD.) に発給すること。(動議、ネルソン、本村) 承認。

(B) 幹事提示の C.S.H.E. 関係各生産者よりの輸出鑑札申請に対しては C.S.H.E. 及び左記を包含した、C.S.H.E. に一通の輸出鑑札を発給すること。

田中元吉商店　吉田漠也　古屋商店　中村長助

田中商会　松山商会　ハウサウンド漁業会社 (杉山、福山)

(C) ヴイクター、クリーデン商会 (VICTOR J. CREEDEN CO. LTD.) に塩鱒輸出鑑札を下付すること。(動議、本村、松山) 承認。

(D) 幹事提示の C.S.H.E. 関係各生産者よりの輸出鑑札申請に対しては C.S.H.E. 及び左記を包含した、C.S.H.E. に一通の輸出鑑札を発給すること。

B.C. FISH SALTERIES LTD. (向井、右田)　CANADIAN SALTERY LTD. (杉山、福山、田端)

COWICHAN SALTERY CO. LTD. (鈴木)　嘉祥商会

松山商会　MORESBY ISLAND FISHERIES LTD. (大出、松山)

PACIFIC SEA PRODUCTS EXPORTERS LTD. (白石)　田中商会

YIP SANG CO. (葉永茂)　以上。(動議ネルソン、本村) 承認。

(E) ビー・シー・ソルト・フイツシ・セールス会社 (B.C. SALT FISH SALES, LTD.) に塩鱒輸出鑑札を下付すること。(動議本村、松山) 承認。

四、「生産割当の件。州漁業局は塩鱒生産鑑札申請受付けを十一月十五日午後五時以て〆切ると決定したことを委員長は発表した。これに鑑み東、西両海岸の各工場

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-60
www.nikkeimuseum.org

対する生産割当審議は十五日午後五時十五分閉会の委員会まで延期することに決定した。

五、「市販関係の件」幹事は十二月前半期出荷分の販売値段発表回状（十一月八日付）の写を提示した。

(A.) 十一月八日より十三日迄の期間内に取かわされた委員長と上海駐在加奈陀商務官の電信数通が朗読され、市販関係事項が諭せられた。

(B.) ビクター、クリードン商会に一九三四年度生産塩鰊、市販関係の諸通信一切を地方局に速時提出することを要求（指図）する。この要請状は枢密院令二五六〇号、第六条、第六項に準拠して為されるものであるとの日を明記することと幹事に指図する。（動議ネルソン、小村）承認。

(C.) なお、市販論(A.)に鑑み、幹事はクリードン及びダウス（J. F. DOUSE）を引見、上海に於ける同店の表示行為に関し談合すること。（合意承認）

(D.)「販売価格低下に対する保証の件」官許輸出商は販売契約を為すに当り、「もし地方局が価格低下を決した場合は、指定積出期別、乃至は指定積取船別に依り改訂価格が必然的に適用されることを保証する。」という条件にて締結した差支えなきこと。（注、つまりこれに依り先き物を早期に購買契約したものに対して、価格低下の場合にはその恩典が与えられる訳である。）合意承認。

(E.) 上海の加奈陀商務官宛に「価格低下の風評に拘泥することとやめ、管理局はその決定値段に基く契約物のみの出荷を許可するだけである点、価格改訂はその都度局が公表すること、局の統制は完全であり、局の認下する輸出商のみが塩鰊の供給源であることと各取扱業者に声明されたし。」と打電するよう幹事に指図する。合意承認。

(F.)「福州、厦門、汕頭宛値段の件」上記各港別一トロ五〇〇包以上の契約に対しては上海値段に一事宛を追加、五〇〇包以下のものは上海値段に二事五十仙宛を追加すること。合意承認。

午後一時十五分休会、明十五日午後五時十五分より続会を催すと委員長は宣言した。

地方局集会　十一月十五日、午後五時十五分より、

出席者、ドルトン委員長、小村、松山、ネルソン各委員、ドーアゼイ補欠、及び幹事。

一、十一月十四日の議事録が提示され、（動議ネルソン、小村）承認。

二、「輸出商鑑札の件」グリフィン商会（GRIFFIN, LIMITED）より申請の件は次期集会にて考慮することに決定した。

三、幹事より十五日付塩鰊生産者並に輸出商宛、左の各件を含む回状写

(イ) 十一月二十五日頃、西海岸にて積取り、上海直航のアングロ、サクソン号（S.S. "ANGLO-SAXON."）積荷は十二月前半期分と同値、即ち一包 C.I.F. 三十一弗宛とする。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-61
www.nikkeimuseum.org

(ロ) 福州屋ノ「油漬免值設」(十四日、五三参照)

(ハ) 販売価格低下に対する保証(十四日、五四参照)

が提出され、議事録に編入を決した。

四、「市販関係の件」当港及び上海駐在両商務官からの十五日付電信が朗読され、「宮理号は先許輸出済のが販売提供と契約締結にあるものという。十二日付電報に指定されている四輸入商は、いずれも宮理号の方針に依り同調することを貴官が保証したものと了解しているが、その後の状況如何?」三輸入商に限定する発生回避に対し許否未決。この件につき可及的早く返信を乞う。イクレネ号鉄塊は四、〇〇〇箱上海完、三、〇〇〇箱香港完、然るに同協定売価に依る。是以外の積荷なし。タンタス号鉄の分積は各港合せて二、〇〇〇箱である。」旨、本国宛に打電を了承。合意承認。

五、「積荷生産割当の件」午後五時メカの生産鉄札下付工場名が州連邦政府から通報があつた。割当審議前と審議中に一部修正があつた結果、左の通りに決まつた。

△生産割当原案(修正)

西海岸の部	工場所在地	割当比数
BLACKWELL FISHERIES LTD	CROLL COVE	一〇〇
B.C. PACKERS LTD	KILDONAN	一〇〇
〃 〃 〃	SAN MATEO	一〇〇
CANADIAN FISHING Co. LTD.	UCLUELET	一〇〇
COAST PACKING Co. LTD	Mc CALLUM BAY	一〇〇
GREEN COVE SALTERIES LTD. (大玉理野)	GREEN COVE	一〇〇
〃 〃 〃 〃 (〃 〃)	RITHERDON BAY	一〇〇
NELSON BROS. FISHERIES LTD. "S.F. TOLMIE" (工船)	CEEPEECEE (探索母船)	七〇〇
NORTHERN CHIEF PACKERS LTD.	ECOOLE	一〇〇
〃 〃 〃	SECHART	一〇〇
VINCE & Co. LTD (吉田長之助)	SARITA	一〇〇
CHAMISS BAY PACKING Co. LTD. (松山)	CHAMISS BAY	(繰越優先)
西海岸 合計		八、七〇〇
東海岸の部		
C.S.H.E. (依然に基づく左記諸会社に割当てるものとして)		一二、六四〇
B.C. FISH SALTERIES LTD. (向井、太田)	OTTER BAY	
CANADIAN SALTERY LTD. (砂山、福山、田端)	N. GALIANO	
COWICHAN SALTERY LTD. (鈴木)	〃 〃	

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-62
www.nikkeimuseum.org

J. KASHO & Co. LTD. (嘉祥)	REID ISLAND	
T. MATSUYAMA & Co. LTD. (松山、大出出張)	NEW CASTLE ISLAND.	
MORESBY ISLAND FISHERIES LTD. (大出、松山)	N. GALIANO	
PACIFIC SEA PRODUCTS EXPORTERS LTD. (白石)	〃	〃
〃 〃 〃 (怡利、奥川)	MAYNE ISLAND	
S. TANAKA & Co. LTD. (田中)	REID ISLAND	
YIP SANG Co. (葉求茂)	N. GALIANO	
——以上 C.S.H.E. 関係——		
BLACKWELL FISHERIES LTD.	JESSIE ISLAND	八〇〇
CANADIAN FISHING Co. LTD.	NANAIMO.	一、三五〇
QUEEN CHARLOTTE FISHERIES LTD.	BIDWELL ST, VANCOUVER.	五〇〇
東海岸合計		一、三五、二〇〇
総割当量（東、西西海岸を合して）		二五、〇〇〇

(A.) 右記原案に基き、明十六日付を以て各生産者宛に、「ビー、シー州漁業局発給の塩鮭生産鑑札保有者の一九三四―三五年度の生産、販売許可量は各名儀の右側に記入された如数である、と管理局に於て決定したことを、局の指令に従い、茲に通告する。なお、右許可量は将来の作業、割当に対する何等前例とはならざることを明白にして置く。」と云う意味の手紙を差出すよう幹事に委任する。（動議ネルソン、木村）承認。

(B.) 生産鑑札を所有するシャーミス、ベイ、パッキング会社（CHANISS BAY PACKING Co. LTD.）が一〇〇屯、又、ネルソン漁業会社（NELSON BROTHERS FISHERIES LTD. "S.F. TOLMIE" CEEPEECEE）が一〇〇屯を自発的に撤回したに鑑み、今期若し追加生産販売を許可した場合は、此八〇〇屯をシャーミス、ベイ、パッキング会社に、一〇〇屯をネルソン漁業会社エ船トルミー号に優先的に割当ること。併し右優先権を含み追加量中一、二〇〇屯までは北側に依り総べて西海岸の生産者に割当ること。　合意承認。

（注、右記一、二〇〇屯の追加市販は殆ど不可の能事であることは予想に難くなく、結局西海岸に対し総計一〇、〇〇〇屯のゆとりを見越したと云う、政治的解決と見られるものであった。

午後八時十五分、委員長は休会を宣した。

地方局長会　十一月二十二日、午後二時より。

出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員、ロオド補欠及び幹事。

一、十一月十五日の議事録が提示され、（動議ネルソン、木村）承認。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-63
www.nikkeimuseum.org

二、「市場税徴収権能付与」に関する十一月五日付、領管理局の決議案を幹事は提示、議事録に編入することを、合意承認。

三、十一月十五日付生産者党の回状案（生産割当の件）が提出され、同日の議事録と一致していることを確認。

四、「クリードン商会の件」（十一月十四日、五、B参照）。局の指図に従い、同店より市販関係の諸通信が提出されたので、幹事に、これらを精密に調査し、その概要を報告することを委任した。

五、「輸出塩札の件」田村商会より塩鮭輸出鑑札の申請あり（勤務ネルソン、木村）発給を承認。

(A) グリフィン商会、田中商会(S. TANAKA & CO. LTD.)、及びウイルバー、エリス商会(WILBUR, ELLIS & CO. OF CANADA LTD.)よりの塩鮭輸出鑑札申請の件は次期集会まで審議を延期すること。合意承認。

六、在上海、チャールス、ピータース(CHAS. PETERS)よりの書信が朗読され、上海駐在加奈陀商務官に移牒することを幹事に一任した。

七、「塩鮭市販に関する件」十一月一日付、上海駐在加奈陀商務官コスグレーブ氏(Col. L.M. COSGRAVE)より委員長宛の書信、

十一月十五日付、同より上海駐在商務官宛の電信、

十一月二十二日付、同より上海及び香港駐在商務官宛電信、各一通宛

十一月二十二日付、前記に対する返電、各一通宛、及び

十一月二十二日付、松山委員より、ドルトン委員長宛の書信が朗読された。その結果

(B) 種々市販関係の意見陳述があったが、タンタラス号積荷事件を含め、生産者の意見を徴する必要があり、廿五日の集会に於て再審議することに決した。合意承認。

午後四時休会。

△△松山委員の手紙の要点（十一月二十二日付、前記七、）

地方局委員の責任として、東洋に於ける塩鮭市場の現況（特に基隆地区）に関する意見を述べることが必要であると考え、茲に一書を呈する次第である。

遺憾ながら、管理法の実施が時機を失した為め、生産者側は今期取引について、買側に管理法に関する充分なる智識を与えることができなかったので、種々齟齬する点が生じ一、この機を利用して樺太産塩鮭一〇、〇〇〇箱は十月基隆に輸出され、又同量が十一月中に入荷されると伝えられている。

二、朝鮮物も例年よりは早期に着業され、目下現地で消費中、まだ基隆には移入されていないが、近々上海や北支各港方面に輸出されることは確実である。

三、前記二競争品は運賃や税率が加奈陀産塩鮭に比べ、有利な立場にある関係上、

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-64
www.nikkeimuseum.org

我々にとっては非常な脅威である。これら二品の先物契約が締結された場合は、如何程物は

十二月以降、ついに暴騰市場から〆め出される恐れがある。

四、現情勢下で十一月七日決定の値段（四、"A"）（第55頁10行目以下参照）を固執すれば総生産量二五、〇〇〇㌧を売却することが不可能となり、期末には投売りをせねばならぬ破目に陥ることは明かである。依て、十二月以降のものの値段を左記に訂正されるよう進言する。

輸出港名　十二月積出物値段　一月積出物値段　二月積出物値段

神戸　二六、〇〇弗　二五、〇〇弗　二四、〇〇弗

上海　二七、〇〇弗　二五、〇〇弗　二四、〇〇弗

香港　二八、〇〇弗　二六、〇〇弗　二五、〇〇弗

五、鹽鰯生産業の隆盛を計り、又各生産業者を宥和する為めに相当な犠牲を払って参たが、今期産出量全部を各々原価以上に売り捌くことは今や至難であると痛感するに及んだ。何卒生産者各位にもこの点を諒察させ、改訂値段を了承させるよう努力されたい。

（注、右記"四"を標準値段として、基隆、福州、厦門、汕頭宛には各々運賃率差額を加算すべきものと解釈された。）

地方官集会　十一月二十三日午後四時より十分ほど、

出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員、ロオド補欠及び幹事。

一、十一月二十二日の議事録が提出され、（動議木村、ネルソン）承認。

二、市販関係についてネルソン委員、及びCMA、魚油、魚肥部門の幹事としてライエンズロー氏の意見が開陳され、続いてCSHE社員代理の木村委員が意見を述べた。

◢ 木村委員の意見（市況に関して）

繰り返して述べるが、東洋には所謂「ご祝儀取引」と云う商習慣があり「走り荷物」は実際の消費価格を上廻わる。しかし、その後のものは消費地に於ける経済情勢や、競争品の値段と対照し、必然的に消費値段が算定されるのである。

茲に一例をあげると、現在朝鮮産塩鰯（イワシ）の売オッファーはCIF基隆（一ピクルPICUL即ち一三三・五封度）が一〇円であり、樺太産塩鰯はCIF一ピクル、七円五〇銭であると報道されている。このCIF値段に税金一〇%と陸揚費及び取扱い口銭五%を加えて一㍍当りに換算すると朝鮮鰯は四〇弗六〇仙となり、樺太鰯は三〇弗四五仙となる。カナダ産塩鰯はこれら競争品の中間値段（即ち三二弗五二仙）が通常消費値段とされているから、カナダ鰯のCIF基隆が仮りに一㍍当り二八弗であっても、これに輸入税一五%、陸揚費二弗六〇

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-65
www.nikkeimuseum.org

と取扱い口銭(五%)一弗四〇仙を加算すれば合計三六弗二〇仙となる訳である。CMA.魚油.魚肥部の代表はカナダ塩鮭は支那系人の重要食品(STAPLE DIET)であるから統制販売さえ施行すれば全消費期間中大体均一な売値が得られる筈と述べられたが、それは東洋の事情に余りにも疎い見解のように思われる。現にカナダ国内にて消費されている農産物、酪農品や果物等が統制下にあつてさえも、初期のものは高く、その後は下落し消費価格に変動現象を生ずる点を想像、考慮される必要があるように思う。充分調査の上、先き物の適正な値段を決定するよう勤められたい。(以上)

二、(B)再度市販の件を審議し、以下の如き各電信を発することを決議した。

上海駐在加奈陀商務官宛

「十一月二十二日付け貴電の件、買人は確実に如何程の数量を十二月及び一月中出荷物として購買契約する用意あるや？当方は委托送荷は為さぬことを保証する。条件としてアウト・ポート(OUT PORT 伏令北支各小港)には直接送荷はせぬ。売値を改低した場合は、値下り保証をする。上記の条件にて七、〇〇〇瓲を上海及び北支各港(但し天津は除外)宛として売約の用意がある。当地時間、月曜日正午までに返電頼む。」

香港駐在加奈陀商務官宛

「十一月二十二日付け貴電の件、買人は確実に如何程の数量を十二月及び一月中出荷の物として購買契約する用意あるや？当方は委托送荷は為さぬことを保証する。アウトポート(OUT PORT 伏令厦門、汕頭福州)には直接送荷せぬ。売値改低の際は値下り保証をする。上記の条件にて六、〇〇〇瓲を香港及び南支アウトポート宛として売約する用意がある。当地時間、月曜日正午までに返電を頼む。」

神戸駐在加奈陀商務官宛

「塩魚管理局は神戸塩鮭組合及び基隆の台湾水産販売株式会社連帯にて、台湾、朝鮮、日本、大連、天津地区向けとして、十二月及び一月中出荷の塩鮭、如何程の数量を今確実に購買契約する用意あるや？当地時間、月曜日正午までに打電乞う。当局は完全統制を保証し、委托送荷は一切為さぬ。売値改低の際は値下り保証をする。」

三、塩鮭輸出商に対する鈴木発給の件(十一月十五日集会ページ60、五、A参照)の審議は次期集会まで延期すること。(動議ネルソン、木村)、承認。

四、幹事より「地方局機構編制費」一、三八七弗一一仙、及び「文房具、印刷費

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-66
www.nikkeimuseum.org

諸雑費等」九一弗五〇仙に対する明細書が提出され、決済すること、（動議松山、ネルソン）承認。

ドルトン委員長は月曜日（十二月二十六日）、木村につき木村を委員長代理に任名した。そして午後六時一〇分休会を宣した。

十一月二十六日、左の入電があった旨、ウインズロー幹事より木村委員長代理に電話があった。

上海駐在加奈陀商務官より。

「十一月二十二日の貴電につき只今調査中、明日打電する。」

香港駐在加奈陀商務官より

「販路見積り、十二月、一月積出し物、各月五、〇〇〇箱宛（注、約一、〇〇〇ピクル宛）。六、〇〇〇ピクルを取扱うことは不可能。各商人は大幅な値下げがない限り関心なし。タンタラス号積として小量丈け確保の可能性あり。貴局はタンタラス号及びそれ以後の便船積みとして、生産者に利益をもたらす程度の最低限度売オッファーを為す用意あるや？」

木村は「右二通の電信のみでは地方局に於て販売方針を審議するには報知が不充分故、本日開催予定の集会を流会する意見である。」と述べ、幹事もこれに同調した。

地方局集会　十一月二十七日、午後七時三十分より。

出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員、バーク補欠、及び幹事。

一、十一月二十三日の議事録が提出され、（動議ネルソン、木村）承認。

二、「CMA魚油、魚肥部門は補欠委員ローゼンバーグ氏の辞任を承認し、これにかわるバーク氏（MR. F.E. BURKE, DIRECTOR of B.C. PACKERS, LTD.）を補欠として任命し、ムレイ委員欠席の際は、これの代理に任ずることを決議した。そして、これに関する正式な書類は地方局に提出される運びになっている。」と幹事が報じたので、委員長及び各委員はこれを了承し、バーク補欠を席に招じた。

三、市販の件。

十一月二十六日付け上海駐在商務官よりの電信。

及び同日付け香港駐在商務官よりの電信が提出され、これらの他に十一月二十七日付け左の電信二通も提出された。

上海駐在加奈陀商務官より

「十一月二十二日付けの貴電につき。金融引きしめの為め経済状況は悪化し今日まで何等市販作用なし。取引き展開を計るため、タンタラス号積売値を一五％低減の要ありと信ずる。」

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-67
www.nikkeimuseum.org

神戸駐在加奈陀商務官より

「神戸塩鮭組合はCIF神戸一弗、二二弗、CIF基隆二四弗にて合計五、五〇〇俵の購買オッファーを為す。積荷は(現存)今期節中に分割し、輸入港は後日明確にする。」

これらの電信に基き、東洋の事態、各区に於ける市販の能否数量、競争品、生産の問題、生産者の立場等につき種々意見の交換が行われた。

CMA、魚油、魚肥部門では地方局の代理人としてブラックウエル氏(MR. A.J. BLOCKWELL)を東洋に派遣しては如何という意見もあると報ぜられた。

現状から見て、今期は損失を覚悟せぬ限り二〇、〇〇〇俵以上を売り捌くのは至難である点は明瞭故、まだ生産割当未完の生業者にはこの旨を伝え、これに該当する生産者の地方局に集合することをうながす要があると意見の一致をみた。

三、(A)十二月積のCIF売値を左の通り訂正し、明朝九時を期して発表することと決した。

上海宛 一弗、二七弗

香港宛 〃 二八弗

神戸宛 〃 二六弗

各港向サプレシデント船積(シアトル積取)は一弗を加算すること。

アウト、ポート送りは既定通りの差額追徴を必要とする。 (以上)

委員長は午後十一時休会を宣した。

地方局集会 十一月三十日 午後二時より、

出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員、及び幹事。

一、十月二十七日の議事録が提出され、(勤濃ネルソン、木村)承認。

二、CMA、魚油、魚肥部門よりバーク補欠委員任命に関する書類が提出され、記録綴に編入することを決定。

三、十一月二十七日付け幹事発信の「十二月積訂正値段発表」の写しが提出され、議事録に添付することを決定。

四、十一月二十八日付サフリーデン商会よりの来信は通信綴に編入することを決定。

五、「州漁業局長(COMMISSIONER OF FISHERIES)は塩鮭生産割当の削減或は取り消しされた場合、鮭業者の魚油、魚肥生産に転業する依頼を拒否した。」とネルソン委員(との了解のもとに、それを付帯条件として左記の工場に対する生産割当を取り消すこと。(勤濃ネルソン、松山)承認。

報告した。

塩鮭生産量減少の必要にせまられている事態に対応するため、州漁業者

鮭札御金の払戻しする

QUEEN CHARLOTTE FISHERIES LTD., VANCOUVER　五〇〇、〇〇〇瓲
VINCE & CO. LTD., SARITA BAY　一〇〇、〇〇〇瓲
NELSON BROS. FISHERIES LTD. "S.F. TOLMIE" GEEPEECEE　七〇〇瓲
BLACKWELL FISHERIES LTD., CROLL COVE　一〇〇瓲
CHAMISS BAY PACKING CO. LTD., CHAMISS BAY　一〇〇瓲
NORTHERN CHIEF PACKERS LTD., SECHART　一〇〇瓲
CANADIAN FISHING CO. LTD., UCLUELET　二〇〇瓲（注、旧、一〇〇瓲）
B.C. PACKERS LTD., SAN MATEO　一五〇〇瓲（注、旧、一〇〇瓲）
GREEN COVE SALTERIES LTD., RITHERDON BAY.　一五〇〇瓲（注、旧、一〇〇瓲）

なお、右記生産者に割当を明示数量に割減すること。

（追加決議）右記生産、割当取消し及び割当割減は、これら生産者の将来の主張、或は割当を何等危殆に陥らすものではなく、同時に今期此の局が市販数量を加増する場合は、取消量及び割減量の比例に準じ再割当、乃至は市販加増量によつては全取消量及び割減量までを優先的に再割当てさる（さしものであることを茲に明示する。（全員一致にて通過。）

そして、右記決議に連結する事務、並に市販関係の事務として、

(A) 州、漁業省に「全生産割当を取消された業者に対し、鑑札料を払い戻し方を督促する。」ことを幹事に委任する。（承認）

(B) 右に関し漁業省より確認を得た上、早速在の通り各地の商務官に打電すること。（承認）

上海駐在加奈陀商務官宛

「二十七日の貴電に付き、地方局は総生産量を二〇、〇〇〇瓲に減ずると発令する。上海値段は二七弗。十二月分積荷数量は減じない。」

香港駐在加奈陀商務官宛

「二十六日の貴電に付き、地方局は総生産量を二〇、〇〇〇瓲に減ずると発令する。香港値段は二八弗。プレシデント船積は一弗追加。十二月分積荷数量は減じない。」

神戸駐在加奈陀商務官宛

「二十七日付け貴電、購買オッファーは安価すぎる。十二月積CIF神戸二六弗以下では考慮できぬ。地方局は総生産量を二〇、〇〇〇瓲に減ずると発令する。」

（以上）

委員長は午後三時二十五分休会を宣した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-69
www.nikkeimuseum.org

地方局漁業会、十月七日午前九時より、
出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員、バーク補欠及び幹事。
一、十月三十日の議事録が提出され、(動議バーク、木村)承認。
二、クリードン商会の件」幹事は同商会提出の書類を委員会の指図に従い閲読したと報告した。そして、十一月十五日付け香港駐在加奈陀商務官よりの手紙を朗読した。その結果、改めて
二、(A)クリードン商会に対し、一九三四年十二月五日までの塩鮭引きあい関係書信及び書類全部を地方局に提出するよう指令すること。(注、市場管理法第六条、第六項に基く。)幹事に委任した。(全員承認)
三、「沿岸航路軍使(LIGHTERAGE)の件」沿岸航路運賃同盟(B.C. COAST STEAMSHIP CONFERENCE)は昨年と同様な低率で西海岸産出の塩魚を運搬すると声明した。
三、(A)「埠頭費(WHARFAGE)の件」これの低減を計るため、C.M.A.魚油魚肥部は種々交渉を重ねたが、まだ埠頭組合側の同意が得られないと報告された。
地方局委員一同は各々の連絡先きと交渉し、その結果を報告すること。(全員承認。)(注、この運動は不成功に終った。)
四、「十月三十日地方局集会に於て決定した生産割当取消、又は削減の件を各々当該生産者に通知したが、異論申し立ては入手していない。」と幹事は報告した。
五、「塩鮭工場鑑札料金払い戻し交渉の件」漁業局次官(MR. GEORGE ALXANDER, DEPUTY COMMISSIONER OF FISHERIES)より十月五日付けをもって、払い戻し承諾の手紙が朗読された。謝意を表すること。全員承認。
六、「塩鮭輸出鑑札の件」(注、十月十五日地方局集会、五(A)参照)
再度審議を延期すること。(全員承認)
七、「市販の件」幹事は十一月七日付け香港駐在商務官の手紙及び十二月六日付け上海駐在商務官よりの電信を朗読した。
既約のタンタラス号、プレジデント、ジェファーソン号及びゼのあれ(GENDA MARU)積荷を控除した手持ち残荷一二、一六九瓲(内、東海岸八、〇九九瓲、西海岸四、〇七〇瓲)を如何に各区域に割宛てて売捌くかと意見の交換が行われた。
委員長は午前十一時に休会、午後一時四十五分より続会を催すことを宣言し、一同昼食を共にした。
午後二時三十分、午前中と同様な出席者を以って続会を開いた。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-70
www.nikkeimuseum.org

地方局長会（続会）

一、「クリーデン商会の件」クリーデン氏は書類綴りを提出し、一同に対しこれが全記録であることを表明した。委員長は該書類を閲覧し、その中に或る方面から局に報ぜられた件に対する電信が脱落していると思うと指摘したので、クリーデン氏は電信局に写しを提供するよう注文書を認めると約束し、退席した。

二、「市販の件」協議の結果一應支那方面に売捌くとし、左の電信を発することに決定した。

上海駐在加奈陀商務官宛

「地方局は今期残余市販量を下記の通り割当てることを提案する。即ちエルドン、パーク号（ELDONPARK）とタルシビアス号（TALTHYBIUS）積荷を合して一、五〇〇包、アングロー、アフリカン号（ANGLO AFRICAN）、三〇〇包、テインダリアス号（TYNDAREUS）一、二〇〇包、グレンジパーク号（GRANGEPARK）三〇〇包、イキション号（IXON）三〇〇包。（注、合計四、五〇〇包）各取扱業者に伝え、その反應を調べ、貴官が修正の要ありと認められたら、提案されたし。上記数量は上海地区宛今期（残余）の最終的割当なり。」

香港駐在加奈陀商務官宛

「地方局は今期残余の香港宛出荷の割当を下記の通り提案する。即ちプレシデント、マキンレイ号（PRESIDENT MCKINLEY）積み一、九〇〇箱、プレシデント、グラント号（PRESIDENT GRANT）一、九〇〇箱、タルシビアス号三、〇〇〇箱、プレシデント、ジェファーソン号（PRESIDENT JEFFERSON）一、九〇〇箱、テインダリアス号三、〇〇〇箱、プレシデント、ジャクソン号（PRESIDENT JACKSON）二、九〇〇箱、プレシデント、マキンレイ号（二月出航予定）一、九〇〇箱、及びイキション号四、〇〇〇箱。（注、合計二〇、五〇〇箱、約四、一〇〇包）各取扱業者に伝え、その反應を調べ、貴官が修正の要ありと認められたら提案されたし。上記数量は香港地区宛今期（残余）の最終的輸出割当なり。」

三、「事務員雇用の件」クラーク氏（MR. GEORGE R. CLARK）を必要期間中月俸七五弗にて雇うこと。（注、同氏はCMAの正雇用員）（動濱ネルソン、木村）承認。

四、「支払い勘定」レント、電信、電話料、文房具代、法務費、その他諸雑費等、合計二四九弗一三仙也の明細書が提出され、（動濱、ネルソン、松山）支払い方を承認。

五、「代表者東洋派遣の件」「この際代表者を派遣することは、単に上海、香港方面の詳細な報告を得る以外には意味なく、（注、つまり今期市販量には何等もたらすところはない。）或いは諮問的意見に希望が持てる程度であ

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-71
www.nikkeimuseum.org

シエーファー、ハガート商会のシエーファー氏（MR. GORDON F. SHAFER）は商用のため、東洋に赴く予定との噂を聞いたが若し事実ならば、此方商は単に報告書の代価を支払う程度で交渉は纏ると思われる。」と委員長が述べたので委員長にその交渉を一任した。（全員承認。）

六、「クリーデン商会の件」クリーデン氏が来訪し、電信会社に写真焼の注文を発するかわりに更に通信綴りを持参した。委員長はその綴りの中に十一月八日午後二時三十分発、香港の或る有力会社宛、左の電信写を発見し、これを各員に向い朗読した。

（電文）「確実な販売提供はできないが、十二月前半期タンクス号積五、〇〇〇箱、米貨三一弗にて購買オッファーが確保できたら、此方商指値は三二弗であつても商談は成立すると思う。該船は各港宛合計一〇、〇〇〇箱積取りの予定。」（注、つまり、クリーデン商会は此方商決定値段以下で購買契約の誘導行為をしたということになる。）（なお、上海の二輪入商にも同様打電したことを認定した。）クリーデン氏は保証金（BOND）を積むより、或は他の保証方法にて、今後は此方商の指示に従うことを約束した。委員長は謝辞を述べ、いづれ委員会に於て考慮すると言明したので、クリーデン氏は退出した。

七、「生産量調査」各生産者は本日までの塩鮭、塩鯨の産出量を此方商に報告すること要す。（動議バーク、松山）承認。

八、「市販方針について」木村委員より左の通り意見を述べた。

木村委員の意見（各港宛限定量に関して）

「十一月二十七日付け商務官を通じて神戸塩鮭組合の五、五〇〇俵購買オッファーがあり、これに対し三十日付けをもつて十二月積は二六弗以下は考慮せぬと通報したが、その反応はまだ不明である。いるがえつて上海と香港に対しては今期残余期間中積出荷物として、それぞれ限定数量を明らかにした故、その反響は既に神戸側にも伝わつていると思わねばなるまい。イキショレ号までの日本向け全数量は神戸組合一手に売約されているが、この組合が目下残荷と見做られている三、六〇〇俵を当方指し値で必ず購買する保証とはならないのである。従つて、取り越し苦労かも知れないが、上海や香港の出かたに依つては、神戸側が購買数量を減ずるとか、安値をつけるような手段をとらないとも限られぬ。今急いで、今期残余期間分を一貫する各月市値と各宛限定量を確定することは通切ではない。依つて上海や香港からの反応を見きわめ、当地側の調査が遅められてから、改めて又意見を述べたいと思う。」（注、協議の結果、再度意見発表の要はなくなつた。）

委員長は午後四時二十分休会を宣した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-72
www.nikkeimuseum.org

次の局長会　十二月十二日午前十時より

出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員、バーク補欠及び鈴事。

一、十二月七日午前及び午後中の二局長会議事録が提出され（勅議バーク、木村）承認。

二、「市販の件」在の上海及び香港駐在商務官よりの電信が朗読された。

上海より、十二月十一日付け

「七日付け貴電について、格別な努力をしたにも拘わらず、取扱業者はエルドンパース、アングロアフリカン及びグレンジパーク積を拒否し、そのかわりの一部として一月十日頃沙都出航船積みを提案した。私用暫識までに日本を含む他港向け売約乃至は出荷の割当量を極秘に通報乞う。」

上海より、十二月十二日付け

「十一日付け貴電について、一、二月積貴局指定値段は高きにすぎる。（注、十二月前半期積と同値。）再考乞う。」

香港より、十二月十二日付け

「十一日付け貴電について、プレシデント、マキンレイ号十二月後半積二九弗は高価、再考されたし。」

そして、他に香港、上海及び神戸駐在各商務官からの書信が朗読され、（いづれも市況不振）

審議の結果左の発電を決定した。

上海駐在加奈陀商務官宛

「十一日付け貴電について、（残余期間）出荷割当、香港向け四、一〇〇瓲、日本向け三、五〇〇瓲。貴提案に基づき沙都出航船を含めてもよし。一、二月積指値は変更不能。産出量低減は当然高価を表示する。」

香港駐在加奈陀商務官宛

「十二日付け貴電について、プレシデント、マキンレイ号積二九弗は低減できぬ。なお局は一、二月積みのものも値下げせぬ。産出量低減は当然高価を表示する。」

三、「CIF大連とCIF大沽口」（TAKU BAR：天津沖の港）の指値を一輸出商が照会したので、審議の結果直航便船積は一瓲二八弗。神戸又は上海経由転送のものは二九弗と決定（注、直送分は上海値の一部高、転送分は実費二弗を加算したもの。）承認。

（注、この商談は直航船積として契約が為された。）

四、「一括販売（BLOCK SALES）の件」バーク補欠の質問に答え、審議の結果、既に各輸入業者には各々購買方針を決定する充分な機会を与えたこと故、局の指値で残余期間分の総割当を一手に契約する輸入業者があれば、いづれの区域のものであってもこれを承認すること。なお、この決定を各官許輸出業者に通告すること。合意承認。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-73
www.nikkeimuseum.org

五、「市販事項の照会」十二月七日付け、三井物産会社シアトル支店よりの照会状が朗読され、地方局は同商社上海支店が既往の塩鮭取扱業者と提携することについては何等異議ない旨、回答することを幹事に委任。(合意承認)

六、「塩鮭輸出鑑札の件」小島福太郎氏鑑札下付の申請あり。(動議バーク、松山)登録を承認。

七、「支払勘定」オタワの貿易、商務省(DEPT. of TRADE & COMMERCE)より十一月中神戸発信の電信料金一〇弗二四仙也の請求あり、支払うこと。

七、(B)幹事にタイプライター一台七五弗以内のものを購入することを指図する。

上記二件(動議木村、バーク)承認。

八、委員の権限及び責任の件」十二月十二日付け上海駐在商務官よりの極秘電信が朗読され、これに関し委員長は地方局の審議はいづれも秘密を守るべきものと注意あり、全員これに同意した。

委員長は午後十二時二十分休会を宣した。

特報 十二月十三日 幹事発

十二月十二日香港向け当方の電信に対し局地商務官より左の入電があつた。

「十二日付け貴電に関し取扱業者と会合したが、何等意見構成なし。上海宛指値を一弗上廻わる点、除去されたし。プレジデント、ジェファーソン号入港後更らに通報する。一月積み決着(ぎりぎり)値段は如何程なるや?」

地方局委員会 十二月十八日午前十時四十五分より

出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員、バーク補欠及び幹事。

一、十二月十二日の議事録が提出され(動議バーク、木村)承認。

二、「市販の件」十三日付け香港駐在商務官よりの電信(注、右記特報)が朗読され、又十七日付け競争品の近況を綴つた松山委員の手紙も朗読されて、意見の交換が行われたが、何等決定はみなかつた。

二、(B)香港と上海間価格差の件を討議したが結論をみなかつた。

二、(C)一月積出値段を審議したが、決定を延期することになつた。

二、(D)一括販売方法につき意の交換が行われたが輸入者側から確定的提案ないので審議を延期することに決した。

三、「埠頭費の件」十四日付け埠頭組合よりの手紙が朗読され、委員長とバーク、補欠に次期集会で結果を報告して貰らうことに決定。

四、十三日付けカナデアン、フイッシング会社よりの手紙が朗読され、幹事に

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-74
www.nikkeimuseum.org

これの入手を認定し、同時に「地方局は塩魚生産業総体的の利益を計るべく運営している点を確認されたし。」と返信を発するよう指図した。

（注、集会では各員とも或る程度意見消沈気味で何にか快報を望んでいる気配がうかがれた。）

委員長は午後十二時二十五分休会を宣した。

地方局集会　十二月二十二日午前十時より

出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員、バーク補欠及び幹事。

一、十二月十二日の議事録が提出され（勤務ネルソン、松山）承認。

二、「埠頭費低減運動の件」委員長とバーク補欠は「本件は或る程度進捗をみたが次期集会に於て詳報する。」と述べた。

三、「塩鰊検査証明書の件」領漁業省（一般にDOMINION FISHERIESと略称）は二十一日付をもって、「各生産者別に発給されている品質検査証明書を送荷の先き数量に準じ、一括して再発給する。」と通報してきたので、これに満意を表すること。（合意承認）（注、従来は通関の際提出すべきこの証明書別に一、一領事の副保証が必要であり、個々に証明料を要したが、漁業省の取り計らいにより、これの節減が一の能になった訳である。）

四、「市販の件」上海駐在商務官十九日及び二十一日付け電信、並に香港駐在商務官よりの二十二日付け電信が朗読されたが、いづれも協目する処なし。

四、(B)「バーク声明」「市販強化を計るため、CSHE、とB.C.ソルトフィッシュ、セールス会社は共同して六〇〇屯を除外する以外の全生産残高を地方局決定値段にて買取る契約を各生産者と締結した。」とバーク補欠は声明した。

（注、CSHEは当初からその生産者全員との契約書に依り、既にそれらの生産量を総括的に取扱うことになっていた。そこでSALFIは大部分の白系生産者と一括取扱い協定を結び、CSHEと共同歩調をとる了解に達したる為め、これが「バーク声明」となった訳である。）

幹事よりの報告書を提出した。

一、生産割当許可量　二〇、五〇〇屯

二、十二月二十三日までの輸出許可量　九、三九五屯

（送荷内訳、香港地区　三、五四一屯
上海地区　二、〇一一屯
福州直送　五〇屯
神戸地区　四、七九三屯）

三、契約未完手持品残高　一一、一〇五屯（以上）

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-75
www.nikkeimuseum.org

松山、木村両委員は「香港及び上海地区向け輸出見込量を控除した残高三、八六〇俵を神戸臨艦組合と種々交渉を重ねたが一括取引きは見込み薄すなので、最近、三共水産を仲介として、日本水産株式会社に対し一括取引きの交渉をはじめた。」と報告した。

「一月積輸出値段」案審議の結果、タルビアス号積荷を含み、左の決定をみた。

CIF 香港	二六弗五〇仙
CIF 上海	二六弗
CIF 神戸	二五弗

プレジデント船積みは一弗を加算し、アウト、ポート宛は既定の差額を加算すべきこと。

そして、幹事に対し左の発電方を指図した。

香港駐在加奈陀商務官宛

「当地は貴港向け一、二月積輸出量を一五、〇〇〇箱（注、約三、〇〇〇俵）に低減した。タルビアス号積荷を含め一月物値段はCIF二六弗五〇仙、プレジデント船積みは一弗を加算。セールフイ（注、B、C、ソルト、フイッシ、セールス会社を"SALFI"と略称。）とCSHEは三、〇〇〇箱を控除する全残高を共同購入した。従って市況は強化する筈。」

上海駐在加奈陀商務官宛

「当地は貴港向け一、二月積み輸出量を四、二四五俵に低減した。タルビアス号を含め一月積み値段は二六弗、プレジデント船積みは一弗を加算。SALFIとCSHEは三〇〇俵を控除する全残高を共同購入した。従って市況は強化する筈。当地は日手より貴区向け再輸送を承認せぬ。」

五、「臨鮭輸出鑑札」十一月二十日付けをもって申請された高橋儀兵衛氏に対し鑑札を下付すること。（動議松山、ネルソン）承認。

委員長は午前十一時五十五分休会を宣した。

△CSHEの「一括市販」活動（日本の部）

十二月十三日の地方局懇会に於て「一括販売契約形式」に基く売約を承認することを明確化したので、CSHEは

一、地方局は今期残余期間中の日本向け輸出量を三、八六〇俵に限定することを決定したこと。

二、これらの市販区域は日本、朝鮮、台湾（まだ北支小売に限られていること。

三、香港と上海地区に対しても限定数量が割当てられ、その区域内にのみ市販されることが決定しており、従ってこの二港からの日本区域宛転送荷物はあり得ないこと。

四、売値は随時地方局にて決定するが低減の場合は値下り保証をすること。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-76
www.nikkeimuseum.org

五、一月積み輸出値段はタルビアス号を含み

CIF 神戸 二五弗
CIF 上海 二六弗
CIF 香港 二六弗五〇仙

なって、若しも三月積みの、売値が低減された場合は、その格差を値下り保証として得られること。

と早速神戸塩鮭組合に電信をもって詳報し、一括購買方法をとるよう勧告した。教回に亘り電信を取りかわし協答、交渉につとめたが神戸側は動かず、はてはCSHEや神戸組合を度外視して、神戸の一員は単独にCSHEの一員に対し、「永年我等が塩鮭売捌きに尽力したことを忘れたか？委託売りすれば最善を尽す。」と打電し暗に委托を懇願、又一方、CSHEの結束を攪乱するような行動に出た程で教度に亘り発信し詳細に説明した市場管理法並にその実施下における生産者の立場は勿論のこと、苦衷や好意は全然理解していないらしく、また理解しようともつとめないと見えるので、CSHEの全員は失望し、焦燥の念に駆られるばかりであった。（注、管理法実施前の対神戸取引きの大部分は委托販売形式であり、必ず五%乃至はそれ以上の収入が神戸側にあり、反対に生産者側には折りおり損失の危険が出来なかった。）

十二月二十一日、東京の三井水産株式会社（以後三井と略称）の専務取締役、高橋千里氏が木村を訪ねられた。（注、高橋氏は水産学校出身で、三井組織以前、且つて暁番波島西海岸のトフイノ＝TOFINO沖で鯖が多量に獲れた折り、これを塩蔵し、日本向き輸出するよう研究した人であり、更らにその後、日本産業株式会社「日産」の一翼、日本水産株式会社の当時常務取締役、安部小次郎氏が未加視察途上来暁された際、この安部氏を木村に紹介されたのである。）

高橋氏は暫く振りの来加で、尋ねられるまま木村は色々とカナダの水産事情を語り、遂いに市場管理法の実施が時期遅れであり、該法やその運用が東洋方面の取扱業者の徹底的理解をまだ得られぬまま実施に踏みきった為め、CSHEの生産者も白系生産者もおしなべて苦境に陥り、地方局は残余手持品売捌きに苦脳している事情を述べた。そして、四、〇〇〇俵を一括契約するよう神戸組合を説得につとめたが、全然理解してくれず、失望してつることも話した。高橋氏は「永年の神戸側との関係上、他を買人があっても売る気はあるまい。」とつぶやかれたので、木村は一括購買の希望者があれば、CSHEの枠を更に増量することを約し、神戸組合に提出した条件を詳細に説明した。

高橋氏は「三井としてはその特別な関係上、無口気で仲介の労をとり、日本水産

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-77
www.nikkeimuseum.org

株式会社（以後日水と略称）又はその傍系会社で、日本各地で冷蔵倉庫を経営する日本食料工業株式会社の名義で契約を締結する見込みは充分ある。」と言明された。

二十二日、CSHEは株主の臨時総会を催し討議を重ねた結果、三井との話を進めることに決した。これより約十日以前にマケイ、ラジオ（MACKAY RADIO）が桑港、東京間をラジオ電話で連結した為め、晩香波－東京間直通電話が一の能になったと新聞報道があったので、木村は高橋氏と相談し、急を要する政電話を利用することに決し、「当地二十三日午後七時（東京時間二十四日正午）塩鮭日本向け輸出割当残高三、八六〇瓲、一手購買の件につき電話する。」と日水宛に打電した。

予め電話会社に東京で通話の申込みをしておいたので、正確に二十三日午後七時連絡がとれ、木村、高橋両名は日水の津崎岡右部氏と商談に入り通話を済ませ、仮契約書を「ビクトリア」に提出、この承認を得てから正式に効力化するという了解に達した。通話料は二〇弗であった。（注、この契約は完結された。ビクトリア商業会議所十二月二十八日と参照）（注、津崎氏は予備陸軍中尉であって、数年後日本軍の杭州作戦で惜しくも戦死した。）

二十四日早朝プロビンス紙の記者が木村を来訪し、晩香波－東京直通電話の方一号であったと云い、商談の結果や聴取概況等を聞き、これを紙上に掲載した。

（事務所に記者会見の直後、通話の結果私のとつめかけた来たCSHEの全株主は、直ぐさま集会を催し、日水との右契約を承認したので、午前中に木村は仮契約書を作成し、これを添付して「一括取引」締結の旨をしたため、ドルトン委員長に手渡した。委員長は「一括販売に曙光が見えた。これは今までにないクリスマス、プレゼントである。」と喜んで握手をかわした。

特報、十二月二十四日幹事発。

二十三日付け漁業省告示第七号（DEPT. OF FISHERIES BULLETIN No.7）にて発表された西海岸の塩鮭産出量五、四八〇瓲は誤謬につき、四、三九一瓲に訂正すると幹事は報告した。（注、一、〇八九瓲の生産減となる。）

加方委員会 十二月二十八日午後三時より、

出席者、ドルトン委員長、木村、松山両委員、バーク、ドアゼイ両補欠及び幹事

一、十二月二十三日の議事録が提出され（動議バーク、木村）承認。

二、二十四日付けCSHEより、日本向け三、八六〇瓲の商談締結承認の

依頼状と、これに添付された契約書、試案が朗読された。

この「一括契約」に依ると、一、二月中積出しとなっているが、地方向は未だ二月分の輸出値段を決定していないことが指摘された。そこで木村委員は一括契約であり、向の承認後、はじめて有効化する訳である、と云って今、二月積を仮令え一部でも値下げを決定すれば、まだ契約未完の他地区にしたらす影響が心配される。同時に又止むを得ないから二月積出しも一月と同値に決定する他はないと思うと述べた。バーク補欠よりこれに同調し、(動議 木村、バーク)で値段は合意承認された。

契約書試案の審議は進められ、それに明記してある、「この買人或はその代理人は香港或は上海向けに転送出荷を為さざること。」とあるのを、「この買人或はその代理人は地方向既定通り香港、上海及びそれらの配給地区向けに転送出荷を為さざること。」と字句修正方を委員長が指示したので、木村はこれを引受けた。

二月物の値段と右修正字句を挿入した一括取引きを是認すること。(動議 バーク、松山)承認。

三、十二月七日付け香港駐在商務官よりの手紙が朗読され、返信は委員長に一任すると決定した。(合意承認)

四、香港と上海駐在商務官宛に日本向け一括取引が成立したことと、この荷物は香港、上海地区向けには転送を許さぬ旨、変更することを幹事に指図する。(合意承認)

五、「輸出許可の証申請手続きの件」審議の結果、各輸出商は商談成立直後に必ず輸出許可申請を為すこと。必要な生産者名とその商標等は後日報告しても差支えないと決定した。(合意承認)

委員長は午後三時四十分休会を宣言した。

昭和二十五年一月二十五日午後二時より、

出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員、バーク補欠及び幹事。

一、一九三四年、十二月二十八日の議事録が提出され(動議バーク、松山)承認。

二、「上海地区一括取引きの件」幹事は十二月に審議した向の指値を下廻る値段であれば一括取引きの可能性があると一輸出商が指示したと報告した。

幹事は他に一月二十三日付サクリーデン商会よりの手紙とそれに添付された支那からの入電を朗読した。

香港、上海地区宛取引に関係ありと見られるバークス氏(MR. G.A. BIRKS of SALFI)、クリーデン氏(MR. V.J. CREEDEN of VICTOR CREEDEN CO. LTD.)及びルエーフアー氏MR. G.E. SHAFER of SHAFER, HAGGART, LTD.)の三氏は三時五十五分、地方向審議完

に招じ入れられ、市販評議に参加した。

委員長は局が昨年十月、当時の生産残高を三四区宛一括取引すること決定するに及んだ概要と、この決定を各輸出業者に通告したことを述べた。列席した輸出業者等はこの方針を受け入れ、これに基いて活動してきたが、既に日本向け一括契約が締結されたので、香港、上海両地区宛に引き続き活動を集中していると言明した。

この時、クリーデン氏は上海のチャイナ、ユニオン、ツレーディング商会(以後源大洋行と称す。)から入手した十二月二十八、二十九、及び三十一日付け書信朗読を希望したので、幹事はこれらを読み上げた。クリーデン氏は自分個人の意見として、源大洋行は残余生産量のうち三、七五〇俵を一月積みの値段で購入すると信ずる。(書面にある既定の一月積値段以下の逆提案(COUNTER OFFER)の指示は従適しなかったと述べた。

シエーファー氏は彼の取引先きは上海地区宛一括取引きには関心はないと云った。

バークス氏は関心を持つことを明らかにした。

クリーデン氏は香港地区の一括取引きには関心なしと云ったが、シエーファー、バークス両氏は関心があると云い、ホルはCSHEは香港、上海両地区に関心のあることを明示した。

委員長は評議に列席したバークス、クリーデン、シエーファー三氏に謝意を表し、局は上海地区宛一括取引概要を更らに審議し、的当と思われるものを輸出業者に提案することを約したので、午後三時三十五分三氏は退席した。

審議後、上海地区宛限定数量三、七五〇俵を一、二月中積出しとし最終落物をイキシヨン号に積み、一俵当り値段は三三弗二五仙以上のこと。最低限度二〇〇俵をプレシデント、ジヤクソン号、一九〇〇俵をティングダオ号、一、〇〇〇俵をアングロ、アフリカン号、残余五五〇俵をイキシヨン号積みとし、このイキシヨン号積みに限り輸入積が加増された場合、この加増額の五〇%を輸出側が保証、負担する。

購買引受けは現番波時間、一月二十五日午前十時までとし、撤回不能の信用状(IRREVOCABLE LETTER of CREDIT)を設定すること。但し上海地区宛の件を各輸出業者に通告するよう幹事に指図する。(合意承認。)

香港地区に対しては、一を先ず三三弗二五仙にて最低限度三、〇〇〇箱をティングダオ号積、船腹確保できる数量をプレシデント、ジヤクソン号積とし、これの値段は二四弗二五仙にて売オツファーをすること。(合意承認。)

三、署名済の日本向け一括取引契約書を不村が提出したので、これの審議方を幹事に委任する。(合意承認。)(注、幹事は一月二十三日付を以て上記契約書は地方局

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-80
www.nikkeimuseum.org

指令通りに行っていると認定した。)

四、「塩鮭輸出鑑札の件」バークス・クローフォード会社(BIRKS, CRAWFORD, LTD.)及びドナルド・ベイン会社(DONALD BAIN, LTD.)より一九三四―三五年度期の輸出鑑札下付の申請があり、下付することを合意承認した。

五、「支払勘定」文房具、キャビネット、電信料等、合計一九七弗六九仙也の明細書が提出され、(動議バーク、ホ村)支払いを承認。

午後四時五十五分休会、委員長は一月二十五日午前十時より集会を催すことを宣言した。

地方局集会 一月二十五日(三十分延期し)午前十時三十分より

出席者は二十三日と同様。

一、一月二十三日の議事録が提出され、(動議ネルソン、ホ村)承認。

二、「上海地区市販の件」委員長は二十四日午前九時十五分(当時美府出張中)美府で受取った、クリーデン商会よりの左の電信と、これに対する返電の写を提出した。

「上海のチャイナ・ユニオン(漢大洋行)は昨日の地方局指示条件で上海地区売全数量を引受ける。速急に確認を要すると打電してきた。処置な方法を講ぜられたし。

クリーデン。」

「返答。明日午前十時三十分集会を催し各輸出商の報告を聴取する。ドルトン。」

幹事は二十四日付、SALFI-より下記の手紙を入手したことを報告、朗読した。

「地方局より与えられた権限に従い、二十三日付にて上海地区割当全数量、三、七五〇俵の塩鮭をCIF.二三弗二五仙にて売約した。」

これに伴い、上海地区に対する「抵販売を二輸入業者双方ともが購売したことが明瞭になったので、地方局はその主張を検討する必要が生じた。斯く二輸入商ともに購買する丈けの販路があるとすれば上海地区売出高限定数量が寡少にすぎたと見るものもあったが、一応先ず現在直面している問題を整理してから、追加量の余剰があれば、「抵取引」締結先きと再交渉の可能性もあろうということになり、各員その権能について討議を重ねた。一生産業者としてその製品を一定の輸出商に供給を強いることはできず、又生産者が或る輸出商を離し他の輸出商と取引きするのを阻止する訳にはいかないことも明確である故、この線に基いて二十三日付け輸出商提案条件を固守するよう他に途はないとの決論に到達した。

委員長は「局はどの官許輸出商も差別待遇することを回避した。殊に一抵販売の件は輸出商も生産業者も挙って該方針を支持したので、各輸出商に対して平等に通告を与え、既に日本地区向けには一抵商談が完結された。上海取引きに

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-81
www.nikkeimuseum.org

ついては、司は一月二十三日の集会に於て各輸出商を平等に取扱つたことは、同日付けの通告書にもしたためてあり、輸出商は皆、質問（疑問）なしに受理したのである。」と回顧しながら、述べた後、各生産者等を代表する委員は、それ等生産者と、この会議室で協合するかと尋ねた。これに対し各員は、彼等に委任された権能の範囲内でのみ行動するもの故、その必要はないと答えた。

午前十一時四十五分、委員長はクリーデン、バークス両氏を審議室に招じ入れ、左の如く司決定を伝えた。即ち、

「司は一月二十三日付け輸出商に通告した条件を固守する。従つて輸出許の申請があれば通告通りに取扱う。」と言明した。これに続く討議中にクリーデン氏は、「司は生産者にその製品を売買契約を手中にしている官許輸出商に供給させるべきであると思う。」と述べ、委員長は、「司はその与えられている権能に拘束されていて、輸出商を選択するのは一に生産者の権利なのである。」と答えた。クリーデン氏は引続き「司の指示を全面通りに守つた。」点を強調し、委員長は繰り返し「輸出商が二十三日付け司の指示に基づき輸出許の申請を提出した場合は適当に取扱うが、前述の通り司は強制的に生産者の製品を輸出商に供給させる権能はないのである。生産品供給の交渉は全く輸出商にかかつている次第である。」と話した。クリーデン氏は、「そうすると、輸出商は本台的に生産者に供給方を手配するべきであると解釈される。」と云つた。バークス氏もこの解釈に同意し、クリーデン、バークス両氏は退席した。

（註、松山委員は本村に向つて「かねがねドルトンが知恵者だと、あちこちで聞いたが、あの強気をクリーデンを取扱かつたところは、すでに歌舞伎の大岡越前守の裁きを見るように面白かつた。」とささやいた。）

三、香港加工市販の件　これに関係あるシェーファー、バークス両氏が室外に招じられた。

幹事は香港のユニオン貿易会社（UNION TRADING CO.）よりシェーファー、ハガート商会宛、一月二十四日付けの電信を朗読した。

「我われは貴売提供を下記の通り引受ける政、確認の返電を乞う。ティダリアス号積一、〇〇〇箱、他に同船積三和興（SAN WA HING）名義一、五〇〇箱、プレシデント、ジャクソン号積一七五箱、他に同船積三和興名義ニニ五箱。これが我われの努力最善の結果であり直ぐ確認の手配を得ぬ機会を失う。市場は不活発であり、取扱人は価格の低落を期待し購買を手控えている。」

幹事は更に一月二十四日付け、三和興よりCSHE宛の左記電信も朗読した。

「当店は下記の通り購買する。（プレシデント）ジャクソン号積二四〇箱、ティンダリアス号積一、五〇〇箱、折返し確認電信を乞う。ユニオン貿易会社は（プレシデント）ジャクソン号積、

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-82
www.nikkeimuseum.org

一六〇箱、テインダリアス号積一、〇〇〇箱を引受けると了解している。取扱人はテインダリアス号積みをこれ以上扱かえないと云っている。」

バークス氏は、「テインダリアス号積と合計三、〇〇〇俵を一まとめに売渡供したが、低減数量の逆提案（カウンター、オッファー）の件には言及しなかった。依って局が減量購買をも承認する方法を採用すれば、更らに売渡供の許可が与えられる筈と信ずる。」と述べた。

バークス、シェーファー両氏は午前十一時五十五分退出した。

委員長はまた審議に移り、討議の結果

「シェーファー、ハボート商会とCSHEに対し、個別、或は共同して、テインダリアス号積みを三、〇〇〇箱に満たすよう再努力を依頼し、若し月曜日（二十八日）午前十時までに成果があがらなかった場合は該船積、二、五〇〇箱の輸出を許可することとし、この旨バークス氏にも通報することを幹事に委任する。」と決した。（合意承認。）

四、「幹事辞任の件」委員長はウインズロー幹事が近々現職を辞し、局との連繋を絶つので、その後の局員構成の点を考慮されたいと希望した。

午後十三時三十分休会。

地方局集会　一月二十九日午前十一時より

出席者、ドルトン委員長、木原、松山、ネルソン各委員、バーク補欠及び幹事

一、一月三十五日の議事録審議は時間の都合上次期集会まで延期を決定した。

二、香港向け市販の件」バークス氏は何等反応がなかったこと、シェーファー氏とCSHEは各々の購買者共、加増を拒否したので、一月二十五日の決定に基づき、輸出許可申請書を入手後、許可証を発給した旨、幹事より報告した。依って局は右の処置を承認した。

三、「大連取引の件」CSHEは三共を通じ、日水に大連向け五〇〇㌧を直航船ベリングハム号（BELLINGHAM）積として売約する機会があるので、CIF神戸値段に一率を加算、（注、即ち一㌧当り二六弗）オッファーしたい希望がある、と木村は報じたが、この件は一応延期することに決した。

四、「香港地区市販の件」二月十九日出帆予定のプレジデント、マキンレイ号積みは二十四弗二五仙と決定する。（合意承認。）

五、「上海地区市販の件」SALFIとCSHE合同の輸出許可申請書を入手し、これが十二月二十八日付けの局の通告書、並に局の一月二十二日付け指示に合致していること、同時にまた、この申請書以外の申請書は入手していない旨、幹事より報告した。そこで、右記SALFIとCSHE共同名義の輸出許可証を発給することを

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-83
www.nikkeimuseum.org

(動議ネルソン、松山)承認した。

六、一月二十八日付けクリーデン商会よりの手紙が朗読された。これに付きクリーデン商会以外の官許輸出商全部は上海地区取引に関連ある往復通信綴りを全部、次期集会までに局に提出することを決定、この旨を含め、クリーデン商会に返信をしたためることを幹事に指図した。

午後十二時二十五分休会。

地方局集会 二月四日午後四時より。

出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員、バーク補欠及び幹事。

一、一月二十五日の議事録が提出され(動議ネルソン、バーク)承認。

一月二十九日の議事録が提出され(動議ネルソン、バーク)承認。

二、上海取引に関連ある輸出商等は一月二十九日付け局の指令通り、それぞれ往復通信綴りを提出したと幹事は報告した。

シェーファー、ハガート商会の前述書類を調査した結果、規定通りであると幹事は報告したので該商店に綴りを返還すること。(動議ネルソン、木村)承認。

CSHE提出書類の翻訳証明を得て幹事は更らに報告することに決した。

幹事はSALFI提出の書類を調査し、報告すること。(動議ネルソン、木村)承認。

三、「香港市販の件」イキション号積はCIF香港、二五弗二五仙とすること。(動議バーク、木村)承認。

午後五時十分、休会。

△CSHEの上海地区一括取引き。

十二月十二日、地方局集会に於てバーク補欠の質問に依り「一括取引」方針は可決された。(注、69頁29-33行目参照)そして残余数量中の三、八六〇包、日本向け限定数量の総括商談は二十四日仮調印済みとなり、二十八日地方局の正式認可が与えられた。

これによって力を得たCSHEはSALFIと相談の末、一月十九日松山氏をしてその永年の上海取引先、永和洋行(社長永野郁四郎氏)(以後"永和"と略称)に電話をもって「一括取引」を勧めたが、これに対し、「努力したが、電話の条件では商談は成立せぬ。若しCIF二二弗二五仙でならば(プレジデント)ジャクソン号三〇〇包或はそれ以上、テイングリアス号、一九〇〇、アンゴ、アフリカン号一、〇〇〇、残余イキション号積五五〇包、なお、輸入税増率の際はイキション号積のものに対して加増分の五〇%を負担されたし。この取引には当方収益なし。ご考慮の上、至急返電乞う。」

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-84
www.nikkeimuseum.org

と入電があった。（浜、二三弗二五仙という価格は先き頃源大洋行が示唆したものだ、これが一般の先入感にもつたとみられる。）

一月二十一日、永和より「当肥取扱業者は神戸宛確認が当方向けにオッファーされることを心配している。積出し済み及び積出予定船名と数量通報そう。上海向けオッファーを停止する方法なきや？」と受電した。これに対し同日、

「管理局承認を付帯条件として、貴店購買提案を受諾する。神戸宛契約オレゴン丸（OREGON MARU）一、〇〇〇、（箱）クルシビアス号五、〇〇〇、氷川丸一、五〇〇、イール（ノルウエイ丸（NORWAY MARU）明後日出帆予定、五、〇〇〇箱積んだ。残余、平安丸三、五〇〇、白鹿丸二月二十日出帆予定、三、〇〇〇、フロリダ丸（FLORIDA MARU）三月六日出帆予定、一、三〇〇箱積む。神戸宛荷物上海向け売提供停止の件、管理局に交渉する。」と打電した

一九三五年一月二十二日、永和より「神戸宛確認の上海向け売提供停止努力及び管理局承認を条件として、貴店購買提案を受諾する。」と電信を得た。

一月二十三日「肥方局長会議に於て、上海肥区向け「指取引」はCIF上海二三弗二五仙とし、積出しはプレジデント、ジャクソン号三〇〇（包）アングロ、アフリカン号、一、〇〇〇、ティンダリアス号一、九〇〇、イキション号五五〇、合計三、七五〇包。イキション号積に対しては輸入税加増分の五〇%を出荷主の負担とする。これ以上の上海向け延荷を今期は絶対せないことを決議したので、CSHE同日午後十一時、肥方局渉室を挿入した上、「上記条にて売提案する。如何？貴意知らせ。」と永和宛に打電した。そして二十四日付けで、永和より、管理局の決定条件を復諾した上、「三七五〇包、二三弗二五仙にて契約を受諾する。今信用状発行手配中。」と受電し、引続き同日午後九時十六分「プレジデント」ジャクソン号三〇〇（包）アングロアフリカン号一、〇〇〇、ティンダリアス号一、九〇〇、信用状打電した。ティンダリアス号積みのうち一、〇〇〇（包）分は永興洋行名義である。これにつき当店は全責任持つ。」と入電があった。

二十五日早朝「指図通り信用状を発行したが、イキション号積みの七の数日遅れる。全契約の件はカナダ商務官に報告済み。」と、永和より受電し、また同日午後七時四十九分、「ティンダリアス号積み多量につき、永興洋行宛を上海積みにすること。船荷証券番号と各荷印別数量、詳細に打電されたし。」と続て入電した。

二十七日午後六時〇九分永和より、「ティンダリアス号出帆したか？荷印及び数量知らせ。」と入電、更に二十八日午後八時〇九分、又も「ティンダリアス号積み船

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-85
www.nikkeimuseum.org

証券番号と各荷印別数量知せ。」と受電したので、同日午後九時永和宛に、

「テインダクアス号出帆遅れ、二月一日出帆する。今積取り中、積荷の終了次第詳細電する。」と返電を発した。

二十九日早朝、永和より、「テインダクアス号早く出帆させ。若し不可能ならプレミデント）ジャクソン号に五〇〇包以上積されたし。右屑の上至急知らせよ。」と入電したが。（注、テインダクアス号積として既に各工場から続々晩香波港まで回漕した荷物をジャクソン号に積むため、マタゾロ五〇〇包を汕頭まで輸送するには、改めて沿岸航路船に積み替えねばならず、再度埠頭費を支払い、その上プレミデント船の運賃差額一弗を要するので、費用の点から見て不可能事なのは明瞭である。）

CSHEは余りにも無理解な永和の要求に唖然として、結局、永和の要求を黙殺することに決した。

上海向け「一括取引」三、七五〇包を永和洋行と瑞大洋行双方が購買を受諾したので、地方局係官中には上海宛限定量が過少であったと疑義を差しはさむものもあるので、CSHEは一月二十九日、左の通り永和に打電した。

「貴店と同係、瑞大洋行も三、七五〇包上海向け一手購買すると電したので、管理局は貴港宛限定数量を加増する見込み如何と云う。見込みあるか直ぐ打電せよ。」これに対し、三十日午後七時四十八分、

「神戸揚げ荷物の引き合いが来て困る。管理局を通じ適宜処置とられたし。数量加増見込み只今なし。」と永和より返信があった。

（注、これらの永和洋行―CSHE間に取りかわされた電信は総べて私用暗号電信帖（PRIVATE CODE）に依る日本文綴りであった。従って一月二十九日地方局の指令で、上海取引関係の通信綴りを提出することになった際、CSHEは英語訳文を添付した。

これにつき地方局は翻訳証明書の提出方も要請したのである。（本80頁15行目を参照）

右記の過程後、一月二十九日地方局はCSHEとSALFI合名の輸出許可申請を認可し、永和洋行の上海地区宛一括購買契約が成立したのである。

（注、本79頁29―32行目まで、及び本80頁1行目参照）

地方局集会　二月七日午後四時より

出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員及び幹事。

一、二月四日の議事録が提出され（勤務ネルソン、松山）承認。

二、「上海市販の件」上海のイースターン貿易会社（EASTERN TRADING Co.）よりSALFI宛に「上海地区に対し追加数量を要する可能性がある。」と入電したものを

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-86
www.nikkeimuseum.org

幹事は提出した。

これに対し、理事会全員は三、七五〇俵の一括購買契約を締結した買人に先ず相談すべきであると云う意見を持し、SALFIとCSHEは熟るべく上海に打電することに決した。

三、「香港市販の件」香港駐在商務官より左の入報があつた。

「(プレシデント)マキンレイ号積最高購買指値は二三弗である。右の確定指値が二三弗一五〇仙であれば商談は纏るかと思う。」

幹事は沙都滞在中のバーク補欠委員より「香港地区売市販については断固として立場を保つ様に賛意を表する。」と電話があつた旨を伝えた。

審議の末、香港の商務官宛に左の通り打電することを幹事に指図した。

「二、五〇〇箱プレシデント、マキンレイ号積、四、〇〇〇箱イキション号積 二三弗一五〇仙。二度台を単一契約とす。直ぐ確認電信乞う。」

午後五時四十分休会。

地方局委員会 二月十一日午後五時より、

出席者、ドルトン委員長、木村委員、鈴木、バーク、ドアゼイ各補欠及び幹事。

一、二月七日の議事録が提出され(動議バーク、木村)承認。

二、「上海地区売市販の件」木村は神戸滞在中の永野氏(永和)と通話したが、永野氏は「既結の一括取引契約を飽迄守り、上海売追加数量送荷には希望は捨て兼ぬ。」との意向であつた旨を報じた。

審議の結果、局はこの件につき再度永和洋行を促し、その結果を可及的早く報告するよう木村に依頼すると決した。

三、「香港地区売市販の件」SALFIとCSHEは各々香港(及び)プレシデント、マキンレイ号積一、〇〇〇箱売購買オッファーの入電があつた旨を報じた。

審議の結果、イキション号積三、〇〇〇箱以上購入すれば、プレシデント、マキンレイ号積二、〇〇〇(或は船腹の都合では一、九〇〇箱)と共に二三弗二五仙の契約を局は許容する旨、各輸出商に通報することを幹事に委任する。(合意承認。)

四、「神戸向け市販の件」一括取引限定量加増に協力を得るよう交渉することについても意見の交換が行われた。

以上、二、三及び四に関し、局の行動促進を計るため、各輸出商はその交渉の結果を直ちに幹事に報道されたいと、委員は希望した。

午後五時四十分休会。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-87
www.nikkeimuseum.org

地方局集会　二月十三日午後四時より

出席者、ドルトン委員長、木村、松山両委員、バーク、ドアゼイ両補欠及び幹事。

一、二月十一日の議事録が提出され（動議バーク、木村）承認。

二、香港地区向け市販の件「輸出商は、「香港の取扱業者等はプレジデント、マキンレイ号積みとその後便積を包含（所謂抱き合わせ）する提案引受けを承知せず、そのかわり、プレジデント、マキンレイ号積み二、〇〇〇箱の確定オッファーをする。」と報じた。香港の情勢を再査した結果、後続船積みを包含する条件を免除し、輸入業者の希望を認容する必要があると断定、プレジデント、マキンレイ号積みの商談を許可することに決した。そして、右決定を各輸出商に通告を発しマキンレイ号積みのものの早期結末を計るため、その応答を直ぐ委員長に報告するよう幹事に指図した。

三、「残余手持品売捌きの件」協議の結果、残余売捌きについては緊急事態が存在すると判断されるので、イキシヨン号の船腹確保の必要を認め、三、〇〇〇箱以内を香港宛として後船に積み得る仮許可証発給の権能を幹事に与え、契約正式化後、通常の手続きを経て輸出許可申請を受付けること。（動議バーク、木村）承認。

右決定を電話をもって各輸出商に通告することを幹事に委任する。（合意承認）

（注、支那に於ける塩鰊の消費期間は、大体十月初旬から翌年四月初旬であり、晴明節に多少売れるが、この休日後は売れ行き絶無にいたるのである。）

午後六時二十分休会。

地方局集会　二月二十二日午後五時より、

出席者、ドルトン委員長、木村、松山両委員、バーク、ドアゼイ両補欠及び幹事。

一、二月十三日の議事録が提出され（動議バーク、木村）承認。

二、「香港向けプレジデント、マキンレイ号積契約の件」幹事は上記につき各輸出商に電話したが、シエーファー、ハガート商会とクリーデン商会双方とも関心なしと回答した旨を報じた。委員長はこれを聞き、現在手中にある三、〇〇〇箱、一缶二四帖二五仏の確定購買オッファーを受理すると声明した。

（注、船腹の都合上一、九〇〇箱丈け積込むことになり、これをSALFIとCSHEが折半して輸出許可証の申請にあたった。）

三、「塩鰊一般事態」二月二十日付け松山委員の手紙が朗読され、事態を検討した結果、「CSHEに最少限度一、〇〇〇缶の日本向け追加契約が成立した場合は、若し必要ならば来期日本向け積出しは十月十五日以後でなくば許可

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-88
www.nikkeimuseum.org

しないことを保証条件として、日水に交渉すること。」を認可する。

そして委員長が必要と認めた場合は局を代表して適宜処置を講ずる権能を委員長に付与すること。（動議バーク、木村）承認。

四、「古屋商店塩鮭輸出の件」幹事より古屋商店（M. FURUYA & Co. LTD）が数顧客のため十四箱の塩鮭を輸出しを件につき、局の判定（RULING）を問い合せてきたと幹事より報告した。古屋商店は既に塩鮭輸出鑑札を所持しており、許可申請手続きは理解している筈である。仮令十四箱であっても特別に免除することは不可能故、既定の手続きをふみ、神倉を支払えば、許可証を発給すること。（合意承認）

五、「輸出商提出、通信綴りの件」一月二十九日、局の決定に基づき上海向け取引に関連あるSALFIとCSHEは各々の通信綴りを提出していたが、幹事はこれらを詳細に調査した結果、何等違反行為はないと判断した旨報告した。

幹事の右報告を受理し、通信綴りは各々返還することで。（合意承認）

午後六時二十分休会。

地方局集会　二月二十八日午後四時より、

出席者、ドルトン委員長、木村、松山両委員、バーク、ドアゼイ両補欠及び幹事。

一、二月二十二日の議事録が提出され（動議バーク、松山）承認。

二、「市販関係」幹事は二十六日付け、日水の代理店三菱商事会社シアトル支店よりの手紙、二十六日午後四時十五分発CSHEより永和洋行宛の電信写、及びこれに対する二十七日付け永和（上海）よりの返電、また二十八日付け三菱シアトル支店よりCSHE宛電信、並に、神戸駐在カナダ領事館より局宛の電信を朗読した。

これに依つて不測の不祥事件が明らかになつた。

（注、地方局集会の報告を終て中絶して「上海宛塩鮭神戸陸揚げの纏め」の明確化を計るため、この不祥事件を次に記述して後、更らに地方局集会の報告を続ける。

△上海宛塩鮭一部神戸陸揚げの件。

二月二十六日、三菱商事会社シアトル支店長代理、栗林一氏より木村宛に電話がかかり、それに依ると、上海地区宛一括取引、ティンダリアス号積荷の一部一、〇〇〇包が神戸に陸揚げされ、そのうち五〇〇包は既に台湾宛に転送されたと事件が惹起したのである。これに関して日水の代理店として三菱本社よりシアトル支店に入電があり、この契約違反に依つて生ずる日水の損害は、その契約者、CSHEが負担する他はないとの申入れがあつた。そして、この電話を

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-89
www.nikkeimuseum.org

更らに確証するため、CSHE宛に電信入報があった。

CSHEは同日午後三時十五分、永和洋行神戸支店宛に左記を打電した。

「ティングリアス号積上海宛の処、一、〇〇〇包を神戸陸揚げ既に五〇〇包を台湾向け転送した由三菱から電きた。当方対日水契約を承知の筈。貴店契約は総数上海揚げ故、契約通り実行せよ。神戸陸揚げ荷物は日本(朝鮮を含む)台湾、大連、青島、天津には販売出来ぬ。でなければ損害賠償クレイム(CLAIM)される。責任ある詳電をこう。」

二十六日午後五時、木村は右永和(神戸)宛の電信訳文と三菱支店よりの電信の件につき、電話をもってドルトン委員長に前後策の相談をした。委員長はこの背信行為に歎息をもらしたが、一応これの真相を究めるため、神戸駐在の商務官に打電し、その返電により善処することを約した。

永和洋行神戸支店はCSHEの電信を上海に移牒した様子で、上海日付け二十七日午前一時。九台発、左記の電信を入手した。

「電見た。ティングリアス号積一、〇〇〇包、永興洋行発行信用状通り売約した。永興洋行は神戸陸揚げした。当店は他店取引き並に買人に干渉できぬ。悪しからず頼む。」

そして、引き続き上海日付け二十七日午後十一時十九分発にて左記を入手した。

「貴電入手。一月二十四日付け斡電は支払い責任丈けである。誤解なきよう頼む。しかし、元の妻につき、永興洋行は明日相談のため神戸に赴く。」

これでは余りに無責任に過ぎる。もともと一括取引はCSHEと永和間で締結されたものである故、全責任は永和にある。一、〇〇〇包台の信用状は永興洋行が発行したが、これとて当方が寛大処置として受け入れたものに過ぎず、勿論その信用状面には判然とCIF上海(原価、保険料、運賃を含み上海渡し)と明記してあり、当然上海陸揚げを印象づけている。という理論に基づき、二十七日午後四時十分、CSHEは永和宛左の電信を発した。

「貴店一手契約は上海向け丈けである。永興洋行は神戸陸揚げの不正を事承知している筈。従って当然貴店の全責任である。一月二十四日付け貴電の通り、貴店は責任を以って神戸陸揚げの件解決せねばならぬ。早速永興洋行の売側を差止め、貴店は直接日本水産と交渉、当店の損害防止了解を得よ。この件は見送り出来ぬ。貴店無責任のため当惑している。損害要求訴訟あれば当然貴店負担せねばならぬ。」

(注、三菱ニアトル支店長代理、栗林氏は先任支店長渡辺氏を通じ昵懇の間柄)

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-90
www.nikkeimuseum.org

であり、色々配慮を得たいが、今回日水の代理としても「神戸陸揚げ」に関し、CSHEに強硬な電信丈けではと考え、先ず木村に電話されたらしいのである。

扨て、この神戸陸揚げ事件惹起後、回顧されるのは「テインダリアス号積み入れ」永興洋行宛は「上海積みにせよ。各荷印別数量を打電乞う。」と云う意味の一月二十五日付け、永和よりの電信である。輸送船神戸入港、事前手配の都合上、この必要があったからであると見られる。上海宛塩鮭の神戸陸揚げ行為は管理法の弱点を突き、一面これの施行を攪乱すると同時に、他方永和を欺瞞し、永興洋行を籠絡乃至は語らい、日水と云う競争者に痛手を負わせ、その進出を阻止するために画策された一石二鳥の「黒い」計画的行為と推察されるようにも見える。管理法の弱点については引き続いて述べる地方局長会を参照。

地方局長会（続）　二月二十八日

（注、神戸駐在商務官よりの電信はティンダリアス号積み上海宛塩鮭の件、五、〇〇〇箱が神戸陸揚げに変更せられ、二、五〇〇箱は既に基隆向けに転送されたことを確認したものであった。）

木村は永興洋行の上海銀行発行にかかわる信用状を提出し、委員長はこれを調べ、幹事の調査通り上海向け販売、上海神渡しとなっていることを証明した後、陸揚げ地変更につき、局としては汽船会社や輸入商に対し有効的手段を採る方法は、遺憾ながら見出せないと言明した。（注、一旦荷物が第三者の手に移れば管理局は如何とも手の下しようはない。また、汽船会社は運輸省の管轄下に在り、船舶法に依って運営されている関係上、荷主が陸揚地変更を要求した場合は、これに応ぜねばならぬ。但し、船内で各荷物の積み回しをせねば一室の荷物が揃わない時は積み回しの実費は揚地変更要求をした荷主が負担するようになっている。今回の荷物は総べて上積みになっていたので、費用は無論かからなかったのである。この節約以外に、日本向け一括契約はCIF二五割であるのに反し、上海宛のそれは二三割二五仙丈け低格の差があり、日水としては差損は覚悟せねば競争はできない立場に陥ったのである。）

（前述の事情に局としては指示の方法がない故、CSHEに何等か適切な策を講ずることを提案する。又幹事は然るべく三菱シアトル支店に返信をしたためることを決した。）

（勧誘バーク、木村）承認。

（注、局が神戸陸揚げに手のくだしようのないことを洞察した木村は松山氏と相談の上陸に二十七日強硬な電信を永和に発していたのである。89頁26-32行目参照）

三、「上海地区宛追加量の件」陸揚地変更に依り、五、〇〇〇箱が神戸に回わされたの、

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-91
www.nikkeimuseum.org

上海宛限定量はそれ丈け減じた次第故、松山氏に永和宛追加量五、〇〇〇箱をオッファーし、三月二日午前十時までに返信を得るよう照会する。（合意承認。）

四、「プレジデント、グラント号積香港宛六〇〇箱の件」プレジデント船が二、〇〇〇箱宛の船腹契約に対し、その都度一、九〇〇箱づつ積取らないため残留し、沙都浪頭に保管されていた六〇〇箱を船会社の手違いで、当方の指図なしに二十五日、香港行のプレジデント、グラント（PRESIDENT GRANT）号に積み入れたこと、これを船会社の失策として追究の上、災害荷物（DISTRESS CARGO）扱いにして沙都浪への原価支払いを受けることは簡単であるが、その場合船会社の保険先きが如何程の値で売るとも、当方は干渉できないので、止むを得ずこの荷物を香港の輸入商に当の十一日決定指き合せ値段二三弗二五仙にプレジデント船積価格差一弗を加算、CIF二四弗二五仙でオッファー中であると木村は報じた。委員長はこの件がCSHEの過失でないことを確認した上、他の委員の意向を徴し、商談成立の際は恰もCSHEにオッファーの権能を与えたと同様に取扱うことを裏書きすると決した。（合意承認。）

（註、各輸出商には販売提供の機会を均等に与えるという当社の主義を堅持しているが、今回の件は船会社の失策上生じた緊急事態収拾策としてCSHEに与えた権能を例外例をもうけた訳である。）

五、「残余手持ち四〇件」日水は残余手持ち四〇種の購買を目下考慮中と報ぜられた。

午後五時五〇分休会。

沙市局集会　三月二日　午前十時三十分より、

出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員、バーク補欠及び幹事。

一、二月二十八日の議事録が提出され（動議バーク、木村）承認。

二、「上海地区宛市販の件」松山氏は三月二十八日付け、及び三月一日付け、永和洋行と取りかわされた電信写を提出した。

各員は上海の事態につき種々意見の交換を行った結果、一、〇〇〇包の上海向輸出許可の証発給の権能を幹事に与えることを決した。（動議ネルソン、バーク）承認。

三、香港地区向け市販の件」SALFIはプレジデント、グラント号積（本88頁、3-16行参照）割当量三〇〇箱の販売契約を締結した旨、バーク補欠より報告した。

CSHEはプレジデント、グラント号積荷について、未だ交渉中であると木村は報じた。これらに付き局は何等行動をとらないことと決した。

（註、右記、SALFIが三〇〇箱を売約したという報告は誤報であったらしく、CSHEの取引先、三和興がプレジデント船積運賃格差一弗を削除すれば購買契約すると伝えたものを更らに交渉を重ね、結局プレジデント、グラント号積

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-92
www.nikkeimuseum.org

総計六〇〇箱は一応、二三番五〇仙で委員長の認可を得（三月二日、午後）て、CSHEと三和興業間の商談成立を見たのである。）

四、神戸向け追加販売の件」右記二、「上海地区向け販売の件」が確定するまで日水との交渉は停止すると意見の一致を見た。

幹事は販売契約未完の為替手持ち数量を左の通り報告した。

イキション号積（航行中）　三、〇〇〇箱

プ、グラント号積（航行中）　三〇〇箱、（注、六〇〇箱とすべき筈）

西海岸各工場在荷　四、三二一箱、

東海岸各工場在荷　六五四箱、

合計　八、二八五箱（注、八、八五八五箱となる筈）

右の内、五、〇〇〇箱をイースターン貿易会社（EASTERN TRADING CO. LTD.）、三〇〇箱プレジデント、グラント号積はユニオン貿易会社（UNION TRADING CO. LTD.）からの購買オッファーが入手されていると付加して報告された。

午前十一時四十分休会。

△幹事時報（二）三月十四日付け、

左の電信を上海駐在商務官より入手した。

（司会）イキション号積、永和は三、〇〇〇箱までを二一弗で、これ以上絶対に上海向け送荷せぬ条件付きにて確定購買オッファーした。受諾あれば直ぐ信用状発行する。発行先きの名を打電されたし。三井委托荷は多分安値を招来し、取扱い支那商の憤りを受けるのみ。船会社はイキション号積剰余荷物は一、五〇〇箱丈けとそう。」　以上。

（注、「三井委托荷」は三井が委托したものか、それとも受托したのか不詳。或はまた、三井物産上海支店が永和の荷物を買い取り、他店に委托販売をさせたかも知れないが、詳かでない。）

△幹事時報（三）三月十五日付け、

上海駐在商務官より本日左の通り受電したことを承知されたし。

「司令（私は）塩鮭生産者の利益を計るが為にこそ、（支那系の）取扱商を重ずるのであって、決して永和に　斟酌してはいない。（支那系の）取扱商は若しイキション号以後に（上海向け）送荷があれば、来期、カナダ産塩鮭のボイコットを口にしている。貴方は経済的逼迫を洞察していない。（私は）司による統制の必要性は明確

に認識しているに止まらず、これを更らに伸張せねばならぬと確信している。ドルトン(氏)は当地を始め、各方面の誤解を除去する必要がある。永和はイキション号積一五〇〇箱丈けを十四日付け斡電通りの条件にて、二一弗の購買提案を更新するのが最上の努力であるとの云っている。」

地方高等会　三月二十五日、午後三時より、

出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員、バーク補欠及びクラーク幹事代理。

一、三月二日の議事録が提出され(勅澤バーク、木村)承認。

二、「幹事更迭」三月十五日付け、ウインズロー幹事の辞任届けを受諾し、クラーク氏を後任として月給百二十五弗にて雇傭すること。(勅澤バーク、松山)承認。

(注、以前にも述べた通り、クラーク氏はCMAの正雇傭員でもある。)

ウインズロー前幹事に三月末日までの俸給を支払った委員長の行動を是認すること。(合意承認。)

三、「銀行手続きの件」幹事更迭を銀行に通知し、銀行記録中、ウインズロー氏とクラーク氏の名を入れかえ、後者が銀行取引きに当るよう手続きを為すこと。

(合意承認。)

「預金振り替え」同名義の当座預金中より、一〇、〇〇〇弗を貯蓄預金に振り替えることを許し、幹事にこの手続きを採るよう指図する。(合意承認。)

四、「支払勘定」ウインズロー前幹事に贈つた記念品代八弗三十七仙(BC LEATHER Co.)を支払うこと。(合意承認。)

五、「B.C.パッカース会社の件」幹事より三月十二日付け、主題会社よりの手紙を朗読し、審議の結果、適宜な返信をしたためることを委員長に委任。(合意承認。)

六、「臨時市販関係」委員長より二月二十七日付け、上海駐在商務官よりの手紙、及び三月一日付け、香港駐在商務官よりの手紙並に同封の香港地区、今期臨時取引に関する中間報告書(INTERIM REPORT)等の抜萃を朗読した。

その内、委員長は臨時残余手持品表を読み上げ、上海地区向け売渡予定の三、五〇〇箱を控除すれば、当地に於ける残高は一、四六五箱になると報じた。

CSHEは香港の取引先きに対し、統行中のイキション号積一、五〇〇箱を現在指値CIF二一弗で売渡供の発電をする手筈であると木村は報告した。

そして、三月二十日出帆予定のプレジデント、ジャクソン号積みについては、各輸出商はCIF二二弗で売渡しに当ることを期待すると、各委員の意見は一致した。

さて、委員長が報告した通り、幸運に三、五〇〇箱が上海向けに売れても、なお

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-94
www.nikkeimuseum.org

約三〇〇俵は当地に残る訳で、この問題を中心に審議を重ねた。そしてこの三〇〇俵が神戸乃至は香港向けに投売り値段でなければ商談不可能の際は、寧ろ冷蔵倉庫入れを可とする意見に到達し、一と先ず松山、木村両委員に日本の倉庫費用調査を、ネルソン委員には異府方面の調査を依頼することを決した。（合意承認）

三月二十五日付け、シアトル三菱支店よりCSHEが入手した電信を木村は朗読した。それに依ると日本食料工業株式会社（日水）は安興洋行（永和契約の一部）が上海地区向けの一、〇〇〇俵を神戸揚げに変更した為め損害賠償金五、〇〇〇円を要求するというものであり、この件に付いては前後策として、関係筋と専ら交渉中である旨、木村は付加した。

この件は陸揚地変更事件惹起当時の解釈通り、輸出商と輸入商間の問題であり、当方としては何等行動をとらぬことを決した。

午後四時二十分休会。

△木村、委員長と懇談。三月二十七日午後一時五十分より。

CSHEは緊急策として司承認のもとにイキション号に一、五〇〇箱を売約なしに香港宛として積入れたが、該船の入港を間近に控えてCIF二一弗と打電したものの、「プレジデント、グラントより積みを二二弗五〇仙と張り込んで買つた後であり、上海売値段は二一弗という報道もあるし、イキション分は是非二〇弗にして貰らいたい。」と買人が要望するので、木村はこれを委員長に諮つた。委員長は暫く黙想後、「先便テイレダリアス号や、プレジデント、ジャクソン号のものも卒先して司の指値で購買してくれた大切な顧客である故、イキション号積は二〇弗で承認する。」と断言してくれた。

それから委員長は日本向け追加量販売の件に言及したので、木村は「実はフロリダ丸に一、九六三箱を積む予定の処、残荷は単に九六四箱丈けであつた為め約二〇〇俵の不足を生じた。従つて一括取引き三、八六〇俵の契約に対し、三、六六〇俵しか積出ていないのである。勿論上海地区向けの一、〇〇〇俵が神戸陸揚げに変更された為め損害賠償問題さえも起つている今日、二〇〇俵の出荷不足の履行強要はあり得ないと思うが、その半面、追加量売込みも難事であると見られる。処が、先日約三〇俵の残荷冷蔵倉庫入れの客があつたので、昵懇の三菱シアトル支店長代理の意向を尋ねた処、「永興洋行の神戸陸揚げ問題の絡まりがあるため、若し相互に倉庫費用の高低に疑義をもつ恐れもないとは限らず、寧ろ極的には好結果は見られまい。寧ろ幾分安値でも無条件で追加量として売約を締結されたほうが得策のように思う。」という意見であつたと委員長に伝えた。そして入念に

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-95
www.nikkeimuseum.org

残荷再調査の結果、一九四箱と判明したので、委員長は「これを最終期物として出荷すれば如何程に売れるであろうか？」と云い、木村は「最終便船積みであっても、やはり他地区に対することもある故、大体一九箱程度以上で売らねばならないと思う。」と答え、委員長は一九箱ならば売約認可を約した。

その後委員長は「今期の結果を顧みて、来期は単一販売機構を設け、全生産を共同計算にする必要があるように思うが、意見は如何？」と聞いたので、木村は「プール計算は類似な状態下に在る生産業者に適用すれば理想的なもので、それ故に白系臨鰊生産者全部を説得してCSHE組織にまで持ち込んだのであるが、東洋市場は大凡初期は積々高価で、実際の消費期になると、為替相場の高低や現地の経済情勢、競争品の出廻りとか、食習慣などの関係上、一定の価格を維持することが仲々困難である。従来白系生産者の情報源は輸出仲買商であって、その情報中には競争品や食習慣等は看過されているため、カナダ産塩鰊が唯一の安価食品であるような印象づけられている。処が実際には日本産塩魚以外に低為替国の泰国（THAILAND）やビルマ（BURMA）方面から相当多量な塩、干魚が輸入されており、殊に干魚は保存が容易なため春期以後、消費者の注意は専ら干魚に集中される。現に保存装置の完備している晩市場でさえも、支那系食料品店などを覗けば、ブナ（別名キグチ・黄花魚）やこれに類似する干魚、その他赤、鮑、鳥賊、牡蠣等や色々な貝類などの干物が処狭い程並べてあるのが目につく。これは何世紀に亘り培かわれた支那系人の食習慣を裏書していると思う。さて、支那に於ては一定な価格維持が六ヶ敷い一方、翻ってB、C、に於ては区域に依って魚獲期や（量的にも相違があるため、単に生産割当量を基準とする一様なプール計算施行には難点がある。依って、CSHEが実行しているように各生産者から当初に出荷可能量の報告を得て出荷割当を決定、輸送船に積み入れ完了後、プール計算を為すことが至当と思う。カナディアン、フィッシング会社の如く東海岸で生産するものは、CSHEのメンバーと同様取扱いで了解さえつけば我われのプール計算様式に加入するのは簡単である。しかし、若しも単一販売機構設置の構想をもつ白系生産者が多数にあれば、相互の融和を計り、何等かの方法で全部を糾合し、出荷割当に準じプール計算を実行されたら良いと思う。ここに留意されたいのは生産割当に準拠するプール計算は弥が上に割当獲得に狂奔させる弊害がある点である。また、単一輸出機構については、且つオタワの聴問会で意見を述べたように、支那商の自尊心を害する危惧があるので二騎出機関式とし、裏面で連絡を保つことが理想的であると思う。」と述べた。

委員長は「来期に希望を抱そう。」と云い握手しながら、「時にカナダの対

輸出が日本側の出かたに依つては難局に陥いる模様である。豆粕何等か打開策が講ぜられるよう祈つている。格別B.C.の為めに……」と憂慮の面持ちで話した。

（注、「日、加間の貿易問題」については後述する。）

△私評の正誤調査。四月二十日……二十六日。

四月二十日、三菱シアトル支店より親展電信にて「正誤の程は不明であるが、永和洋行は更らに二〇〇弗を基隆に転送したと噂があると日水は報道し、また、プレジデント、マキンレイ号積、三菱契約は一八弗五〇仙と云う事実無根の風説も流れていると聞く。正誤をただし、適宜処置を願う。」とCSHEに木村は入報があつたので、この旨を幹事に伝えた。幹事は早速上海駐在商務官に左の発電をした。

「永和洋行は三〇〇弗を基隆に転送したと聞くが、若し事実ならば、永和は契約違反を更らに重ねるものと見られる。詳電をこう。また、プレジデント、マキンレイ号積、三菱購入値段は一八弗五〇仙との風説が流布されていると聞くが、これは事実無根故、この点貴地取扱業者に公表されることを依頼する。」

これに対し、四月二十六日付けにて上海駐在商務官より下記の返信があつた。

「貴電二十日、基隆向けの件、信頼すべき報知が得られない。多分事実であろう。がしかし、これは当初神戸陸揚げに変更せられた一、〇〇〇弗の一部とも思われる。永野は近日中に台湾に赴く。プレジデント、マキンレイ号積は如何程か？、永和は二〇弗と云う。」

（注、マキンレイ号積は二一弗五〇仙の指値で他港宛に売られた。しかし上記商務官は先んじ、上海に於ける取扱業者の注文があつた様で、永和は氷川丸積、上海転送手続きのもとに約一三五弗を追加契約した。）

地方商業会　五月一日午前十一時より、

出席者、ドルトン委員長、木村、松山、ネルソン各委員、バーク補欠及び幹事。

一、三月二十五日の議事録が提出され、（動議バーク、松山）承認。

二、「委員長の報告」委員長は二月二十二日の集会に於て彼れに委任された契約を更するとの断定のもとに特別をもつて認可した数件の売約を詳細に報告し、これを（動議バーク、木村）承認。

三、「市場管理局（オタワ）宛中間報告の件」幹事は中間報告用の

A、塩鮭生産表

B、各港宛塩鮭輸出高、及び売約値段表

C、塩鮭取扱官許輸出商名並に各輸出高

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-97
www.nikkeimuseum.org

D. 生産者別配給生産量が出荷数を超過し（勧誘ホルンビ不能）承認。

四「各同業の疑惧と各同業と配給法の実施が遅れ、今年一杯であつたにあり所期の結果を得られず、従つて一部生産者の不満もあつたであろうが、従前の如くば各自がよく和衷の精神に基づき協力して燃料を少くて足りた訳だのだ、この点を生産者が理解しよく此点に十分な収穫であつたと思う。配給に対する管理法実施に今もなお種々批評や疑問が続々これありと聞くが、それに比し、種油の配給には皆先が最大を確信するに於いて、各同業一同に感謝を表する次第である。」と云い、ほぼ大体を述べたが、「今日のミーティングの議題は決して各同業とこの決算書にも計上する故、一回金を出にしてもらいたい。」と述べた。

ハーク補欠各同業より質疑を述べたうえ引続き「売上スタンプに従い各生産者に通知を要する場合は各同業に通知処置をとる。」と動議を提出し、然る各同業これにセコンドし（全員承認。）

午後十三時十五分終会。

△配給生産表（1934 1935）（注：一部を五箱に換算したもの。）

配給箱数		工場所在地	現実生産箱数
4,000	B.C. PACKERS, LTD., KILDONAN	西海岸	4,414
3,000	" " " SAN MATEO	台前	3,000
4,000	BLACKWELL FISHERIES, LTD., JESSIE ISLAND	東海岸	3,823
1,500	CANADIAN FISHING CO. LTD., UCLUELET.	西海岸	1,500
6,800	" " " " NANAIMO	東海岸	6,854
4,000	COAST PACKING CO. LTD., (NELSON) MCCALLUM BAY,	西海岸	4,101
4,000	NORTHERN CHIEF PACKERS LTD., ECOOLE,	台前	4,010
27,000	←台新生産者のみの小計		→27,702
	B.C. FISH SALTERIES, LTD., PENDER ISLAND,	東海岸	8,651
	CANADIAN SALTERY, LTD., N. GALIANO	台前	8,454
	COWICHAN SALTERIES, LTD., " "	台前	7,721
	J. KASHO & CO. LTD., REID ISLAND,	台前	8,544
68,200*	T. MATSUYAMA & CO. LTD., NEW CASTLE ISLAND.	台前	687
	MORESBY ISLAND FISHERIES LTD., N. GALIANO	台前	12,423
	PACIFIC SEA PRODUCTS EXPORTERS, LTD. GALIANO & MAYNE Is.	台前	9,764
	S. TANAKA & CO. LTD., REID ISLAND.		8,212
	YIP SANG CO. NEW CASTLE ISLAND		4,000
	*CSHE東海岸生産者のみの小計		68,456
7,000	GREEN COVE SALTERIES, LTD., GREEN COVE	西海岸	6,969
75,200	←CSHE東海岸生産者のみの小計		→75,425

△合計総生産量 103,127 [20,625缶]

（注：カナディアンフィッシング会社は西海岸、コールエレクト工場を買収し、その前者をナナイモの工場で生産し、また、ピュアフィッシュ、ルーデのグラント、エキスポーターズ「缶詰」はメーン缶詰工場の前者を北がクアー工場で生産したが、本表の統計工場は十六箇所であつた。これに依り確定政府東海岸方面の生産量は八〇、三二二箱……七、二五缶であつて西海岸のそれは二三、四四四箱……二、〇二五缶であつた。そして日系の生産量は七三、四四四箱に対し、白系のそれは二六、八八三箱であつた。）

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-98
www.nikkeimuseum.org

棉積(1934)。金許輸出商別、各港成約高表。(SHEの部)

船名	出帆日	神戸/基隆 契約先き	値段(仙)	箱数	上海 契約先き	値段(仙)	箱数	香港 契約先き	値段(仙)	箱数
平安丸	10月27日	神戸棉業組合	#38.00	1,000						
TYNDAREUS	10 28	〃	37.00	1,491	永和	#37.00	1,000	三和興	#40.00	2,503
IXION	11 14				〃	33.00	2,517	〃	34.00	2,000
明宇丸	11 14	〃	32.75	2,500						
広隆丸	11 15	〃	32.75	2,534						
氷川丸	11 17	〃	32.75	1,002						
〃	〃 〃	〃(基隆送り)	35.00	2,002						
〃	〃 〃	〃	32.50	1,000						
P. JEFFERSON	11 22							〃	36.50	1,650
宇洋丸	12 1	〃(基隆送り)	29.00	2,857						
日叡丸	12 5	〃	26.00	2,514						
TANTALUS	12 9	〃	26.00	500	〃	27.00	3,037	〃	28.00	1,500
江ノ丸	12 13	〃(基隆送り)	29.00	1,500						
〃	〃 〃	〃	26.00	1,507						
オレゴン丸	12 21	〃	25.00	1,000						
P. McKINLEY	12 22							〃	29.00	900
平安丸	12 22	〃	26.00	1,000						
〃	〃 〃	〃	26.00	700						
〃	〃 〃	〃(基隆送り)	29.00	1,260						
〃	〃 〃	西本願寺へ寄贈(林組太郎氏斡旋)		8						
TALTHYBIUS	12 30	日本水産	25.00	4,999	〃	26.00	1,500			
氷川丸(1935)	1 3	〃	25.00	1,535						
ノールウエイ丸	1 14	〃	25.00	5,000						
TYNDAREUS	2 1				〃(神戸陸揚に変更)	23.25	5,000	〃	23.25	1,500
〃	〃 〃				〃	23.25	4,500			
P. JACKSON	2 2				〃 一括取引契約	23.25	1,500	〃	24.25	240
ANGLO-AFRICAN	2 2				〃	23.25	500			
〃	〃 〃				〃	23.25	1,500			
〃	〃 〃				〃	23.25	1,450			
〃	〃 〃				〃	23.25	1,550			
平安丸	2 14	〃 一括取引契約	25.00	2,513						
P. McKINLEY	2 16							〃	24.25	950
IXION	2 17	〃	25.00	306	〃	23.25	2,750	〃	23.25	750
〃	〃 〃							〃	20.00	150
白鹿丸	〃 26	〃	25.00	2,984						
P. GRANT	3 2							〃	23.50	60
フロリダ丸	3 4	〃	25.00	964						
P. JACKSON	3 30							〃	21.50	50
P. McKINLEY	4 13							〃	21.50	50
氷川丸		〃(追加)	19.00	1,194	〃(追加)	20.50	664			
		合計(日本)		43,870	合計(上海)		27,468	合計(香港)		15,09

(注)棉事件後の報告書は、綿布同盟による協議の便宜上、各港の価額を取扱い品目ごとに一定の標準に引き直したものであって、必ずしも実際の日々の成約に適応するものではない。94頁の一覧表の契約価額、金許輸出商別(但し輸入商は期落)等が判明しないのはこのためである。95.96.および97頁は比較を容易にするため、同の報告書を基礎として作成したものである旨が記されている。)

Source: Nikkei National Museum, 2010-43-1-1-99
www.nikkeimuseum.org

△塩鰺(1934)ノ加州諸港並香港向水漬塩鯵積荷表 三輸移出商ノ分

船名	出帆日	B.C. SALT FISH SALES LTD. 諸港宛 港名	値段(仙)	箱数	VICTOR CREEDEN Co. LTD. 上海宛 値段(仙)	箱数	SHAFER-HAGGART, LTD. 香港宛 値段(仙)	箱数
IXION	11月14日				$33.00	1,500	$34.00	1,000
P. JEFFERSON	11 22						36.50	250
P. JACKSON	12 8						29.00	1,900
TANTALUS	12 9	福州	30.50	250	27.00	1,000		
〃	〃 〃	上海	27.00	1,000				
OLYMPIA	12 17	大沽口	28.00	500				
P. MCKINLEY	12 22						29.00	1,000
TALTHYBIUS	12 30				26.00	1,000		
TYNDAREUS(1935)	2 1						23.25	1,000
P. JACKSON	2 2						24.25	175
P. MCKINLEY	2 16	香港	24.25	950				
IXION	2 17	福州	24.25	250				
〃	〃 〃	香港	23.25	600				
〃	〃 〃	上海	21.00	1,500				
P. MCKINLEY	4 13	上海	20.50	2,817				
		合計(各港)		7,867	合計(上海)	3,500	合計(香港)	5,325

輸入港別受入箱数

日本	輸出商	箱数
	CSHE 神戸/基隆	24,367
	〃 神戸(日水)	19,495
	〃 本願寺宛寄贈	8
		43,870
		(42.54%)

上海	輸出商	箱数
	CSHE	27,468
	SALFI	5,317
	CREEDEN	3,500
		36,285
		(35.19%)

香港	輸出商	箱数
	CSHE	15,096
	SHAFER	5,325
	SALFI	1,550
		21,971
		(21.30%)

OUT-PORT	輸出商	箱数
福州	SALFI	500
大沽口	〃	500
		1,000
		(.97%)

輸出商別取扱箱数

CSHE	86,434	(83.82%)
B.C. SALT FISH SALES LTD.,	7,867	(7.63%)
SHAFER-HAGGART, LTD.,	5,325	(5.16%)
VICTOR J. CREEDEN Co. LTD.	3,500	(3.39%)
合計	103,126	
TALTHYBIUS積予定嘉祥商会ノ儘船外ニ墜落	1	
合計総産出量	103,127	(20,625俵)

Source: Nikkei National Museum, 2010-43-1-1-100
www.nikkeimuseum.org

塩鮭出荷一覧表（1934年度）

荷主 →

船名	出帆日	積荷総数（箱）	BIRKS, (RANFORD, LTD.	DONALD BAIN. LTD.	M. 古屋商店	ハウサウンド漁業会社	小島橋太郎	T. 松山商会	中村長助	リバー、フィッシ会社	雑本国松	高橋儀兵衛	S. 田村商会	田中元吉商店	S. 田中商会	吉田慎也
平安丸	10月27日	2,313			114	250		1,151	115	100				117	289	177
北満丸	11/2	3,353				750	276	1,601	156	160		41		153		216
IXION	11/14	1,225			450										775	
広隆丸	11/15	100								100						
氷川丸	11/17	4,130			383	393		990	352	300	604	50		163	500	395
日洋丸	11/19	4,663	496		240			2,151	100	270	500	167		279		460
宇洋丸	12/1	2,714			125		324	350	136	500	300	327	284	67		301
日救丸		2,949		426		271		963	124	339	107	192		118		409
TANTALUS	12/9	299						299								
オレゴン丸	12/21	148				102						30		16		
平安丸	12/22	33										6				27
	総計	21,927	496	426	1,312	1,766	600	7,505	983	1,769	1,511	813	284	913	1,564	1,985
		(100%)	2.26%	1.94%	5.98%	8.06%	2.74%	34.23%	4.48%	8.07%	6.89%	3.71%	1.30%	4.16%	7.13%	9.05%

塩鮭出荷一覧表（一九三四年度）（左方から見てください。）

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-101
www.nikkeimuseum.org

△日、加間の貿易問題

一九三〇年、カナダ政府は日本製品に対する一般税率引き上げを行つたため、日本品の対加輸出は逐次困難となりつつあつたが、一九三二年に至り、もともと日本品に対する法定価格は特に高く決定されていたにも拘わらず、カナダは国際産業保護を理由として、ダンピング税（DUMPING DUTY）賦課を決定した。この税率法に依ると平価を百円＝四九弗八五仙と視なし、現実相場は百円＝二九弗である故、平価と現実相場の差額（即ち四九弗八五仙と二九弗の差額）二〇弗八五仙を（ママ）ダンピング税として一般輸入税の上に付加して徴収したのであると聞く。

カナダのダンピング税法に依ると、カナダ貨に換算して平価が五％以上下落した貨幣を有する国よりの輸入品に適用することになつているので、当時これの対象となる国は約二十ケ国に及んでいたらしいが、実施せられたのは日本の他、五ケ国丈けであつたとのことである。これ以外に日本側の苦情に依ると、カナダは日本品に対する法定価格を特に高く決定し、これと現実価格との差額を特別税（SPECIAL TAX）として従来より徴収していたとのことである。仍つて日本の対加輸出は一九三〇年以来漸減の途上にあつたが、このダンピング税の賦課に依り激減の状態に陥つたので、じ来日本はこの障碍の緩和方を交渉中であつたと伝えられている。

一九三四年十二月初旬、カナダの要請に基づき日本は具体的要望案を提出し、これに、カナダの国内産業保護に支障を来たす惧れのある日本商品につては適当な措置を採るに吝かでないと付加した趣きであつたが、その後日、加間の交渉は一向進展しているとは見えなかつた。（三月二十一日、ドルトン高員長が収法の際本府にもらした「日加貿易問題」である。92頁末行、93頁1-2行目参照）

永和上海宛一括取引の一部、神戸陸揚げ変更に依る日本食料工業（日水）の損害賠償金三五、〇〇〇円（為替相場を仮りに百円＝三〇弗として一、二六七弗程度）（注、91頁6-10行目参照）の件は未解決のままであるが、これは明確な永和の責任であるし、殊にその後、日水は追加量三〇〇包近くを購買しており加たので、悪感情は格別持つているようにも見えず、CSHEの株主全員はとところが、近来日加間の貿易問題打開の交渉が行き悩み状態であると聞き、若しこれが悪化を重ねた場合は日系塩鮭業者の最確実な市場と見られている区域が輸入禁止となる危倶があるので、CSHEの一部老ボス連早速領事館に陳情するよう〆布望し、松山、大出及び本府にこれを依頼して

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-102
www.nikkeimuseum.org

のである。三名はCSHE総会の依頼ではない故、一應領事に經過を聞く程度に止めることに決した。

五月十四日、三名は石井康領事を訪れ、貿易問題、打開交渉の動向を尋ねた処、「カナダ側は非常に強硬で貿易業者の中できえ、一部のものは日本がカナダから求めるものは大部分原料品であるから、木材、パルプとか屑鉄の輸出に輸出稅を課して対抗せよ、とまで建議するものもあると聞き、仲なか容易に打開策が講ぜられるとは見え故。その為めか、ポート・アリス友愛会は会員の就職口喪失をおそれ、加奈陀日本人会を通じて、日本の態度緩和を願うよう陳情すると聞いている。」との話であった。

木村は「老ボス連は陳情を希望しているが、日系で漁業に携わるものは全部帰化人であって、他の産業家や就働者とは立場が異っておるので、今、直接日本に陳情することは見合したい。しかし、塩鮭業者にとっては最重要な日本市場であるから、そこで輸入禁止されては大打撃である。今期は塩魚に対する市場管理で相当苦労したが、幸い担当局に於ては今まで日系が謝絶されていたのは間違っていたことを立証したので、差しあたりカナダ側で打開策に最善を尽すべきであると考えられる。ついては松山氏に頼んで、CMAのドルトン氏を始め加日意識をもつ白人商業家達の招宴を催し、これを領事紹介の機とされれば、近くともBC州内で対日強硬態度を主張するものは軟化できるであろうし、CMAの西部カナダ(マニトバ州以西)幹事長ドルトンは保守系であり、現政府やこれに連繋する要人達に好感をもたれているから、若し利用できれば、案外オタワで好結果が得られるかも知れぬ。」と述べた。(注、松山氏は先年持加日領事を帶いた上海駐在加奈陀通商官が休暇中帰加したので、彼を主賓として招待した。早速その場で招待客の選出方を詮議した結果、三名は領事館を辞した。木村は老ボス連に、領事と種々懇談の上一と先ず、カナダ国内での対策計画を決した旨を話し、彼等の賛意を得た。

五月も二十日を過ぎたがドルトン氏はまだオタワに滞在中で帰晒の日程は不明であった。ところが日本の或る塩魚商から「内地政府は外国為替管理法をしく模様、早速対策せねば来期輸入は不可能となろう。」という情報がCSHEに

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-103
www.nikkeimuseum.org

入った。その為め臨時総会を催し、大出、木村、三名を代表者として、日本に派遣する決議が通過した。木村は「日本政府が為替管理を断行するとすれば、それは単にカナダ丈けを対象とするものではなく、対加交渉の動向を窺っている他の国々にも等しく制禁と思われるので、既定通りカナダ国内の運動達成を先決要として、その結果を見た後、必要ならば代表者を日本に派遣されては如何？」と話したが、松山氏はドルトンの日程次第で、いつでも招喚を応ずる用意はできているから、これには懸念せず翌一日も早く訪日を決行して貰らいたいと云われ、木村はついにこれを受諾した。

CSHE代表団を日本に派遣

大出、木村の両名は五月二十五日出航の平安丸に乗船手続きをすませ、旅行免状を入手するいまもないので、移民局の出国証明書を得、また木村は日本で必要と思われる参考書類をかき集めた。大出氏は十九年振りの訪日の由であったが、木村は一九二一年に渡加し、訪日の経験はないのである。それに加えて、数年前カナダ視察団員として来訪した東京の塩鮭取扱商会名と単独訪加された神戸の塩鮭商、佐野清忠、竹国勝二の二氏、東京の日水関係の三名及び三菱商事の一名に面識がある丈けで、一九二〇年以来上記十二名の人びと以外は総べて通信のみを頼りで取引きに当ったのである。往ってこの訪日が初対面となる人も多く、これら取引き先きや紹介された人びとに対する印し丈けの手土産を、求めるにも手が廻らず桜野真男、杉山岩吉、喜多龍太郎諸氏をわずらわしたのであった。勿論これら手土産以外に托送品の依頼も多数あったので、荷造りもまた大きな仕事で他人の手を借りたが、横浜での通関申告書作成の都合上、箱詰めに立ち合い各箱ごとに一いち表を作成したのである。

見送りの人達は口ぐちに船旅はユックリできるとよってくれたが、さて、船上の人となった大出、木村の両名は、寛ぐどころか、ああもせねばならぬ、こうもせねばなるまいと連日頭を悩まして恩恵にくれた。その間、木村よりカバンから色々な参考書類を取り出し、且つて作成していたパンフレット、

一、日系塩鮭及び塩鮭業者と市場管理法　（一九三四年、九月）
二、枢密院令（オタワ）（注、即ち市場管理法文）　（一九三四年十月二十日）
三、塩鮭に適用された市場管理法　（一九三五年五月）

を大出氏に示し、必要な更正方を相談した。大出氏は「市場管理法と日系を産業に対する理解を深めるためには、枢密院令を除く以外の二冊は宣伝に用いるものであり、日系婦化人などとよっても、それらの立場に対する認識を有しない日本の人達にはピンとこない。彼等にとっては婦化人も依然として本邦人として

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-104
www.nikkeimuseum.org

宮らないのであるから、邦人と改める必要がある。また彼等の理解と同情を深めるためには多少誇示せねば効果的でない。従って効果本位をめざし更正と言いたい。」と注意されたので、オ村はこれをいれて更正にかかつた。そのうちに百八十度子午線（INTERNATIONAL DATE LINE）を通過して間もなく、各方面から「ご両名のご帰朝を祝わう。」とか「ご両名の誕日を歓迎します。」という意味の電信を三〇余通も入手し二人を驚かした。無線局長は「まるで人気役者にご乗船いただいたように楽しいです。」とニコやかであつた。局長の話では子午線以東の無電は全部日本地と同様な取り扱いであり、ある種の発電は航行船の子午線通過まで、地で留めおき扱いの方法がとれるとのことで、成る程と頷かされた。

六月六日午後、「李船は明日早朝横浜入港」と予告があつたので、オ村は直ぐに手荷物や托送品一切の通関申告書作成にかかつた。何分にも沢山の荷物で、（注、野船会社の好意で超過荷物の運賃は不要であつた。）バゲージ・ルーム以外に箱詰めのものはハッチ内、溥塩スプリング鮭（日本では鱒のスケとよぶ）は司厨長に頼み冷蔵倉庫に入れて貰らつた始末であつたが、これら全部を数枚の申告書に品種別とし、丹念に列記後、一応見積り金額の記入を要するのであつて、合計金額は一、二〇〇弗を超過した。いよいよ入港、繋船され、多数の出迎人に挨拶もそこそこに済ませ、オ村は税関に赴いた。申告書を手にして驚いた税関吏と職業、出国日と滞加期間を尋ねた上、約二十五許目の帰国を確めた後、入念な申告書に基づて個人の所有物は酒と煙草以外は総べて免税とし、托送品に対しては寛大な課税をすると云い渡され、安堵の胸をなでおろしたのであつた。

両名の荷物は鮭孝屋旅館に後刻、東京日本橋の塩干魚問屋、塚田商店まで届けるよう頼みおき、出迎えて貰らつた太田琴太郎氏と塚田商店の代表者、佐田章三氏と共に鎌倉で入院中の向井政太郎氏を見舞つた。その後東京に赴き日本橋の塩魚問屋区域（その当時塩魚問的に店舗を構えていた問屋は後に築地魚市場区域に移転した。）近くのヤシマホテル（日本橋と江戸橋通りの交叉点）大出氏は日本間、オ村は洋間と定め、投宿することにした。両名は夕景から東京塩干魚取扱商組合主催の歓迎会（於、「吉兆」）に出席し、久し振りに寛いで談笑し、明日を約して早めに閉会して貰らつた。

東京塩鮭組合主催座談会

六月八日、午前十時より市内東洋軒の会議室に於て東京塩鮭組合主催の座談会があり、両代表者はこれに出席した。日本橋の問屋連以外に新潟市から飯山三治氏、田村商会東京支店長、細所昇氏と三井物産食料品部の

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-105
www.nikkeimuseum.org

金子氏も参加した。木村は枢密院令（オタワ）及びBC州地方局の運営につき約三時間に亘り詳細に説明した。昼食後、質疑応答に移り、日加間貿易問題の動向とその結果等を協議した後、米鮭組合は日本政府に陳情する必要が生じた場合に備え、代表者として、塚田商店の塚田章三、敷山商店の久保田貞吉両氏を選出して、座談会は散会された。

▲代表者「要人」と会談の概要

六月十日、大出、木村両名は既約通り午後一時に要人を訪れた。（注、この人は当時一要路に立っていたのであるが、紹介者との確約を守り絶対匿名とし、単に「要人」とよぶ。）直ぐ私室に案内され、簡単な挨拶をかわした後、要人はこの建築物は相当古い木造であるため地震に備え、上着を脱ぐようにと勧めてくれた。成る程要人は白麻の服、白シャツにボウ、タイの夏衣装であり、両名はグレイ、毛織背広で会合りに チョッキまで着ていたのである。しかし、初対面故遠慮した処、ボーイに扇風機をかけさせてくれた。この思いやりに過度の緊張からやや開放された木村はメモを取り出し、

一、塩鮭に対しカナダでは市場管理法が実施されていること、並に簡単な塩鮭の沿革、

二、管理実施の結果、塩鮭生産制当の問題や白系の東洋市場に関する知識のヨトさのため苦労をしたが、地方局の運営に参加し、従来日系が不当な誹謗を受けていたことが明かになったこと、

三、近年の塩鮭生産量とその金額、及び帰化人として得た企業権益維持につとめていること、

四、日加間貿易問題打開の交渉は遅展を見ず、万一悪化して、日本が外国為替管理を断行し、若し為替許可が無になれば、いきおい日系生産業者にとって最重要な市場は出荷不能となること。つまり、カナダの市場管理法と日本の為替管理法のバサミとなること。

五、カナダ国民、殊にBC州に於ては排日宣伝が熾烈なため、日系人の就職窓口は狭く、冬期間の就働先きとしての塩鮭産業は誰もやに大切なものである。但し短期間この産業がなくなっても日系人には相互援助の精神がある故、餓死すると云う言は決して云わないこと。

などを約四十五分程度で簡潔に話した。うなづきながら聞いていた要人は、塩鮭の生産量とその金額を復唱し、注ぎ言はそれないと聞き安心したと述べた上、時計をならし、ボーイに大切な電話であるから中絶しないよう念を付けて、順序正

く呼び出して貰いたいと云いつけた。順序は

一、重光葵外務次官。二、赤福三郎通商局長。三、松島鹿夫通商第一課長、であった。

木村が汗を流しながら四十五分に亘つて話した点を、要人は要領よく五分間程度に短縮して、各おの面会の打ち合せをしてくれたのである。しかも要人は外務次官には「さん」づけで呼んだが、他の人達とは「君」と話していたので、木村はこの要人を得たことが実にうれしかつた。

打ち合せをすませた要人は両名に向い、「明日午前十時に先ず外務次官に面会し、その後、順序通り他の二人に面会されたら宜敷い。またこれは極秘だが、通商局長は対加交渉がはかどらないため、ここのところ非常に感情を尖がらしているらしいから、この点を含み注き言は絶対云わないこと、場合に依つては逆手を用いれば効果的であるかも知れない。それから、河相達夫情報部長は親心意であろうから挨拶に行き、頼んで外務省の門鑑をもらえば、後、好都合と思う。」とおだやかに述べ、注意も与えてくれた。

そして、「若しも外国為替管理法が実施された場合は、輸入者側がその許可申請に当るであろうが、その際従来の取引き先でないものが許可を受ければ、よんどころなくこれに送荷せねばならぬハメに陥いる訳である。これについて対策を考えているかも知れない。」と要人は言われたので、木村は「CSHE設立に際して各自の持株数が生産量割当の比例になるよう組み立ててあるし、塩鮭は売約済のため問題はない訳ですが、塩鮭は委託販売制によるため、これについては今後業の作成が必要になると思います。これに対してはまだ構想の域しか出ていないのですが、仮令ば東京側に於ては最近五ケ年間の輸入量に準じ七五%、それ以前の十ケ年間の量に二五%と仮定して輸入割当比例数を算定し、カナダ側でも同様な方法で生産割当比例数を決定し、大体彼我の数量が合致、乃至は幾分かの折衝に依つて合致できれば、合理的な統制案が成立するであろうと思います。この私案の一部について昨日塩鮭商組合主催の座談会席上で質疑応答の際、将来塩鮭に対しても管理局は生産割当制をしくであろうことと、その際過去何ケ年の実績に基づき何%、それ以前の実績に何%と比例を定め、総産額決定後、各自の比例数字を基準に生産割当が決定されると思う旨を話しておきましたから、東京の組合側から何等かの動きがあるものと期待しています。」と述べた。要人は「貿易局に統制課がある」これは勿論本邦の輸出入行政にあたるものだが、若し塩魚の輸入統制が施行される場合には、多分この課がそれを司どることになろうと思われるから、腹案ができたら知らせて貰らえば課長に紹介しよう。何かと後援してくれると思う。」と云われたので、これを了承して礼を述べ両代表は帰途についた。

帰途車中で大出氏曰く、「なあんと驚いた頭脳の持ち主だなあ！ ああいう人はこれからどれ丈け偉くなるのだろう？」と驚嘆した。木村は「本統に良い人を得て良かった。汗を

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-107
www.nikkeimuseum.org

流しながら話したが、あなたは一向助け船を出してくれず、緊張して一時は息がはずみ困ったがうなづきながら聞いてくれる要人の顔色を見て、漸く安堵にもどって、続けていった始末でした。」と話したところ、大出氏は「ツマラないチョッカイを出してあなたの腰を折っては大変と思い、ハマグリをきめ込んだ。」と云い大笑したので、木村もこれに釣られた。

△CSHE代表者外務省訪問

六月十日午前九時四十五分代表者等は外務省に到着、川衛に来意を伝えると、川衛は省内に電話し、程なく岩永啓氏が出迎えてくれた。(注、旧暁香坡駐在副領事、その後在オタワ公使館の書記官を経て、本省詰めとなった岩永氏には、昨朝面会して省内の空気打診を依頼していたのである。)岩永氏の話では、昨日午後外務次官からカナダの日系漁業者の代表が来訪するが、省内は不案内であろうから万事宜敷にあたるようにとの訓令を受けたが、遠慮なく参りませうと、直ぐに外務次官の室へ連行してもらった。次官は実に温厚な英国紳士風に見受けられた。挨拶をすましてから、次官は「カナダで帰化として企業権益維持に腐心しておられるあなたがたに、今回はまた日加間の貿易問題でご心配をかけて、誠に気の毒に思っている。が、貿易問題の打開には全力を尽しておるので、遠からず吉報が得られるものと期待している。通商局長とは屢々相談して、あなたがたのご心配をなるべく軽減し、権益維持に遺憾なくして貰いたいと語り合っている訳です。これから局長に面会されて、事情を詳しく話して貰いませう。ご承知かも知れないが、局長は直情家である為め、折りにはご心配をかけるような語調を用いるかも知れぬが、それは決して局長の本統の意志ではないことをお含みになって、充分詳報してください。」と誠に懇切に話された。

それから岩永氏に案内されて、通商局長を訪れた処、局長は「色いろ心配をかけて気の毒に思っているが、現地から種々報告を得て充分承知しており、日系漁業者を決して悪い立場にはおとし入れない積りです。」と簡単にあしらわれる模様であったここが要人の云った逆手を用いる処と気ないた木村は「私どもは、ご同情を得るため銃死しますなどと泣き言を述べに来たものではありません。銃死は致しませんが、万の場合には銃死の覚悟は持っております。」と云った。これを聞いて局長は、「これは近来にない誠に嬉しいお話しだ。どうぞかけてユックリ話して貰らおう。何いましょう。」と云ってくれたので、両代表と岩永氏も着席し、木村は又もや昨日要人に話したように四十五分程詳報した後、「日、加間貿易問題の解決如何に依っては、一時日本向け塩鮭鱒が杜絶することも止むを得ないと覚悟しています。その半面、問題が解決された暁は、我われが犠牲を払った点を認め、これを補なってくださ

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-108
www.nikkeimuseum.org

ようお願い致します。」とつけ加えた。これを聞いた司長は先ず礼を云ってから「実は先日ポート、アリスから白人の支配人が来て、パルプの対日輸出が杜絶すれば短繰せねばならず、そうすればいきおい日本人就働者を解雇することになると甚だ苦しい話をしたが、君等はこの運動に関連はあるまい。」と司長が尋ねたので、木村は「否」と答えた。司長は続いて、「工業クラブにでかけたり、新聞記者と会見したことはありますか？」と尋ぬ、木村は、「一切用事はありません。」と答えた。司長は、認めないので、クラブに赴いたり、記者と会見したことはありません。」と答えた。司長が是非ともわねばならぬが、貿易問題の打開策として近き将来通商擁護法発動を画策している。この法令を施行すれば打開の目どがついたので、君等には心配をかけないで済むと思う。」と打ち開けて話してもらったので、木村は、「絶対他言は致しません。」と約束し、司長に厚く礼を述べて、一同は退出した。

昼食時間は過ぎたので、岩永氏は、「先ず海軍中将の外務省弁当でも食べた後、他の人々と面会しませう。」と云い、竹長者を私室に招かれた。そして給仕に三人前を注文された。間もなく給仕が持って来た「海軍時弁当」は親子丼ぶり、沢わん少しと番茶であった。聞けば通商局だけでなく、外務省全員が昼食時であっても、各自のデスクを離れない故親になっているとのことであった。食事中、岩永氏は「私の海軍省時代の同僚、小林躋造がある時、あなたがたと同船したと聞きました。」と話されたので、木村は「奇縁ですね。小林中将さんとは数回話しもし、サヨナラ、パーティで同席して、余程酒剛のように承りましたが、あなたのことを全然聞かなかったので、つい失礼しました。今日はごちそうになりましたから、この次はお国の折り四人で夕食に参りませう。」と誘をつた。（註、岩永氏は海軍省に勤務中、外交官試験を受け外務省に転籍された。小林躋造大将氏は海軍省曝託として米国に勤務後、帰朝された。）

昼食後、松島鹿夫通商第一課長に面会し、木村はやや簡単に報告した後、上海向一括取引う荷物を神戸陸揚げに変更され迷惑している、と話した処、そのような不徳義な商人が上海にいることは、岩松虎雄第三課長に伝えて貰いたいと云われ、松氏を訪れ、永和上海向け一括取引きと、それに含まれた永豊洋行宛のものを、永豊計画的に神戸陸揚げに変更したと見られる点を詳報した。その後土田豊第二課長原製麺（ママ）第二課事務官、塩崎観三アメリカ局第一課長、福岡豊吉アメリカ局第三課長を歴訪、挨拶した。午後四時になったので、河相情報部長には改めて挨拶することにして、岩永氏に礼を述べ、両代表は外務省を辞した。両代表者は「要人」の訪問を終えて、今のところ誰にも話せないから、通商局長からよい贈りものを貰うことを喜び合った。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-109
www.nikkeimuseum.org

△カナダ公使館訪問

六月十二日午後二時、木村はカナダ公使館を訪れた。通訳吉村氏が来意を問うたので、BC塩魚同委員の名刺を差し出し、公使に挨拶したい旨を述べると、通訳の用はないであろうから、業務だけを勤めようと云い、直ぐにマーラー公使(HON. HERBERT MARLER)の私室に誘われた。公使に挨拶し、市場管理法に対する理解を塩魚輸出杜絶懸念に陥いるうれいがあり、心痛している旨を話した。商務官はその問題はカナダ側に於ても非常に重視されている故、打開の途はあろう、と述べた。

そして、支那向け旅券の有無を尋ね、若し支那旅行が必要な場合は、公使館でその旅行許可の手続きを採ることを約束してくれたので、木村は礼を述べ退出した。

渡日訪室前に松山氏と会てたBC輸出商側の態度緩和策の成り行きについては、まだ通報はなく、しかもこの件を秘書官には言わないようにすがもないので、木村はいつその成功をいつに切望するばかりであった。

△代表者塩鮭取扱業者一般と会見。

六月十三日午前十一時より日本橋中央亭会議室に於て、大出、木村は一般塩鮭取扱商と会見した。これに参加した業者は、内田章三(塚田商店)久保田貞吉、及び武田栄三(叔山商店)大川新蔵(大川商店)飯山三治(飯山商店)小林三郎(小林商店)川合豊二(森卵商店)和田清五郎(北海道商会)西川亀吉(近政商店)桜井虎雄(古屋商店横浜支店)高橋千里(日本水産会社)天野愛(東京海産物会社)金子(三井物産)納所昇(田村商会東京支店)大原源一郎(近源商店)池内和矢(三共商事会社)及び黒川卯之助(合同運送)であった。

先ず代表者を囲み記念撮影後昼食をとつてから協議に移った。

質疑応答後、カナダ側が管理法に基づく塩鮭の生産割当制を採る可能性があることを予期し、同時に日本が為替管理を断行した場合は輸入許可額申請上、各業者の輸入割当決定の必要も予想されるので、これらに順応する統制案を作成することになり、その起草委員として左の七氏を選出して散会した。

久保田、内田、大川、小林、川合、高橋、及び桜井。

(注、この起草委員会が一部取扱業者の不当な主張に面し、難航しているとの情報を聞き、CSHE代表者は何とか手を打たねばならぬと決心した。)

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-110
www.nikkeimuseum.org

△CSHE代表者、再度外務省に出頭

六月十七日午後両代表者は再び外務省に行き、河相情報部長に挨拶後、松島通商局次長に面会し、一部塩鮭取扱業者の事態認識不足に依り、統制案起草委員会が難航を重ねている模様を訴えた。課長と草案完成後が好都合と思えるが、行き悩み状態なら止むを得ないから、私案なりを作って、一応商工省貿易局、菱沼統制課長に私案を示し、それに認可を得れば必ず後援を頼むことができると話してくれた。その事なら既に"某人"から聞いているとは云えず、課長の好意をうけ、面会時間の打ち合せをして貰い、明日午後二時統制課長を訪ずれることにして帰途についた。

△CSHE代表者、商工省訪問

六月十八日午後一時四十五分両代表者は商工省に到着、受付に午後二時、菱沼統制課長を訪ねることになっているとつげた。受付はこの廊下を進み、次の廊下で左に廻り暫く進んでから室の名札を見て行けば"課長の私室がある"と指さしながら教えてくれたので、歩いているうちに、ふと局員らしい人と行き違った。一と目で外来者と解る風采なので、その人は、「北米からですか?」と尋ね、小村は「カナダの晩香波市から参りました。」と答えたら、「それは珍らしい。私は工務局長、岸信介です。私の同級生石井康は晩香波駐在の領事として最近赴任しましたが、ご存じですか?」と聞かれ、今度は大出氏が「奇遇ですね、石井さんにはいつもお世話になっており、時どきゴルフのお相手もしています。」と述べると、「ご用事が済んでから、どうぞ立ち寄って石井の話を聞かしてください。」と云われたので、二人はこれを受諾してから菱沼課長を訪ねた。

挨拶後、小村はカナダでは市場管理法が実施されていて、

一、既に塩鮭には生産割当制度が実行されていること。

二、塩鮭は委託販売によるので、従来は製造鑑札さえあれば生産量は制限されていなかったが、管理局では統制強化を画策中であり、将来は生産割当制度に移行する悩み状態にあること。を縷述した。

それから小村は塩鮭とは相違するが、塩鮭に対する市場管理法が実施される以前に備えるよう、一般の案会を催し、輸入統制案起草委員を選び草案の討議をとげているが、取扱業者中一部の事態認識不足に依り、草案起草委員会の進展が行き悩み状態にあること。を縷述した。

日系塩鮭業者は既に統制生産と販売を実行していた。CSHEは日系業者と全部の販売機関であり、品質不良に依る損害以外は共同計算に基き精算

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-111
www.nikkeimuseum.org

している。この機関創立の際、各自の持ち株が生産割当比例数に相当するよう仕組まれている。そして、この比例数を算出するには過去数十年の産出量実績に五割、(但しこれを更らに最近五年の実績、それ以前十年間の実績、及び、またその以前二十年間の実績と三区別し、近年の実績ほど重視して五割に計上されている。)それから各場の生産容積量に対し三割と、投資額に準じ二割を見て算定したのである。(これは細部の相違は軽視したもの。)出荷割当は積取り期日二日前の各自出荷可能な数量を累計し、総出荷量の比例で決定することになっている。

塩鮭は全部販売契約に依って輸出されるもので、委託販売制度に基づく塩鮭取引さほど複雑ではないとも見られる。と述べて、また話を塩鮭に戻し、北洲側塩鮭取扱業者の蓑をいらいて貰いたいと頼んだ。

課長はCSHEの統制案を合理的であると称讃し、塩鮭統制の時宜を得ていることを認め、若し塩鮭生産者側に統制草案があれば、それを示して貰いたいとのことであるので、木村は私案に過ぎないことを先ず明らかにしておき、輸入商側の

一、過去五ケ年の輸入実績に依り七五%、

二、それ以前の十年間の実績に対して二五%の比例を以って輸入割当を決定すれば大体公平なものと思う。カナダ側でも同様なパーセンテージを用いて、生産割当比例数を決定すれば、彼我の数が合致、乃至は幾分かの折衝によって、合致させる。合致させねば従来の彼我各取引線に交叉を生じ不合理に陥るかも知れぬ、と述べた。

課長は大体合理的と思う故、何にかと後援に勉めよう。ついては主任貿易官長にも話して貰らいたいが、局長は不在だから本郷事務官に伝えておくように、と云いボーイに案内させた。代表者は事務官に面会し、木村はまた統制課長に話した要点を繰り返し貿易局長に伝言かたを頼み、代表者らは事務官の私室を辞した。

それから両代表者は岸工務局長を訪れた。大出氏は給仕ボーイに、局長に挨拶したいが、遅くなったので後日改めて来てもよいから、一応局長のご都合を聞いて貰らいたいと告げると、ボーイは局長は予期して、お待ちですと云い、直ぐに案内した。「ヤア先き程は失礼!ご無理を云いまして…」と局長は意外に愛想がよい。(注、岸氏は当時日本の「三今」の一人として知られていた。日本産業株式会社を設立し、その傘下に日産自動車、日本水産、日本食料工業、日本漁網船具、其の他多数の傍系会社に関連した鮎川義介氏と、失名したが陸軍の将官で、ヤハリ姓名の終りに「今」のつく人をいれて「三今」と呼称されていた。第二世界大戦後、戦犯になりはすまいかと見られた岸氏が、吉田茂首相のあとを継いだのは驚くべきことである。)

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-112
www.nikkeimuseum.org

代表者等がお茶をよばれているうちに、「石井はどうしていますか？」彼は温厚すぎるように見えるが、アレで各方面に仲なかよく勤めるので、(外務)省内のウケはいいです。なんとかうまくやるように祈っています。」と局長はいい、また言葉をついで、「ゴルフを楽しむ様はありそうですか？少しは上達したかな？」と矢つぎ早やであった。大出氏は、「私の友人で相当にやれるのが二、三いまして、これらを呼合して時おり石井さんのお相手をしています。石井さんの腕はほぼ私と同様マア、マアとう処ですが、非常に慎重ですから今に追い越されるのでは、と心配させられています。私等の渡日直前から日、加間の貿易問題と取り組まれて、相当ご多忙と思います。この話は木村君にして笑いませう。」とバトンを廻わした。木村は、「石井さんは私等が渡日する前から日、加間、貿易問題の打開に尽力されていましたが、何分にもBC州内の白系輸出業者間でさえ一部の七のは日本がカナダから求めるものの大部分は原料品であるから、これら輸出品に対し輸出税を課し、日本の態度軟化を計れと建議する有り様で、石井さんはこれに頭を悩ましていた模様でした。その頃私等も貿易問題が若し悪化すれば、塩鮭に最確実な日本市場を失なう危惧があるため、石井さんを訪れ問題打開策の動向を伺いました処、前に述べたようにBC州内に於てさえも強硬論者があるため交渉行き悩み状態であることを聞いたのです。私等はカナダの漁業に対する市場管理法実施が決定されるまえに、オタワで対策した経緯、日系塩鮭業者の販売機関、(CSHE)で二名の地方局委員を指名する権利を征服院令に依って得たのであります。このほか征服院令に依ってカナダ製造業者組合(CMA)が委員(長)を、CMAの魚油、魚肥及び塩魚部が二名の委員を選出して、以上五名をもって地方局を構成するのであります。一九三四、三五年度期には松山豊蔵氏と私が局員になり、地方局の審議、決定に参与しましたが、管理法実施初年のことではあるし、数的には日系が危険な立場にありましたので、相当苦労させられましたが、殴だ人と東洋の市販事情にウトい白系委員の目を開かせ、日系の称える長所が判明してくるに従い、従来日系生産業者が不当な誹謗されていた点を認識させたのであります。石井さんからお話を聞いて、地方局委員長ドルトンは同時にCMA西部カナダ(マニトバ州以西)の幹事長であり、保守系としてオタワ政府に好感を持たれており、政府に連繋のある要人やCMA会員の信任も篤いし、このドルトンを始めBC州内の排日系、あるいは対日強硬態度を主張する貿易商等を松山氏主催で招き、新任石井領事の紹介パーティを催すことを思い立ったのであります。これを機会とすればBC州内の強硬論者をしずめることもでき、うまくいけば、オタワでも案外好結果が得られるかも知れません。と話した処、以前これに類似した宴会を催して成功した松山氏は大賛

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-113
www.nikkeimuseum.org

で石井さんをすすめ、石井さんの快諾を得ました。私等が晩餐後を出発した頃はドルトンはまだオタワ滞在中であったので、ドルトンが帰晩次第パーティを催す用意はできていましたが、未だ通報はありません。日、加貿易問題が打開されなければ両国にとって共に不幸なことと考え、気にかけている次第です。」と話した。

局長は、「それは石井のためによい企てをして貰いました。石井はきっと張りきってやり遂げるでせう。ところで、身勝手なことと丈けお聞きして失礼しましたが、あなたの使命のほうはうまく進捗していますか？」私にでることは知らせて貰らえば手助け致します。」とうってくれたので、木村はしとしと領事の紹介パーティを催すのは我われのためでもあるので企てたこと、それから統制課長に話した要点を述べた。大体後援して貰らえそうですが、若し必要の際は豆北局長のご助力を願います。」と依頼して代表者等は引き揚げた。帰途豆北局長のご助力を願います。」と依頼して代表者等は引き揚げた。帰途車中で大出氏は、「見るところ局長と石井領事は余程の仲よしらしいな。人間万事塞翁が馬とか云うが、今日は過剰にナーンといい人にめぐり会えたもんだナア。」と大喜びであった。

▲代表団神戸に向う。

代表者は東京に於て既に神戸の佐野清忠氏（神戸塩鮭販売組合幹事）、及び基隆の広田幸平氏（台湾水産販売株式会社社長）と面識、管理法の説明をしたが、神戸の塩鮭取扱商会等を網羅する席上で公式な会談を要するので、六月二十七日東京発、午後五時三十分神戸に到着した。佐野清忠、蔡炎（サイエン）（恰利公司社長）、永野郁四郎（上海、永和）、及び竹国勝二（竹国商店店主）諸氏の出迎えを受け、「いしむら」に於て非公式な歓迎会が催された。席上たまたま日水の神戸売一括取引が話題にのぼり、木村は六月二十一日、東京の日食冷蔵庫内に在る塩鮭の状態を調査し、日本の低温保管技術の進歩に驚嘆したこと、恐らく日食神戸倉庫内にも塩鮭が保管されているものと考察されること、従来カナダ側に於ては時おり問い鮭の処置を講じたこともあったが、この方法には相当高率を目却れ（SHRINKAGE）を生ずる弱点が伴なうので、問い鮭は最早や過去のものとなってしまったことを述べた。そして、これ丈け完全な保管設備手近かにある神戸組合が、何故もっと二五年という一括取引契約締結にふみ切れなかったかと、今では理解に苦しむと話した。これを聞いて竹国氏は額をピタリ！と叩き、「木村はん、それ云われるとつらい。あの時、実は台湾の広田はん損にはならんさかい買えーと云わはったんやが、先き行きが心配で買えなんだのですワ。ほしたら何んせ買い込め好きの○○がついてたので、素人の日水に

コロッ！と掬われてしもうて、散々広田はんに叱られました。」と漏らした。では素人の日水は定めし損害を蒙ったであろうと木村が尋ねたのに対し、「イーエネ！それが儲けましたワ。何んセあとをないそうて台湾は買い進むし、朝鮮も活気が出たしもんやサカイにナ。」と業界アッサリと自供してくれた。生産業者にとってはよいニュースだと木村は悦んだ。その夜代表者等は「高人宿」とかわれている「江戸ビル、ホテル」に投宿したが、翌朝は新築開店した「元町ホテル」に移転した。

△代表団、神戸塩鮭販売組合員との座談会。

六月二十八日午後、「音羽花檀」で座談会が催された。両代表以外の出席者は

佐野清忠、竹国勝二、則武貞吉及び若森太一（田村商会神戸支店）森猪吉（浜豊商店）福富巌（浦辺商店）蔡竹青（怡利公司）の七氏と他に

塩崎眞右郎（晩市、田中商会代理人）太田琴太郎（晩市）及び永野郁四郎（上海、永和洋行）の諸氏であった。

木村は市場管理令の和訳パンフレットを各取扱業者に配布し、順序をふんでこれの説明に当った。その後質疑応答に移り、特に地方局の運営について詳報した。座談会を終り、同所にて公式歓迎会が催された。佐野氏は神戸側を代表し歓迎の辞を述べられ、大出氏が謝意を表した。

六月二十九日には白石教市CSHE在長が来神し、永興洋行（永和一味取引の一部）の神戸陸揚が事件に依つて出じた損害賠償問題につき、滞神中の永野氏と交渉を開始した。そして翌三十日塩崎宅で白石、大出、太田、田中三吉、四氏は協議の上、交渉纏まるを晩市へ打電した。

七月一日、白石氏は東京に向い、二日永野氏は上海へ帰り、三日に大出氏は大阪の親戚訪問に赴いた。この間佐野氏の好意でカナダから持参の土産物を神戸組合員に配布を終え、各店訪問をし終えていた。

七月四日甚だ残り多き神戸なのだ、佐野、竹国両氏と共に木村は送別会し、その後、同日の夜行列車で木村は帰郷し、六日間を過ごし、十日の夜行で再度神戸を訪れた。連絡通り大出氏も来神し、また「元町ホテル」に投宿した。

△再度神戸組合員と懇談会。

七月十一日、午後一時より商工会議所の一室で、佐野、広田、竹国怡利、則武、森、福富、永野室（永和洋行神戸支店主任）の八氏に太田、大出、木村の三名が加わり、懇談会を催した。話題の中心は来期取引に関するものであって、これについて神戸側は可及的早期に具体案を作製し、晩市向けに提出することになった。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-115
www.nikkeimuseum.org

△神戸駐在カナダ商務官を訪問

七月十二日、木村は京町クレセント・ビルに商務官を訪ねた。通訳、佐野貞二郎氏案内をつげた処、主席グルー商務官は外出中であるが、次席マクレーン氏（MR. PAUL V. MC LANE, ASSISTANT TRADE COMMISSIONER）が勤務中と聞き、佐野氏に案内をして貰らつた。情報提供や通報旋に対する礼を述べ、管理法に対する徹底的な説明をするために訪日したことを話した。マクレーン氏は上海宛荷物一部の神戸陸揚げに言及し、上海に赴き将来に備える要があることを力説し、必要ならば上海行の旅行美発給を約されたが、この点既に東京の公使館でも了解のあることを話し、礼を述べて退出した。

△竹表団東京に戻る。

七月十四日、木村は大阪に滞留中の大出氏に連絡し神戸を出発した。車内で大出氏と出あい、同席して午後八時東京着ヤシマ、ホテルに投宿した。二階おもての洋間が空いているので一夜を七階で過ごすことにし、腰をおろしたとたんにエアユラー・と相当な強震に驚かされた。久保田氏来訪、対談後夕食をともにした。

七月十七日、基隆の広田氏が上京され、木村と会談した。太田氏は明朝水川丸で帰暁の予定なので、昼間ではあったが、広田氏の主催で数名が集り、「昔話久」に於て太田氏の送別会を催した。処が、同日夕景、東京米鮮組合主催の太田氏送別会が「其の筋」に於て開かれ、案内されるままこれにも参加した。主賓の他に内田、久保田、大川、飯山、小林、川合諸氏と内田頼三郎氏と木村が参集した。十八日午前木村は横浜に赴き太田氏を見送つた。その帰途見送人数名と聘珍楼で久々振りに中華料理の午餐に舌鼓をうつた。

△日本政府と通商擁護法発動。

七月二十日、都下の各新聞は一斉に通商擁護法発動を報じた。これによると今後一ケ年間カナダからの輸入品に対し現行輸入税の他に従価五〇%を賦課するもので、即日実施されるとのことであつた。愈いよ外交交渉は決裂の模様で、外務省としては今秋（多分十月十四日）挙行されるカナダの総選挙（オタワ政府が終了するまでは、交渉再開はせず、静観態度をとるものと見られると報ぜられた。

七月二十一日の紙上にはカナダ側も日本の通商擁護法発動に対し報復関税法第七条に基づき通常各税の他に従価三三・三分の一の付加税を徴収するらしいと報じていた。

七月二十四日にはカナダ政府は日本品に対し、八月五日以後は従価三三・三分の

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-116
www.nikkeimuseum.org

の付加税を課すことを恐いよ公布したと報道したが、越えて二十五日には「カナダやや譲歩す」と見出しをかかげ、「法定為替価格四九弗六五仙を四一弗に低下する意思があることをオタワ駐在加藤公使に提議した。しかしながらこの提案は依然として現実為替相場二九・八分の三弗と四一弗の差、即ち一一弗余をダンプ税として賦課され、且つこの評算価格を基準として各種の従価税が課せられることに変りはないため、日本政府はあくまでも現実為替相場に依る課税を要求する方針であると聞く。」と報じていた。

△外務省に岩永書記官を訪問。

七月二十五日午前十時木村は岩永氏と会談のため外務省に赴いた。岩永氏は「先日は有難う。（注、六月十一日の約束通り、七月二十一日に出氏と木村は岩永、小木曽両氏を招き、中洲の「中村」にて夕食を共にしたのである。）過般擁護法の発動で御配なことは承知していましたが、小木曽もいたし、ああ云う場所ではお話しもできないので、お話しは見合せた訳です。」と前おきをして、過般擁護法発動以後数日のうちに、カナダ側が幾分譲歩して、日本と交渉再開の機運醸成につとめている模様であること、またオタワの保守党政府は総選挙を控え、頑強な硬回策としても対日輸出の増進を計らねばならないので、ここのところ、どの程度対日譲歩をして貿易問題の打開ができるか、頭ぶみをしているように見える。従って、公然とは云われないが、政府がかわれば無論のこと、変らなくても日系塩魚生産業者には対日輸出杜絶の心配はなくなるであろうと思う旨を述べられた。木村はこの要点は他言しないことを誓い厚く礼を云って退出した。

△若松通商局第三課長を訪う。（岩永氏とも面談）

七月二十七日若松氏から電話があったので、木村は外務省に赴いた。

永興洋行の塩鰹神戸陸揚げに依り損害賠償金請求の問題さえも惹起し、先般聞いたが、市場管理令に依って斯様な不祥事件を防止する途もあるせつかくの好機会であるから、この点参考までに話して貰らいたいので、来訪を願ったとのことであった。木村思い、この点参考までに話して貰らいたいので、来訪を願ったとのことであった。木村は陸揚地変更取締りは市場管理令の権限外であって、運輸省を通じ船舶会社を管理令をからみ合せるよう改正せねばならぬこと、元来塩鰹は生産後、売約出荷すれば目切れを生ずる不利に加えて、大がかりな保管倉庫設備を要するのであって、この点採算上不可能なのである。従って、漁獲を予想して売約と船腹契約をするならわしになっていること、予想外不漁の際は売約は不可抗力条に基づくものの故心配はないが、船腹解約を依頼せねばならぬこともあるので

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-117
www.nikkeimuseum.org

生産者対船会社の関係は一言にして云えば非常に微妙なあいだ柄にあること、これを犯し無理に運輸省を動かして、船会社を束縛する法令をもうけるのは、生産者対船会社の従来の関係を悪化させる恐れがあること、依って塩鮭業者としては取引先の徳義心に頼ることが、大体適切な途としている訳であると話した。課長は成る程仲々デリケートなこと故であって参考になる話を聞かせて貰らったと礼を述べ、来訪の序に岩永書記官に面談するよう勧められた。

折りよく岩永氏に面会できた。岩永氏は快報とまではええないが、先ず朗報のうちでせうとえい、計画通り、石井領事が活躍しているらしく、流石頑なな加奈陀製造業者組合員中にも日、加貿易問題の好転を討さべしと提唱するものが相当数なじつつあるとの報があった。公表はできないが、明るい見透しになってきたと話されたので、礼を述べて木村は退出した。カナダから旅立つ直前に企だてた立つ直前に企だてた大きな期待はかけられまいと心細かったが、仲々どうして、彼氏の政府筋や製造業者組合員間に信頼の篤いのと、ズバ抜けた説得力の強さに驚き入った。お蔭で大たすかりであったと回顧されていた。

二十八日(日)には晴ば れとした気持で、大生、木村両名は富士五湖巡りをした。

それから三十一日まで木村は高橋(日食)牧田、久保田、大川、奥重致諸氏と面談したり、武田氏の案内で築地魚市場の見学をした。

八月一日、大生、木村両名は再度神戸に赴き、佐野氏、竹国氏や系神中の永野氏と会談した。その後大生氏はまた大阪に赴いた。

八月三日佐野商店主催で「地方局はブラックウエルと木村両名を宮聖法の慰労(特別委員に選定、お蔭で大たすかりであったと回顧されていた。)

九日の夜行便で木村はまた神戸に向い、滞神中佐野、永野、則武、田中治諸氏と会談した。十二日「つばめ」号車窓富士に向ったが途中出水のため諸所を迂回し、三時間延着した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-118
www.nikkeimuseum.org

△代表団函館見学。

八月十三日より二十日まで代表者等は東京に於て本田、広田、北村松藏（北村回漕店ー横浜）高橋（日水）大明子之助（日水ー台湾）松尾我何人、安井勝芳彦、福田俊雄（何れも日水）諸氏と会談し、同時に本村は自家船に貨物課長沢井謙吉（旧シアトル支店長）及び貨物課副長岡崎和美、の諸氏を訪問した。

二十日、大出、本村両人は広田氏（日魯漁業㈱塩鱒販売総代理店、函館水産販売㈱式会社を通じて台湾に於ける塩鱒販売を一手に引受けている。）に随伴して函館に向い、二十一日午後0時五0分同市に到着、湯の川、若松旅館に止宿することを定めた。函館水産に赴き、大川原善藏常務、高村善太郎専務、広川新藏取締役支配人、吉田勝四郎販売課長、杉本修治郎外販売係の諸氏と面談し、塩鮭、塩鱒の販売、消費状況を聴取後忌憚なき意見の交換を行い、大いに得るところがあつた。その上、夕景には「初音」で函水の饗宴にあづかつたのである。

△日魯漁業株式会社訪問。

二十二日、日魯漁業に真壁慎太郎専務、堤清治郎総務部長、宮本昌三販売部主任諸氏に挨拶後、折りよく沿海州方面鮭塩蔵工場よりの繰業引き揚げ貨物船が入港したので、冷蔵庫内頭に赴き、荒巻鮭（チャム薄塩物）、紅鱒（サクイ）本鱒（ピンク）、シロマス等の塩蔵品やイクラ（バラ筋子の薄塩）を各々蓋をあけて見学させて貰らつた。保管設備は整なつているし、聞きしに勝る優秀品に代表者等は目を見はつた。（注、この好意的見学は、先年日魯漁業沿海州工場の主任、故田康次氏のBC州鮭缶工場視察の便を計つた本村に対する返礼であつたと推察された。故田氏等の工場視察については「漁業関係随筆」中に記す予定。）

五後廊を見物後、一行は午後五時の青函連絡船に乗り、東北本線経由で二十三日午前十時二十分上野駅に到着した。大出氏は「犬も歩けば棒に当るというが、広田の誘いに便乗して日魯の製品や優秀缶詰場の五後廊も見せて貰らうし、川合豊三（函館で一行に合流した）の十八番ステテコ踊りの景品までついた棒に当り、ホントにいい旅行だつたノウ。」と大喜びであつた。東京市内の暑気を避け冷気の本村にとつても涼しい北海道の一隅で過した数日は有難かつた。

△ブラックウエル委員来日。

本村と共に東洋各港で管理法の説明と市場調査に当る委員として（省別）

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-119
www.nikkeimuseum.org

地方局で選定された ブリックウエル委員は、八月二十四日 エムプレス、ジヤパン号便で横浜に到着した。木村は彼を出迎え、船上で上海に赴任するカナダ商務官スコット氏 (MR. HARRY SCOTT, CANADIAN TRADE COMMISSIONER) と青筒線、シアトル支店支配人マニオン氏 (MR. MANION, MANAGER, DODWELL & CO. LTD., SEATTLE BRANCH) とに輻く 対談後帰京した。ブリックウエルは帝国ホテルに投宿した。翌二十五日(日) 木村とブリックウエルは鎌倉に赴き見物後向井氏を見舞った。二十六日、ブリックウエルはカナダ公使館を訪問、木村は依田氏と高橋氏と会談した。その夕、「芽出度」に於て米鮭組合主催の地方局特別委員の歓迎会があり、木村、ブリックウエルと大出氏もこれに望み、組合側は依田、久保田、大川、川合、綿所の諸氏が参集した。

△地方局特別委員と塩鮭取扱業者の公式会談。

八月二十七日午後四時より「中央亭」の会議室で会談が催され、二人の特別委員以外に東京駐在カナダ商務官ドラル氏も参席した。業者側は依田、久保田、大川、川合、小林、飯山、西川、大原、福高、高橋、綿所、則武、鳥居繁太郎(三井物産)、榎井、武田、山下(渡沢倉庫)の諸氏が参り、大出氏はオブザーバーとして参加した。

管理法の説明は木村が和訳パンフレットを配布、既に先般説明しているので省略し、議題の中心は管理局希望の塩鮭売約問題に始がしぼられた。

ブリックウエルは地方局としては塩鮭も塩鱒同様生産割当を為し、売約制度に移りたい意向であると話した。組合側は黒白同音にそれは不可能事に近いと陳述した。かい摘んで云えば、生産者と商標は例年同一であつても、漁獲水域、漁獲時期に依つて品質が異ること、魚体の大小、毛色(白色、赤斑黒斑黒毛)の工合により消費地が異るので、多分木村委員は肯定されるであろうが、多年に亘り、商標に付加してある小マークに細心の注意を払い、いちいち区別して品見をした上、販売している事、又買人側もこの手順をふまねば絶対に購買しないのである。これを売約制に移行された場合は取扱業者の大部分がカナダに赴き、各自取引先のこのみに向くものをあさらねばならぬこと、しかも購入後又もや品見を行わねば買人側の満足は得られないので、結局旅費、滞在費及び品見費用丈けは捨て目に購入値立てをするより他はないのである。塩鮭の特異性上、管理局が売約制度をしくことは決して生産業者を利するみちにはならない。大体単一品質の塩鱒とは異り、塩鮭の銘柄多性と、又沿海州や北千島方面から移入される競争品の出廻り数量に依つても変動は免れない点等にも充分留意されたい、と云うのであつた。

木村は日本に於ける細密な品見の慣習を先ず認めてから、「委託販売」に

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-120
www.nikkeimuseum.org

対する懸念に相違がある点を指摘した。一九三一年、カナダは八五、〇〇〇余俵相の塩鮭を産出したが、そのおよそ一割強は製缶業者を見越し、受託契約成立前に先売り契約を結び、着荷と同時にこれを前述契約に充当してしまったのである。処が実際の市価は受託者の先売り契約価額を上廻っていたため問着を惹起したが、受託者は下落を予想して先売り契約に適用したと強く主張したので、結局差違は出荷主の損失に帰したことがある。これは単に一例ではあるが、委託法の解釈には相違ない。穂義上の問題と法理論であって理論とあればこれを如何することもできないのである。合法的であるからとて、このような取扱いを繰り返えされては困る訳で、当方局としては生産業者を成るべく安全な立場におきたいと思慮している。自分は当方局員五名中の一員に過ぎないので、その主張することが必ず承認を得る確信はないが、委託送荷の商習慣を経続する場合は、少くとも或る程度の底値保証を受託者側から得なければ管理法の主旨に悖るものと考えている。従って塩鮭の委託販売制度経続は主張しても底値保証付帯案を提唱せねばならぬ立場であることを理解して貰いたいと希望して会議を終った。その後カナダ側は全取扱業者を招待して中央亭で夕食を共にした。

八月三十八日午前十時より中央亭に於て塩鮭取扱業者全般の席会が催されたと聞く。木村とブラックウエルは三井物産と日水を訪問し、その後、全取扱業者会議の結果を聴取するため、林田氏を訪ねた。委託販売制経続を従前通りするため各自がカナダ側取引先に計ることを、一と先ず申合せたとのことであった。

△特別委員神戸に向う。

八月三十一日ブラックウエルと共に木村はカナダ公使館を訪問、キーンレイサイド氏、ドラ商務官及びカークウッド秘書官と交渉後、上海及び香港行き訪行券を入手した。午後九時三十分東京発、翌日九時十分神戸に到着した。吉田又太郎氏(上海吉田号主人)も同車していた。ブラックウエルはオリエンタルホテルに、木村は佐野商店に近い元町ホテルに投宿した。両人はカナダ商務官を訪問し、その後永野氏を訪ねた。九月一日木村は佐野、永野及び怡利浦氏と会談した。それからオリエンタルホテルにて夕食を共にした。両委員は明石にドライブした。二日には「菊水」に於て神戸組合

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-121
www.nikkeimuseum.org

主催のスキ焼き午餐会があり、両委員とマクレーン商務官及び佐野通訳が招待を受け主催者側からは佐野、竹国、森、福富、怡利、則武、若森の諸氏が集り、永野氏もこれに加わった。

△神戸塩業組合員との懇談会。

九月三日、午後四時よりオリエンタル、ホテルに於て佐野、竹国、怡利、森、福富、則武、若森、永野諸氏が参集、両委員の他、マクレーン商務官を交え、懇談会を催し種々意見の交換を行った。午後七時よりカナダ側は懇談会参加者及び永野室氏にホテルで夕食を饗応した。五日、木村は支那領事領事館に赴き入国査証を得た。

帰途郵船会社に立ち寄り上海行便船を調べ、「常盤丸」が七日に出帆することを確かめた。これをブラックウエルに話すと、既に六日出帆のプレシデント、クリーヴランド号に二人分の船室を予約したと云う。永野氏も上海へ帰える筈であったので、常盤丸をすすめたが、六千屯の小船であるから寧ろプレシデント線にしたいと云うので、三人共クリーヴランド号に船室を確保した。(注、永野氏が始終利用している郵船の姉妹エキスプレス船、「上海丸」と長崎丸」は五千屯づつに過ぎないが、客船形造りで上層部が高く、これに比べ常盤丸は吃水線下が深いので、小船に感じられた模様である。)

木村とブラックウエルは六日午前中佐野、則武両氏と会談後、永野氏の案内で六甲山に登り、全神戸港を一と目で見渡すことができた。

△特別委員上海に向う。

八月六日午後四時三十分、特別委員と永野氏はクリーヴランド号に乗船、佐野、則武、怡利、永野室、田中治輔、島谷満二(日水大阪支店)諸氏の見送りを得て、六時十分神戸港を解纜した。瀬戸内海の夕景は格別であった。七日夜中五島列島とおぼしい海面には多数の鳥賊漁火(いかりび)が点々としているのを眺めながら、三人共ウイスキーを少々づつかたむけたが、その頃からむし暑くなり、なかなか台風襲来の予感を与えられた。果して強風が吹き出し、八日の夜半にいよいよ荒天に変じ、船体はいちじるしく横揺れを続けた。その為隣室の永野氏が「大変!・難船だ!」と絶叫されたのだが木村は見に行った処、窓を開けたまま休まれたらしく、高浪のため海水がザンブリとはいり寝台はズブぬれ、フロアーにまで流れていた。船室は左舷"A"デッキで吃水線から約三十呎程高いのであるから高波の為が想像された。早速ボーイを呼び掃除をさせ、寝台も全く新調え直えた。海は益々荒らくなり、船は殆んど行進している模様ではなかった。翌九日も一日中向い風に船を止め整じて徐行していると見える程度に過ぎなかった。十日早朝

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-122
www.nikkeimuseum.org

漸く靜穏を揚子江に入り、間もなく支流江浦口との合流点に達した。フト見るとクリーヴランド号より一日後に神戸を出港した筈の常盤丸は前方の浅瀬近くに投錨、潮待ちをしているので驚いた。(注、揚子江が支那奥地から緩やかに運んでくる泥土はこの合流点で流勢し、水中に土手を築き、おうおう渡漂はさまるが、各汽船は此処で満潮を待つてから上海に向うのである。)暫くしてから常盤丸は翔行したが、クリーヴランド号は最高満潮時を待つて航行したため、午後一時過ぎに江浦に到着した。しかも此処から対岸の上海市へは発動機フェーリーで行くことになつているのである。常盤丸は上海に直航し、既に郵船会社所有埠頭に繋留されていた。永野氏は横濱の雨もちで手さげを持ち具つ先にサッサと下船した。木村とブラックウエルは手荷物は多く、これらもフェーリーに積まれる筈なので、他の船客等と揃つて移民館に赴いた。そこには「船客中に若し移民官憲の上陸許可を得ないものがあつた場合は、他の船客も再調査を要することあるべし」と大書した掲示があつた。ブラックウエルは先ず許可の印を得たが、木村が旅券を差出すと、「日本人だから手続不要」とうつて通過させようとした。処が木村と顔見知りの他の船客達は承知せず、日本人ではなく英国臣民で、そのため支那領事の上陸査証さえも得ていると口ぐちに云い、掲示板を指さし上陸許可の印を強要した。それでも官吏はこれを拒んだので、此日は寄つてたかつて無理矢理印鑑を握らせてポンと旅券に印し、赤鉛筆を持たせ日付けも記入させて凱歌をあげたのである。一同フェーリーに乗船し上海側に渡つた時には午後二時を過ぎていた。予定より実に三十六時間の延着で、永野氏が憤つたのも無理ではなかつた。

特別委員等は落合(「永和」日水上海出張所の丹波三郎、姜福珍、及び小林利八清氏の出迎えを受け、メツロポール、ホテルに投宿後、カナダ商務官次席マクドナルド氏(Mr. BRUCE Mc DONALD, ASSISTANT CANADIAN TRADE COMMISSIONER)を訪問交渉した。その夕、委員等は永野氏に誘われて、「如水川」で会食した。席上永野氏は常盤丸が台風の予報を受け迂回してこれを避けたことを知り、又木村等が太平洋を横断、渡加した当時の郵船や大阪商船会社の持ち船は皆三千屯級のもので あつたと聞き、クリーヴランド号の船酔を省みて、商売上でも類稀の大いにより、それなりに注意せねばならぬことを、つくづく悟らされたと、述懐されていた。

十一日、委員等は商務官と会談後、マイヤーリンク商会(MEYERLINK & CO.)の源大洋行(CHINA UNION TRADING CO.)を訪れ、営理法の説明に基り、来期塩市販の件につき意見の交換を行つた。その後木村は吉田号に赴き、同船

氏に管理法の和訳パンフレットを手渡し、簡単な説明を加えた。日水に丹波氏を訪ね、明十二日再度会見を約した。

十二日、(旧八月十五日中秋節祭日)木村は日水に赴き、丹波、美福珍両氏の他に塩鰊取扱者李名徳等三氏と意見の交換をした。その後三井洋行(三井物産)に廻り、梶山幹六(雑貨部主任)、新居守両氏と面談した。その夕、木村とブラックウエルは永和と関連ある公順魚行(塩鰊購買組合)の招待により「大東旅社」で郷食應にあづかった。永野氏の他に組合側から李文祥、翁兆芳、楼文治、陳祖彝、イー、チン、チョング(YEE CHIN CHONG)氏等が出席し、交渉の便を計るため、北京語、広東語と英語に通ずる日本系人通訳ヤングが雇用されていて、食後質疑應答に役立つた。

十三日、委員等は商務官と会談後、イースターン貿易会社(EASTERN TRADING CO. LTD)に赴き、木村は生記魚行に鄭運弁氏を、公順魚行に李名徳氏を訪れ、それぞれに対し塩魚購買の確実性ある迄を力説した。その後郵船会社上海支店に副長、志村拓氏を訪問した。

△特別委員香港に向う。

九月十四日午前中委員等は商務官次席スチュアート氏(MR. T. STEWART, ASSIST. TRADE COMMISSIONER)と会談後、香港に向う旨、地方局宛に打電方を依頼した。午後十二時三十分、クリーヴランド号に乗船、二時に出帆した。今便は予定通り十六日午後四時香港に入港した。

商務官次席ノーブル氏(MR. K. F. NOBLE, ASSISTANT TRADE COMMISSIONER)や上海日水の連絡でその傍系会社華豫(ホワユ)棉業公司の吉多山松之助、及び李春栄の諸氏に迎えられて、香港ホテルに投宿することにした。宿泊簿に署名した木村に向つて、デスク主任は懇懃にすぎず直ぐ向う側の警察署に同行して貰いたいと云つた。出頭する理由は思い当らないままこれを拒んでいる処え、主席商務官陸軍少佐デュークローズ氏(MAJOR DUCLOS CANADIAN TRADE COMMISSIONER)が来訪し、「ハロー、マイ、ボーイ。ウエルカム、ツー、ホンコン。」と握手して木村はブリティシャーだから警察に出頭は不要だとそつたので、デスク主任は頭も眼も黒い英人もあるものと狐に鼻をつままれた様相であつた。デュークローズ氏の説明によると英国籍でない旅行者はいずれも必ず一應警察署に出頭すべし、という法規があるとのことで漸く合点した。そして上海と香港での日本人の取扱い方に大なる相違点のあることが、滞在中に対照的であることに気付いたのである。同日、三井洋行香港支店の原義房氏が挨拶に来訪されたので、木村は明日ブラックウエルと共に公式会談に赴くことを約束した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-124
www.nikkeimuseum.org

十七日、デュークローズ商務官と交渉後、(次席ノーブル氏はシンガーポールに転任、出発後であって、新任地にも神戸経由で塩鮭を輸入している故、できれば委員の来訪を希望すると伝言があった。)委員等は三和興に向う途上、「木村君!」と呼ぶ人があるので振りかえると、それは三井洋行香港支店長、山中清三郎氏で、「久し振りに。」と挨拶されて、混雑を極めている町中での奇遇に驚いた。(注、山中氏は且つて三井物産シアトル支店長であって、近々に帰日、札幌支店長に栄転の予定と聞いた。)後刻訪問を約束し、三和興に赴き、店主、葉炳芳氏と会談した。その後委員等はデュークローズ氏と共にロータリー、クラブの午餐会に出席した。会食後散会も世ず、皆ユッタリとして交渉しながらホワイト、ホース、ウイスキーを呑んでいる。木村は不思儀に堪えず、ボツボツ商務官に尋ねたら、「忘れていた。香港でウイスキーを用いる場合は必ず白馬(ベッテー)を注文することだ。理由は二時過ぎ散会したので、委員等は香港の大輸入商ギップ、リビングストーン商会(GIBB, LIVINGSTONE & CO. LTD.)を訪問し、更らに三井洋行に赴き、山中支店長と支店長代理、太田薫氏、雑貨部の原、早崎芳夫氏等を交え、管理法について質疑応答を重ねた。その夕、委員等は三井の招待で、「陶々仙楼」に於て山中、太田、原、蓬莱漁業公司の喜多山、浦氏と夕食を共にした。

十八日委員等は商務官と交渉後、ユニオン貿易会社(UNION TRADING CO. LTD.)に店主、チャール氏(MR. CHUEN)を訪問管理法の説明をした。その後、木村は蓬莱公司に赴き、その繰業しているトロール船の船長四名及び店員等と、時間は少々早やかったが昼食を共にしてから、取締役前田寿一氏、喜多山、及び来訪中の大明(日水)浦氏と会談した。トロール船の漁獲物の大部分は香港で売り捌き、一部は冷凍して日本からの運搬船に積むとの話であった。その他、日水の一傍系会社、ボルネオ水産株式会社の生産する鮪の罐詰はカナダ側で輸入を拒否しているので、何等かその打開策はないものかと相談をうけた。(注、この件については翌日木村は商務官に諮り英領ボルネオで産出される故、一応香港に移入し商務官の現地証明を得ること、これを輸出書類に添付、カナダ向けに輸出することを進言した。但しこの方法が用いられたか否か不明。)木村はまたブラックウエルと合し、ジャーディン、マデイソン商会(JARDINE, MADDISON & CO. LTD.)に赴き管理法の説明につとめた。その夕、三和興の葉氏がホテルに来訪、木村は来期取引きに関し懇談を遂げた。

十九日、委員等は商務官と最終渉、明二十日香港を出発する旨を告げ地方局宛に打電を依頼した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-125
www.nikkeimuseum.org

その後、三和興、ユニオン貿易会社、日本郵船香港支店、ドッドウェル商会（DODWELL & CO. LTD.－青筒線汽船会社代理店）を歴訪、またお別れの挨拶に三井洋行を訪ねた。処が山中氏は送別会を催すと云われ、その夕、「千歳」に於て、山中、太田、原、早崎の諸氏が集り、委員等は饗応にあづかった。そして午後十一時エムプレス、アジア号に乗船したのである。

△特別委員上海に廻る。

九月二十日午前八時アジア号は上海に向つた。船中、委員等と同卓で食事をする関係で、木村は陳伯藩氏と懇意になつた。同氏はマッチ工業に従事していて、日本の大同マッチ会社とも連絡を有すること、今回は一應上海に立ち寄つてからマニラに赴く予定と云つていた。聞われるまゝ、木村はカナダの支那系人の話を色々述べた。アジア号は夜間に潮待ちをした揚子江で、二十二日早朝江浦に入港、委員等はフエーリーに乗り換えて上海に上陸した。木村は永野氏を訪ね、カナダでは最早や鰊漁期に入つたであろうから、早速日本に渡り、今一應神戸と東京をかけ廻つた上、十月早々帰加する予定であることを話した。永野氏は神戸支店に赴く所存で明朝出帆する長崎丸船室を予約しているから同船するようすすめられた。ブラックウエルは一両日上海に止まり再度二、三輪車と面談したい希望であつたので、木村は直ぐ船室を予約、長崎丸に乗船した。

△木村再度日本を訪い神戸に滞在。

九月二十四日正午頃長崎に到着、手荷物の通関をすませてから、永野氏の案内で練早に行き昼食後、長崎を見物した。そして再度乗船して神戸に赴いた。二十八日まで神戸に滞留し、各取扱商と交渉したり、組合主催の親睦会で意見の交換を遂げた。組合では送別会を催す話があつたが、それは断つた。今回の神戸滞在中はホテルはとらず、心安いまま佐野氏宅（佐野氏は「佐野屋旅館」と呼ぶ。）に宿泊したので、佐野ご家族と一緒に夕食した。（近くの生田神社公園のライオンの唸り声よりも大きく聞えると云われた笑話さえ残つている。）その夜神戸組合員多数の見送りを得て、夜行列車で東京に向つた。

△木村再度東京に帰る。

東京に到着、ヤシマ・ホテルに投宿後、早速松田氏を訪ね、近日の成り行きを報告した。統制案の腹案は略ぼ完成しているが、今の処日本は外国為替管理を行うらしくなく、加えて不景組合員及び他一般の取扱業者にとつて最大関心事である輸入割当はカナダ側の生産割当と照り合わせ、合致させる必要上、最後決定を延期していること、そして理想的輸入量は三〇、〇〇〇箱であると話された。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-126
www.nikkeimuseum.org

△岩永書記官を訪問。

九月三十日午後一時三十分、岩永書記官を訪ね、色々と最近の模様を聞かせて貰らった。外国為替管理法は励行されない見込みである。通商擁護法発動の結果、カナダからの小麦、木材の輸入は約七〇%減退したこと、カナダ以外の各国との通商関係を心配して、自発的に輸出統制法布告の提案がある方面からあったが、貿易局顧問会議に於て各方面に及ぼす反響を考慮した結果実施延期と決定したこと、カナダからの情報によるとベネット保守党政権危うしと云うので、日加貿易問題の打開は所期の通り総選挙後ともなるであろうことなどを話された。木村は十日三日出発の平安丸で帰途につく予定と話し、滞日中にお受けた配慮の数々につく厚く礼を述べて退出した。

その後、郵船本社に立寄り平安丸の船室を確保してから、CSHE兎に帰途につく旨を打電した。そして「恩人」や他の人達にも迴礼を先ず済ませた。

十月一日は殆ど終日塩魚取扱商、各店を歴訪、帰国の挨拶を述べた。その夕、「中村」に於て日水に送別会を催して貰らった。二日、早朝鎌倉に赴き向井氏を見舞ってから、佐山旅治氏を訪問し、江の島見物を楽しんで貰らった。帰京間もなく水産組合主催の送別会が「葵の間」であり、盛宴にあづかった。

△木村帰加の途につく。

三日、早朝横浜に赴き平安丸に乗船、塩魚取扱業者多数に見送って貰い船内のバアでまで、「乾杯！乾杯！」と賑やかであった。神戸の佐野氏は態々上京、見送って頂き有難かった。訪日を終え帰国されるニアトルの山口正氏に面会し、おりおり十数年来の懐旧談にふけった。デッキ、ゴルフに打ち興ずるうちに、ふと三木本真珠会社社長幸吉公朝の甥でニューヨーク支店に赴任する匂坂正実氏と懇意になり、且つて一九一九年木村はニアトルに勤務中、神戸の鈴木治七氏に頼まれて三木本からニューヨークの大富豪アットワター氏宛の真珠綢工の指輪品（三、五〇〇余弗）を取り纏ぎ、送荷したことまで話した処、「そうそうことも有ったでせう。その頃はまだ外国には連絡先もなかったでせうから。何にしろ三、五〇〇余弗の特注品、一と口扱いならば当時としては大した商売であったろうと思います。道理で出発後、僕が神戸支店に寄りましたおり、ニューヨークのアットワター家を訪ねろ、クシャクシャと注文が貰らえる頃だ、と話がありましたよ。これは大河縁だ。今後は何分宜敷く。」と匂坂氏は云い、急速に友情が生じたのであった。

匂坂氏は話術に長けており漫談家のようである。しかも日本各地の方言が非常に上手であり、特に東北弁、静岡、名古屋地区、熊本弁などが得意なのだ、不思議に思い尋ねた処、父君が官吏であって、転任ごとに少、青年時代を転々と云々に

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-127
www.nikkeimuseum.org

係な初航各地を巡ったためであるとのことであった。（注、一九四一年、木村は三度目の日本旅行を終え、六月二十六日出帆の日枝丸便で帰暁のおり、乗船した途端に、「奇縁が続きますネ。あなた宛に電報がこんなに来ているとボーイが渡してくれたので、僕が扱っておきました。」ところで旬政氏が手渡してくれた。そして埠頭の一隅に向って大声を張りながら、盛んに手を振るので、よく見ると、オカッパ頭の当時有名な漫談家、大辻司郎が八、九名の芸人イレテ連中と見える一団と共に大騒ぎをしながら、旬政氏の壮行を祝っていた。これで一九三五年初対面の際、旬政氏が漫談家に見えた謎が解けたのである。）話は処で臨魚関係から離れてしまったが、旬政氏と同船し屈托のない雑談が続けられて、五月二十五日平安丸でカナダを出発した時、見送りの人達が口々に「船旅はユックリできる。」ところでくれたことを思いださせて苦笑らった。

午後になしかかる前には、「静穏な航海を続け、ご安着を祈る。」という意味あいの日本からの電信を多数入手した。

十四日晩香坡に入港し、シアトルに上陸予定の山口、旬政両氏に別れを告げた。CSHEやSSEの株主等及び友人多数に迎えられて下船した。各位に返礼の印しまでの土産物、小供等の人形類、船内で苦労しながら生かしてきた金魚や銭亀など沢山の荷物があったため通関に稍々手間取ったが、十時過ぎには帰宅できた。

出迎えてくれた松山氏はそのまま木村宅に見え、午後三時から地方局、会があることを、主要な問題は日食（日水）から三菱シアトル支店を通じて今期中の臨鮪を日本地区向け一括取引きとして一〇、〇〇〇屯の購買オッファーがきたのだ、これを一応地方局で審議したが、何分にも漁期に厳密な付帯条件が沢山あるので、引受けをためらっていた処え、神戸組合から同量を稍々好条件で購入すると入電があったので、これが審議される筈だから午後の集会には是非出席を願むと話された。（注、木村は帰神中既に前述の動きがあることを察知したが、やがて東上する身ではあり、昨年度の日水一括取引のいきさつもあるのだ、これの詮索を敬遠と避けたのである。）

木村は出席を了承した。そして一時過ぎにドルトン委員長に電話をもって帰暁の報告を述べ予定の集会に出席することを告げた。

△木村帰日中に於ける地方局の動き。

一九三四―三五年度の地方局集会は、管理法実施初年度の運営であったため各県会ごとに詳細に指録したが、今期からは重要なことを抜丈け記述しよう。

一、地方局の構成（一九三六年八月三十一日までの任期）

ドルトン委員長（鎮海業省任名）

委員、木村、松山。補欠、杉山岩吉、梶木良一、及び吉田、（以上CSHE選出）

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-128
www.nikkeimuseum.org

委員、クローフォド（Mr. GEO. E. CRAWFORD）ネルソン、補欠、ペーン（Mr. R. R. PAYNE）ムレイ、及びドーアゼイ（以上CMA魚肥、魚油及び塩魚部門選出）を九月四日の地方局集会で確認し、同時にクラーク幹事雇傭を決定した。

二、枢密院令二五六〇号第六条（第一項）に依れば、従来塩魚輸出に当っているもので地方局の指令を誤守するものを差別的待遇することはできないことになっているので、一九三四―三五年度はこれらに官許輸出商の鑑札を与えたが、このため市販上東洋各方面の取扱業者等を混乱に導ずいたと見られる点があったに鑑み、地方局は一九三五年五月二十七日、オタワの市場管理局に前項の修正方を申入れた。その結果八月十五日枢密院令P.C.二四七六号が通過、地方局の修正案が認可されたのである。

三、(A)、日系塩魚業者の大部分は、日系CSHEにならって販売機関プロデューサース、ソルトフイッシュ、セールス株式会社（PRODUCERS SALT FISH SALES, LTD.―以後PSFSと略称）を設立した。その結果地方局は官許輸出商をCSHEとPSFSの二社とし、従来の塩魚輸出商は仲買商の立場にした。

三、地方局は九月十三日付け日系塩鮭業者大会に基づく移山岩吉氏署名の意見書に従い、塩鮭（ナヤム）の特異性を認め、最低保証条件付きのもとに、委托販売制に依ることとし、CIF横浜の保証額を左の通り決定した。

フレザー河物一缶一五磅、晩香坡島物、一三磅、クイーン、チャーロット島物、一二磅五〇仙

宛、（いずれも米貨、樽建て大箱詰めとする。）

四、若し塩鮭（ナヤム）売約成立の際は官許輸出商の口銭はCIF売値の三%とする。但し仲買商が売約を取扱った場合はその口銭を二%とし輸出商は一%を保留すること。

五、若し塩鱒（ピンク）売約の際は輸出商の口銭を一缶（正味塩を含み二、〇〇〇封度）につき一律二五仙とし、仲買商を利用した場合はこれの半を缶当り一律とし輸出商は残り二五仙を保留することを決定した。

六、塩鮭生産量（特別委員の中間報告に基づき）二五、〇〇〇缶と九月三十日に決定した。

六、(A)右の輸出先きは日本地区（台湾、朝鮮、満州を含む）　一〇、〇〇〇缶

上海地区（福州を含む）　七、五〇〇缶

香港地区（厦門、汕頭、広東を含む）　五、五〇〇缶

合計　二五、〇〇〇缶

天津及び大沽口は日本或いは上海地区よりの自由市場とすると決定した。

七、塩鮭生産割当は大別して、東海岸一五、八〇〇缶、西海岸七、二〇〇缶と決定。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-129
www.nikkeimuseum.org

八、塩鮭の件。州漁業省は昨年度同様、塩鮭工場の生産量鑑札申請に時限をつけた。そして三十一工場に鑑札が下付された。即ち昨年度に比べ十七の加増（二九・二%増）である。水村委員の中間報告に依れば理想量は三〇、〇〇〇箱とあるので、認可局は九月二十一日、鑑札所有者全部を集合し種々説明につとめたが、右限定量では経済的操業不可能な工場をなずるという声が強いため⑤限定数量を三五、〇〇〇箱と決定し、

過去の生産記録を調査し、連続的、或は間歇的操業、又は新規工場であるかの点を考慮し、妥当と見える生産割当を決定した。そして局の措置を説明し、各自に割当量を通告した。その結果二工場を除き、他からの異議申し立てはなかったと記録されている。また、九月三十日にフレザー河漁者の代表者が局と沿岸、生鮭（チャム）の値段に関する質問をしたが、局は生鮭の値段決定には関与しないことを説明したと記録もされている。

十月七日の認可局集会では、ブリティッシュ特別委員は神戸で、目下神戸組合と塩鮭契約の交渉中であり、上海や香港の輸入商にも商談推進方を打電した由、報告があった。

一、塩鮭市販の件。十三日出帆の日殿丸積（転送荷物）五〇〇㍉香港向け四一箱
二十六日出帆、プ・ジエフアソレロ積　一〇〇㍉香港向け四〇箱
同前　三〇〇㍉上海向け三八箱

いずれも米貨、CIF値段、一㍉正味三、一〇〇封度宛の販売オッファーを承認した。

二、塩鮭販売口銭の件。官許輸出商の口銭はCIF値段の四%とする。但し仲買商を利用した場合は、これに三%を支払い、残り一%を輸出商が保留すること。

三、塩鮭市場税（BOARD'S TOLLS）の件。一箱につき八仙宛を輸出許可証と引き替えに納入することと決定した。と記録されている。

十月十日の認可局集会では、日本担当向け塩鮭、一〇、〇〇〇㍉を日食（日水）又は神戸組合と一括取引完結の可能性が示唆されたので、これに備えるため左の通り決定した。

十月積　七〇〇㍉　三七弗七五仙宛
十一月積　三、七〇〇㍉　三〇弗宛
十二月積　三、一〇〇㍉　二七弗五〇仙宛

一、二月積三、〇〇〇㍉　二六弗宛
三月積　五〇〇㍉　二四弗宛

いずれも米貨、CIF神戸値段、一㍉正味三、一〇〇封度宛。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-130
www.nikkeimuseum.org

そして右決定をブラックウエル特別委員に打電し、これを日食と神戸組合に伝達するよう指図した。と記録されている。

十月十四日地方局集会で、CSHEの香港及び上海向け日夜をとプレジデント、ジェファソン号積、合計九〇〇俵の契約成立が報告された後、CSHE対神戸組合の一〇、〇〇〇俵一括取引きの件が審議され、明十五日正午までに全額信用状の発行を見れば、これを確認することを決した。その後会議中の地方局へ、三菱シアトル支店のイングスタッド氏(Mr. L.M. INGSTAD)が来訪され、或る筋からの情報によると、地方局に提案した日食の一括取引条件が、その競争者側へ総報されたと話された。委員長は直ちに報魂をあきらかにされたら、充分調査すると言明したが、イングスタッド氏は直ちに報者の承諾を得た上でなければ発表できない、とつて退室された。それから仲買商に支払う口銭の件に関し、特に三井、三菱両支店を対照に再審議し、両支店から口銭全額乃至はその一部分が東洋側の買人に支払われないという了解を得る必要があると決した。

△神戸組綿販売組合の一括取引契約確認さる。

十月十六日地方局集会に於て神戸中のブラックウエル特別委員から、一括取引に対する信用状を神戸組合が発行したと来電したことを幹事は発表し、木村はこれの入手を明日期待するとのことで、CSHE対神戸組合の契約は確認を得た。

上述に於ても輸入商単独、乃至は共同のもとに一括取引成立の可能性もあろうと見て左の通り積み出し予定と値段を決定した。

十月積(イクシヨン号)　三〇〇俵　三七弗宛

十一月積　一、八〇〇俵　二〇弗五〇仙宛

十二月積　一、八〇〇俵　二八弗宛

一、二月積　三、三〇〇俵　二六弗五〇仙宛

合計　七、二〇〇俵(プ・ジエファソン号積三〇〇俵既約)

但しプレジデント船積は一弗を追加すること。なお又、右は一括契約値段であり個々の注文に対しては割高かにすることを決定した。

香港向けとして二十七日出帆のイクシヨン号積、四〇〇俵を三八弗宛、十一月九日出帆のプ・ジヤクソン号積、二〇〇俵を三九弗宛と決定した上、これらの品をブラックウエル特別委員に打電し、上海、並に香港の契約推進を計るよう努力を依頼することになつた。

幹事は三菱シアトル支店のイングスタッド氏より、購入契約に対する口銭全部、或いはその一部を東洋側に割戻しせないと確約を得た旨報告した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-131
www.nikkeimuseum.org

十月二十日の地方局長会では、南京政府が銀を回収し、これに替る紙幣を発行すること、そのため対米為替は漸落し、今の処当分の為替相場取り極めは不可能につき、塩鹸取引きが頓挫している旨、ブラックウエル特別委員から入電したと報告された。局は上海の事態が明確化するまで、対策を待つと決定した。

△神戸組合の一括取引契約無時危殆に陥いる。(但し完結)

十日二十二日の集会に於て、木村は且つてブラックウエルからの電信があったにも拘わらず、神戸組合からの信用状をまだ入手していないので、気がかりであると報告した。日本には対米為替相場関係の恐慌はない旨政、至急取計ひ呉れるよう木村は要請された。

二十三日の集会で、木村は神戸側から入手した十月積出し用七〇〇俵の信用状を提出した。しかし一〇、〇〇〇俵合でないため、全量合が二十八日正午までに到着せない場合は違約の理由をもって対神戸組合の一括契約を破棄することになった。

二十八日の集会で木村は九、二〇〇俵(十月積出し分七〇〇俵を合算して一〇、〇〇〇俵)に対する信用状を受取った旨、午前十時にロイヤル銀行から電話があったと報告したので全委員は愁眉を開いたのである。そして上海売取引きの話変化を計るため、ブラックウエルに神戸組合一括取引きの完結を知らせ、若し上海の輸入業者等が取扱数量を指示しない場合は、局は市販量を五、〇〇〇俵に低減すると打電することになった。

局は香港向け十一月九日出帆のプ・ジヤクソン号積み二〇〇俵を二九弗と決定していたが、同船積四〇〇俵を三六弗五〇仙売なら商談可能と指示を得たので、この指値に改正することになった。

三十一日の集会に於て、「若し為替相場が安定すれば、五、〇〇〇俵を限度として、永和、源大、及び三井洋行共同で上海向け一括取引きの可能性がある。」とブラックウエル特別委員から入電したので、今期上海売市販量を残り五、〇〇〇俵にすると決定。そして、これをブラックウエルに打電することと、仲買人間に通告するよう幹事に指図した。

太平洋西航運賃同盟(PACIFIC WESTBOUND CONFERENCE)より、従来汽船会社員担していた船側取扱費用(一俵当り約四〇仙宛)は一九三六年十二月一日以降全然負担しないことになった、と通知があったので、既に今期中の塩鹸販契約大部分旧来に準じて完結しており、従って新率を適用されれば、四〇仙は損失となるから同盟側に再考するよう申し込むことにした。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-132
www.nikkeimuseum.org

十一月二日、組合局集会では、且つて十月二十八日に香港宛ブ・ジャクソン号積四〇〇
包を三六弗五〇仙で契約の可能性があると指示した三井洋行は、その仲買商、
バークス、クローフォード商会を通じ、対米為替相場が混沌状態なため、商談の
成果は不明であること、しかし最善の努力を払う旨、積出し決定を五日（出帆の
二日前）まで延期されたい、と申込んできた。審議の結果、仮令それでも
若し商談が成立すれば、他の輸入商も買い進むと予想されるので、ジャクソン号に
四〇〇包を香港又は神戸揚げとして積み出すこと、香港契約が不調の際は
神戸売契約に任向け、剰余運賃は出荷主の負担とすることにした。

今期市販数量を三、〇〇〇包丈け、一と先ず低減することを全生産業者に通告
することを決し、香港の情勢に依つては更らに低減せねばならないと全員が申し
合わせた。そして、今期節中に所期の市販量残高四、九〇〇包の売り捌き可能性
如何？若し不能ならば、売約可能数量を指示するよう香港駐在カナダ商事官
に打電することを幹事に指図した。

△把ク万司は塩鰊の生産休止を決定。

十一月八日の集会に於て数通の上海及び香港駐在の商務官よりの電信、並びに
ブラックらエル委員からの電報が朗読された。いずれも為替相場の混沌状態に
依り、生産者の譲歩を得る契約は望めない状況であることが縷述してあつたので、
生産者等の損失防止を理由に既に生産済の塩鰊以外は市販を禁止する
ことを決定した。そしてこの告示と共に、残余期節中居し市況が好転した場合
は早速禁止令を解除する旨を付記し、全生産業者に通告することを幹事に指
図した。ブラックらエル委員に司の決定を知らせ、これを上海並びに香港の商務官に
伝達方を依頼した。なお又同委員には、速かに神戸に赴き待機するよう指図した。
そして極秘として現在までに生産された塩鰊累計は一二、〇〇〇包（注、その内九〇〇包
は初期に香港へ出荷済であり、これと神戸契約の一〇、〇〇〇包を控除すれば剰
余は約一、一〇〇包である筈）と知らせたのである。

十三日の集会では、ブラックらエル委員から上海の輸入商は一、一〇〇包を二日までの
四ケ月に分割積出しする契約を示唆したと入報があつた。（この動きは司の塩鰊
生産休止令発表の反響であろうが、数量の点ではブラックらエルの指示によるもの
であろうかと推察するものもあつた。）また香港駐在の商務官からも司の決
定方針を是認する入電が報告された。

ブラックらエルに対し、「塩鰊生産休止の結果、州漁業局は二五、〇〇〇包の
鰊魚肥、魚油生産を許可することを発表した。従つて上海側が更くとも三、五〇〇

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-133
www.nikkeimuseum.org

を購入せねば直接取引きには応じ難い。この点香港の輸入商にも通電そう。」と打電し、また香港の商務官に「塩鰊生産を休止した。依って今後の取引きは総べて遡及高如何に拘わる付帯条件下に基ずく。十一月積出、三〇弗五〇仙、十二月物、二六弗五〇仙宛。」と返電することを決定した。

二十六日の集会では、神戸滞在中のブラックウエル委員から塩鰊市販補助の任務は終つたと思う故、十二月六日帰途につく予定と来電したことが報告され、司はこれを承認した。十三日に提案された上海輸入商の指示に依る一、一〇〇俵の件を再審議した結果、この数量乃至は当地の既製品に二間に合う程度の量を輸出許可すること、値段は十二月積、二八弗、一月積、二六弗五〇仙宛、そして、いずれの仲買商に対しても独占的販売権を与えないことを決定し、これを各仲買商に通告するよう幹事に指図した。

今期塩鰊市販が支那の為替変動に依り妨げられたに鑑み、支那以外の国々で受け入れ可能な製品生産出の件を審議し、クロフォード委員の斡旋でカナデアン、フイッシング会社工場の一隅使用の了解を得、見本品を造るためリード氏(Mr. P. Reid)をファンシング会社工場の一隅使用の了解を得、見本品を造るためリード氏(Mr. P. Reid)を委員長と折衝の結果十二月一日より向後一年間の年俸を二、五〇〇弗と決定した。

△地方局、塩鰊生産業者の収益均衡を計る。

今期塩鰊の市販が異状裡に終る予想なので、局は可及的全生産業者の収益均衡を計る必要を認め左の三項目を決定した。

一、鰊の魚肥、魚油生産に着手する各工場の塩鰊生産割当全部を撤回し、塩鰊製造鑑札料金を返還の途を講ずること。

二、向後西海岸の塩鰊生産事業者は生産を休止し、東海岸の生産者よりその製品を分与して貰い、代償として原価と視なされる一俵当り二五弗と二に準ずる鑑札料金の一部を払い、出荷の上、売上げ平均金額を入手すること。

三、ネルソン委員は前記二項目の件につき、グリーン、コーヴ塩蔵所を含む全西海岸業者の折衝につとめること。

十七日の集会には委員長不在のため、(勧議ネルソン、ペーン)木村が委員長代理に任じた。ネルソン委員はグリーン、コーヴと折衝を重ねたが東海岸から塩鰊を購入するよりも仮令小量であっても引続き自工場で生産すれば二五弗以内で原価で済むと言明し、結局不調に終つた旨を伝えた。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-134
www.nikkeimuseum.org

香港の商務官から十二月積出しとして、プ・ジエファソン号を指定して来たが、同船には船腹確保が不能なため、一月四日出帆のプ・ジャクソン号を指示した旨幹事は報告した。若しこの香港商談が成立した場合は、西海岸優先は計らず、東、西海岸工場の出荷可能量に準じ比例を以て出荷割当をすることを決定した。

上海の商務官から神戸宛電報の上海向け出荷が許可されるやの照会があつたので、神戸組合との契約は日本地区のみと既定してある。しかし積荷物が方三者の手に移り、これが上海宛に転売される際、この取引き防止の権能は当局には無いと返信することにした。

木村は香港の三和興と一月四日出帆のプレジデント、ジャクソン号積みの交渉中であるが、既定の二六弗五〇仙ではむづかしい。二六弗ならば商談にする見込みと入報があつた。為替相場の関係で、単に五〇仙の差違でさえも取扱繁者は重視している模様が察知されると報告した。各委員は当該の上、ジャクソン号積みを二六弗と決定し、この旨を香港駐在の商務官に打電することを幹事に指図した。(注、ジャクソン号積、合計二八六一箱の商談は三輸入商と締結された。)

一九三六年一月二日、地方局集会にはブラックウエル特別委員も出席、簡単に上海と香港の特異な塩鮭市販状況を話し、詳細な報告書を後日提出すると約束した。

幹事は明後日出帆のプ・ジャクソン号積約三七〇包、香港宛、五日発のプ・マキンレイ号積二〇〇包上海宛、四三〇包香港宛、並びに同日発のテインダクアス号積五〇〇包上海宛が、いづれも二六弗宛で契約された旨を報告した。

残余市販数量を調査の結果左の数字があげられた。

東海岸生産量、一三、四九七包、西海岸、九三三包、以上合計一四、四三〇包
内、出荷済、九、八五二包、契約済二、五七〇包以上合計一二、四二二包

差引残余市販量 二、〇〇八包。

右の数量を上海と香港に売り捌くについては、一包、二六弗の価格を堅持することと決定した。

支那の為替相場変動による塩鮭価格の下落を理由に、海洋運賃低減の運動を起したが、太平洋運賃同盟から低下は不可能である。但し、船側取扱い費、一包当り四〇仙宛は各汽船会社が負担することになつたと幹事は報告した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-135
www.nikkeimuseum.org

木村は委任された件をプレシデント線と交渉して、一月十八日以降出帆のプレシデント船積に対する一弗当り一弗の余剰運賃廃止の承認を得たことを報告した。

ブラックウエルを暫時退室させ、審議の上、特別委員の職は十二月末日まで と決定、そして西印度諸島方面の市場調査をブラックウエルに依頼することを決し、その交渉は委員長に一任することにした。

委員長は婉曲なるように聞える為め、木村委員にも暫く退室して貰らおうとも思ったが、称賛もし、礼を述べねばならず、それには寧ろ実況を明らかにしてと考えられるので、そのまま着座して聞いて貰らう、と先ず述べてから、実は上海と香港駐在の商務官各々から、私信を以て、木村氏が英国籍の東洋人系として、加方局委員の席をしめ、また特別委員として、管理法の釈明や取引関係上の質疑応答にあたったので、支那系輸入商やこれらに直接連繋する支那人の取扱業者達が、管理法の権威と加方局の公平措置に対する理解と信頼をたいに深めたことは、塩鰊産業のため絶大な貢献であったと見られる。木村委員を特別任務のもとに派遣した加方局の時宜を得た処置は必ず将来好結果をもたらすものと信じる。と結んであった。」と報告した。委員一同は拍手を以てこれに答え、謝礼金の審議に移った。木村は日、加間の往復費用はCSHEが負担するし、支那旅行の費用はブラックウエル委員が局の費用として提出する筈、また旅行中と雖もCSHEから月給を受けている故、謝礼金は不要であると話した。しかし委員等はブラックウエルに俸給を払っている故、とをおも審議を続け、結局謝礼金とは せず、俸給として、(勤議ネルソン、松山)五四五弗の支給を万場一致で可決した。木村はもとより俸給を受ける積りで支那に出張したものではないし、偶然に自分の立場が支那人に好感を持たれたにすぎないから、辞退すると云ったが、委員長は日本や支那滞在中には定めし交際費や雑費も要したことと思う。また、全員が拍手をもって謝意を表し、一致で決議したもの故是非受納されたいと述べたので、木村は心よくこれを いれることにした。

一月十日の集会で、上海向け一、五〇〇包、香港向け四二〇包、いづれも二六弗売で契約成立、そして少量の残余手持ち品も香港あてに売約が予想されると幹事より報告した。支那政府の銀回収政策に依る対米為替相場異変で苦難な年であったが、兎に角損失をせず切抜けたことを、委員等は喜び合った。

ブラックウエル氏を座長し、塩魚の新市場としてのキューバ、ジャメイカ、

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-136
www.nikkeimuseum.org

及びツリニダッド諸島の有望性調査に当らせ、その後ブラックウエルの推薦に依つては、オニ股の市場として更らにブラジルとアルゼンチン国の調査も考慮することに決した。先ず西印度諸島の調査に二ケ月を要すると見て、月給二五〇弗宛と旅費や滞在費等を含め二、〇〇〇弗の予算を計上した。これをブラックウエルに提案し、一月一日から調査委員に任命する了解が成立した。

二月十日の集会では、十五日出帆予定のプ・ジエアーソン号積八七〇箱が出当り二六弗で香港渡し契約が成立し、これで残荷手持品全部が契約済みになつた旨幹事は報告した。

休会後、松山氏は、「木村君、二六弗発で推しとおしたのは管理法のお蔭だな。CSHEの自発的統制案ぢげば、この当時相場異変下で、局外者として君がどんなに勤告しても、一部の連中は聞き入れず、恐らく自由販売に移り、究極的には投げ売りに終つたことであろうと思う。」と述懐された。木村も且つて支那の排日貨対策が成功した次年度の顧末を回顧し「同感です。」と肯定した。

四月九日の集会で、上海駐在商務官から三月十七、十八及び二十日の書信で、上海の取扱業者は神戸組合から塩鰊を求めたく、局の意見を徴してきたので、神戸駐在の商務官をわずらわし組合側に交渉したが、神戸側は上海転売を欲つしないので、この旨上海に打電したと幹事は報告した。委員等はこれを了承した。

幹事の処置を承認した。

△西印度諸島塩鰊需要調査失敗に終る。

七日付けブラックウエル調査員から西印度諸島に於ける塩鰊市場は極度に狭い。大西洋岸から練樽詰め塩水漬、二〇〇封度詰のものが、CIF、五弗二五仙で少量輸入されている。チヤム鮭塩水漬を取扱希望者はあるが、これも量に限度がある。自分の意見としては、これ以上滞在の要はないと思う。局が調査停止の意見なら、二五〇弗程度電信送金されたし。」と来電したことを幹事は報告した。各委員は審議の上、全員一致で調査打切りを決し、(為替で)

ブラックウエルに帰暁するよう打電することを幹事に指図した。

十一月八日の集会で既製の塩鰊以外の輸出を禁止し、業者の収益均衡を計ることを決定したが、西海岸の業者中には損害を蒙つたものもあろうし、これら損に対する適宜処置を講ぜねばならぬ。従つてこれに関する局の方針を明確化する必要があると幹事は提案した。また木ルソン委員は、コースト、パッカースの会社から収益均衡に関する局の決定と問い合せてきたと報告したので、この件の審議に移つた。木村委員はこの件に付いて意見を述べたい故、暫時猶予を与えて貰いたいと云い、委員長はこれを認可した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-137
www.nikkeimuseum.org

▲収益均衡案に関する木村委員の意見。

木村は、「今期節半ばに至らぬうち、突然支那政府が銀回収政策を実施の結果、対米為替相場は暴落し、これに加えて先き物為替の設定が困難になり、塩鰊の市販は恐慌状態に陥ったため、局は生産者の損失防止策として止むを得ず既製品以外の輸出を禁止することを決した。そして、可及的に業者の収益均衡を計る一方法として、西海岸の生産者に東海岸の既製品を原価(一割二五歩と鉄札幣金の部割(いずれもカナダ貨)を払って購入、市販に参加することを勧めた訳である。グリーン、コーヴ塩蔵所は当初この勧告をいれず、引き続き経済したが、不漁のため遂に五二三分相を求めて市販に売ったのであった。漁は水もの故、コースト、パッカースが漁業を経続しておれば業外好結果を得たかも知れぬが、今期西海岸には概して鰊の群来は非常に僅少であったことは否めない事実であって、群来しないものは漁獲もできないのは道理である。統制市販されている野菜や果物類とても収穫して相場建めや荷造りをしなければ収益にあづかる訳には行かず、鶏卵の生産しないものや搾乳されていない牛乳に対する市販参加が不可能なことは明白である。今期の塩鰊は支那の為替相場異変に禍いされたもので、誰も予測せなかった処で、不可抗力である。生産者中損失を蒙むったものに対しては気の毒に堪えぬが、とえって、この損失を補うため強制的に他の業者をして損失を補填さす権能は局には全くない訳である。斯くいうと西海岸の生産者に何等の同情も示さないと見られるであろうが、事実としては東海岸の業者にも十一月八日の生産禁止令で重圧加えられた結果に終ったから、この点も明らかにしておきたいためである。

西海岸では漁者に漁獲高に依り応当方式で支払っているが、東海岸では総べて月給制度に依る。しかも永年の労資関係の仕来りで一毎期、大体期末まで雇傭している。従って十一月八日限りで解雇することは不可能な事情にあるのである。最少限度年末までの給金を支払うことは無視できない必然なのである。それに加えて出荷は二月までに及ぶため、相当数の就働者はペイ、ロールに残ることになる。独身者等は工場で正月を祝う習慣なので、この費用は当然見積る必要がある。これらの事情に通暁しているカナディアン、フィッシングの創年

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-138
www.nikkeimuseum.org

ブラックシエル漁業会社や、永生号（葉、永茂）は各々の工場を閉鎖して、当初から
CSHEの株主等に原価を支払い生産品台与を受ける契約を締結したのである。グリーン、コーゴ塩蔵所がネルソン委員の説得にも拘わらず、期末まで営業したことは特殊な労資関係に留意したことに他ならないと理解される。右の次第故、十一月八日局が為した禁止令に依つて、単に西海岸の生産業者支けには止まらず、東海岸の業者等も共に犠牲を払つたのである。そしてさた、局の発布した輸出禁止令は支那政府が急転換的に実施した新貨幣制度に源因し、不可抗力的な行動であつたことを再度明確にしておく次第である。以上の諸点を考慮に入れて充分審議されるよう切望する。」と述べた。（以上）

審議の結果、来期総産量を決定する際今期一部生産者等に圧を加える結果に終つた経験を活かすことと決した。

幹事の提出したオクタ管理局宛の年次報告書草案を一同通読し、（動議ペーン、木村）万場一致で郵送することを可決した。

五月十七日の集会にはブラックシエル市場調査委員も列席し、キューバや西印度諸島の塩鰊事情を話した。局としては調査の結果を参考にしたいものに台布する用意が必要と見られるので、報告書の作成を要請した。そしてブラックシエルの任期を五月末日までとすること（動議クローフオード、木村）を決定した。来期生産業者等が希望すれば再度ブラックシエルを東洋に派遣する案もあつたが、若し可能なら、委員長が出張すれば、局の威信を増し、又儀礼にもかなつていると云う案がでた。委員長は自身出張の要ありと局が決定すれば、三ケ月程度を東洋で過ごしてもよいと意見を表明した。時日に余裕があるので、この件は改めて審議することになつた。

△天産物市場管理法は「憲法違反」の意見。

六月十七日の集会では、市場管理法は憲法違反である、とする大審院の意見が発表されたことを委員長は報告した。そして自分の行動を他の委員が反省してくれるものと確断し、ノリス弁護士（Mr. T. G. Norris, K.C.）の意見を徴した処、「地方局は従来通り継続すること、理由は政府の照会に基づき、大審院が単にその意見を述べたものであつて、判決ではない。」と聞いたことを語した。そこで委員長の行動を（動議クローフオード、松山）で一致承認した。

委員長は薬物輸出管理地方局から「薬物輸出局は農務大臣に大審院の意見に依り明白となつた違憲の字句を除去し、産業組合が州管轄大臣と新法規を案出、制定するまでの漸定措置として、現行管理法下に依る統制継続可能化を計るよう、篤志斡旋した。貴局も我等と同意見なら、首相、農務大臣

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-139
www.nikkeimuseum.org

並に州選出議員宛に右記提案を直ぐ打電されたし。」と受電した旨を報告した。

審議に移り各委員は縦制、総統の意見であったが、これについてはCMA漁業、魚肥、魚油部門とCSHE総主集会の決定に基づくべきであると大体一致した。しかし、ネルソン委員は西海岸の生産業者等に対してはプール方法か、何等かの調整法式に依る公平な塩鰯収益の配分が得られるような確固とした方針を指示せねばなるまいと力説した。

◬西海岸生産者等の態度に関し、木村は委員長と内談。

六月十九日木村は委員長を訪ねた。十七日の集会でネルソン委員の声明した(不可解な)西海岸の生産者等に対する所謂公平な塩鰯収益の配分を与える、確固とした方針指示の件を明確にしておく必要を感じたためである。

木村は、「一昨日ネルソン委員が力説した、プール方法か又は調整法式に依る公平な収益配分を西海岸の生産者等に与えねばならぬ、という意見につきこれを明確にするため反問しようと思ったが、あの際ネルソンを問い詰めた結果、CSHEの総主等に塩鰯収益の配分を与えるような言質を得てはと考え、市販統制継続を勧告する場合に、もしも障碍となるような言質を得てはと考え、思い止まったのである。市販済のもののプール計算に基づく配分は既に実施しており、疑義はない筈であるから、結局調整法式に依る収益配分が問題視される訳である。西海岸の生産者等は生産割当さえあれば、仮令未製品であってもこれに対する配分を断固としていると観える。しかも東海岸の業者に対する公平なる配分については一顧も与えていないとは見えない。この件については既に収益均衡審議中に縷述したから省略するが、(頁一三四参照)出荷可能でない塩鰯に対する配分は妥当でないと思う。販売面に於て既に立証された通り、初期出荷のものが特に高価であり、日系が売り山開さなくても漸落を続け、消費最盛期には高や各処の高級官の尽力にも拘らず一瓶二六弗であって、原価を約一弗丈け超過する程度である。この現象は一括取引の各月損値段を見ても明らかである。従って、未製品に対して収益均衡の配分を為すことが、如何に不公平を醸すかということは明瞭であり、未製品に対する配分はあり得ないと信じている。若しも私の解釈が正しいと思考されたら、ネルソンに注意を与えていただきたい。」と話した。

委員長は、「君の解釈通りであるからネルソンには適宜に注意しよう。いづれそのうちにはホッパー市場管理局長から遺憾の点を明らかにしてくれるであろうから、それに依ってノリス弁護士に相談して、州の立法部と統制案の審議を宣伝しよう。日系生産業者にとって不公平な案を画策することは絶対にないという確信。以って、CSHEの株主全部に管理法継続を勧告して貰いたい。」と確約した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-140
www.nikkeimuseum.org

△市場管理法(オタワ)違憲に関する大審院の意見書。

六月二十三日ドルトン委員長から電話を以て「主題」を入手し、一部剰余をタイプさせた政、通読を勧めると話があったので、本村は早速これを受取って来た。

審査に任じたのは、大審院判事長(THE CHIEF JUSTICE of THE SUPREME COURT of CANADA)の他に下記五名の司法判事(JUDICIARY JUSTICES - 以後 J.J.と略称)リンクレー判事(J.J. RINFRET)キャノン判事(J.J. CANNON)クロケット判事(J.J. CROCKET)デービス判事(J.J. DAVIS)カーウイン判事(J.J. KERWIN)であった。

この意見は強制的に営業者側から求めたものではなく、一九三二年より紛糾を重ねている某物市場管理法の係争(LAWSON vs. INTERIAL TREE FRUIT & VEGETABLE COMMITTEE)の判決(1931, S.C.R. 367)に際し、カナダ国家的範囲と見て、オタワ政府の「貿易、商業」の項目下に立法されるべきか、又は「個人…私人、或は地方的商取引」と見て州の立法下におくべきかが明確にされ、後者(即ち州の権限)が正しいと判定されたので、中央管理局(オタワ)それ自体が憲法上から見て管理法に疑義を抱いた模様で、大審院に移牒の際「憲法を犯しているか判断されたし」と要請している。大審院ではカナダの憲法制定以来、これにからする種々の係争に関する判決例を引用、摘要し、憲法(CONSTITUTION ACT - BRITISH NORTH AMERICA ACT…B.N.A. ACTと略称)には貿易や商業取引(TRADE & COMMERCE)に関する立法を為す権能がカナダ政府に在ると明記されているが、これは広義に解釈すべきではない。その証拠に第九一条、一五項に「銀行法」、一七項に「重量及び度量法」、一八項に為替手形及び約束手形法」、一九項に「金利法」、二一項に「破産及び支払不能者法」をオタワ政府が立法できるとあり、これらの他に国際裁定に基づく「航海法」、「航空法」、「ラジオ放送法」、「関税法」などの制定もできる。そして仮令え州法に依り設立された保険会社であっても、国際全体の福祉上にはこれの取締法も立法できる。また緊急事態に際し、仮令えば悪質伝染病の「防止法」とか、社会の安寧、秩序の破壊、風紀紊乱の危険を生じた際の「取締法」も妥当とある。

しかし、前述の通り九一条には銀行法、重量及び度量法、為替手形及び約束手形法、金利法、破産法等が列記してある。これらは歴然として貿易や商取引に関するものであるから、憲法を広義に解釈すべきならば重複、列記の必要はない。カナダは自治州の連邦組織に依って構成されており、各州の自治権を破壊せぬよう憲法が主眼されている。従って、或る種の除外例を設けているが、憲法上もカナダ政府の貿易、商業関係の立法権は狭義に見ることが至当であると断定する。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-141
www.nikkeimuseum.org

カナダ政府は会社を設立し、国内各州に於て商取引に従事することは可能であるが、管理局を設置し、憲法上財産権と公民権は専ら州の権限下に在るにも拘わらず、州内の或る種の農業や産業に従事している公民の自由を拘束することは、憲法違反であり、貴局の具申に対し「然りと答える。」とあった。

また、もし農業や生産業面で斯る管理法を必要とすれば、州政府が立法するであろう。その際輸出貿易上或る種の間隙を補充するため、中央政府の立法を要する場合、州政府の依頼によりオタワは随意的な立法を為し、州政府に協力することが望ましい旨が暗示されていると見られた。

憲法違反の断定到達迄において為された憲法擁護中、戦時下に於ては、勿論全ゆをあげて関与する必要上、或はまた飢饉の際は非常事態対応策として、州法の有無に拘らず、カナダ政府は緊急法を発動し、必要な立法ができると解釈されていた。

なお大審院のこの司法官等は市場管理法に関する意見以外に「最低賃金法」(MINIMUM WAGES ACT)、「限定就労時間法」(LIMITATION OF HOURS OF WORK ACT)、「週休日法」(WEEKLY REST DAY ACT)、「就職及び社会保険法」(EMPLOYMENT & SOCIAL INSURANCE ACT)、及び「農家債権者救済法」(FARMERS' CREDITORS ARRANGEMENT ACT)についても意見を徴せられ、多忙を極めていることも付加しておく。

△地方局は暫時旧法に依って運営を決定。

大審院の意見発表に依り旧法に基づく統制、市販は永続できないので、局は州法に準拠する管理法の草案作成をノリス弁護士に依頼した。が、これとても州議会に民間法案(PRIVATE BILL)として提出し、議院の特別審議委員会を経てから上程、承認を仰ぐものである。しかし、大体に於て政府側提出の法案総べての審議終了後、民間法案の審議に移るのであって、しかも議会開院の都度州内の市、町、区(MUNICIPALITY)等からの法案が多数上程されるし、これらは受付けの順序に依り審議されるのである。従って市場管理法が急速に承認される確証はない。故にノリス弁護士の意見を通り旧法に基づき運営すると決した。

地方局の年度更変期は八月末日であるから、茲で一九三五―三六年の統計表を記載する。(註、幹事作成の報告書は全部が日時順に列記してある丈で、いちいち比較することは不可能なので、右報告書に準じたものを、改訂し、比例数字を記入したのである。)

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-142
www.nikkeimuseum.org

塩鰊生産割当・現実出荷・他社に分与・現実生産量内訳一覧表（1935-36年度）

工場名（東海岸の部）	生産割当（箱）	現実出荷量	他社に分与量	現実生産量
B.C. FISH SALTERIES LTD. （向井・太田）	6,515	6,560	1,545	8,105
CANADIAN SALTERIES LTD.（杉山・福山・田端）	6,955	6,137	1,420	7,557
COWICHAN SALTERIES LTD.（鈴木）	6,515	6,396	1,687	8,083
J. KASHO & CO. LTD. （嘉祥）	6,955	6,621	1,421	8,042
T. MATSUYAMA & CO. LTD.（松山）	6,515	5,935	1,546	7,481
MORESBY ISLAND FISHERIES, LTD.（大出・松山）	6,515	6,333	1,546	7,879
PACIFIC SEA PROCTS EXPORTERS LTD.（白石）	6,515	6,121	1,546	7,667
〃 〃 〃 〃 〃（白石・怡利）	5,795	3,400		3,400
S. TANAKA & CO. LTD. （田中）	7,725	7,138	1,806	9,019
YIP SANG CO. （葉求茂）	5,795	3,057		-0-
CANADIAN FISHING CO. LTD.（NANAIMO）	6,580	5,245		-0-
BLACKWELL FISHERIES LTD.（JESSIE ISLAND	6,580	3,767		-0-
CSHE規約に依る供出品		75		75
小計（東海岸）	78,960	66,785	12,592（※）	67,308
工場名（西海岸の部）				
COAST PACKING CO. LTD.	4,000	1,050		1,050
GREEN COVE SALTERIES LTD.（大出・樫野）	5,000	2,720		2,197
NORTHERN CHIEF PACKING CO. LTD.	4,000	1,111		1,111
小計（西海岸）	13,000	4,881		4,358
東、西海岸 ---------- 合計	91,960	71,666		71,666
※分与量内訳				
YIP SANG CO.（葉求茂）			3,057	
CANADIAN FISHING CO. LTD.			5,245	
BLACKWELL FISHERIES LTD.			3,767	
GREEN COVE SALTERIES LTD.			523	
			12,592	

摘要

葉求茂，カナデアン フイッシング会社，及びブラックウエル漁業会社は鰊漁期当初よりCSHEと生産物分与契約を締結していた。

グリーン コーヴ塩蔵所は十一月二十六日地方局が市販異状に依り、生産者の収益均衡を計る決定を為したので、これに基づき期節末に分与を得たのである。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-143
www.nikkeimuseum.org

塩鰊出荷一覧表 (1935-36年度)

船名	出帆	積荷総数(箱)	神戸宛	上海宛	香港宛	売値(㍍当り)
日枝丸	10/12	2,500			2,500	U.S.$41.00
ﾌﾟ・ジェファーソン	10/26	2,000		1,500	500	40.00
平安丸	10/25	1,291	1,291			37.75
イキション	10/27	2,206	2,206			37.75
ノールウエイ丸	11/5	4,000	4,000			30.00
ﾌﾟ・ジャクソン	11/9	2,002	2,002			30.00
氷川丸	11/14	2,500	2,500			30.00
タンタラス	11/17	5,000	5,000			30.00
鳥取丸	12/1	7,500	7,500			27.50
東星丸	12/15	5,009	5,009			27.50
平安丸	12/21	2,991	2,991			27.50
ﾌﾟ・ジャクソン	1/4	1,861			1,861	26.00
氷川丸	1/4	5,401	5,401			26.00
新興丸	1/1	2,500	2,500			26.00
テインダリアス	1/5	2,500		2,500		26.00
ﾌﾟ・マキンレイ	1/5	3,150		1,000	2,150	26.00
日枝丸	1/22	4,602	4,602			26.00
ﾌﾟ・グラント	2/1	4,250		2,000	2,250	26.00
イキション	2/2	1,750		1,500	250	26.00
平安丸	2/15	2,500	2,500			26.00
ﾌﾟ・ジェファーソン	2/15	871			871	26.00
ノールウエイ丸	2/14	2987		2,987		26.00
氷川丸	2/29	2295	2,295			24.00
		71666	49797	11,487	10,382	
		14,333.2㍍	9,959.4㍍	2,297.4㍍	2,076.4㍍	
		(100%)	(69.485%)	(16.028%)	(14.487%)	

官許輸出商取扱高

CSHE= 64,201箱, 12,840.2㍍ (89.584%)
PSFS= 7465箱 1,493㍍ (10.416%)

東・西海岸生産量内訳

東海岸= 67,308箱, 13,461.6㍍ (93.919%)
西海岸= 4,358箱, 871.6㍍ 6.081%)

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-144
www.nikkeimuseum.org

塩鰊出荷一覧表（一九三五―三六年度）（右方からご通読）

船名	出帆	神戸向 神商組合	上海向 永和洋行	上海向 源大洋行	上海向 三井洋行	香港向 三和興	香港向 ユニオン貿易	香港向 三井洋行	取扱商 CSHE	取扱商 ジェーファー	取扱商 バークス	積荷総数	摘要
日枝丸	10/12					850	800	＊850	1,275	800	425	2,500	＊印、香港三井洋行の購入
プ・ジェファーソン	〃/26		800	400	300	170	170	160	1,270	570	160	2,000	※CSHEとバークス、フローフオード商会が約半分宛を
平安丸	〃/25	1,291							1,291			1,291	取扱かつた。
イキション	〃/27	2,206							2,206			2,206	
ノールウエイ丸	11/5	4,000							4,000			4,000	
プ・ジャクソン	〃/9	2,002							2,002			2,002	
氷川丸	〃/14	2,500							2,500			2,500	
タンタラス	〃/17	5,000							5,000			5,000	
鳥取丸	12/1	7,500							7,500			7,500	
東星丸	〃/15	5,009							5,009			5,009	
平安丸	〃/21	2,991							2,991			2,991	
プ・ジャクソン	1/4					600	500	＊761	986	500	375	1,861	
氷川丸	〃/〃	5,401							5,401			5,401	
新興丸	〃/11	2,500							2,500			2,500	
テインダリアス	〃/15		2,500						2,500			2,500	
プ・マキンレイ	〃/〃		500	500		750	750	＊650	1,575	1,250	325	3,150	
日枝丸	〃/22	4,602							4,602			4,602	
プ・ブラント	2/1		1,500	500		750	750	＊750	2,625	1,250	375	4,250	
イキション	〃/2		1,000	500			250		1,000	750		1,750	
平安丸	〃/15	2,500							2,500			2,500	
プ・ジェファーソン	〃 〃						500	＊371	186	500	185	871	
ノールウエイ丸	〃/14	2,987							2,987			2,987	
氷川丸	〃/29	2,295							2,295			2,295	
		49,797	9,287	1,900	300	3,120	3,720	3,542	64,201	5,620	1,845	71,666	
		9,959.4俵	1,857.4俵	380俵	60俵	624俵	744俵	708.4俵	（右欄――摘要――参照。）			14,333.2俵	
	神戸発＝	（69.485%）	12.959%）	（2.651%）	（.418%）	4.354%）	（5.191%）	（4.942%）				（100.0%）	
			（上海向、積荷総量		=16.028%	（香港向積荷総量		= 14.487%）					

摘要：各店別契約取扱表

CSHE	ジェーファー、ハガート商会	バークス、クローフオード商会
六四、二〇一箱（八九・九八四%）	五、六二〇箱（七・八四二%）	一、八四五箱（二・五七四%）

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-145
www.nikkeimuseum.org

142.

塩鮭生産割当 (1935年度)

等級	割当(箱)	生産者名	鑵詰番号	生産工場所在地
F	900	嘉禅商会	583	REID Is., B.C.
A	2,000	MORESBY Is. FISHERIES, JEDWAY LTD.	586	JEDWAY, Q.C. Is., B.C.
C	1,500	吉田模也	587	PHOENIX CAN'RY, STEVESTON, B.C.
F	900	B.C. PACKERS LTD.,	588	NAMU, B.C.
D	1,200	CHAMISS BAY PACKING Co. LTD.	589	CHAMISS BAY, B.C.
A	+100 2,000	GREEN COVE SALTERIES LTD	590	GREEN COVE, B.C.
D	+400 1,200	B.C. PACKERS LTD. (誰本・下野)	591	IMPERIAL CAN'RY, STEVESTON, B.C.
B	-100 1,800	HOWESOUND FISHERIES LTD.	592	ALERT BAY, B.C.
E	1,000	田中商会	593	REID ISLAND, B.C.
D	1,200	VINCE & Co. LTD.	596	BLIND CHANNEL, THURLOW Is., B.C.
E	1,000	田中元吉商店	597	SUNBURY, B.C.
D	+600 1,200	リバーフィッシ会社	598	BOWDITCH WHARF, STEVESTON, B.C.
F	900	小島橘太郎・朝日奈仁一	599	DESERTED BAY, JERVIS INLET, B.C.
E	1,000	土屋 一	600	JACKSON PASS, PRINCESS ROYAL Is., B.C.
F	900	高橋儀兵衛	601	STEVESTON, B.C.
D 白	1,200	COAST PACKING Co. LTD.	602	Mc CALLUM BAY, B.C.
F	900	CANADIAN FISHING Co. LTD.	604	VANCOUVER, B.C.
C	1,500	中村長助	605	TELEGRAPH COVE, B.C.
G. 白	700	NELSON BROS. FISHERIES LTD.	606	CEEPEECEE, B.C.
D 白	1,200	〃 〃 〃	607	ST. MUNGO CAN'RY, FRASER RIVER.
F	-200 900	VINCE & Co. LTD.	608	SARITA BAY, B.C.
D 白	1,200	DEEP BAY PACKING Co. LTD.	609	DEEP BAY, BAYNES SOUND, B.C.
G	700	GREEN COVE SALTERIES LTD.	610	SCOW ON NITINAT LAKE, B.C.
F	-600 900	松山商会	611	NEW CASTLE Is., NANAIMO, B.C.
G	700	ARMAC PACKERS LTD. (松山)	612	TOQUART, B.C.
D 白	1,200	NORTHERN CHIEF PACKERS LTD.	613	ECOOLE, B.C.
G	700	COWICHAN SALTERY Co. LTD	614	NORTH GALIANO Is., B.C.
F	-200 900	B.C. FISH SALTERIES LTD.	615	NORTH PENDER Is., B.C.
F	900	KINGCOME PACKERS LTD.	616	LADNER CAN'RY, LADNER, B.C.
D 白	1,200	TAHSIS PACKING Co. LTD.	617	TAHSIS, ESPERRANZA INLET, B.C.
F	900	QUEEN CHARLOTTE SALTERY	618	QUEEN CHARLOTTE CITY, B.C.
	34,400	(但しチャム鮭のみに対する基準。他種は自由生産制とする。)		

不活性新規に鑵詰を受けたもの(即ち白鮭)には400箱の割当を与えるにも拘らず、新規生産者中の経験を有する者が少く、漁獲の多寡が実績から結果した生産量が自然のために出来ないから、従って、新規のものの割当を実績によれば生産量を減ずるにも拘らず、生産量を減ずるにも拘らず、400箱程度の割当がなければ経済的生産は不可能であるとの理由に依り、かねての約束通りに此の割当がなされた。これも記録割当案が多数決で通過したのである。

加奈陀塩鮭輸出販売統制会社(SSE)で生産に当たり、生産原価の低下を計るため、すべての共同生産法の実施を申し合せたが、その実行を困難と見て漸次に離脱、下野(下野部吉の後継者下野直治工門)の共同生産契約が成立したわけである。これらSSEに残った会員に対する補償金も支払うため、初めの約束、1カン当たり100箱、ブイスン会社300箱、加太商会(ナナイモ工場)から300箱、B.C.フィッシャーズから200箱、合計1100箱の割当を自発的に辞退したが、これらはグリーンコーブに100箱、残り下野に400箱及びリバーフィッシ会社に300箱の追加割当てを行い、総生産の縮小を計ったのである。勿論この追加は計数上得たる前例にならないようにとのことである。

塩鱒生産一覧表（1937年度）

（従来と対比の比較を容易にするため、旧三表と同順序に依り表示。）

生産者名	チヤム鮭	白スプリング	ピンク（鼻曲）	コーホー（銀鮭）	サカイ（紅鮭）	合計箱数
嘉神商会	900					900
MORESBY ISLAND FISHERIES, JEDWAY LTD.（向井太田）	2,000					2,000
吉田槇也	1,565	269	379		4	2,217
B.C. PACKERS, NAMU CAN'RY （松山）	1,002					1,002
CHAMISS BAY PACKING CO. LTD.（松山）	1,107					1,107
GREEN COVE SALTERIES LTD.（大出.樫野）	2,009			227		2,236
B.C. PACKERS, IMPERIAL CAN'RY（鍵本.下野）	1,230					1,230
HOWE SOUND FISHERIES LTD.（杉山.福山）	1,875					1,875
田中商会（S. TANAKA & CO. LTD.）	1,033		166			1,199
VINCE & CO. LTD., BLIND CHANNEL（松山）	1,200		2			1,202
田中元吉商店	1,178		33			1,211
リバーフィッシ会社	1,200	19	133	2	2	1,356
小島福太郎.朝日奈仁一	920		130	5		1,055
土屋一	1,034		125	18		1,177
高橋儀兵衛	924		67	41		1,032
COAST PACKING CO. LTD.	1,229					1,229
CANADIAN FISHING CO. LTD.	908					908
中村長助	1,485					1,485
NELSON BROS. FISHERIES LTD.（C.P.C.） 〃 〃 〃 〃（ST. MUNGO）	2,119	17				2,136
VINCE & CO. LTD., SARITA BAY（松山.寺西）	900					900
DEEP BAY PACKING CO. LTD.	1,223					1,223
GREEN COVE SALTERIES, NITINAT（大出.樫野）	700					700
松山商会（ナナイモ工場）	854					854
ARMAC PACKERS LTD., TOQUART.（松山）	718					718
NORTHERN CHIEF PACKERS LTD.	1,280					1,280
COWICHAN SALTERY CO. LTD.（鈴木）	727					727
B.C. FISH SALTERIES LTD.（向井.太田）	899		5			904
KINGCOME PACKERS LTD.	877		2			879
TAHSIS PACKING CO. LTD.	1,206					1,206
QUEEN CHARLOTTE SALTERY	912					912
	35,214	305	1,042	293	6	36,860

斡事件の報告書は、チヤム鮭（ニヤク）、白スプリング（鱒のスケ）、サカイ（紅鱒）、ピンク鮭（ホン鱒）及びコーホー鮭（銀鮭）を合み、三七、四七一箱となつてゐるが、これらチヤムがクイーン島漁業調査船の塩鱒五七一箱とハールゼイ林業（神戸）の直送の塩鱒四〇箱が計上されてゐない。

元来カナダ産塩鱒は英国を中心とした欧米諸方の消費を対象に開拓されたものであり、永年に亘り該地方の市販状態を調査してゐる。

開後つゞき日露と神戸向けの塩鱒合計六一箱を控除し、三六、八六〇箱合の統計を示すことにした。

なおすた前述報告書には船名、漁夫、出荷許可日、出漁数量が日時順に記録してあるが、生産者や出荷主個々の行為は一切不明であり、後者に改良することは困難に見受けられた。依つて各方面を調査した結果を綜合、改訂した統計表を作成した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-147
www.nikkeimuseum.org

委託先 / 荷主	日食工	小林商店	水産組合	恵山商店	大川商店	飯山商店	田村商会	高杉商店	三井物産	古屋商店	塩崎漁業部	中村友助	高橋	小富	釧路	合計箱数	委託比例 %
バークス、クローフォド									800							800	2.170
カナダアン、フィッシング	908															908	2.463
コースト、パッカース										1,229						1,229	3.334
ディガベイ、パッキング	1,223															1,223	3.318
古屋商店										1,000						1,000	2.713
グリーンコーヴ	1,535		2,437				1,090									5,062	13.733
ハラサウンド	252	1,200		800												2,252	6.110
嘉祥商会							900									900	2.442
小島朝日奈				57	1,000			197			880			30	68	2,232	6.055
松山商会			5,425													5,425	14.718
中村長助	2,774	179										442	7			3,402	9.230
ネルソン漁業		335													17	352	.955
ノーザンチーフ									1,280							1,280	3.473
リバーフィッシ会社	1,956															1,956	5.307
鎧本、下野	997		834													1,831	4.967
高橋儀兵衛			25					902								927	2.515
田中元吉商店	709		511				627									1,847	5.011
田中商会				166							1,851					2,017	5.472
吉田演也						2,217										2,217	6.014
(合計)	10,354	1714	9,232	1023	1,000	2,217	2617	1,099	2,080	2,229	2,731	442	7	30	85	36,860	100%

塩鮭出荷並に委託比一覧表（一九三五年度期）（水鮭組合報告に依る）

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-148
www.nikkeimuseum.org

塩鮭荷受一覧表（一九三五年度期）

船荷証券上の名義別のみに依る。左方より順次あり。

船名	出帆日	積荷合計	※日食工	小林商店	北鮭組合	松山商店	大川商店	飯山商店	田村商会	高杉商店	三井物産	古屋商店	塩崎貞太郎	雑口
氷川丸	9/28	219	212											7
ティンダリアス	10/6	78	78											
日枝丸	10/12	1,748	420					130	400				784	14
平安丸	10/26	5,817	1,596		1,865	400		268	751	150			600	187
イキション	10/27	1,360	625		170			165	200				200	
ノールウェイ丸	11/5	5,809	1,497		1,699	457		210	840	175		663	196	72
氷川丸	11/14	7,990	3,152	444	2,116			400	426	166		567	700	19
タンタラス	11/17	3,591	1,297	470	1,560			250						14
アマキンレイ	11/23	200									200			
南満丸	11/23	5,783	818	300	1,072		674	150		169	1,680	799	91	30
鳥取丸	12/1	1,737	408	100	303	166		400				200	160	
アルシビアス	12/3	306			15					257				34
日枝丸	12/5	2,193	251	391	432		326	244		179	200			170
平安丸	12/21	26		9										17
日枝丸	1/22	3								3				
	(合計)	36,860	10,354	1,714	9,232	1,023	1,000	2,217	2,617	1,099	2,080	2,229	2731	564 △
受荷比例(%)		(100%)	28.090	4.650	25.046	2.776	2.713	6.014	7.100	2.982	5.643	6.047	7.409	1.530

※日本食料工業KK.

△144頁の雑口扱いは85となっているが、中村友助宛442、小島宛30、及び高橋宛7箱、合計479箱を四分したためである。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-149
www.nikkeimuseum.org

塩鮭生産・出荷仕訳表（一九三五計度期）

「塩鮭生産一覧表」（本一四三頁）を見て、更に「塩鮭出荷業者別一覧表」（本一四四頁）を閲覧比較する場合、生産量を出荷しているもの、生産量以上に出荷しているもの、或は生産量以上に出荷したものがあることを発見されるであろう。

この表はそれらを仕訳し或る程度説明を加えて疑義の明確化に資するため作成したものである。（先の二つ閲覧あれ。）

生産者	生産量	出荷量	手持剰余量	出荷超過量	摘要
嘉祥商会	900	900			「手持剰余量」と「出荷超過量」は相殺（相互に消合い）さるべき仮定数字である。ツマリ「手持ち」は他の生産者、乃至は仲買商の名儀で出荷されたのである。各生産者は総べての取引を極秘に付しているので、適確に示すことはまったく不可能であるが、たとえば向井、太田手持ちの大部分はグリーンコーヴの名義にて、ネルソンの残荷は中村長助、ターシス製1,000箱は古屋商店、また、クインチャーロット蔵所製の800箱はバークス、クローフォード商会というように各々相互間に秘密裡に了解し合って、（揚げれば"他にも例はあろうが"単に想像にすぎなくなる。）結局全生産量が"出荷されたもの"と視なされるのである。
Moresby Island Fisheries.（向井太田）	2,000		2904		
B.C. Fish Salteries, Ltd.（〃〃）	904				
吉田慎也	2,217	2,217			
B.C. Packers, Namu Can'ry（松山）	1,002	5,425	358		
Chamiss Bay Packing Co.（〃）	1,107				
Vince & Co. Blind Channel（〃）	1,202				
〃 〃 〃 Sarita Bay（〃）	900				
松山商会 Nanaimo,（〃）	854				
Armac Packers, Toquart,（〃）	718				
ハウサウンド漁業会社（杉山福山）	1,875	2,252		377	
田中商会	1,199	2,017		91	
Conichan Saltery Co.（鈴木）	727				
田中元吉商店	1,211	1,847		636	
リバー魚会社	1,356	1,956		600	
小島、朝日奈	1,055	2,232			
土屋 一	1,177				
高橋儀兵衛	1,032	927	105		
Coast Packing Co. Ltd.	1,229	1,229			
Canadian Fishing Co. Ltd.	908	908			
中村長助	1,485	3,402		1,917	
Nelson Bros. C.P.C. & St. Mungo	2,136	352	1,784		
Deep Bay Packing Co. Ltd.	1,223	1,223			
Northern Chief Packers Ltd	1,280	1,280			
Kingcome Packes Ltd.	879		879		
Tahsis Packing Co. Ltd.	1,206		1,206		
Queen Charlotte Saltery	912		912		
Green Cove Saltery（大出裡野）	2,236	5,062		2,126	
〃 〃 〃（Nitinat）（〃）	700				
B.C. Packers, Imperial.（鈴本下関）	1,230	1,831		601	
Birks, Crawford Ltd		800		800	
古屋商店		1,000		1,000	
合計	36,860	36,860	8,148	8,148	

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-150
www.nikkeimuseum.org

筋子生産、出荷表（一九三五年度期）

（船荷証券上の名義に依る。）（左右よう覧あれ。）

船名 / 出帆日 / 荷主	平安丸	氷川丸	ティンダリアス	日枝丸	平安丸	イキシヨン	ノールウエイ丸	氷川丸	タンタラス	南満丸	鳥取丸	日枝丸	タルビアス	平安丸	日枝丸	合計函数	委託比例
	月/日 9/7	9/28	10/6	10/12	10/25	10/27	11/5	11/14	11/17	11/23	12/1	12/4	12/3	12/21	1/22		%
コースト、パッキング										64						64	.380
古屋商店				75	379		453	230	90	207	201					1,635	9.706
グリーン、コーヴ					400		400			227						1,027	6.097
ハウサウンド漁業	420	620		610	500		500	500		658	375	500		74		4,757	28.240
嘉祥商会				36	53											89	.528
小島、朝日茶										55		29				84	.499
松山商会				61	649	70	70	263	281							1,394	8.275
中村長助		185		120	220		104	223	158	32	76	46		20		1,184	7.029
西 繁太郎	120	620		500	212			295				52				1,799	10.680
ノーザンチーフ										193						193	1.146
リバー魚会社		200	50	90	75			300				285		16		1,016	6.031
雑本、下野				50	150		85	210	140			154				789	4.684
高橋儀兵衛		100			50	241	158	20				29	110	66	3	777	4.613
田中元吉商店		111		175	158	44	38	185	106	32	18					867	5.147
田中商会				204	120			225								549	3.259
吉田慎也				72	71		77	100	60	65	100	76				621	3.686
船別合計	540	1,836	50	1993	3,037	355	1,885	2551	835	1,533	770	1,171	110	176	3	16,845	(100%)

（注）筋子は管理法の統制外に在るが、ハウサウンドと西を除く他、大体に於て塩鮭生産過程で製出されるもの故、参考までに上記統計を付加した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-151
www.nikkeimuseum.org

148.

宮古諸島海域 操業取扱高一覧表（1975年度）

船名	出漁日 月/日	CSHE取扱	PSFS取扱	合計箱数
氷川丸	9/28	212	7	219
ディエンデックアス	10/6	78		78
日板丸	10/12	1,614	134	1,748
平安丸	10/26	4,938	879	5,817
イキション	10/27	907	453	1,360
ノールウエイ丸	11/5	4,916	893	5,809
氷川丸	11/14	5,561	2,429	7,990
タンタラス	11/17	2,332	1,259	3,591
プ・マキンレイ	11/23		200	200
南浦丸	11/23	3,003	2,780	5,783
鳥取丸	12/1	1,331	406	1,737
タルシビアス	12/3	272	34	306
日板丸	12/5	1,708	485	2,193
平安丸	12/21	26		26
日板丸	1/22	3		3
	合計	26,901	9,959	36,860
	取扱比例	72.982%	27.018%	(100.%)

◎操業変化先の変動に関する短評。

操業変化送荷に対し、今期漁の当社「最底売価保証条件」を付すことも検討したが、これに依って従来の無条件安売とどの程度変化様相に変化をもたらしたかという点も検討する必要があろうと思うから此る。

一九七四年度の変化統計は左の通りである。

塚田商店　五、一〇七（箱）　秋山商店　二、五〇四　大川商店　二、四八七
近藤商店　五〇二　松岡商店　二〇〇　近政商店　七七
須賀竹商店　四九五　小林商店　八七八　飯山商店　一、一二一
三共商事　二〇〇　中村友助　六七　小島徳太郎　二四
三井物産　四九六　田村商会　六四七　高杉商店　六八一
古屋商店　一、二六　三共水産（日食）　四、一七一　鶴田　六六
合計　二二、〇五九箱であった。従って一九七五年度の総変化量

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-152
www.nikkeimuseum.org

三六、八六〇箱は実に前年よりは一四、八〇一箱の増加で、六七・九七%の増産である。

増産を予想して落伍した受託商もあり、手控えしたものもあった。その半面、潤沢な資金を擁するものは、最底保証条件に怯えるものを予測して、よい

進出時期としたものもあったように見られる。

東京米穀輸入組合系の小林、叡山、大川及び飯山の諸店はそれぞれ一部

出荷者と特殊な関係にあるので、各々単独に信用状を発行したが、他の組合員は大口扱いの塚田商店を筆頭に全部が米穀組合を通じて受託した模様である。

日産系の日本食料工業会社は冷凍倉庫利用の強味を持ち、その傍系会

社、三共水産を陰に活動させ、進出は目覚しかった。昨年度三共水産に三九二箱を送荷した中村長助は今期は日食工に二、七七四箱を委託した程で日食工は

今期総計一〇、三五四箱を受託した。

田村商会は原産地に根拠を有し、しかも東京支店もある丈けに、二、六一七箱を受託し、三井物産は、代理店バークス、クローフォード商会を活用し、二、〇八〇箱を入手した。また、塩崎真太郎は田中(三吉)商会と特別なあいだ柄にあるため、二、七三一箱を得た。古屋商店も現地に在り、塩蔵工場の食料品や資材の供給にあたるので、二、二九箱の委託を受けた。在日の中村友助(長助の父)も四四二箱を受託した。

小林商店は取引先のハウサウンド漁業を傘下に収めた他に中村長助やネルソン漁業から

もかなりの集荷を結果、一、七一四箱を入手した。

右に右述の受託量を再録し、(注、括弧内は昨年度の量)増加率を示すと左の通りになる。

受託者	今期受託量	昨年度受託量	増加率(%)
日本食料工業会社	一〇、三五四(箱)	(四、一七一箱))	二四・八二四(%)
田村商会	二、六一七	(六四七)	四〇・四四八
三井物産会社	二、〇八〇	(四九六)	四一・九三五
塩崎真太郎	二、七三一	(無)	一〇〇・〇〇〇
古屋商店	二、二九	(一、三二六)	一六・八一〇
中村友助	四四二	(六七)	六五・九七〇
小林商店	一、七一四	(八七八)	一九・五二二
合計	二二、一六七	(七、五八五)	二九二・一一六

右記の数字が現われる。しかし今期は昨年に比べて、六七・九七%の増産率故、二二、一六七箱の受託量から之に該当する増産量、即ち一五、〇六七箱を差引き、正味は七、一〇〇箱≒三二・〇三七%の受託増量というのが至当であると思う

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-153
www.nikkeimuseum.org

扨て、前述のように受入側に変化があつた上に、今期初頭から三〇、〇〇〇箱を限度と提案し続けた消費地に対し、三六、八六〇箱を輸出したので、如何ような市販成績を擧げたかは、興味のある質問である。が、生産者等は大体一様に「マア、マアという結果です。」と答える丈けで、結論を見出す術もなかつた。結局は来期消費地側の反応を俟つほかはあるまいと思われる。

▲一九三六―三七年度 地方局委員の選定。

六月十七日の集会でノリス弁護士の意見に従い、地方局は輸時旧法に依る運営を決定したものの、中央管理局（オタワ）が大審院の見解を重視の結果、若しも旧法を破棄し、これの通告を発すれば、地方局としては速時州法に基づく手段を採る必要があるので、ノリス弁護士を督促し、州法の草案を作成して羨らい、待期していた。

処が、八月三十一日付けを以つて、ファンド漁業次官はドルトン氏を地方局委員長に推薦した、と入報があり、旧法の継続は決定的と見られるので、CSHEは即日臨時総会を催し、左の委員を選挙し、これをクラーク幹事に報告した。

委員、木村岸三、松山豊蔵、補欠委員、白石数市、鈴木廉蔵、吉田順也。

CMA、魚肥、魚油、塩魚の部は委員、クローフオード、ブラックウエル、補欠委員に、ネルソン、ドアゼイ、及びデービース（G.L. Davies）を選出した。

九月二日、地方局は集会を催し、委員長は不在なので、（勧誘木村、松山）クローフオード氏を委員長代理に推し、前記選出の各委員等を承認、これを中央管理局（オタワ）に通報すべく幹事に指図した。

クローフオード委員長代理は休会するにはまだ早いから意見の交換をしようと云い、木村に向つて、「大審院の見解発表に依り、日系生産業者等の態度に変化作用が起ると思われるか？」と尋ねた。木村は、「CSHEの様な統一は統制販売の効果を認識しているので、現行法が廃棄されたら州法に依る市場管理に賛成するものと確信している。が、塩鮭の生産者中には不満をもつものもあるらしいので、一致の賛成を得ることは六ケ敷いと思う。それに加えて先日東京から今期、四〇、〇〇〇箱の北洋塩蔵鮭が生産され、平年量よりは約三分の一の増加である。又昨年は不漁に終つた為め、昨年の生産量と今期のそれを比較すると現実には今期は七〇%の増産と入電した。従つて前途多難を思わせる。」と語した。幹事は、「委員長は昨年度の成り行きに鑑み塩鮭統制強化の必要を感じ、既に州漁業局に事前工作をしているらしい。漁業局長は地方局を後援する方針を大体決定した故、委員長が旅行中なら、局の代表に面

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-154
www.nikkeimuseum.org

探して、強化方針を一應披歴してもよい、と案外があった程である。」とそった。これを聞いて、クローフオード委員長代理は、「中央管理局の動きに不安を感じている際であるから、早速州漁業局の後援策を聴取すべきである。木村氏は委員長の信任が篤いから幹事同伴で実庁に出張して貰らおうではないか?」と提案し、委員等は皆、これに賛同した。

△木村委員と幹事、州漁業局の方針を聴取。

木村とクラーク幹事は九月三日、実庁漁業局に出頭した。アレキサンダー次官(MR. GEORGE ALEXANDER, ASSISTANT COMMISSIONER)は両人を直ぐに局長室に招じ入れた。

ピアソン局長(HON. MR. GEORGE S. PEARSON, COMMISSIONER of FISHERIES & MINISTER of LABOR)は彼氏のナナイモ時代から面識のある木村に向い、「如何?今日はヒューイー(ドルトン委員長)の代理が来?」とそって手をさし延べたので、木村は握手しながら、「ノー、ドルトン委員長はまだ旅行中です。今日はクローフオード委員長代理の提案で、クラーク幹事と共に貴局の後援方針を伺いに来ました。」と話すと、局長は「ハロー、ジョージー」とそって、幹事と握手をかわし、「ジョージ(クローフオード氏)も公平な人だから委員長代理には適任者の一人だ。処で、幹事もジョージならば自分もそうだし、また二の次官も同名だから番号でもつけねば錯綜する米。」と局長はなごやかな態度だった。そして言葉を続け、「塩魚業者は概してパイオニア精神に徹している半面に我がままな処があり、束縛の手をゆるめると、直ぐに競争心理、状態に陥いるらしい。」と、述べてから、局長と次官が話した点を纏めると左の通りである。

一、鮭塩蔵工場鑑札申請に際し、申請書中に「工場を管理し、その生産品処分の場合には必ず地方局の指図に従がうことに同意する。」とそう条項を挿入する。

二、また、右記申請書中に「申請者は州発給の塩蔵工場鑑札をもって、地方局から余分(特別)な市販割当獲得を計るものではなく、地方局が認可した市販量のみの生産にあたることに同意する。」との条項も挿入する。従って鑑札所有者は皆、申請書に署名している関係上、該二項を破り得ない立場におかれている訳である。

木村とクラーク幹事は右記二項を復誦し、局長の確認を得て帰暁の途についた。

大体これに依って或る程度塩鮭業者を拘束できようが、新規に鑑札申請を為すものは昨年以上に加増するであろうし、生産、割当決定には、より以上の確執が予想される。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-155
www.nikkeimuseum.org

九月十日の地方局長会議には塩鮭の問題が審議されると予想した松山委員は吉田補欠委員の出席を促したので、木村、吉田両名がこれに望んだ。

幹事は三日、木村委員に随伴して州漁業局長と政府から、地方局長は方針を聴取した経本を報告し、委員の承認を得た。その直後、ドルトン委員長は今期、塩鮭輸出に対する見通し如何と木村に尋ねたので、木村は八日付け日本食料工業からの左の電信を提出した。

「今年の北洋産塩鮭は昨年に比し三割増産、目下昨年のものよりは三〇乃至四〇%安値で売捌き中。この状態に留意し、我が社の供給看等に於つるべく伝えられたい。貴方は減産されるや?」

勿論これに先立ち九月二日の集会で木村が報告済みの東京米鮭組合からの入電もあつたので、今期、カナダ産塩鮭を多量に輸出することは不可能に見えた。一同審議の上、(動議ネルソン、吉田)従来塩鮭生産に従事しつつあつたもので、若し今期繰業を休止しても、一九三七年度生産鑑札を入手、従業に還元すれば、局の決定する市販数量に準じ、生産、輸出に優劣の差別なく参加し得ることを決議し、これを全塩鮭生産者に明示すると同時に、この決議を州漁業局次官に通報するよう幹事に指図した。

一部生産業者は塩鮭の品質証明書を漁業会議所から発給して貰いたいと唱えるものや、塩蔵と同様、領漁業省の発給を希望するものもあつた。幹事は領の品質検査員監督カーライル氏(Mr. CARLYLE, SUPERVISOR OF INSPECTORS)がオタワから近々来晩すると伝えたので、都合をつけて局の集会に出席して貰うよう交渉方を幹事に一任した。

塩鮭委託契約書の統一化が希望され、木村委員と幹事にその草稿作成が委任された。

塩鮭生産工場鑑札の発給数は九月十四日に判明する筈なので、同日集会を催し、市販総量と各工場の生産割当を審議、決定することを申し合せた。

塩蔵生産工場鑑札申請〆切り日を九月二十八日正午とするよう州漁業局に提案することを決議した。

△中央管理局(オタワ)は大審院の違憲意見を上訴。

現行の市場管理法は憲法違反と大審院の意見が発表されたため単に塩魚のみに限らず色々な品種の生産物統制市販が問題視されるので、中央市場管理局はそれらの不安状態沈静策として、一応英国枢密院に上訴したことの通報を得た。これに依り、枢密院の判定が下されるまでは異論なく

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-156
www.nikkeimuseum.org

現行法の実施が合法的に継続されることになつた。

右の結果を全塩魚生産業者に通告し、また、新聞紙上に発表することを幹事に一任した。

△塩鮭生産工場鑑札数依然として減ぜず。

十四日正午過ぎ幹事は木村に電話をもつて、委員長の都合で集会延期を告げた。塩鮭生産工場鑑札発給数は三十とのことで、これら三十工場の過去の実績を調査中であるから、午後に一應目をとおして貰らいたいと依頼された。

午後三時幹事を訪ねた。鑑札発給の表を見ると、一九三五年度に操業した時、六工場は局の示唆に依り鑑札申請を見合せたが、新規申請工場が五ケ所に及んだため単に一を減じた丈けで、合計三十工場に鑑札が下付されている。

過去の実績調査表は漁業省からの報告を待つているが、未だ入手できないとのことであつた。木村は、「一九二〇年以降の記録は所有しているが、これらは船名数量と荷主、または荷主数量と委託先、と区別してある。しかし、生産地区や鑑札名義人、個々の工場で如何程産出されたかが、不明なので、残念ながら貴回の資料にはならない。結局漁業省からの報告を待つとしよう。」と話して別れた。

十七日の集会における木村と吉田補欠委員が出席した。

一、塩魚品質検査員監督カライー氏は列席の都合がつかないとのことなので、漁業省から塩鮭の品質証明書発給に関する交渉を委員長と幹事に委任した。

二、塩鮭市販総量決定に付き懸案を現地情報収集を東京駐在カナダ商務官に依頼していたが、「十五日貴電に依り各店に照会の結果、日本食料三〇、〇〇〇箱、三井物産五〇、〇〇〇箱、他は二〇、〇〇〇箱とおう。」と入電したことを幹事は報告した。

委員長は「総産量の決定は生産割当と関連するので、これに付いて昨年行つた木村委員の意見発表を今一應聴取して認識を新らたにしてから審議に移りたい。」と云い、委員等の同意を得た。

△塩鮭市販総量及び生産割当に関する木村委員の意見。

木村は、「昨年この件に付いて意見を述べたが、その際説明が不充分であつたことに気づき、冒頭にあやまつておきたい。商務官の電信にあつた三井物産の見解は楽観に過ぎると思う。日本食料の数量には堅実味があるようだが、先日入手した同社からの電信を省ると幾分減産を期待してはいまいかと懸念される処がある。他と云うのは東京米鮭組合と見られるが、これは最低売値保証条件を恐れて反応作用を起したと見るべきであろう。依つて市販総量は最低保証条件を明示してから最後的決定に移り他はあるまいと思う。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-157
www.nikkeimuseum.org

扨て、昨年は各工場の生産割当制度をチャム鮭のみに適用し、他品種の生産は随意としたが、あの決定は失策であったことを認めねばなるまい。しかじかの船にこれこれの塩鮭積荷があると報道するため、買人達はこの全数量をもって当然チャムを連想するので、カナダ側にとっては不利な印象を先ず与えることになる。従って、今期は上海、香港直送荷と神戸地区消費用、または台湾転送の塩鱒以外の諸種塩蔵鮭はその品種を問わず、全部を単一的に塩鮭の生産量と算定すべきであると思う。斯くすることによって各種の塩蔵は或る程度抑止されるであろうし、買人達の印象も自然と是正されることになろう。

昨年度新規に塩鮭鑑札を申請したものに対し、低率な生産割当を提案して容れられなかったが、その後あれを思って、説明不足であったことに気づいた。塩鱒と並業の塩鮭業者の原価に対する観点と単に休止工場を借用し、塩鮭生産を専業とするものの原価の観点の相違を説明すべきであった。

塩鱒と兼業のものは設備の規模は大きく経営も合理化されている反面、相当多額の維持費、修理費や償却見積りを必要とするので、これらを鱒、鮭に分割して生産原価を算出するであろう。処が休止工場を借用して、塩鮭のみの生産にあたるものは単にレントを払う丈けで、修理費は殆ど不要なうえに、償却見積は全然不要なのである。しかも休止工場は大村や新西院地区には多数にあり、これらの所有主の大部分は将来漁港としての繁栄、乃至は地価の上昇を期待して保有している関係上、極く低率なレントか、少額の修理費と交換条件で借用できると見られる。最低生産割当七〇〇箱を得ねば採算不可能というのは兼業者の観点であって、たとえ陸上にあっても数多くの工場であれば借用して、塩鮭生産可能程度の工場としての鑑札所有者には前述最低七〇〇箱の理論は当てはまらないものと思う。

この相違点に留意されて、慎重に審議されることを切望する。」と縷述した。

塩鮭市販数量の審議に移り、暫定措置として最低三〇、〇〇〇箱、最高三五、〇〇〇箱とし、各工場の生産割当は漁業者からの実績報告書を入手後審議することに決した。

各塩鮭生産業者に対し、鑑札名義人、鑑札番号及び工場所在地を名記の上、地方局に書類を回付すると告示を発することを幹事に指図した。

九月二十二日の係官会にも日系側からは木村、吉田が出席した。重要事項は塩鮭の市販総量と生産割当決定である。これに関して漁業省よりの報告に基づく幹事仮成の参考書が先ず一同に配布された。(注、本一五五頁「参考書」これの批評と付随する事項を参照)

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-158
www.nikkeimuseum.org

155.

「考え書」（漁業組合の資料に基づいてノート新事作成完成。

鑑札名義	経営年度	平均年産額	政府補助金	組合員
B.C. PACKERS, IMPERIAL CANNERY	1931, 32, 33, 34, 35.	1,722(箱)	1,200	249
〃 〃 NAMU CANNERY	1931, 32, 35. 1935(松山)	2565	900	
B.C. FISH SALTERIES (向井、太田)	1931, 1935	908	900	
CANADIAN FISHING CO. LTD. (HOME CANNERY)	1931, 1935	913	900	
COAST PACKING CO. LTD	1930, 31, 35	1,230	1,200	
DEEP BAY PACKING CO. LTD.	1931, 32, 34, 35	1,570	1,200	
TAHSIS PACKING CO.	1930, 31, 33, 34, 35.	1,235	1,200	
GREEN COVE SALTERIES LTD. (大浜、権野)	1930, 31, 32, 33, 34, 35.	4,476	2,000	238
HOWE SOUN FISHERIES, LTD. (松山、福山)	1930, 31, 32, 33, 34, 35	1,461	1,800	
M. KASHIND (GREEN COVE SCON - NITINAT (大浜、権野)	1935.	700	700	
小島福太郎朝日缶詰	1930, 31, 32, 33, 34, 35	1,071	900	415
嘉祥治三郎商会	1931, 33, 35.	1,003	900	
MORESBY ISLAND FISHERIES, JERWAY LTD. (向井、太田)	1930, 31, 32, 33, 34, 35	2,694	2,000	
MORESBY ISLAND FISHERIES LTD. (N. GALIANO) 大浜、松山)	1931.	1,277		
松山商会	1931, 35.	2,006	900	
NELSON BROS. FISHERIES, LTD. (ST. MUNGO CANNERY)	1933, 34, 35.	1,325	1,200	258
リバー商会	1930, 31, 32, 33, 34, 35	2,122	1,200	216
高橋儀兵衛	1935	1,152	900	252
田中(三吉)商会	1930, 32, 34, 35	1,510	1,000	199
田中元吉商店	1931, 32, 33, 34, 35	1,007	1,000	287
土屋 一	1930, 31, 34, 35	1,476	1000	177
VINCE & CO. LTD, SARITA BAY. (向井、松山) BLIND CHANNEL を含む	1931, 32, 33, 34, 35	1,325	(1,800)	
吉田儀吉	1930, 31, 32, 33, 34, 35	1,859	1,500	717
中村長助 TELEGRAPH COVE (A. WASTELL を含む)	1930, 31, 32, 33, 34, 35.	1,727	1,500	
NORTHERN CHIEF PACKERS, LTD.	1930, 31, 33, 35.	1,361	1,200	
B.C. PACKERS LTD. PACIFIC COAST CANNERY	新規鑑札につき生産記録無し			
〃 〃 〃 KILDONAN CANNERY	仝上			
MARK GOSSE FISHERIES	仝上			
久著光造ら	仝上			
WM. MORRIS OAKFORD	仝上			

右の表を作成した役村は「漁業省は組織の検査はまだ施行していないのでこの数字は多分カナダ統計局法 (DOMINION BUREAU of STATISTICS ACT) に依って収集されたものと漁業省が推定しているが私たちのではあろうと想像される。報告書はこの表を作成するまでの過程を述べ、完成したら私に贈呈してくださいと依頼した。私はこの表以降の検査報告を数量と価値、それに日本側を調査して船名を数量が受取先のまとめ作り、各数字を突き合せて検査して正確と認められるものを許容しているのだ生産能率と工場名は不明だがおおよそに関する報告の表を照合できるものだった。しかし漁業省から数量照会が延引したため、照合はできなかったのである。

今この表を見ると数ヶ所に昨年度の統計生産量が示されているが、これは正確なものではない。漁業省の数字は四捨五入して全部端数となっており、一応同社の公式の日産能力を基準として生産量割当てられるので、自然と検査のまちまちにならざるをえなかったのであろう。グリーンコーブに統計量二〇〇箱が示されているが、約二〇〇余箱（現実数量は二二〇箱）はコーブーの本店申請であったと記憶する。またグリーンコーブの他にピンク、白スプリングやカナダのそれを表示したものがあり、おそらく支部に編入されたピンクをも含んでいるものと思われる。以上は漁業省の数字を基礎として作成されたものであるべきである。（残る報告書については別項に記載）

今期の生産割当を決定する際、昨年度割当量に対する増減を考慮するとすれば、従来の割当量は、文部省の供給者や無資格の生産者を増加にする訳で、我の目的を達成とするには、割当量調査の際、この点に留意されるようにしたき希望する」と述べた。

漁業局長は「このような提案は初めてである。考慮はするが、即答はできない。しかし我が方の調査の困難をよく理解されたい。従って割当の際、他の業者と比較するために、各業者の生産能率を知る必要がある。」と述べた。

モーズビーアイランド漁業（ジェリー）会社（向井、太田）が今年度に生産すると聞いているのだ。聞くところによると、この会社は「小物で指導者が無い」ので永年に亘り宣伝に努めた結果、現在得ている生産割当を同量だけ増加するようにしたのだ。しかし、現在得ている生産割当は決して過当な数量ではない。同量では他の業者はこれ以上増産できないことは明瞭である。我が社の生産量とは関係ないことではあるが、何卒実績を調査されて今期からは過去の実績に近い量を割当てていただきたい。」と陳情してあるが、他を一切謝絶されたので、本稿は割愛した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-159
www.nikkeimuseum.org

それから諸報告の審議に移った。

一、塩鮭品質証明書の件。幹事はカーライー氏と交渉し、証明書発給の了解は得たが、塩鮭とは異り、検査の複雑性上、これに要する費用は生産者が負担すべきものとみられたことを報告した。依ってこの件は生産者筋の意見を徴してから決定することにした。

二、塩鮭市販総量及び生産割当に関する意見陳述の件。委員長は上記について、ネルソン、ブラザース漁業会社、中村長助、及びモーズビー、アイランド漁業（ジェッドらエー）から書信を入手したことを報じ、これらを考慮して「主題」を審議の結果決つるべく返信を発したいと声明したので、全員これを了承した。

三、塩鮭市販総量と生産割当の件。市販総量決定後、その枠内に合致する生産割当をすることは繁雑故、先ず生産割当を決定することにして、審議に入った。

午後一時四十五分より延々三時三十分まで討議したが、決定を見ず、一応休会して、二十三日、午後二時三十分より再審議することにした。

九月二十三日早朝ドルトン委員長は午餐しながら意見を交えたいと木村に電話したので、木村は快諾して、正午、指定のホテルに赴いた。委員長はロビーから小室会席めいた一室に案内してくれて、「今日は二人丈けでユックリと懇談しよう。」と云い料理の注文をすませた。

△委員長、木村委員と午餐、意見の交換を行なう。

やがて食事をしながら、「塩鮭割当最低三〇〇箱説は君の持論であることは理解している積りだが、たとえ白系会社が名義上鮭私所有者であっても大部分の場合、その会社に就職して対漁者の斡旋に任じている日系人が好むに生産、販売収益に関与すると聞いている。若し事実ならば君の持論はこれら日系人の収益を減ずると見られる故、何とか妥協方法はあるまいかと考え、君の意見を聞きたいと思っている。」

と語るうちだした。

木村は、「日系人のために考慮を払って労うことは感謝しているが、一応私の見解を述べませう。塩鮭、塩鮭並に魚物利用の発想から日系人が考案、開拓したもので、私はこれら開拓者に私淑しており、それ故にこれら物産の殷賑を願っている。従って開拓者等からの遺産と見て、東海岸鮭の乱獲防止策としてナイヤガの水産試験所と連絡を保ち、大体望蹟的に少量の漁獲物を送り四年子の含有量調査に資している。（註、四年子が既定量と下まわれば、禁漁令が発布される。）また、塩鮭の統制販売案を現行管理法に生うんじて勧め企業の維持を計ってきた次第である。処で、塩鮭の事情は稍々異なっている。頭初はナヤムが製鑵されなかったために塩蔵されたが、その後ナヤム鑵詰の需用は逐年増加

しつつあり、魚価は上騰するので漸次塩蔵鮭の採算は困難な傾向が強くなってきた。従来永年に亘つて塩鮭を生産したものも衰頽気味を帯びてきた。これを見て米鮭輸出組合（現在のSSE）は先年日系塩鮭業者の銀座会を催し、これに割当制度に基づく共同生産案や委託取引の合理化、或いは市況に依つては生産制限を画策する諸案を提出した。この座談会には非組合員の日系人一名と、日本側の仕切荷算書上の名義人を調査して判明した白系会社名義に依つて操業している数名の日系人にも案内状を発した。そしてこれらの人々は皆、その主旨を是認して会議に列席したのである。主旨を説明して賛成を得てから、全員の割当を討議し、種々折衝の結果、或る程度の譲り合いや、或いは加増を与え緩和策を講じ、全員の満足する割当基準数字を算定した。そして、市況を調査して年度の総生産量を審議、決定後、基準の比例で生産（或るものは随意に共同生産も可）に当ることを、一致賛成したのである。然が数日後協約書を作成して、署名を求めた際には非組合員は言を左右にしてこれを拒み、署名したのは組合員のみという結果に終つた。その後署名者は現在のSSEを設立し、市場管理法下に統制を保つているのである。

白系の会社が対漁者の折衝に当る日系人に或る種の特典を与え、優遇する道理は勿論充分理解される。アンドロクレスが獅子のトゲを抜いてやったために、後日獅子に助けられた話があるように、それに似た諺（ことわざ）が日本にもある。しかし、これら一部の日系人が時に生産者顔をしたり、或いは会社の庇護を求めたりして、ご都合主義の手段により、若しも生産割当の加増を計るとしたら、信義に悖るように感じられる。まして管理法下に割当制度がしかれたのを好機に工場鎖礼を受け、開拓者の遺書を経素から維持し続けた業者の割当委譲を、若し許すものがあるとしたら、それを援助する訳にはいかないと思つている。現に昨年新規に鎖礼を受けたもので、夢想だにしなかつた七〇〇箱もの大量割当を得たと、うそぶいたものさえあつたと聞く。従つて今期はどこまでも最低三〇〇箱説を堅持したい。勿論これは現情勢下に処する私の理念であつて、市況が好転した場合、新規に新業に参加するものに対し、originalな割当を与えることに吝かではない。」と話した。

委員長は、「君の理論はよく解つた。が、意見聴取が一年おそかつた。否、昨年度の割当審議以前に聞くべきであつた。幹事作成の参考書に対する君の批評と聞いて、自分の推理に間違いがあるようなので、この会議を思い立つたのである。関方面の空気では、来年も採用（今年も）されまいと思う。しかし、たとえ敗れても自重して、来期再度建議されたら必ず念願は貫徹すると思う。」と述べ散会に赴くことにした。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-161
www.nikkeimuseum.org

△塩鮭生産割当及び市販総量決定。

二十三日午後二時三十分から統合を開き、割当の再審議に入り、二時間余討議の末、(動議クローフォード、吉田)生産割当案を採決通過した。(注、割当総計は三、九五〇箱、詳細は別表)但一五九頁を参照)委員長は採決には加わらなかつたが、三名は賛成し、反対を表明したのは木村丈夫であつた。

市販総量は生産割当に準拠して、各種塩蔵鮭全部を合み、三、九五〇箱と決定した。

その後、会議を継続し、(動議吉田、ブラックウエル)若しも三、九五〇箱以上の量が市販可能な際は、その量を生産割当数に準じ、比例をもつて全生産業者が市販に参与することを一致、決議した。

東京駐在カナダ商務官に市販総量を打電、これを塩鮭取扱各店に伝達を依頼するよう幹事に指図した。

法律違反の塩鮭生産行為の件。幹事は、州漁業局次官から、"田中(三吉)漁会は、そのリード島工場に於て不正行為的に約二〇〇箱の鮭を塩蔵し、官憲はこれを差押さえた。この塩鮭市販につき、把方局は如何なる手段を講ずるか通報されたい。"と来信したことを報告した。審議の結果、州漁業局は把方局に如何なる手続きを採るかを要望するか、問いただすことに一決した。

休会前に委員長は、"二日に亘る熱論であつたが、これに依つて感情のモツレを生じないよう各員に願つておく。これから先きは総べて兄弟であるからその積りで聞いて貰いたい。あれだけの熱戦は塩鮭業者主催の慰労会にあたいする。地方局には予算もないし、それを催す権能を与えられていないので残念である。それから、敗北をものの木村氏の単独奮戦は月桂冠ものであつた。それに修正案の主旨は、日本からの情報で総量低減の要がある故、新規鮭私所有者の割当を二〇〇箱とし総計一、〇〇〇箱を削減するというのであるから、ジョージ(クローフオード)等に苦戦のキザシがあつたと見た。兎に角冒頭に述べたように感情にまどらないように願む。"とえつてから木村に向い、"一言ないか木?"と誘いをかけたので、木村は、"委員長の提案で月桂冠をかぶつて貰らつた気持ちになり、お礼を申します。委員長は非常中に気にかけておられるらしいが、我々の間柄では感情のシコリは決して起り得ないことを断言して安心していただくように一言加えておきます。"と述べたので、一同は拍手し、ヒヤ、ヒヤを連呼して散会した。

(注、木村は委で松山委員が吉田補欠を推した理由を述べようかと思つたが、若し間違つた理念を与えては、と考え直し差し控えたのであつた。)

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-162
www.nikkeimuseum.org

159.

◁ 漁業組合員割当表（1941年漁期）

生産工場名（即ち製造鑑札名義人	生産割当（箱）
B. C. FISH SALTERIES LTD. （向井、太田）	900
B. C. PACKERS LTD.. (PACIFIC COAST CANNERY)	500
〃 〃 〃 (IMPERIAL CANNERY) （難本）	1,200
〃 〃 〃 (NAMU CANNERY) （中村長助）?	900
〃 〃 〃 (KILDONAN CANNERY)	500
CANADIAN FISHING Co. LTD. (HOME CANNERY)	900
COAST PACKING Co. LTD.	1,200
DEEP BAY FISHING & PACKING Co. LTD.	1,200
MARK GOSSE FISHERIES LTD. (V.H.C. FISH DOCK, VANCOUVER)	500
TAHSIS PACKING Co. LTD.	1,350
GREEN COVE SALTERIES LTD. （大出、樫野）	2,500
HOWE SOUND FISHERIES LTD. （杉山、福山）	1,350
久芽光迪（オーロ漁者慎会－日系－組織書） (SCOW AT WINCH CANNERY) （高橋、吉田）?	500
樫野眞男, RITHER DON BAY（大出共営）	700
小島福右衛門, 朝日崇仁市	900
嘉祥商会	900
MORESBY ISLAND FISHERIES, JEDWAY, LTD. （向井、太田）	2,250
MOREBY ISLAND FISHERIES LTD., NORTH GALIANO （大出、松山）	500
松山商会（ナナイモ工場）	1,000
WM. MORRIS OAKFORD. (BURRARD CANNERY, STEVESTON) （リバー魚会社、田中元吉）?	500
NELSON BROS. FISHERIES LTD.	1,350
リバー魚会社	1,500
高橋儀兵衛	900
田中（三吉）商会	1,000
田中元吉商店	900
土屋 一	1,000
VINCE & Co. LTD （寺西、松山	1,000
吉田慎也	1,500
中村長助	1,350
NORTHERN CHIEF PACKES LTD.	1,200
合計	31,950

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-163
www.nikkeimuseum.org

九月三十日、午前九時三十分よりの集会には松山、吉田両氏とも欠席し、木村が単身参加した。

幹事はコースト、パッキング、デイープベイ、パッキング両会社から塩鮭割当に対する不服申立ての手紙を朗読した。その中には昨年度に比して二五〇から五〇〇箱の加増を受けた工場さえもあるに、コースト、デイープベイ両会社は加増を得なかつた故、考慮を与えられたいと、各々陳情していた。

△塩鮭生産割当不服申立に関する木村の委見。

右を聞いた木村は、「今期ゴエッドウエイ（白井、右田）に二五〇、グリーンコーブに五〇〇箱の加増を行なつた故、地域的の関係もあるし、グリーンコーブを対照として右両会社を比較し、一應意見を述べよう。両会社とも幹事作成の参考書に依れば連続的に生産していないが、繰業年度の平均産出量は一、二〇〇余、と一、五〇〇余箱である。これに対し双方共に一、二〇〇箱宛を割当たのであるから、コーストパッキングは実績の約一〇〇%という厚遇を受け、デイープベイも約八〇%を得たことになる。これに比べグリーンコーブは一九二四年から例年繰業しており、幹事の実績表によつても明らかなように一九二〇年以降の年生産平均量は四、四七五箱である。これに対し、昨年は単に二、〇〇〇箱しか与えなかつたので、今期はこの点を考慮して五〇〇箱を加増したが、それでもなお、実績の五五%程度に過ぎないのである。

昨年塩鮭生産を割当制に移行した際、実績は省られずと予想され、その半面生産可能な割当を期待した新規鉦札申請者は加増するし、この報におびえた従来の生産者（約十六工場）は対策として休止工場を残らずまで鉦札申請を行つたため、波紋的に三十一工場が繰業された。

今期は日本市場不振を予想のもとに前年の勧告に依り、六工場は従業を見合わせたが、新規に五工場が参加し、三十ケ所となつた。それでも従来の約二倍近い数なので、前年割当決定に長時間悩んだのである。この実状をコーストとデイープベイ、パッキング、両会社に説明すれば充分諒解してくれるものと思う。」と述べた。

クローフオード、ブラックラエル両委員はCMA魚肥、魚油、塩魚部門から塩鮭割当を再考、是正すること、そして修正不可能な場合は、今期割当が前例とならないよう提案すべく依頼されたことを報じた。そこで、この件を審議し、割当は八分平であることを肯定した。しかし、クローフオード委員は何にか間違つた風評に眩惑されているらしく、木村に向つて二五〇乃至五〇〇箱の譲歩をグリーンコーブに交渉して貰らいたいと執拗に頼み、木村は埒方なく一應相談することを引受けたので、その結果に依り必要ならば、再び割当の再審議をすることに決した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-164
www.nikkeimuseum.org

懸案となっていた塩鮭品質証明書の件が上程され、CMA塩魚部より漁業者に発給申請を決議したことが報告された。木村は「十月二日SSEの株主総会を催し、この件を討議することになっているが、今までに連絡したものには反対された。それは塩鮭のような塩度計で検査し、一定標準のものの生産をなすとは異なり、鮭はその魚体や魚色に依り消費地方が違うので、或る物は硬性とか、または軟性に適当する訳で、生産者等は各々その希望先と相談して生産し、好成績を挙げつつあるのである。それを今更一律として漁業者の決定する一律的標準に基づき塩蔵せねばならぬとすれば従来苦労して樹立した商標価値や個性を失ない、各消費地方には不適当な製品となり、引いては損失を招くことに終る。若し漁業者が検査に任ずるならば、先ず責任者を日本に派遣して、各消費地方の実情を詳細に調査し、これらに順応する各種の製法を定めた上、魚形、魚色により硬、軟度異る検査法を設けてから実施に移さねば、全産業の衰亡を招来する恐れがあるというのであった。」と中間報告をした。依つてこの件はSSEよりの総会結果を待つことに決した。

正午近くなったので一応休会し、午後五時から同じ四人と幹事の顔振れで再開した。冒頭に木村は委員長に向い、CSHEとSSEは全生産業者にかわり、各員の慰労夕食会を催したいと耳うちしたので、委員長は早速これを公表し、会場の交渉をしてくれた。

三、塩鮭最低売値保証額の件。

一、官許輸出取扱商の件。PSFSとSSEとCSHEと

PSFSは塩鮭の輸出に任ずるよう指定した。

二、塩鮭市販の件。(動議木村、ブラックウエル)最低売値保証付き条件で委託販売とし、保証金額に合致する取消不能な信用状入手の上、出荷すること、そして最低売値保証額はPSFSとSSE合意のものを承認することを一致議決した。

三、塩鮭最低売値保証額の件。

(A)フレーザー河チャム一箱につき、一二弗五〇仙宛、

(B)暁香波島周辺チャム一箱につき、一〇弗宛、

(C)クイン、チャーロット島チャム一箱につき、九弗五〇仙宛、

いずれも米貨、C.I.F.横浜沖渡し。とPSFS及びSSEが合意した旨幹事は報告した。

四、塩魚輸出税の件。(動議クローフオード、木村)各生産業者は、塩鮭一箱につき、一〇仙宛、塩鱒一箱につき、八仙宛を輸出税として、出荷許可証発給前、司に納入することを決定した。

五、官許輸出取扱商口銭の件。(動議クローフオード、木村)主題の口銭はCI-

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-165
www.nikkeimuseum.org

値段に基づき、塩鮭に対し五%、塩鰊に四%と決定した。

六時十五分休会。

△CSHEとSSEが催した夕食会。

六月三十日の懇会をすませた五人は、ユックリと散歩しながらホテルに赴き小宴会場に入った。委員長は全員の飲み物を聞き、メニューを相談、ステーキ、ディナーと決し、注文をすませた。その途端にクローフォード委員は木村に向い、「如何したのか、松山・吉田はボイコットしているらしいな。」と話しかけた。木村の返事を制して、委員長は、「今日の夕食会をCSHEとSSEが全塩魚業者にかわって催す権能は公認されていないと思う。従って、会談は総べて前の懇会と同様、議事録として発表する以外のものは極秘を守ることにするから、その積りで忌憚なく話して貰らおう。」と先ずなごやかな雰囲気をかもして呉れた。皆は「アグリード(賛成)」と称えて盃をかたむけ会談に移った。(注、会談は交錯するので、委員長は「長」、クローフォード委員は「ク」、ブラックウエル委員は「ブ」、木村は「木」、そして、クラーク幹事は「幹」と印す。)木、「松山・吉田はボイコットはしていない。松山は昨年塩鮭割当制定の際、折衝の必要を認めて、自身の割当を削り、他に与えた。処が永年松山と親交のある人達は放任できず、余儀なく彼等のそれも削減せねばならぬ立場に陥ったのである。松山はそれに気付き、今期の塩鮭割当審議から身を引いたものと思う。吉田は割当が確定したと見て、安心して欠席したのであろう。」ク、「吉田は唇を動かさず、口中だけで話すらしく不可解だった。通弁なしでは用はたせんと思った。」ブ、「勤議の相談には木村を頼んだ。」幹、「木村氏は多忙だった。自分の主張は主張せねばならず、その反論に近いことを吉田氏が称え、これの通訳をせねばならず、するで役者の一人二役と云う恰好(カッコウ)だったネ。」ク、「吉田はフイニックス(PHOENIX CANNERY)に永年勤めて、重宝がられていると聞くが、通訳なしで間にあう様様なので、この点だけには感心している。」木、「彼氏は訛音に有能な人で、新渡来の日本人に英語を教えた経験もあらしい処が、東北地方人特有の、Z音が強く日本語を話しても通訳なしでは難解だと蔭口をいうものもあると聞く。しかし、訛音に親切を、また篤義に篤い人だ。皆が吉田氏に疑問や興味を持たれているらしいから、夕食後若し時間があれば、一応吉田観を述べてみたい。」長、「先刻幹事が話したように木村氏に一人二役を勉めさせたのを見ると確かにどこか良い処がある筈と感じた。」

料理が用意されたので、一同は談笑しながら食事をすませた後、再度盃をとって休憩室に移り、会談を続けた。幹、「CSHEやSSEは社交費の予

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-166
www.nikkeimuseum.org

算は組むかネ？」木、「否、登記した有限の株式会社であるから、インカム、タキスの申告が面倒なため、社交費は全然ないことにしている。」幹、「するとこの夕食費用は？」木、「主催者の名義は借りたまずけど、私が責任を負う。そのかわり、番段は始終株主等に午餐や夕食の饗應を受けるが、自分は一仙も負担はせない。今日の夕食はその埋め合せだから、これで貸借が払えて私は安心できる。」長、「PSFSもこれにならって運営してくれれば、ビオージ（幹事）もたすかる。でないと株主等は各畜家揃いと見られるな。」と冗談を交え、「速記はせないこと。」と仲々隙（スキ）がない。これを機会に木、「先ず、程吉田補欠のことを述べたが、あれだけでは充分でない。吉田氏の叔父は永らく朝鮮総督を勤めた斉藤実元帥であり、その感化もあるらしく、吉田氏も気宇が広く、定見を持ち、一應説いても理解が得られないものに対しては、東北人特有の気永がさで時機を待つ。待つ間は妥協としておらず、自分の地位を守るとか、地盤を築く為めな手段を講ずることは決して急らない。そのため、應々一部の人達から吉田は機会あるごと、これを利用して地位を築くと悪評されると聞いたこともある。しかし吉田氏は一九一九年、大村日系人漁者慈善団体の団体長に選挙され衆望あり、再選を重ね、二年まで勤めて一應勇退したが、一九二六年から三ケ年また団体長を勤めた記録がある。それでもまだ誤解しているものもあるらしいが、責任感の強い人であるから、局の集会を意識的にボイコットすることはあり得ないと確信している。」又、「自分の環境的には反吉田系が多いらしく、色々な話を聞くので、つい吉田がボイコットをしたと口にしたが、あれは取消しとする。」長、「ビオージ、あの言は議事録には記されていないから、心配するな。サア、それでは木村氏が云われるように、名義上CSHEとSSEにご馳走になったとして散会しようか？」と皆に計り、一同握手を交した。木村の帰宅便はブラックらエル委員に頼んだ。

大きな散財ではなかったにも拘らず、ブラックらエルは非常に良い企てであったと称賛してくれた。

神戸塩鮭販売組合代表周来晩、地方局を訪う。

十月一日、神戸組合の佐野清忠、竹園陽二両氏が来晩、昨度午後四時から地方局の集会が催されるので、木村は委員長に両氏の局えの挨拶希望を告げ快諾を得た。この日も松山氏は欠席した。

木村は佐野、竹園両代表を紹介し、各員と握手を交した後、委員長は歓迎の挨拶を述べた。佐野氏の謝辞は木村が英訳した。今期の神戸地区塩鮭需用量を算出、大体昨年同様一〇、〇〇〇俵程度と云う答えを得た。委員長は今期の方針はまだ決定していないが、これから審議を重ね数日内に決定する旨、その際はいち早く連絡することを約した。両代表は礼を述べ、退出された。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-167
www.nikkeimuseum.org

神戸の代表同退室に依り懇会に移った。

一、塩鮭生産割当不服申立の件。弁護士ギル氏(Mr. J. D. Gill, L.L.B.)は田中元吉氏の代理人として、文書をもって割当増加の請求をした。審議の末、同はギル氏の申入れを考慮した。また、漁業省の過去の生産実績を調査し、投資額も参考とし、審議したが、変更の要は認められない。」と返信を発することに決した。

二、塩鮭生産工場鑑札発給数。幹事は州漁業局次官より十八工場に鑑札が下付されたと通報に接したと報告した。

三、塩鮭市販総量の件。神戸、上海、香港、各地駐在のカナダ商務官よりの各区需用予想を参考にして審議の結果、(勧議ブラックウエル、木村)

香港地区　四、五〇〇屯、

上海地区　六、五〇〇屯、

神戸地区(日本)一〇、〇〇〇屯、

合計二、〇〇〇屯と決定した。そしてこれを各地の商務官に打電するよう幹事に指図した。

Source: Nikkei National Museum, 2010-4-3-1-1-168
www.nikkeimuseum.org